

衆議院 第二百一十回国会 財務金融委員会 議 録 第 二 号

令和五年二月十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 塚田 一郎君

理事 井林 辰憲君

理事 中西 健治君

理事 櫻井 周君

理事 住吉 寛紀君

青山 周平君

石原 正敬君

大塚 拓君

勝目 康君

神田 憲次君

小泉 龍司君

佐々木 紀君

瀬戸 隆一君

土田 慎君

藤原 崇君

宮澤 博行君

若林 健太君

野田 佳彦君

福田 昭夫君

山田 勝彦君

藤巻 健太君

伊藤 渉君

前原 誠司君

吉田 豊史君

越智 隆雄君

宗清 皇一君

末松 義規君

稲津 久君

石井 拓君

小田原 潔君

大野敬太郎君

金子 俊平君

神田 潤一君

高村 正大君

塩崎 彰久君

津島 淳君

葉梨 康弘君

古川 直季君

山口 晋君

階 猛君

馬場 雄基君

道下 大樹君

米山 隆一君

岬 麻紀君

山崎 正恭君

田村 貴昭君

鈴木 俊一君

藤丸 敏君

井上 貴博君

伊佐 進一君

井野 俊郎君

財務大臣政務官

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 (金融庁企画市場局長)

政府参考人 (金融庁企画市場局長)

政府参考人 (デジタル庁審議官)

政府参考人 (外務省大臣官房審議官)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (財務省主計局次長)

金子 俊平君

島山 貴晃君

中澤 信吾君

井藤 英樹君

阿部 知明君

岩本 桂一君

寺岡 光博君

中村 英正君

住澤 整君

三村 淳君

江島 一彦君

星屋 和彦君

伊藤 学司君

山下 恭徳君

堀井奈津子君

松本 圭君

宮本 悦子君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

井上 博雄君

川嶋 貴樹君

黒田 東彦君

雨宮 正佳君

貝塚 正彰君

二階堂 豊君

勝目 康君

宮澤 博行君

佐々木 紀君

山口 晋君

馬場 雄基君

神田 潤一君

中山 展宏君

八木 哲也君

若林 健太君

藤岡 隆雄君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

二月九日

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

財政及び金融に関する件

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塚田委員長 質疑の申出がありませんので、順次これを許します。中西健治君。

○中西委員 おはようございます。自由民主党の中西健治です。

理事会のお許しを得ましたので、久々にマスクなしで質疑をさせていただきます。

今回も、財務金融委員会、たくさんの方の、多くの重要な法案がありますけれども、まず、大臣の所信の質疑に立たせていただく機会を与えていただきます。ありがとうございます。

日本銀行の総裁が誰になるのかというように、今市場の大きな関心事になっておりますけれども、そしてそれに伴って、共同声明の見直しというのがあるのか、こうしたことに関心事となつていますが、見直しをするのかと大臣に聞いても、きつと今日の時点ではお答えできないということだろうというふうに思います。また、私の方からは、十年前に結ばれました共同声明について、その意義をどのように考えるかということについてお聞きしていきたいと思えます。

もはやデフレではないという状況がつけられたというのが政府の認識だろうというふうに思いますが、我が国の物価研究の第一人者であります東京大学の渡辺努教授は、近著の中で、まだ安定的なデフレ脱却は果たされていない、現在の状況については、急性インフレと慢性デフレが同時進行していると警鐘を鳴らしております。

まだまだ危うい状況であるのかなというふうにも思いますけれども、この十年前の政府と日銀の共同声明についての評価、これを大臣にお伺いしたいと思えます。

○鈴木国務大臣 政権交代後の平成二十五年一月に、政府と日銀は、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のために政策連携を強化することとしま

して、これを共同声明として公表をいたしました。

この共同声明においては、政府は、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた取組や、財政運営に対する信託を確保する観点から、持続可能な財政構造を確立するための取組を進めるとされ、日銀は、日銀が定めた物価安定の目標の下、金融緩和を推進するとされておられ、これまで、この共同声明に沿って、政府、日銀一体となつて、デフレからの脱却に向けて取り組んできたところであり

ます。その結果、御指摘のように、デフレではないという状況をつくり出すとともに、GDPや企業収益を高め、雇用環境を改善するなど、大きな成果を上げたことと認識しております。

しかし、他方、女性や高齢者等の労働参加比率の上昇等を背景とした一人当たりの賃金の伸び悩みが見られ、新型コロナウイルス対応等のため財政状況の厳しさは増しております。また、黒田総裁は、まだ2%の物価安定目標を安定的、持続的に達成する状況にはなっていないと述べられており、それぞれの課題が残っているということ、これも事実であります。

政府としては、引き続き、政府、日銀が一体となつて、物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け取り組んでいくことが必要と考えておられ、今後ともしっかりと連携を強化して対応してまいりたいと考えております。

○中西委員 ありがとうございます。今の大臣の総括というか評価の中では、プラスの部分もあつたけれども、まだ足りない部分もある、こういうことだと思えます。

そのうちの一つの例として、一人当たりの賃金の伸び悩みということも挙げられておりました。元々の共同声明にしても、物価の上昇そのものがやはり明示的に掲げられていて、掲げるのは当然なんですけれども、それだけが唯一の目標になっているのではないかと、このようなことが疑義として持ち上がるようなところがございました。

大臣もよく御承知のとおり、アメリカのFRBは、物価ということのほかに、雇用の最大化という、デュアルマンデートが与えられております。やはり、何らかの形で、雇用ですとか賃金ですとか、こうしたことも目標の中に掲げるべきであったのではないかと、このように考えているところでもあります。

そんな中で、今、政府が、岸田政権としては、やはり賃上げということが最大の目標の一つになつていくということは間違いなからうというふうに思っています。今度の共同声明の中で、私は、賃金や雇用について書き込むべきであるというふう

に思っております。今度の共同声明の中で、私は、賃金や雇用について書き込むべきであるというふう

に思っております。今度の共同声明の中で、私は、賃金や雇用について書き込むべきであるというふう

に思っております。今度の共同声明の中で、私は、賃金や雇用について書き込むべきであるというふう

に思っております。今度の共同声明の中で、私は、賃金や雇用について書き込むべきであるというふう

に思っております。今度の共同声明の中で、私は、賃金や雇用について書き込むべきであるというふう

方を含めまして具体的に申し上げることは時期尚早と考えているところであります。

その上で、共同声明の目的でありますデフレ脱却と持続的な経済成長の実現、これは依然として重要な政策課題である、そのように考えております。そして、この政策の課題の実現に向けては、御指摘のとおり、賃上げの実現、これは非常に重要なポイントであると認識をいたしております。政府としては、賃上げに向けて各種の取組を行っているところであり、また、賃上げの必要性についての認識については、日銀の黒田総裁も述べられているところであります。

こうした認識の下で、構造的な賃上げを伴う経済成長と物価安定目標の持続的、安定的な実現に向けまして、政府、日銀が一体となつて取り組んでまいりたい、このように思っております。

○中西委員 どうもありがとうございます。是非、新総裁とのいろいろなこれからの話の中では、雇用と賃上げについては明示的に取り上げて

いっていただきたいと思えます。共同声明は、内閣府と財務省、それと日本銀行の三者のクレジットということになっておりますので、是非お願いしたいと思えます。

続きまして、これから税法の議論がされることになりまして、これからNISAの拡充ということになりますけれども、その中でNISA、これが大幅に拡充、もし通れば大幅に拡充されて、来年から使いやすくなるものができるということになってまいります。

私も、もう何年も前から参議院の方でもずっと財政金融委員会でのNISAの拡充ということを取り上げてまいりましたし、今は、自民党内ですけれども、財務金融部会長として、こちらを何とか拡充できないかということをやつてきましたので、もしこれができるということになったら、これは大変すばらしいことだというふうに思っております。

二〇一八年の十月に株式の売買単位が百株に統一されました。それまでは、一株ですとか二百株、五百株、二千株とかいろいろんな種類があつて、なかなか投資対象にならないものが多かったのが、百株に統一はされました。それ自体は本当にこれまでの東証の努力を多としたいというふうに思いますが、しかしながら、直近のデータを見て、まだこの株価に百を掛けて買える最低投資単位が相当大きい金額になつてしまつている上場会社も幾つもございます。

金融庁にお尋ねいたします。
百株、いわゆる投資単位をかうために五十万円以上かかる、そうした会社、どのような会社があるんでしょうか。

○井藤政府参考人 お答え申し上げます。

東京証券所では、上場規則におきまして、上場株式の投資単位が五十万円以上五十万円未満となるよう、その水準への移行及び維持に努めるものとするとしてございます。

先月末時点でこの規則の対象となります上場会社三千七百九十五社のうち、投資単位が五十万円を超える会社は二百三社となっております。

○中西委員 ちなみに、その二百三社の中にはおなじみの会社というのは多分たくさんあるんだろうと思います。いわゆるハウスホールドネームという、そうした会社、幾つか紹介していただけませんか。

○井藤政府参考人 どの会社が有名かどうかと私の中では言い難い部分がございますけれども、例えば一月三十一日時点で申しますと、ファーストリテイリングですね、ユニクロを運営されていますけれども、これだと七百万円を超える、あるいはオリエンタルランド、東京ディズニーランドを運営されている、これは二百万円を超える、あと、例えばJR東海、東海旅客鉄道でございますけれども、これは百五十万を超える、ソニーグループでありますと百万を超える、そういう状況でございます。これはあくまでも一例でございますけれども。

○中西委員 今、挙げていただいたようなネーム、ファーストリテイリングですとかソニーですとかオリエンタルランドですか、やはり個人投資家が買いたいものなんじゃないかというふうに思います。

去年は、個人投資家が久々に大きな金額で買い越しをいたしました。おとしも、小さな金額でしたけれども買い越しで、二年連続買い越しというのは、八三年に統計を取り出してから初めてのことであります。そして、昨年の一兆円を超える買い越しというのはパブルのときの九〇年以來のことになりますので、ようやく貯蓄から投資へとこの流れができてつある、あと、パブルの後遺症から癒えつつあるところなんじゃないかというふうに思いますので、何とんでも、せつかくこの流れを太いものにする、それがNISAなんだろうというふうに思うんですが、そのNISAで買えない株があつてはいけないんじゃないだろうかというふうに思います。

あと、とかく言われることですけれども、日本人の個人投資家は高配当の株を買うことが多いということなんですが、やはり成長する株も買ってもらいたいだろうというふうに思うんです。ソニーもまだまだ成長するかもしれない。そうしたところにお金が入りやすいようにするために、是非とも投資単位を引き下げてもらいたいと思います。

東証はやっていっているんです。東証は、昨年の秋も、東証の山道社長が要請という形で文書を上場企業に出しております。お願いはして、お願いに応えてくださる、ファーストリテイリングも分割をいたしました。それでもまだ二百万円以上するんですけれども、更に分割が必要だというふうに思います。そうした東証がやっていることを、東証だけにしないで、金融庁として推し進めていく。特に、来年新たなNISAができるのであれば、それに向けての環境整備をしていく。

○鈴木国務大臣 上場株式の投資単位を個人投資

家が投資しやすい水準にすること、これは、貯蓄から投資へのシフトを進める上で大変重要な点であると考えております。

井藤局長からも答弁がありました。東証は、これまで、個人投資家の投資環境を整備するため、上場会社に対して投資単位が五十万円未満となるよう促してきたところであり、その効果もあつて、足下では約九五%の上場会社が五十万円未満となつていまして承知しております。

しかしながら、依然として投資単位が高い水準にある上場会社も存在しております。金融審議会においても、昨年十二月の報告書において、東証等は、投資単位の大きい上場株式を発行している企業に対して、投資単位の引下げに向けた更なる取組を促すべきである旨の御提言をいただいたところでもあります。

投資単位の水準の引下げには株式分割が必要であることから、上場会社の理解が不可欠でありまして、金融庁といたしましては、来年からNISAの抜本的拡充、恒久化も見据えまして、東証に更なる対応を促すなど、取引所や上場会社、市場関係者による議論が深まりますよう、取組を進めていきたいと考えております。

○中西委員 大臣、是非よろしくお願いいたします。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○塚田委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 おはようございます。公明党の稲津久でございます。

昨日、本会議がありまして、いろいろ議論がされました。一部、私の今日の質問、重複するところがあると思うんですけども、党として、また個人としてしっかりと伺っておきたい、そうした趣旨を含めて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、基本的なことでお伺いを二点させていただきます。まず、最初は、物価情勢の見通しについてということ、大臣にお伺いをさせていただきます。

いと思ひます。

インフレ率二%、この目標水準に実質的には未到達ということで、いろいろな有識者からも意見をいただけてまいりましたが、生鮮食品を除く物価指数、消費者物価指数、昨年十二月の段階で四%となつておりますが、ここをいろいろ分析すると、酒類を除く食料、それからエネルギー、ここが極めて上がつていまして、総合的には一・六%です。これを除きますと、総合的には一・五%を超えていまして、三か月連続で一・五%を超えているけれども、二%はこの食料、エネルギーを除くと超えていない、こういう状況でございます。

ですから、そう考えていくと、直近のこの物価上昇の要因というのは、エネルギーやそれから穀物などの輸入品の値上がり原因だ、コストプッシュ型であるということ、あわせて、後で伺いますけれども、賃金も上がつていないことから、景気はむしろ下押し圧力が働く可能性がある、こういう見方もできると思ふんです。

そこで、改めてお伺いしますけれども、現状の物価情勢に対する認識と今後の見通しについて、まず大臣にお伺いしておきます。

○鈴木国務大臣 今般の物価高騰につきまして、ウクライナ情勢等による国際的な原材料価格の上昇に加えて、円安などの影響によるものと考えております。

物価見通しについてでありますけれども、政府経済見通しにおいては、令和五年度の消費者物価上昇率は、エネルギー、食料価格の上昇が見込まれるものの、総合経済対策による電気・ガス料金、燃料油価格の抑制効果もあつて、一・七%程度と令和四年度の見込みより上昇幅は縮小すると見込まれております。こうした見方は、民間のエコノミストの見方にもおおむね沿つたものである、そのように考えております。

○稲津委員 もう一つ、基本的なことをお伺いさせていただきます。日銀が、消費者物価指数の前年比上昇率の実績率が安定的に二%を超えるまでマネタリーベースの拡大方針

を継続するオーバースhoot型コミットメント、これを採用しているわけで、結果としてどうなっているのか。

様々な情勢はありますけれども、アメリカとの金利差が広がって、それから円安もそこに加わってくる中で、更に資源高、それから食料品なども非常に上がっているということで、国内の物価上昇を加速している。その結果、どうなってくるか。物価高が家庭の購買力でとかそれから企業収益を圧迫している、こういう構図になっているんだというふうに思っております。

ここで一つ大事なことが、いわゆるアベノミクスに端を発した異次元の金融緩和、このことによつて確かに資金量は増加しているけれども、資金供給は増加しているけれども、物価の基調としては低インフレ、こういう状況なんだろうと思えます。

これは、大臣に直接聞くことよりも日銀総裁にお伺いすべきかもしれませんが、大臣の見解を改めてお伺いしておきたいと思えますけれども、こうしたことが、結果として、物価の基調の低インフレ、このことについて、私が今申し上げたようなことが結果的に妥当ではないかというふうに思うんですけれども、見解をお伺いしておきたいのと、あわせて、この金融緩和と政策を今後やはり継続すべきなのかどうか、この点について、大臣のお考えをお伺いしておきたいと思えます。

○鈴木国務大臣 今のお尋ねは、異次元の金融緩和で資金供給量が増加したけれども、物価は政府、日銀が目指しているように安定して上昇していないのではないかとということ、金融緩和を今後とも維持すべきか、それとも維持すべきでないか、こういう二つの御質問であったと受け止めました。

政権交代以降、政府と日銀は、互いに連携をしながら、それぞれの責任において、必要な施策を実施してきております。その結果、デフレではないという状況をつくり出すとともに、GDPや企業収益を高め、雇用環境を改善するなど、大き

な成果を上げたと認識しております。一方、黒田総裁は、まだ2%の物価安定目標を安定的、持続的に達成する状況にはなっていないと述べられていることも承知をしております。

その上で、金融緩和を維持すべき、あるいは維持すべきではないといったことでございますが、これはまさに金融政策の具体的な手法に当たるわけでありまして、この判断は日銀に委ねられるべきと考えていますが、日銀には、引き続き、政府との連携の下、経済、物価、金融情勢を踏まえつつ、適切な金融政策運営を行っていただくことを期待をいたしたいと思います。

○稲津委員 ありがとうございます。基本的なことを二つお伺いしましたけれども、その上で、今度賃上げ税制についてお伺いをしたいと思えます。

これも今、様々議論がなされているところではございますが、二月七日に厚生労働省が発表した二〇二二年の毎月勤労統計調査、ここで、実質賃金、前年比〇・九%のマイナス、こうなった発表があったわけでございます。結果として、物価上昇に賃金が追いついていないという、二年ぶりに前年を下回ったということ。

これはもう至極当たり前のことですが、やはり物価上昇に伴う賃上げの実現が何よりも一番大事なことになる。その対策としてこの賃上げ税制があるわけですが、この制度、皆さんも御存じのとおり、企業の労働分配を促す措置として二〇一三年から導入されて、繰り返し繰り返し制度の見直しも行われて、実施をしてきているということ。

岸田政権の中でも、成長と分配の好循環の実現に向けてということで、人材確保等促進税制、これが積極的な賃上げを促す、そういう措置に改組されて、一層の賃上げを促進する、こういう趣旨でこれが措置されているわけでございます。

そこで、お伺いしておきたいのは、政府がこれまで行ってきたいわゆる度重なる賃上げ税制について、効果がどこまで出ているのかということ

何っておきたいと思えます。

それから、もう一つは、さりとて、この賃上げ税制を否定するわけじゃないんです。しかしながら、結果として、状況を見ているとなかなか難しいものがある。今後、企業の経営者が賃上げをする、しやすい環境を整備していくことがむしろ私は非常に重要じゃないかなと思っております。こうした考え方について、是非、大臣の見解を伺っておきたいと思えます。

○鈴木国務大臣 賃上げは、これは税制のみならず、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものでありますので、税制の効果だけを取り出して経営者の賃上げ判断への影響を定量的に測ることは難しいと思っております。

一方で、過去に行われた企業に対する調査によりますと、賃上げ促進税制が賃金の引上げを後押ししたと回答した企業、これが六割以上になったことや、毎年、おおむね約十万人の企業に御活用いただいていることなどを踏まえまして、企業の賃上げに対して一定の効果があったのではないかと考えております。昨年の春闘においても、官民が連携した取組の結果、賃上げは過去二十年で二番目に高い引上げ率となったと認識をしております。

いずれにいたしましても、令和四年度税制改正で拡充した賃上げ促進税制が適用された申告書は、通常、本年の五月以降、順次提出されることとなります。そうしたものを踏まえて、引き続き、賃上げ税制の適用実績について注視をしなければならぬと思っております。

あわせて、労働者の七割を占めるのが中小企業でありまして、中小企業に賃上げの流れを波及させていくこと、これは、先生御指摘のとおり、重要なものと考えております。

このため、中小企業においても物価上昇を超える賃上げに取り組んでいただけるように、令和四年度税制改正で拡充した賃上げ税制において、中小企業について税額控除率を大幅に引き上げたほか、事業再構築、生産性向上等支援と一体に行う

賃上げ支援を大幅に拡充する、下請Gメンを三百名体制に拡充するなど、価格転嫁を強力に推進するなど、中小企業においても賃上げを行うことができる環境整備にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○稲津委員 大臣、最後のところの答弁でありましたように、中小企業、中小・小規模事業者の賃上げがやはり伴ってこなければ、底上げ、総体的なものになっていかないと思うんですよ。

そこをどうするかということで、私もいろいろ伺っていますけれども、やはり中小・小規模事業者の事業主からは、賃上げしたくないんじゃないんだ、賃上げしたいんだ、したくても原資がない、こういう話。だからこそ、環境整備が必要だ。そのためには、例えば、大企業と下請間における取引価格の価格転嫁をしっかりとやっていくですとか、あるいは、いわゆる政府が推進しているDX、GX、こうした生産性の向上とか投資も必要になってくる、そのように思っております。

今、政府が、八年ぶりの政労使会議を開催できないかということ、調整に入ったというふうないうふうな思っております。これもそうしたことの一環かなと、やはり何といたしても、中小・小規模事業者の方々の賃上げをどういうふうなサポートしていかれるかどうか、このことが極めて重要だと思っております。これは本委員会においてもこれから何度か議論させていただきたいというふうに思っております。

ほかにも質問があったんですけども、防衛費関係費の公債発行の対象経費について、是非何っておきたいと思っております。昨年の委員会でも、私、建設国債のことに触れて、大臣からこのことについて答弁で触れていただきました。いろいろな見方はあるかもしれないけれども、しかし、現下の情勢を考えたときに、やはり国民負担をどうやって軽減して、理解していただけるか。これも次の段階でしっかりと議論させていただきます。

きたいと思っておりますので、今日のごところは以上で終わらせていただきたいと思います。

大変どうもありがとうございます。

○塚田委員長 次に、櫻井周君。

○櫻井委員 立憲民主党の櫻井周です。

本日も質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

財務金融委員会、今年もしつかり頑張つてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今日の議題は、おとこの大臣所信に対する質疑ということになります。まず、その所信について質問させていただきます。

この大臣所信でいろいろ書かれていること、これは大体去年も似たようなことをおっしゃっていたかと思うんですけども、去年も気になっていたので、主計局と、要は、予算とそれから税のことについては書いてある、主計局とそれから主税局の話は出てくるんですけども、それ以外の部署、関税局、理財局、国際局の業務についてほとんど言及がないんですね。

ほかの大臣は大体、これはいいか悪いかは別として、大体満遍なく各部署を一通りは言及するよななところがあるんですけど、鈴木大臣も金融担当大臣としては一応一通り言及されているんですけども、財務大臣としては主計局と主税局だけ何かひいきしているようなところがあるんですけど、それ以外の部署の方がちょっとやる気を失ってしまふんじゃないのか、寂しい思いをしているのではないのかというふうに思ったものですか、ちょっと質問をさせていただきます。特に、財務省の中には主計にあらずんば人にあらずというふうな言葉があるやにも聞いたりしたこともあるものから、聞かせていただきます。

特に、関税局については、経済安保ということも大変注目をされておりますし、貿易とか、それからいろいろな犯罪関係の取締りという観点でも非常に重要な部門であると思えますし、理財局は、これから金利がちょっと上昇局面に入っているかもしれない中において、国債発行ですとか、

あとまた防衛増税の議論の中で、やはり国の資産の中で有効活用されていないものがあるのではないのかというふうなことから、国有財産の管理、こういった観点も重要ですし、あと財政投融资など、いろいろな重要な業務を担っているかと思えます。

そういった意味で、取りあえず、まず、関税局とそれから理財局の業務に関する所信をお聞かせください。

○鈴木国務大臣 先日の所信表明で、関税局と理財局の業務についての所信を述べなかつたということで、決して両局の業務を軽んじているわけではないわけですが、結果としてそうなつてしまいました。御指摘を受けて、今後の所信表明に大いに、作成の参考にさせていただきますと思っております。

その上で、関税局の業務につきましても、私も、東京税関でありますとか広島税関支署などを視察をいたしまして、現場の第一線で頑張つておられる方々ともいろいろお話をさせていただきました。

越境電子商取引の拡大に伴う輸入貨物の急増、それから水際対策の緩和による入国者数の増加など、税関を取り巻く環境というのは大きく変化しております。こうした中、一層安全で豊かな社会の実現や、更なる貿易の円滑化を推進するため、昨年十一月、ちょうど税関発足百五十周年を迎えたわけですが、これを機会に、スマー ト税関の実現に向けたアクションプラン二〇二二を公表いたしました。様々な環境変化に対応を図ることとしていっております。

さらに、G7広島サミットも予定されているところでありまして、関税局、税関といたしましては、引き続き迅速な通関と厳格な水際取締りに努めてまいりたいと思っております。

理財局の業務につきましては、主として国の資産、債務の管理等に関わる業務を担当しているところでありまして、国債発行総額が極めて高い水準にある中、引き続き、市場との緊密な対話に基

づき、安定的な国債発行に努めてまいります。また、令和五年度以降のGX経済移行債の発行に向けて、関係省庁と検討を行っているところでございます。

また、財政投融资を活用して、新型コロナナや物価高の影響により厳しい状況にある事業者への資金繰り支援や、新しい資本主義の加速などに取り組んでまいります。

さらに、国有財産行政に関しましては、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用などにも取り組んでまいりたい、そのように思っております。

○櫻井委員 あと、国際局についてもほとんど言及がない状況です。

特に国際局に関連する話題としましては、おとこの大臣所信の中で、「世界的なエネルギー、食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など」と、ここまで国際局が関係するところを言いながら、その先は、「日本経済を取り巻く環境には」ということで、急に内向きな話になって、国際局が、じゃ、何をやるのかということの方が抜けちゃつているところなんですね。

特に、財務金融委員会においても、国際局の業務に関連するところとしましては、中国の債務のわな問題とか、そういったこともこれまで議論させていただきました。さらに、こうした問題、開発途上国の債務の問題が金利上昇局面によつて顕在化するリスクもあるというふうにも思っています。

そういったことを考えますと、国際局は、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関も所掌しておりますし、JBIICや円借款の業務、開発金融の業務も所掌しているということで、非常に重要だと思っております。しかも、今年、JBIIC法改正、それからIBRDの加盟措置法の改正もあるわけですから、やはりここはちゃんと言及していただく必要があったのではないのか。さらに、外国為替、去年は為替介入もやっております。これも国際局の業務ですから。

大臣、この国際局の業務についてもしつかり言及をいただきたいというふうに思いますので、もし所信があれば御発言をお願いいたします。

○鈴木国務大臣 改めまして、国際局の業務についても所信を申し述べさせていただきます。

世界そして地域経済、これは、ロシアのウクライナ侵略に伴うエネルギー、食料不安でありますとか欧米各国の金融引締めの影響を始めとして、多くの困難、課題に直面をしているところであり

ます。ウクライナ支援や対ロシア制裁、債務問題を抱える脆弱国の支援といった喫緊の政策課題には、迅速かつ適切な対処が必要であります。また、気候変動や国際保健、経済安全保障、金融デジタル化、国際課税などの分野も着実に取組を進める必要がございます。

日本は、本年のG7議長国、ASEANプラス3共同議長国として、こうした諸課題の解決に向けて国際的な議論を主導していきたいと思っております。

また、本日の閣議で、朝方の閣議では、JBIIC法と世銀加盟措置法の改正法案を閣議決定いたしました。

JBIIC法改正案は、国際情勢の変化等を踏まえ、サプライチェーンの強靱化、スタートアップ等の日本企業のリスクテイク推進等とともに、ウクライナを支援するために、JBIICの機能強化を図るものであります。

世銀加盟措置法改正案は、ウクライナ支援等を目的に世界銀行に設けられる基金に対し、国債による拠出を可能とするものであります。

両法案、これは、日本がウクライナ支援を主導し、G7議長国にふさわしい貢献を積極的に示す観点などから重要なものであり、今国会に提出させていただきますものであります。

ますので、是非こちらも併せてよろしくお願いいたします。

本日は、日本銀行の黒田総裁にも来ていただいております。黒田総裁も、国際金融局長、それから財務官、アジア開発銀行と、まさに国際局の業務のど真ん中で御尽力いただけてきたということだと思えますので、その点も踏まえて、国際局の業務もしっかりお願いいたします。

今日は、来ていただいておりますので、ちょっと順番を入れ替えまして、四ボツの物価と賃金の話を中心にさせていただきますと思います。

先週金曜日、予算委員会でも黒田総裁とも議論をさせていただきました。この物価と賃金の話、これはやはり、この十年間のアベノミクスといえますか、異次元の金融緩和においてどうだったのか、黒田総裁はこれまで、物価が上がれば賃金も上がるということをお話しされておりましたけれども、実態はそうではなかったのではないのかということがあります。

まず、今日お持ちしました資料、まず資料一ですけれども、この二十年近くの実質賃金の動きを資料一にまとめております。

これを見ますと、民主党政権時代の方が実は実質賃金は高かった。自民党政権になってから、平均するとマイナス〇・七%、昨日の本会議でも指摘させていただきましたけれども、低いですよね。要は、黒田総裁が日銀総裁に就任したこの十年間、結局、物価の上昇に賃金上昇が追いつかなかつたということの表れでございます。

それから資料三、これも先週の予算委員会でもつけさせていただきましたが、主要国の平均賃金の推移です。

日本は、今から三十年前、それなりの賃金水準にあったわけですが、そこから全然伸びていない。ほかの、よその国は大体伸びているのに、日本だけが伸びていない。実は、よく見るとイタリヤも伸びていないんですけれども、日本とイタリヤだけが伸びていない、ほかは上がっているという状況です。その結果、どんどん追い抜かされて

いって、お隣の韓国にも抜かされている状況です。

この賃金の上昇率を資料四の方にまとめました。実質賃金の上昇率を見ますと、むしろ日本は下がっているという状況でございます。

それから資料の五は、これは昨年の三月三日の経済財政諮問会議に内閣府が提出した資料でございます。私が勝手に作ったものではなくて、内閣府が作った資料で、これによりまして、一九九四年から二〇一九年の二十五年間で、いかに日本の世帯が貧しくなったかということですね。特に中央値で、所得再配分後ですけども、五百九万円から三百七十四万円、これだけ減っている。分厚かつたはずの中間層がぐつと下の方に押し下げられてしまっているような状況がはっきり分かるグラフでございます。

この実質賃金が上がらないことの話として、よく、労働生産性を上げる必要があるんだ、労働生産性が上がれば実質賃金が上がるんだというんですけれども、この二十年間を見ますと、むしろ労働生産性は上がっても実質賃金は全然上がらない、むしろ下がっているかもしれない、逆の相関があるんじゃないのかということで、話が全然食い違つてしまつております。

じゃ、日本の会社も上がれば、利益が上がればその分給料も上がるんじゃないのか、こういう話もあるわけなんです、実態はどうかというふうに見ますと、この二十五年間で企業の利益は、全体としては三倍に増えていきます。ところが、従業員の給料を見ますと下がっています。三%ぐらい下がっちゃつています。

じゃ、企業のもうかつたお金は一体どこに行つたのかというと、配当は七倍以上増えている、内部留保も三倍以上増えている、役員給料は四〇%ぐらい増えているということで、現場で働いている人のところには全く還元されていないという状況があります。

何でこんなことになつてしまつたのかということについて、予算委員会でも黒田総裁に質問させ

ていただきました。黒田総裁は物価が上がれば賃金も上がると言つていたけれども、そうなつていないじゃないですか、何ですかという質問をさせていただきましたが、ちゃんとお答えにならなかつたので、改めて質問させていただきます。

黒田総裁の十年間、トータルで実質賃金はマイナスです。私はこれは失敗だというふうに思いますが、黒田総裁御自身は、この十年間の結果についてどう評価されていますか。

○黒田参考人 まず、過去十年間の金融緩和と政策が賃金を十分引き上げることができなかったというのは、そのとおりであります。

そう申し上げた上で、この十年間の金融緩和の下で雇用が四百万人以上も増加した、それからデフレでない状況にはなつた、そして経済成長も一%程度ですけれども復活したというような意味では、一定の効果があつたと思ひますが、御指摘のとおり、賃金が十分上がつていなかったということはそのとおりだと思います。

なぜこうなつたかということにつきましては、過去、物価や賃金の上昇率が高まりにくかつた背景としては、やはり、長年にわたるデフレの経験から、物価や賃金が上がらないことを前提とした考え方や慣行が根深く残つているということが影響したと思つております。

もちろん、この間、弾力的な労働供給、先ほど申し上げたように、四百万を超える雇用が増加したわけですけれども、これは、結果として賃金の伸びを弱める方向に作用したかもしれないませんが、雇用者数が大幅に増加したことで雇用者報酬は増加をしております。

金融政策は、あくまでも、総需要に働きかけるマクロ経済政策でありまして、物価や賃金に影響を与えることは可能であると思ひますけれども、何といつても、物価や賃金が上昇するためには、経済活動全体が回復して需給ギャップが減少し、さらにプラスになる、そして労働需給がタイトになるということがあつて、その下で賃金、物価が上昇していくことだと思ひます。

足下、コロナ禍からの回復過程にありまして、需給ギャップもほぼ解消しつづけております。労働市場は極めてタイトになっております。先行き、経済活動全体が回復していく中で、労使間の賃金交渉において、労働需給の引き締まりや物価上昇率の高まりを反映して、賃金上昇率も高まつていくのではないかと見えておりますが、今後とも、賃金、物価の動向については十分注視してまいりたいと思つております。

○櫻井委員 大体、いつも今後の話という、未来志向の話でごまかされてしまつて、過去十年間、いや、これが一年とかだつたらどうですか、でも、黒田総裁、二年で二%と言つていたわけじゃないですか。ところが、二年たつてもそれができず、この十年来てしまつて、この最後の最後の局面、これは、日本国内の事情というよりは世界的な、感染症とかそういうことがあつて、むしろ供給制約によるインフレの側面もあるかと思ひますけれども、そういうことがあつてインフレになつてみたけれども、結局、賃金の方はそれに追いつかないということでした。

それから、もう一つ申し上げると、経済が上がつてこなければというお話しですけども、黒田総裁の前のとき、つまり白川総裁のときですけれども、民主党政権のときには、実質GDP成長率一・五%だつたんです。それを、その後の自民党政権になつて、黒田総裁が就任して、〇・六%、この十年間を平均しますと。

ですから、その観点からしても、GDP成長率が低いことを全て日本銀行の責任だと言うつもりは毛頭ございませんが、しかし、やはり、その責任の一端はあるのではないのか、そもそも、この物価の問題、デフレというのが貨幣現象家というふうに見立てたところから間違つていたのではないのか、そのことを改めて指摘をさせていただきます。

もう一回お尋ねをしますけれども、この十年間で実質賃金マイナスなんです。ある部分を切り取つてとか、今年だけ切り取れば、それこそ去

年の十一月、岸田内閣ですね、一昨年の十月発足ですけれども、実質、選挙がありましたからスタートしたのは十一月、二〇二一年の十一月から二〇二二年の十一月までのこの一年間、実質賃金マイナス二・八%ですよ。一年だけ切り取ればマイナス二・八%、大変悪い数字ですけども、そこだけじゃなくて、十年間押しなべて見てもやはりマイナスだったわけですよ。

ですから、これは何でこんなことになってしまったのか、やはりここに対する分析がないと、二年間でやると言ったことをできずに十年間引つ張って、またその先同じ失敗をずっと繰り返して続けるんですかということになるんですよ。やはり、ここは、間違っていましたと、次の総裁には、ちゃんと修正してくださいという申し送りが必要なんだと思うんですが、総裁、いかがですか。

○黒田参考人 以前から申し上げておりますとおり、この十年間の金融緩和政策というのは、デフレでない経済をつくり出し、さらに、賃金、物価、確かに上がり方が極めて緩やかですけども、九八年から二〇二二年までベアがないという世界だったものが、この九年間は毎年ベアがあるという世界になっておりました。

ただ、その下でも、先ほど申し上げたとおり、賃金も物価も十分な上昇をしていなかったということはそのとおりであります。

その理由としては、先ほど来申し上げているように、賃金や物価の上昇率が高まりにくかった背景としては、賃金や物価が上がらないことを前提とした考え方や慣行が十五年続きのデフレの下で醸成されていた、それが変化していくのに時間がかかっていることだと思えます。

なお、足下で四%の消費者物価上昇率になっているのは、御指摘のとおり、輸入物価の上昇によるものがほとんどでありまして、そういう意味では、既に輸入物価も上昇率が低下してきておりまして、二月からは政府の電気代への補助も効果が出てきますので、そういうこともあって、二〇

二三年度の半ばにかけて物価上昇率はだんだん下がっていくというふうには思っております。

そういう意味では、御指摘のとおり、二%の物価安定目標が持続的、安定的に達成されるという状況にまだなっていないことはそのとおりでありまして、そういう意味では大変残念に思っております。

○櫻井委員 それから、先ほどの発言の中でも、今後、労使間の交渉において、労働需給の引き締めたりや物価上昇の高まりを反映して賃金上昇、高まっていくというような発言がございましたけれども、先ほど、黒田総裁がいらつしやる前に、公明党の稲津議員の質問の中で、コストプッシュインフレだったら景気の下押し要因になるのではないのか、こういう指摘もありましたし、この十年間を見ても、資金量は増えただけでも物価の基調は上昇しなかった、こういう指摘もあつたんですね。これは、野党側、我々が言っているだけじゃなくて、与党側からもそういった指摘がございましたし、あと、中西委員からも、FRBのデュアルマニデートに言及しつつ、日本銀行とそれから政府との間のアコードに関して、物価だけじゃなく雇用もちゃんと見るべきではないのか、そういう提案もあつたわけなんです。

ですから、これまでの政策というのはやはりおかしかったんじゃないのかという問題意識は、我々野党側だけじゃなくて与党側の中にもあるということも指摘をさせていただきます。

その上で、じゃ、今後、労使間交渉で賃金が上がるのかといったときに、昨日も実は、JAMといたしまして、機械とか金属の産業別の労働組合の集会がありまして、そこで実際の話を聞きまして、やはり、これだけコストプッシュのインフレになってしまつて、仕入れの値段はいろいろ上がっているけれども、じゃ、それを販売価格にその分転嫁できるかという転嫁できない、だから価格転嫁は待たなした、そういう集会を昨日やっていただんですよ。

価格転嫁できないければ、それでコストは上がった

ている、売上げは伸びないということになりますと、結局、人件費は上げられないということになつていくんですよ。賃上げどころか、賃金が上げられない、さすがに賃上げとまでという話にはなつていませんでしたけれども、それくらい厳しい状況なんですよ。ですから、物価が上がつたから労使交渉で賃金も上がるなんという話では、そんな状況では全然ないというふうには思います。

それはもちろん、一部の輸出企業、大企業、グローバルにやっている企業は、それは賃上げやりますし、そういったことはニュースにはなつていますが、そういったことは二ユースにはなつていませんし、そういうところは中小企業なわけですよ。そういったところでは、とてもじゃないけれども賃上げは困難だという声もあります。

そうしたことを踏まえると、現在の、現状のいろいろな現場の声を聞くと、賃上げどころではない。だから、先ほど黒田総裁が説明されたような、労使間交渉で賃上げ、これから期待できるというような話では全くないというふうにいるんですが、この今の、現在の経済状況、どのように分析されていますか。これでも賃上げが期待できるというふうにお考えでしょうか。

○黒田参考人 先ほど申し上げましたとおり、我が国経済は、現在、コロナ禍からの回復過程にあります。今年度、来年度、そして再来年度と、潜在成長率を上回る成長が見込まれております。そうした下で、需給ギャップも解消し、労働需給も更にタイトになつていくという見込みであります。

そうした下で、労使間の交渉において賃金が上昇していくということが期待されるわけですが、昨年の状況を見ますと、昨年一年間で恐らく物価上昇率は三%程度しか上がっていません。したがって、実質賃金はマイナスになつていきます。それはそのとおりなので、そういうことも踏まえて恐らく労使交渉が行われると思えますけれども、経済の実態を見る限り、経済は比較的順調に回復

しており、その下で労働市場も極めてタイトになつていくということで、賃上げにいわばポジティブな状況になつていくことは確かだと思えますが、御指摘のように、実際に賃金などの程度上がるかというのは、この春の労使交渉、さらには、これは大企業だけじゃなくて中小企業も含めたところでどの程度賃上げが実現するかということに懸かっているわけですので、その点については、確かに、予断を持つことなく注視してまいります。

○櫻井委員 この話、押し問答はもうずっとやっていると聞かれていますけれども、結局、問題の本質の一つは、日本銀行ができないこと、私は別に、物価、賃金、それからGDP成長率、これは全部日本銀行がしようものだとおっしゃるに言つてもいいと思います。そんなことではないと思つていますが、ただ、あたかも日本銀行が、物価もちゃんとやります、それから経済成長もやりますというように聞こえるようなことを言つてしまつてしまつて、政府の方も、じゃ、日本銀行にお任せしようといつて甘える、そういう構図があつて、それがこの十年間の停滞、失われた十年間につながつてしまつたのではないのかというふうにいるんです。

本日は、賃金でいえば、もつともと厚生労働大臣がやるべきことがあるというふうには思いますが、そのことは先週の予算委員会でも申し上げたところではございますけれども、そういうところがしっかりと仕事をせずに、まあ日本銀行がやってくれるだろうということが今回のこの状況を招いているんだと思うので、できないことはできない、これは政府の責任ですということをちゃんとはっきりさせるということが、同じ失敗を繰り返さない一つのきつかけになるのではないのかというふうには思っています。

多分、黒田総裁、この後再任されるということはないかな、そういう雰囲気ではございますけれども、さすがに、二期と言われまますけれども、もう三期ですよ、正確には、今期の任期を満了

すると十年と二十日ということになりまして、非常に長いわけですから、それはそれで、それ以上もつとやってみてくださいというのもそれは大変な話ではございますけれども、やはり、次の方に引き継ぐときには、そこはちょっと違うんだということとを、十年間の成功もあつたかもしれないけれども、失敗もちゃんと引き継いでいただきたいということをお願い申し上げます。

今日は、財政健全化計画の信憑性とか、それから、資産所得倍増の問題、これがキャピタルフライトにつながってしまうのではないのかということも質問させていただこうと思っておりますが、ちょうど質問時間が終了してしまいましたので、これはまたの機会に質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございます。

○塚田委員長 次に、福田昭夫君。

今日は、鈴木大臣の所信に対する質問だということで、大変楽しみに来ました。

ただ、時間がありませんので、大臣始め政府関係者は簡潔にお答えをいただきたいと思っております。そのために、質問の順序をちょっと変えさせていただきます。

大きな二番目の、令和五年度予算及び税制改正大綱について、これは多分質問する時間がないので簡潔に申し上げておきたいと思っておりますが、初めに、子供、子育て支援の強化につきまして、今国会から地方創生特がどうも地・こ・デ特別委員会になるようでありまして、その中でしっかりと質問させていただきたいと思っております。

それから、二つ目のデジタル田園都市国家構想の地方公共団体のデジタル実装の加速化について、一点だけ質問をさせていただきます。

地方自治体の基幹業務システムの統一、標準化についてでありますけれども、これを、ガバメントクラウドを受託している米国の四社は、どのよ

うな電気設備を用意してデジタルサービスを提供するのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○阿部政府参考人 答えたいします。

住民記録、地方税、介護や福祉といった地方自治体の二十の基幹業務システムにつきまして、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行できる環境を整備する統一、標準化の取組を現在進めてございます。

御質問ございましたガバメントクラウドでございますが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度でありますISMAPに登録されたサービスのうち、不正アクセス防止やデータ暗号化などにおいて最新かつ最高レベルの情報セキュリティ確保ができるものを選定するというところで今進めているところでございます。

具体的には、ガバメントクラウドサービスにおきましては、サーバー、OS等を複数自治体で共同で利用、システムが取り扱うデータを安全に管理するデータセンターの機能、それから、新たなサービス導入のためのシステムの迅速な構築、柔軟な拡張を可能とする機能、加えて、セキュリティ対策や運用監視を自動化して行う機能など、住民の利便性向上と地方自治体の業務効率化のシステム上の基盤としての役割や、それを担う設備が期待されてございます。

ガバメントクラウドは、地方自治体にとりまして有益なものと考えてございまして、安心して利用いただけるように取り組んでまいります。

○福田(昭)委員 とんでもない話ですね、これは。日本国民一億二千万弱の個人情報が入って米国の行ってしまおうという話ですよ、これは。こんな危険なことをやっちゃいけません。日本の富がどんどんどんどん外国へ流れていくという話です。これは後でまた特別委員会でもやりますけれども、とんでもない話です。指摘をしておきたいと思っております。

の裏づけとなる財源確保と日本の平和外交力の強化についてであります。こちらの方も、財源確保の法案が出るようでありまして、こちらは次のための②と③、これについては予算の分科会で是非やらせていただきたいと思っております。

ただ、一言申し上げておきますと、日本はいかなる国とも絶対戦争はしてはいけない、また、できないということですよ。

できない理由は二つあります。一つは、財政危機です。もう既に御案内のとおり、今、日本の公債は国、地方合わせて一千二百兆円を超えるような状況であります。とてどもとてども、もうGDPの二二〇％ということでありまして、戦費が調達できない、戦争をやろうと思っても、それからもう一つは、原発六十基と大量の使用済核燃料を持つています。これはもう原子爆弾を持つているようなものです。ですから、とてども、日本は戦争をやりたいとてできないんですよ。

ですから、ここは、このことをしっかりと考えて、それこそ、戦後、僅か二か月余りで辞めちゃいましたけれども、石橋湛山総理に学んで、平和外交を徹底するべきだと思つて一言申し上げておきたいと思つてます。

では、委員長の許可が出れば、厚労省の皆さんやデジタル庁の皆さん、防衛省の皆さん、退席して結構です。委員長、よろしくお願ひいたします。

○塚田委員長 今ほどお話があつた皆さん、御退席いただいて結構です。

○福田(昭)委員 それでは、一番目の日本経済の現状と財政改革の基本的な考え方について、財務大臣を始め皆さんにお聞きをしたいと思います。

一つ目は、日本は財政危機ではないのかという話であります。今ほど申し上げましたように、今年度末には国、地方合わせて千二百兆円を超える債務を抱えることになりまして、まだ財政危機ではないとどうも財務省の皆さんが言うんです。大臣、いかがなんでしょうか。

○鈴木国務大臣 財政危機とはどのような状況かというお尋ねでございますが、例えば、IMFの報告書によりまして、財政危機の事例として、債務返済の不履行が発生していること、IMFなどから例外的に大規模で公的財政支援を受けていること、市場からの資金調達に困難になること、市場からの信認が失われていることなどのケースがIMFの報告書では挙げられていると承知しております。

現在のところ、市場では大量の国債が低金利かつ安定的に消化されておまして、日本の財政はIMFが事例として挙げているような財政危機の状況には陥っていないと考えております。

一方で、今後ともこれまでと同様の環境が継続するといった保証はない中で、公的債務がGDPの二倍を超えるまで積み上がるなど、諸外国と比べても極めて厳しい状況であることを考えれば、将来にわたつて楽観できる状況ではないと認識をいたしております。

○福田(昭)委員 IMFが考えている条件はまだ満たしていないから財政危機ではないという話ですが、そうしたら、IMFはどうして二〇三〇年までに消費税を一五％に上げるなどという勧告をしてくるんですか。二〇三〇年までには危なくなるといふ話じゃないですか。そうすると、これは、まあ、余計なお世話かもしれない、IMFは、でも、それは、しかし、真摯に考えなくちゃならないんじゃないでしょうか。

資料の一を御覧ください。これは財務省の資料ですけれども、これを御覧いただければ、消費税を平成元年につくつてから、五％、八％、一〇％と八％、上げるたびに、よく言われるワ二の口です。一般会計の歳出と一般会計の税収の開きが、乖離がどんどんどんどん大きくなってきています。

これはどうしてなんですかね、こういうふうに大きくなっていくのは。財務大臣、教えていただければと思います。

○鈴木国務大臣 財務省の見方としては、主とし

た要因は、やはり社会保障費の支払いの伸びが伸びているということが主たる原因であると考えております。

○福田(昭)委員 社会保障費の伸びがこういうふうに開いているというんですが、それは違うんじゃないでしょうか。

闘う政治家と言われている白井聡さんがこう言っています。日本は戦争も内乱もないのに国が滅ぶという大変神秘的な国だ、これをしっかりと改めるような政治勢力は出てこないのか、こう指摘しております。

私が申し上げると、これは、やはりこの原因は、消費税をつくって、同時に、法人三税、国税は一つだけけれども、法人三税、所得税、住民税、それから金融所得課税、これを大幅に減税した、そのために税収が足りなくなつたんじゃないですか。しかも、消費税は、経済活動あるいは消費活動に対する罰金を与えるようなものですか。

元日本の国の国税庁の検査官で、富岡幸雄先生が二〇一九年に書いている本があります。「消費税が国を滅ぼす」いま必要なのは消費税の減税だ！と。私もよく読ませていただきましたが、富岡先生の指摘はまさにこの表に表れている、私はそう思っております。

そこで、次、二番目に行きますけれども、二つ目は、令和四年中の国際収支の状況についてであります。

日本の財政の健全化を維持する上で大切なのは、国際収支がやはり黒字であるかどうかということがまず基本だと思っております。

また年度は出ておりませんが、令和四年中の経常収支の総額と内訳を教えてくださいたいと思っております。

○三村政府参考人 お答え申し上げます。

令和四年中、暦年の経常収支でございますけれども、約十一・四兆円の黒字という状況でございます。

その大きな内訳でございますけれども、まず、

貿易収支につきましては、これは、資源価格の上昇等々で輸入額が増えたということもございまして、赤字に転化をしております。十五・八兆円ほどの貿易赤字という状況でございます。

サービス収支でございますけれども、こちらも、研究開発費ですとかマーケティング費用等々の支払いが海外向けに増えたという状況などもございまして、赤字が拡大ということで、五・六兆円のサービスの赤字という状況でございます。

対しまして、黒字になっておりますのが第一次所得収支でございます。こちらは、海外子会社からの配当金の受取が増えたといったようなことで大幅に増えてございまして、三十五・三兆円の黒字、これは過去最大の黒字ということで。

こういった状況の総合的な結果として、冒頭申し上げました十一・四兆円の経常収支黒字、こういう状況でございます。

○福田(昭)委員 今お聞きいただきましたように、第一次所得収支が三十五兆円を超える大幅な実益は拡大した。これによって何とか黒字を保っているんですね。

でも、経常収支の推移を見てみますと、ちよつと皆さんのところに示しておりますけれども、これを見ると、第一次所得収支の黒字幅は多くても二十兆円前後なんです。ですから、もし三十五兆円も第一次所得収支が稼いでいなければ、貿易収支の赤字が大幅になっていきますから、経常収支、これは赤字になっていくんですよ。経常収支が赤字になったら、国債の発行もだんだん怪しくなるんじゃないですか。

私も麻生財務大臣と議論したことがありますけれども、麻生大臣、こう言いましたよ。要するに、日本は簡単に財政破綻しない、なぜかといったら、経常収支が黒字で、発行している国債が全て自国の通貨建てだ、円建てだ、だから簡単に財政は破綻しないんだ、こう言いましたけれども、しかし、今回のこの経済危機は本当にとんでもない危機ですからね。過度な円安と、それからウク

ライナの侵略、ロシアの。それによって、いろいろな物価高、悪いインフレと言っています。それによって本当に貿易収支の赤字幅が大きくなつちやつた。二十兆円超えちゃう。

だから、もし第一次所得収支が二十兆円ぐらいだったら経常収支は赤字ですから、こんなのが続いていたら、だんだん国債発行できなくなつてきますよ。

ですから、私は、もう既に財政危機にあつて、これをちゃんとしなくちゃならない、こういうふうに思っております。

三つ目ですけれども、令和三年度末の法人企業の内部留保資金についてであります。

これにつきましては、まだ令和四年度末が出ておりませんが、三年度末の銀行業、保険業を加えた総額と、それから製造業と非製造業の金額を教えてください。

○江島政府参考人 お答えいたします。

令和三年度の金融、保険業を含む全産業の内部留保の金額は約五百八十五兆円となっております。その内訳は、製造業約百八十六兆円、非製造業約三百三十兆円、金融、保険業約六十九兆円となっております。

○福田(昭)委員 法人企業の内部留保資金は、コロナにもめげず、毎年毎年増やしているんですね。これはすごい話です。

財務省は、今後、是非マスクミに、どれだけ企業がため込んだかという発表をするときには、必ず銀行、保険業を加えた数字をマスクミに書かせるように、報道するようにしてください。話によりますと、製造業、非製造業の調査をした後から加えたから、最初からの比較ができないからそうしているんだ、こういう話でございますけれども、しかし、銀行、保険業も全産業には違いありませんから、しっかりと国民に事実を伝える、真実を伝えるということを財務省はやしてほしいと思っております。

四つ目ですけれども、令和四年九月末の家計の金融資産及び法人企業の金融資産についてであり

ます。

家計の金融資産の総額と現金、預金、保険、年金、定型保証及び法人企業の金融資産総額と現金、預金を是非教えてください。

○貝塚参考人 お答え申し上げます。

私どもが四半期ごとに発表しています資金循環統計で見ますと、今御指摘のありました令和四年九月末の家計の金融資産残高が二千五百兆円、家計の金融資産残高のうちの現預金保有残高、これは千五百兆円、それから保険、年金の保有残高、これが五百三十九兆円ということになっております。

それから、法人の方ですけれども、民間非金融法人企業の金融資産残高が千二百七十一兆円というふうになってございまして、法人の方の現預金でいくと三百三十兆円、こういう残高になっております。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。

今それぞれ、財務省の方から法人企業、そして、日銀の方から金融資産の方の話がありましたけれども、まさに、コロナにもめげず、みんな増やしているんですよ。法人企業も、特に大企業を中心に貯金を増やしている。それから、家計もどんどんどん増やしている。この千五百兆円に目をつけて、資産所得増計画みたいなのでNISAの話が出てきたわけですが。

ですから、根本的に間違っているのは税制なんです。税制。税制が余りにもひどいから、税金が入らなくなつちやつたし、格差も拡大してきたし、貧困も拡大してきた。

ですから、次、括弧五にいきますけれども、物価上昇を上回る賃上げの実現可能性についてであります。

そこで、先に、時間の都合上、資料の二と三を御覧ください。

資料の二は、国の法人税率及び国、地方合わせた法人実効税率の国際比較ですが、上の方だけ申し上げます。国の法人税率で、実は、韓国は法人税に現在、二〇一八年から四段階の累進税率を入れています。それから、アメリカも二〇一七年末

で、トランプ大統領以前まで四段階の累進税率を法人税に入れていきます。

さらに、資料の三ですけれども、資料の三は、日本の所得税の税率の推移です。これを御覧いただきますと、昭和五十八年、五十九年から六十年あたりを見ると、八千万を超える七五％という税率、あるいは五十九年からは七〇％という、高額所得者に対する税率でした。しかし、消費税をつくってから格段に引き下げられて、やっと、少し税金が足りなくなつたものだから財務省も方針を変えて、平成二十七年から現在までは四千万を超える四四％です。

ですから、それこそ、今こそ、一億円を超える課税所得を稼ぐ人がたくさんいるのに、七〇％が四五％じゃ安過ぎるでしょう。こういうものも改めていく必要がある。

それから、法人税に累進税率を入れれば、大臣、税金は増えますよ。大きな企業は税金が増える、小さな企業は税金を減らすことができる。そうしたら、賃上げにも有効に働くんですよ、大臣。

じゃ、今、これから質問しますが、まず、政府は、企業の賃上げの原資に欠かせない価格転嫁を後ろ向きな企業を公表するなどして進めておりますけれども、総理が言う物価上昇を上回る賃上げは実現できますか、どうですか。大臣、お考えを聞かせてください。

○鈴木国務大臣 賃上げは、成長と分配の好循環により持続的な経済成長を実現するために不可欠な取組であると考えております。

福田先生御指摘の価格転嫁対策につきまして、賃上げ原資の確保につながるように、現在、下請Gメンを三百人体制に拡充するなど、その強力な推進に取り組んでいるところであります。

政府としては、物価上昇を超える賃上げに向けて、こうした価格転嫁対策だけではなく、令和四年度税制改正において賃上げ税制を拡充するとともに、中小企業等に事業再構築、生産性向上等の支援を行う際、それと一体となった賃上げ支援を

大幅に拡充するなど、あらゆる政策を総動員することで、賃上げを行うことができる環境整備に取り組んでまいります。

さらに、成長分野における大胆な投資の促進により生産性と賃金の高い産業、企業を創出するとともに、こうした成長分野への円滑な労働移動を人への投資の強化と一体的に進めることで、構造的な賃上げの実現を図ることといたしております。

○福田(昭)委員 私は、価格転嫁、これも必要だと思えますけれども、これだけでは無理だと思っております。先ほども案内ありましたけれども、やはり、中小企業がなかなかやりづらい、なかなか上げられないというのが調査でも出ております。私、そういう意味では、やはり、物価を下げるといふ方法と、もう一つ、賃上げと、二つの方面で、二正面作戦で物価上昇を上回る賃上げを実現する必要があると考えております。

物価を下げるにはどうしたらいいかということ、まず一つは、日銀総裁が替わるので少し変わってききましたが、過度な円安をやはり改めるといふことが一つです。それからもう一つは、消費税を五％に下げるといふことです。五％に下げたら物価は必ず下がると思いますが、大臣、いかがですか。

○鈴木国務大臣 消費税を下げれば、物価は下がることは下がります。

○福田(昭)委員 ですから、消費税を下げるのが全ての国民にひとしく恩恵を与えるんですよ。ですから、例えば、ガソリンを引き下げるために、企業に、元売に補助金を出しています。これほとんどないやり方です。令和四年度、五年度を合わせると補助金が六兆円にもなるといふんですが、しかし、ガソリン税、もしトリガー条項の凍結を解除すると、一年間に一兆六千億円の税金が入らなくなるというんですね、国と地方合わせて。二年合わせると三兆二千億ですよ。どっちが高いか、安い。そして、そのお金でどれだけ国民が恩恵を受けるか、考えてみたらどうですか。

お金の使い方、よくワイズスペンディングと言われますが、どっちの使い方がいいですか。大臣、いかがですか。

○鈴木国務大臣 福田先生から、お金の使い方ということの一つの例として、トリガー条項の凍結解除についての見解はどうかという質問であつたと理解いたします。

トリガー条項につきましては、自民党、公明党、国民民主党による三党検討チームにおきまして、補助金と異なり、揮発油税、地方揮発油税、軽油取引税がかかっている重油、灯油について対応することはできない、発動、終了時に大幅な価格変動が生じ、発動前の買い控え、終了前の駆け込み、それに伴う配送の乱れや品不足といった流通や販売の現場に与える影響が大きい、ガソリンスタンドと元売の顧客対応を含め、事務負担が大きいなどの課題が存在いたしました。現時点で発動に際して解決するための具体的な方策について結論を見出すことに至っていないため、引き続き検討することとされていると承知しております。

なお、原油価格の高騰に対しましては、トリガー条項では対象にならない灯油や重油も含めた燃料油の激変緩和事業を延長しているほか、低所得者世帯に対する給付金、地方創生臨時交付金を活用した生活者、事業者への支援を行っております。こうした対策を着実に実施することで、国民生活、企業活動への影響を最小限に抑えていきたい、そのように考えているところです。

○福田(昭)委員 だって、ガソリンは補助金を出して、元売が過去最大の利益を上げた、その原因は何だといったら、円安と補助金だといふんですよ。だから、国民にやはりひとしく恩恵が及ぶような政策をやらなきゃ駄目じゃないですか。それを指摘しておきたいと思えます。

だんだん時間がなくなつてまいりましたので、一つだけ申し上げておきますが、これは、やはり、もう一つは、法人税に累進税率を入れることです。

私、実は何人かの社長さん方と話をしています。法人税に累進税率を入れると、大企業は増税になります。そうすると増税になる。それから、中小企業は減税になります。両方の、税金が増える企業の経営者も減る方の経営者も、やはり、社員の待遇を改善しよう、給与を上げようとか設備投資しよう、そういうふうな決断をすることになります。

その一番いい例が、経団連の十倉会長ですよ。岸田総理が、防衛費の財源として法人税を考えると、言ったら、最初、反対だと言ったんですよ。ところが、政府が本当にやる気だと思つたら、豹変しちゃった、態度が。しかも、びつくりしましたよ、十倉会長、賃上げは企業の責務だまて言いましたからね。びつくりしましたよね。

ですから、経営者のマインドを変えることが大事。そのためには、法人税に累進税率を入れることです。そうすれば、三方よしになるんですよ。消費者もよくなる。企業だって後で、賃金が上がればいい社員を雇えたり、あるいは商品が売れるようになる、経済がよくなれば売れるようになる。ですから、こないことないじゃないですか。

さて、では、最後の質問に行きますけれども、括弧六ですね、経済再生と財政健全化の両立の実現性についてであります。

先ほど所得税の話もしましたけれども、私は、大臣が言う経済再生と財政健全化の両立は、今のやり方じゃ簡単にできないと思っております。先ほど櫻井議員からも指摘ありましたけれども、まず、財政健全化の指標をプライマリバランスの黒字化なんて言っているのでは、財政再建はできません。私は、財政健全化あつての経済再生だと逆に思っています。

実は、アベノミクスの間違いだと思つていますが、アベノミクスが華々しくスタートしたときに、当時の甘利担当大臣と私、内閣委員会で一時間議論しました。そのときに私が言ったのは、一本目の柱と二本目の柱はあべこべですよと言いま

した。ですから、大胆にやるのが財政政策で、機動的にやるのが金融政策ですよと申し上げました。そのときに甘利さん、残念ながら答えられませんでした。だって、あの当時からもう企業はお金余りで、いっぱいお金が余っているのに、金融を緩和してどうするんですか。そうじゃなくて、大胆な財政出動をやつて、経済をよくしていく。経済がよくなつて、三本目の柱の民間が本当に頑張るようになってきて、お金が足りないといつたら金融緩和じゃないですか。だから、一本目の柱と二本目の柱はあべこべだったんですよ。

だから、先ほどから櫻井議員も、十年間何やってきたのと。だから、政策が間違っていたんだ、アベノミクスの。あべこべなんです。私はそれを内閣委員会で甘利さんと一時間たつぷり議論していますから、是非、もしアーカイブスでもあれば御覧いただければと思います。

ですから、私は、財政健全化するためには、しつかり、まずは、何といても税制を抜本的に改める。こんないびつな税制は駄目です。ですから、消費税は下げる、法人税に累進税率を入れる、そして、所得税ももっと最高税率も上げていく。さらに、金融所得課税も上げていく。あるいは総合課税する。そういう形でまともな税制にしていけば、日本の経済は復活しますよ。財政もよくなつていきますよ。

そういうことを提案して、今日はちよつと時間がなくなりましたので、終わりにしたいと思いますが、最後に一言申し上げておきたいのは、これは、元国税庁の検査官、十年務めた大村大次郎という人が出した本です。消費税、巨大権益という本です。ここで、悪いのは朝日新聞、トヨタ、経団連、財務省と書いてあります。自分がいた財務省が一番悪い、こう言っているんですよ。この本もすばらしい本です。

ですから、日本を再生させるためには、ここにも、それこそ元内閣官房参与の藤井先生と公認会計士、税理士が書いていますが、「消費税減税・ニッポン復活論」と書いてありますが、まさに、

ここは、財務省、大蔵省は自分たちの失敗は認めて、ここで大転換するというのを申し上げて、質問を終わります。

○塚田委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 立憲民主党の末松義規です。今日は幾つちよつと質問したいと思えますけれども、岸田内閣の経済政策の評価というのを主にやりたいんですけれども、その前に、インボイスの導入反対の立場からの視点なんですけれども、国税庁の職員の増加、これとちよつとインボイス反対の立場を絡めて、まずそこから議論させていただきますか。

私、ずっと四年間、野党側の筆頭理事として、毎年、国税庁の職員の増加について努力してきました。今年も、業務の飛躍的拡大によって、国税庁の職員、また増加をお願いしたいと思えますけれども、大臣にちよつとまずその御決意、御判断をよろしくお願いします。

○鈴木国務大臣 私、国税局に視察をして、大現場で皆さん頑張っておられる、こういうふうな思っております。

私の記憶では、たしか来年度も増員になるのではないかと、そういうふうな記憶しております。

○末松委員 そこをまた御努力いただきたいというところをお願いします。

それで、私、インボイスの導入については反対でございまして、るるこの財務金融委員会でも申し上げてきたとおり、中小零細の消費税免税事業者なんかは多大な悪影響を受ける。事務的な煩雑さとか、あるいは商取引からの排除という危険もあるし、そういう意味で、百万人以上が廃業の危機に直面しているという報道もございまして。

ここで、私自身、さらに、インボイスの導入反対ということで、昨年できたインボイス反対の超党派議員連盟の会長もやっているわけですけども、また、与党の中にも、自民党議員を含め、切実な中小企業の声を踏まえて、やはりインボイスについては慎重な議員が多いということも聞いておられます。

国税庁の職員の定員増加と絡めて言うのは、幾ら国税庁の職員を増加しても、インボイスに関わる様々な調査が大変な状況になってくると、結局、増員してもそちらの方に取られてしまつて、実際に、実調率、実地調査率というのを上げることに貢献しない。そこがちよつと、私から見たら、ふざけるなという感じがするわけですね。

だから、是非、大臣に対して、国税職員がそういったインボイスの、まだこれから定着するのにかなり時間もかかっているいろいろなトラブルも出てくるわけですが、そういったところに国税庁の職員をできるだけ関わらせないような、こういう措置を講じてほしいと思えますが、いかがですか。

○鈴木国務大臣 国税当局が行います税務調査につきましては、大口で悪質な不正計算が想定されるなど調査必要度の高い納税者を対象としているところでありまして、これまでも、請求書等の保存書類についてなどの軽微な記載事項の不足を確保するための税務調査は実施していない、そのように承知しております。

インボイス制度導入後も、こうした方針に特に変更はないと聞いております。

○末松委員 ということであれば、制度が定着するようなどころも含めて、そういう軽微なことにして中小事業者をある意味、じやいじめるような、そういったことは、国税庁としてもそこは十分に勘案して、そういった方々に極力面倒をかけるないというのを是非お約束していただきたいと思えます。これは国税庁に聞きます。

○星屋政府参考人 お答え申し上げます。

○末松委員 そういふことであれば、極めて柔軟に対応するというところで、そこは多くの中小事業者も本心に安心するということだと思えます。

とにかく私自身は、インボイスの導入に反対であり、しかも延期をしてくれという立場、これはこれからも続けていきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

二番目に、岸田内閣の経済政策の評価なんですけれども、岸田内閣は、新しい資本主義というのを標榜して、まだ内容が定かでないんですけども、新しい資本主義への大転換と叫びながらこの一年半、経済政策をやつてきましたけれども、結果どうだったんですかというのを聞きたいんです。何が成功して、何が効果を上げていない、あるいは失敗だったのか、その大臣の認識をお聞きしたいと思います。

○鈴木国務大臣 岸田政権が発足をいたしましたから一年半が経過をいたしました。この間、具体的に何が成功で何が失敗であったかというのは、最終的には国民の皆様が判断すべきことであると思えますが、我々といたしましては、様々な御批判には謙虚に耳を傾けつつ、やるべき課題には正面から取り組むことが重要である、基本的にそう考えております。

その上でお答えを申し上げますと、岸田政権においては、ウイズコロナの下、社会経済活動の正常化を進めていくとともに、ロシアによるウクライナ侵略や、これに伴う物価高騰など、経済社会情勢の変化に切れ目なく的確に対応してきたと考えております。

また、成長と分配の好循環の実現のため、賃上げの実現に向けた各種の施策を総動員し、昨年の春闘においても、官民の連携した取組の結果、賃上げは過去二十年間で二番目に高い引上げ率となつたと認識をしております。

一方で、女性や高齢者の労働参加が進んだこともあり、一人当たりの賃金に伸び悩みが見られ、新型コロナウイルス対応等のため、財政状況の厳しさ、これは一層増しているなど、課題が残されていることも事実であります。

こうした中で、日本経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せていくために、新しい資本主義

の下、成長と分配の好循環の実現に向けた各種の取組を進めているところであります。

今後とも、経済再生と財政健全化の両立を図ることができましよう、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

○末松委員 今、賃上げについて過去二十二年間で第二位の上昇率という話がありましたけれども、資料の図一と二を御覧いただきたいと思いま

す。これが、二〇二二年、まず共同通信の方が、ここがかなり、十一月の前年同月比で三・八%の減ですね、マイナス三・八%。そして十二月もマイナスの二・八ということで、櫻井議員がおっしゃったように、結局、二二年でも〇・九%の実質賃金の低下を招いているわけですね。図二は、ずっとこの実質賃金が指数でいえば下がってきている。

こういうことで、岸田内閣が一番強調していた賃金の上昇、これが失敗していると言わざるを得ないんじゃないですか。そこはちょっと、大臣、どういう認識なのか、明らかにしてください。

○鈴木国務大臣 賃上げは、成長と分配の好循環により持続的な経済成長を実現するために不可欠であると考えております。

岸田内閣におきましては、政権発足当初から、賃上げ税制の拡充、公的価格の引上げなど、賃上げに向けた取組を行ってきたところであります。そして、先ほども申し上げましたけれども、昨年の春闘においては、賃上げは過去二十二年間で二番目に高い引上げ率となったわけでございま

す。しかし、一方で、足下において実質賃金がマイナスになっていること、これはもう末松先生御指摘のとおりであります。これは、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇、そして円安の影響などによる物価上昇の影響が大きい、そういうふうになっております。

こうした状況を踏まえまして、物価上昇を超える賃上げが実現しないと実質の賃金は下がってしま

まうわけでございますので、関係省庁でしっかりと連携をして、賃上げに取り組む中小企業等の生産性向上の支援の拡充などに取り組むとともに、構造的な賃上げの実現、これを目指してまいりたい、そのように思っております。

○末松委員 確かに、世界的にいろいろな状況が起こって、円安状況もつづられた、それはいろいろとありますよね、物価が上昇してきたとか。

だけれども、私、賃上げについて、最低賃金のこともずっとこの委員会でもかなり議論もさせていただきましたけれども、やはり、私なんかは、公的資金を大規模に投入して、五年間ぐらいで最低賃金を千五百円まで引き上げる、そういうった、ある意味じゃ強行的な政策でもやらない限り最低賃金は上がらないというのが私のずっと実感でございまして、また、先ほど答弁がございまして、一部の大企業で五百八十五兆円もの内部留保を抱えていること、これを何とか、その内部留保をそれだけ抱えさせないように、逆に、それを賃金の方に、賃金の上昇に上げていく政策、根本的な政策をやはりやっていかないと、そう簡単に賃金なんて上げられないですよ。価格転嫁なんか

も中小企業はできないのが現状ですよ。しっかりとそこは頑張っていたかかないと、経済の低成長、もう日本だけです。恥ずかしい限りなんです。世界はどんどん賃金も上昇して二倍、三倍、日本だけ下がっている。世界はGDPを上げている、日本だけずっと下がっている。こんなことを繰り返さないでほしいということ是非お願いしますし、そこを強くお願いします。

じゃ、次に質問を続けますけれども、岸田内閣は、発足当初から、国民の所得倍増、資産倍増というところで、それをキャッチフレーズにやっていますけれども、結局、所得は、さっきの実質賃金の減少も含めてうまくいっていない。一方、四十三兆円もの防衛費負担増、これを国民に押しつけるという形になっているわけですよ。

こうすると、国民から見たら、どうもこれはベテ

ン師じゃないかというように感じてしまう。私

の選挙区でもそういう方が多いんですよ。何だ、資産とか所得とか倍増とか言っていたのに、結局大きな防衛費の負担かよと。それが国民の偽らざる気持ちだと思っんですね。その辺について大臣の所感をお願いします。

○鈴木国務大臣 岸田政権におきまして、成長と分配の好循環を通じて国民の所得を引き上げて、未来に希望を持つことができる社会をつくり上げていくことが重要、そういうふうを考えて施策をこれまで展開してまいりました。そうした考え方の下で、政権発足当初から、賃上げ税制の拡充、公的価格の引上げなど、賃上げに向けた取組を行ってきたところであります。

一方において、先ほど来、末松先生御指摘のとおり、足下において、名目賃金は伸びているものの、物価上昇の影響によって実質賃金はマイナスとなっており、こうした事実に対しては真摯に向き合う必要があると考えております。

このため、政府としては、物価上昇を超える賃上げの実現に向けて、賃上げに取り組む中小企業等の生産性向上の支援の拡充等に取り組んでまいります。また、成長分野における大胆な投資の促進によりまして生産性と賃金の高い産業、企業を創出するとともに、こうした成長分野への円滑な労働移動を人への投資の強化と一体的に進めることとで、構造的な賃上げの実現を図ってまいりたいと思っております。

また、お話にもありました資産所得倍増につきましましては、家計の資金が我が国企業の成長投資の原資となつて、持続的な企業価値向上の恩恵が金融資産所得の拡大という形で家計にも及ぶという、成長と資産所得の好循環を生み出していくため、昨年十一月に資産所得倍増プランを策定したところであります。NISAの抜本的拡充、恒久化など、プランに盛り込まれております様々な施策を総動員していきたいと思ひます。

○末松委員 政策を掲げる意義はいいんですけども、役人が書いた答弁をずっと、諸策を並べていっても、私が今言っているのは、結果がどうな

るんだ、それについてどう思っているんだということなので、もし結果が思わしくなかったら、そこは、ここが悪かったから反省します、しっかりとこういう形でまたやり直していきますよ、というの答弁をしてもいいかと、我々としては、あるべき姿をいかにもずっと答弁されても時間が足りなくなるだけなので、そこは大臣、よろしくお願ひしますね。

時間がなくなってきたので次に行きますけれども、資料の第三、二ページ目を、裏を見てくださ

い。これは、最近言われ始めているのが、日本とドイツの名目GDPの推移ということで、この記事にも書いてあるように、どうも、為替の影響もあ

りませけれども、日本とドイツの立場が逆転して、世界第三位の経済大国はドイツになる、日本は四位で追い越されるというのは、かなり議論を

され始めているわけでございます。もしこれで、今までの施策が結局間違っていた、あるいは効果が上げられなかったという話になって、ドイツに経済的に追い抜かされたと言われたら、ドイツは日本の人口の七割の国ですから、そういうふうにもなったら、これは国民に対してどう責任を取るんですか。

○鈴木国務大臣 今、末松先生御指摘なのは、ドルベースでGDPの国際比較をした場合にドイツに抜かれる可能性があるのではないかと、こういうことであると思ひますが、ドルベースでの比較は、様々な要因によつて変動し得る為替の動向によつて大きく変わるといふことも留意が必要である、そういうふう

に思ひます。我が国のGDPの約六割、これは民間消費が占めておりまして、実際、多くの国民は、円で生活しており、給料も円でもらっています。そのため、まずは何より自国通貨、円建てのGDPを成長させる取組を進めることが重要であると思ひま

す。岸田内閣では、様々な社会課題を成長のエンジンに変えていく、そういう考え方の下で各種の取

組を進めております。

例えばでありますけれども、我が国経済の課題であります生産性向上に関しては、人への投資の抜本的強化と労働移動の円滑化による構造的賃上げや、官民連携による成長分野への大胆な投資拡大等に取り進むことによつて、成長と分配の好循環を実現してまいりたいと思つております。

岸田内閣が誕生してから一年半であります。やはり、一年半の間に期間的に結果を出さなければならぬものもありますが、長期的、中期的に継続して取り組んでいかなければ結果が出ないものもあるんだと思ひます。したがういまして、そうした時間軸も、評価する上で是非考えていただければと思ひます。

○末松委員 大臣、まずちよつと、ドル表示でランキングを決めるので、日本人の生活は円だから関係ないといふこの答弁はやめましようよ。世界ではやはり比べるのはみんなドルなんです。(発言する者あり)そうそう。だから、日本人だけがパゴスと言われるんですよ。それはもうやめてください。そういう厳しい、世界での、ある意味じゃそういうランキングというのがあるというのをしっかりと頭に入れてくださいよ。

それと同時に、もし抜かれたらどうするんだと。もうこれは、今の与党、面目丸潰れですよ。政権、替わらないといけない。そのぐらい自覚してもらわないと困りますよ。

あと、それから、またいろいろと政策を読まれましたけれども、とにかく、日銀の黒田総裁みただけで、二％物価上昇といながら、十年たつて道まだ途中でと言われたら、政治責任を取つているなんてことは言えませんが、それは政治責任の取り方じゃないんだ。だから、一年半で、まだまだです、これから五年後、十年後を見てくださいと言われても、我々として、それが政治の責任といふことと思つてはいるんですか。それはおかしいですよ。

是非そこは、本当に一瞬一瞬が勝負だといふ世界でやつて、政策が正しいんだつたら、そこに対

して成果もある程度上げていってもらわないと、それは国民として納得できません。

ちよつと話が、もう時間が押してきたのであれですけれども、ちよつと日露戦争の借金問題について伺ひます。

一九〇四年に日露戦争は起こつていまして、けれども、そのとき、高橋是清、当時の日銀の副総裁ですが、が、ヨーロッパとニューヨークで、ロンドンに借金を四回にわたつてやつてきた。これは成功したんです。その戦時国債がないと日露戦争は勝てなかつたと言われている。

その外債が、完済するのが一九八六年なんです。これは事実かといふのと同時に、一九四五年に日本は一回敗戦で潰れていまして、それでも、そういう借金といふのは返済をしていかなきゃいけないといふ事実になると思ひますけれども、その辺はいかがですか。

○鈴木国務大臣 日露戦争に際しましては、今、末松先生からお話がありましたとおり、四回にわたつてポンド建ての公債を発行し、借換えを経て、戦後、一九六八年までに償還を完了したものと承知しております。

ドイツなどの他国の戦争時の国債の償還については詳細を把握しておりませんが、国債については、償還が確実に進むと信頼されることとが重要でありまして、我が国としても引き続き、確実な償還など、国債の信頼の維持に取り組んでまいりたい、そのように思ひます。

○末松委員 今、一九六八年とおっしゃいましたね。私はちよつと、ほかの本で八六年といふ話を……(鈴木国務大臣「六八だそうです」と呼ぶ)六八ですね、分かりました。確認しました。でも、一回破綻した国であつても、そういう借金の返済は続くといふことですよ。逆に言えば、金を貸している国際金融大資本の方々から見れば、それだけ返してもらうんだつたら、戦争といふのもかなりそこはおいしいビジネスになるねといふ話になると思ひますけれども、そういう

話の中、これが戦争が結構終わらない理由ともいふような本に書いてあるわけですから、

た中、これが戦争が結構終わらない理由ともいふような本に書いてあるわけですから、

そういう観点でいつた場合、今、一九四四年の、第二次大戦、日本が負ける直前の公債費率といふんですかね、GDPに対して約二五〇％程度だと言われているんですけれども、今が実際、GDPとの比率が二四〇％前後ですか、そういう指摘もありますけれども、こういう状況で、戦争に負ける直前の比率と今の比率、借金の比率、ほとんど同水準だといふ中でいけば、今、台湾有事とかいろいろのことを言われていますけれども、四十三兆円の武器及び防衛体制をきちんと確立すると言われているんですけれども、こんな状況で、もし例えれば戦争のようなものに巻き込まれたときに、日本の財政といふのはもつんですか。さつき福田議員からも言われたように、日本は戦争できない国になつていっているんじゃないですか、財政的に。それをちよつと、認識をお願いします。

○鈴木国務大臣 先ほど先生からお話ありましたけれども、令和四年度末における我が国の政府債務残高は、GDPに対する割合は約二三七％となる見込みであります。そして、昭和十九年においては、政府債務残高対GDP比が二〇〇％程度であつたといふ数字が出ております。

それで、今のような状況で、まあ戦争をするといふわけじゃありませんけれども、そういう有事に巻き込まれたらどうなるのか、こういうようなお話であると思ひますが、この点につきましては、昨年十二月に閣議決定されました国家安全保障戦略においても、「我が国の経済は海外依存度が高いことから、有事の際の資源や防衛装備品等の確保に伴う財政需要の大幅な拡大に対応するためには、国際的な市場の信頼を維持し、必要な資金を調達する財政余力が極めて重要とされてお

りまして、末松先生の問題意識と、政府としても十分そこは共通した認識を持つて、そのように思ひます。

○伊佐副大臣 厚労省として、あるいは法令上、一年に一回しか賃上げ、最低賃金の審議は行わな

いといふことは規定はされてはおりません。

ただ、その上で、最低賃金の決定といふのは、消費者物価指数のみではありません。労働者の生計費でありますとか、あるいは賃金、また企業の賃金支払い能力、こうしたデータを総合的に勘案して決めるということになつておりまして、今後

礎であるといふことを度々申し上げておりますが、有事であつても日本の信用や国民生活が損なわれぬようにするため、平素から財政余力を確保することが不可欠であると考えております。

○末松委員 でも、戦争に巻き込まれるといふのは結構突然来るといふ危険性がありますから、そこは、今、経済安全保障を含めた、あるいは軍事の安全保障を含めた議論は確かにやつていまして、けれども、要は、この国は戦争に入らせちゃいけないといふことを強調したいと思ひます。

最後になりますけれども、厚労副大臣、来られていられると思ひますけれども、最低賃金の中央審議会の資料、これは物価が急激に上がる前の資料でみんな審議して、昨年の最低賃金を決めてい

たんです。それで、いろいろな団体から、やはりそちらに要請が行つてい

つたり、昨年の六月までの資料でやつていて、これから一挙に上がつてきたのは九月ぐらいからなんです。だから、最低賃金をもう一回審議し直してくれといつて、そういう要望に対して、結局、厚労省が言つた答えは、いや、一年に一回しかやらないから、また来年決めるというよう

な、そんな対応をしていられるといふ話を聞いていますね。

でも、本当に、岸田内閣は賃金の上昇と言つて

いるわけだから、それに対して厚労省の対応は、何というか、全く合つていない。それは責任を感じるべきですよ。すぐさま、そこはもう一回、事情が一挙に変更したら、そこは最低賃金の審議をやり直す、そういうことがあるべき姿じゃないですか。

の最低賃金の決定に向けて、引き続き、物価動向、また今年の春闘も始まったところをごさいますので、この春闘の状況も含めて、各種指標を注視していきたいというふうに思っております。

物価高に対しては、政府として、総合経済対策の迅速かつ着実な実行を図っております。その状況も注視していく必要があるというふうに考えております。

○末松委員 とにかく早くそれをやってくださいね。そうしないと、一番底辺で頑張っておりますの方々を本当に今厳しい生活をしているから。そこをお願いしまして、質問を終わります。

○塚田委員長 次に、道下大樹君。

○道下委員 立憲民主党の道下大樹でございます。今日は、鈴木大臣への質疑ということでお時間をいただきました、ありがとうございます。

今日は、鈴木大臣への質疑ということでお時間をいただきました、ありがとうございます。時間も限られておりますので、早速始めたいと思っております。今年五月にG7広島サミットが行われます。そうしたところで、鈴木大臣にもいろいろと活動、活躍される場があると思えますけれども、そんな中で、やはりG7の日本以外の国々は、LGBT、性的マイノリティの方々の差別を禁止する法律や同性婚を法律で認めるという国でございます。G7の中で唯一日本だけがそうした性的マイノリティの差別を禁止する法律や同性婚を認める法律がないという国でございます。残念でございます。

そうした中で、先日、岸田総理の発言、そして総理秘書官のLGBT差別発言がございました。私は、これはあつてはならない発言であると思えますし、速やかにこの日本においてLGBT差別を解消する、まあ今回、今、理解増進というところでございますけれども、最低でも理解増進をするようなその法律、そしてその先には差別禁止、そして同性婚を法律で認める、そして選択的夫婦別姓、こうしたものを進めていく必要があるという

ふうに思いますが、鈴木大臣のお考えを伺いたいと思えます。

○鈴木国務大臣 今の、差別をなくすための法律でありませんが、与野党で今協議をまた再度して、総理からもできるだけ早くその法案を成立するように各党と協議するようにというふうな旨のお話があった、そういうふうには私は理解をしております。

G7の議長国というお話もございましたけれども、そうした各党のこの協議の中で一つの結論が出るということも私も期待をしているところであります。

○道下委員 鈴木大臣としてはこうした方向性について賛成されるのか反対されるのか、ちよつと伺いたいと思えます。

○鈴木国務大臣 内心の自由ということにも関わりますので、私個人としてのそれぞれの事柄に対することは申し上げることは控えたいと思えますけれども、私は共生社会の実現ということは極めて重要であると思っております。

私も、前に東京パラリンピックを担当する仕事をしておりますけれども、私の思いは、二〇二〇年、まあ二一年に開催になりましたけれども、東京パラリンピックを通じて共生社会というもの、レガシーとして日本の国に根差したいということ、ずつとやってまいりました。性的指向、性自認を理由とするような不当な差別、偏見、そういうものはあつてはならないんだ、そういうふうには思っています。それぞれの立場、あるいは、それぞれの個性と言つたらいいんですけど、また、それぞれのそうした自分の気持ち、そういうものを、それぞれ、人権や尊厳、これを大切にしながら、多様性が尊重される共生社会というものの実現、それが大切である、そういうふうには思っています。

○道下委員 ありがとうございます。内心の自由ということはありますけれども、もつ既にこのように、世界では、このようなLGBT QだとかSOGI、そのSOGIの後にEをつ

けたり、SOGIEと言つたりしますけれども、そうした多様性を認め合う社会が当然であるという流れがありますので、こうしたことは是非とも私は率先して、鈴木大臣も、個人として、また内閣の一員として進めていただきたいというふうには思っていますし、これは議員立法で今、理解増進法案、進められておりますけれども、本来であれば政府がこれは出すべきだと私は思っております。

では、順番をいろいろ入れ替えさせていただいて恐縮でございますけれども、次に、異次元の金融緩和と政策の見直しについて伺いたいと思えます。

日銀は、今年一月三十一日、二〇二二年七月から十二月に開いた金融政策決定会合の議事録を公開しました。ちょうど自民党が政権奪還を決めた衆議院選挙直後の十二月の会合もあり、それらを見ると、インフレ目標を二%と設定することに慎重だった当時の白川総裁は、中央銀行への信頼を低下するなど、物価目標二%や大胆な金融緩和を掲げた自民党が衆議院で政権奪還したことにより、そうした中央銀行への信頼が低下するという心配というか、そういう懸念を表明されていたんですけれども、こうした自民党による政権奪還により、その後の二〇二三年一月二十二日の政府と日銀による共同声明に示されているように、日銀の金融政策の方向性が激変した様子がうかがえるわけでありまして。

さて、それから十年後の現在を見るときどうなったのかということですが、先ほど来、我が党の議員もお話をしておりますけれども、その共同声明と今の現実と、どうなっているのかということを見ていきたいと思えます。

まず、白川方明元日銀総裁が今年一月二十一日、週刊東洋経済に寄稿された文章を私は拝見いたしました。これについて、鈴木大臣、最初にお伺いしますが、これは読まれましたでしょうか。○鈴木国務大臣 済みません、新聞報道等を通じてしか目を通しております。

○道下委員 この寄稿されたものを読むと、二〇二二年の十二月からの金融政策決定会合、そして共同声明に至る状況がやはり分かる。そして、そのときにどのように白川当時の総裁が考えられていたのか、慎重に、そして、この共同声明に、ある意味で自民党から強いブツシュで記載せざるを得なかった内容や、あとは、何としても日本銀行としては守らなければいけない線というものを何とか確保したとかいったことが書かれております。

その中の一文を紹介しますと、「共同声明」に「うたわれた「持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する」という政府の取り組みが進んだとは思えない。財政規律は明らかに緩んだ。」また、この十年間について「十年間の最大の変化は、大胆な金融政策の結果を現実には観察することによって、量を拡大しさえすれば物価が上がるのか成長率が上がるといった単純な話ではないことを以前よりは多くの人が理解するようになったことである。」「もう一つの大きな変化は、日本経済の低成長の原因は物価の下落ではなく、直面している課題は潜在成長率の低下を食い止め、生産性上昇率を引き上げることだと以前に比べると多くの人が実感を持って理解するようになったことである」というふうにおっしゃっているんですね。

これは、私は、白川総裁は結果論で述べていらっしゃると思いません。これは、当時からこのようなお考えであったと私は思っております。そしてまた、「本当の課題はデフレ脱却、物価上昇率の引き上げということではなかった。」「高齢化、人口減少がさらに進む状況の下でも一人当たり所得が持続的に成長できる経済をつくること」が最も大事な課題だ。「その力ギを握るのは生産性の向上である。」「人口減少がどこかの時点で止まるという展望を持てるようにすることである。」というふうにも述べられております。まさに、十年前に当時の白川総裁が心配され、懸念され、ある意味、心の中で警鐘され、また、

政策決定会合や自民党からの意見に対して意見を申されたことが的中されたのではないかと、今、この現実はそのようになってしまっているのではないかと思えます。

○鈴木大臣のお考えを伺いたいと思えます。

この間、物価や成長率は上がらず、財政規律も緩んだのではないかと、そういうお話を道下先生から指摘をされたわけでありまして、まず、金融政策、この間の成果は、度々申し上げておりますので何か恐縮ですけれども、共同声明を公表いたしました、それぞれの責任において、この間、必要な施策を実施してまいりました。このうち、金融政策については、日銀が定めた物価安定目標の実現を目指して金融緩和を推進してきたと理解をしております。そうした政府と日銀の取組の結果、デフレではないという状況をつくり出すとともに、GDPは、コロナ前時点において、名目、実質共に過去最高水準になったほか、企業収益が高まり、雇用環境が改善するなど、大きな成果を上げたと認識をいたしております。

そして、財政規律への影響でありますけれども、日銀の金融政策は、日銀が物価安定目標の実現に向けて金融政策の一環として実施しているものと承知をしております。政府としては、日銀が国債を買入れるということが前提に立つた財政運営を行うことが適切であるとはもう全く考えていないわけでありまして、また、市場からそのような疑いを持たれ、市場の信認を失うような事態を招くことがないようにしていく必要があると考えております。

私には、白川元総裁がおっしゃるように、財政規律が狂っていると思えますし、ましてや、一つは、二〇一三年の共同声明では、物価上昇二％、これは何年と規定していません。これは、実は黒田総裁になってから、二％を二年間でということに掲げた。それが全然達成されていない。達成されなかったのがこんなに何年も続いて、なぜ方向性を転換するとしなかったのか。

したがって、財政規律が緩んだという御指摘は当たらないものと考えておりますけれども、今後とも、財政健全化に向けて、プライマリーバランスを二〇二五年度に黒字化することなどの方針の下で、引き続き責任ある経済財政運営に努めてまいりたい、そういうふうに考えています。

これは、二〇一三年の共同声明では、四番目は、「経済財政諮問会議は、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、その下での物価安定の目標に照らした物価の現状と今後の見通し、雇用情勢を含む経済・財政状況、経済構造改革の取組状況などについて、定期的に検証を行うものとする。」としていっているんですね。

○道下委員 財政規律が緩んだとは思っていない

ということなんですけれども、びつくりですね。ここまで緩み切っているというか、もう、これは、ほかの専門家が、多くの専門家が聞いたらびつくりするような、今までも答弁されていますので、聞き慣れてしまっている我々が、ある意味で、そうではないと思えます。

○鈴木大臣 道下先生御指摘のとおり、経済財政諮問会議の場において、専門的、中立的な知見を有する学識経験者なども参画する形で、絶えず政策の検証を行いながら、幅広く経済財政運営について議論を行ってきた、そのように考えております。

具体的には、年四回程度、日本銀行から金融政策、物価等についての説明を受け、議論を行うことと、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、その下での物価安定の目標に照らした物価の

現状と今後の見通し、雇用情勢を含む経済財政状況について検証を行うとともに、経済・財政一体改革について、主要分野における改革の方向性を具体化した改革工程表も活用しつつ、改革の進捗管理、点検、評価を行っているところであります。

引き続きまして、定期的な検証、これに努めていかなければならない、努めていきたい、そのように考えております。

○道下委員 定期的な議論は行ってきただけかもしれませんが、検証し、それを実際に政策の変更等にも生かしてはいるのかと私は思っています。

○道下委員 政府、日銀による過去十年の政策効果を検証した上で、新たな共同声明を作成、公表すべきであるというふうに提言しています。私もそう思います。ただ、日銀と政府でやることは、やはり今までのような、間違っていない、財政規律は緩んでいないか、そういったことしか出てこないんじゃないかと思えます。

私は、これは、この十年間はどうかということ、身内では、政府や日銀で検証するのでなくて、中立的な第三者機関でしっかりと検証してもらった方がいいと思っております。

○鈴木大臣 現状は、先ほど申し上げましたとおり、経済財政諮問会議において、説明を受けて、議論を行っているところであります。そして、現時点では、過去十年の政策効果をまとめて検証することにはなっておりませんけれども、政府の立場といたしましては、引き続き、諮問会議における検証の枠組み等を活用しながら、物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向けて、政府、日銀が一体となって取り組んでいくことが必要であると考えております。

いづれ、しっかりと様々な政策を経済財政諮問会議において議論をするということ、これは大切なことである、そういうふうに思っております。

○道下委員 政府と日銀による検証というのは、一つは必要かもしれませんが、ただ、それだけでは正しい判断はできないと思えます。もう一つ、しっかりとした中立性を保った第三者機関による検証をしてもらって、そして報告してもらって、これはいわゆるバラレルレポートと言われるものでございます。こういう十年間をちゃんと比較できるようなものを用意して、そして、政府、日銀のこれまでやってきたことは正しかったと言った方が説得力を持つし、私は、ある意味で、政府、日銀、今までのことを失敗したという検証結果を報告することは私はないと思うので、やはりこういった点では国民にしっかりと信頼してもらえ、機関に十年間の検証をしてもらうべきだということに提言をしていきたいというふうに思っています。

次に、税制についてちょっと伺いたいと思えます。

税制に関しても、特に生産拠点や海外資産の国内帰属策について伺いたいと思えます。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

海外生産を国内生産にシフトする国内メーカーに対する支援に関してでございますが、海外に生産拠点が五〇％以上集中している製品の製造を行っているような企業につきまして、地域経済牽引事業という枠組みがございますけれども、こういった事業を都道府県内で行う等の要件を満たしている場合、最大五〇％の特別償却や最大五〇％の税額控除が可能となる、そういった制度が用意されてございます。

企業環境の変化を踏まえまして、税制においても、その必要性や政策効果をよく見極めながら、こういった施策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○道下委員 是非、そういった政策は、状況を見ながら、私は進めていくべきだと。どんだんどん生産拠点を海外に移してきたということはありませんけれども、これはやはり、今の円安の状況や、また国内における雇用の場の確保ということも含めると、また技術の海外への流出ということも考えられますと、国内でどんだん生産できるような、そういった税制によるブッシュをお願いしますというふうに思います。

もう一つ、日本の企業の海外での利益を国内投資に向けての税制の必要性の認識と導入の検討状況について伺いたいと思います。

なかなか、海外で利益を上げている企業の資産が、利益が国内に戻ってきていないというのがよく指摘されていますね。こうした点について、やはりもっとも海外における利益が国内に戻ってくるように、国内に投資されるようにしていく必要があると思いますが、この点についても伺いたいと思います。

○鈴木国務大臣 今御指摘がございました海外で得た利益に着目した税制について、現時点で具体的な検討を行っているわけはありませんけれども、成長と分配の好循環の実現のためには、海外で得た利益を含めた資金を国内での投資や賃上げに活用していただくことが重要であると考えておりまして、税制の面でもこのような企業の行動を積極的に後押しをしているところでございます。日本企業には、今般拡充をすることとしております研究開発税制や本年度改正で抜本強化した賃上げ税制といった措置を積極的に活用していただきたい、そのように考えているところであります。

○道下委員 是非とも、検討して、政策として実現していただきたいというふうに思います。それからもう一つ、税制なんですけれども、昨

年十二月九日に、鈴木大臣、お忙しいところを、私も立憲民主党の、二〇二三年度税制改正についての提言、申入れを受けていただきました、ありがとうございます。今日、皆様にお配りしている資料でございます。

コロナ禍、物価高騰で困難な状況にある個人、事業者等への支援ということで、先ほど末松議員にもありました、インボイス制度の廃止、少なくとも導入延期、また時限的な消費税減税と税制全体の見直しなどがあります。また、一部企業の過大な内部留保が賃上げに回るように、税制等を強化すること。また、NISAの拡充、同時に、所得税、金融所得課税の累進性強化などがあります。また、配偶者控除などにより就労調整が生じないように、当面は控除額の引上げ、中長期的には人的控除の抜本的見直し等、そうしたものを、大きくは十点について、詳細には鈴木大臣にいろいろと説明をさせていただきました、回答もいただきました。ありがとうございます。

その中で、ちよつとお伺いしたいのは、一つには、多発化、深刻化する災害に対応する税制についてであります。私ども、災害損失控除の創設を以前から提言しておりますけれども、これはいまだ実現されておられません。是非進めていただきたいと思っております。是非進めていただきたいと思っております。是非進めていただきたいと思っております。

○鈴木国務大臣 十二月に御提言をいろいろいただきまして、短い時間でしたけれども、有意義な意見交換ができたと思っております。私からも感謝を申し上げます。そして、頻発する自然災害への対応、これは大変重要な課題でありまして、税制においても災害への対応は重要である、そのように考えております。

令和五年度税制改正においては、被害が極めて甚大で広範な地域の生活基盤が著しく損なわれ、被災前のように生活の糧を得るまでに時間を要するような災害の被災者や被災事業者特に配慮する観点から、特定非常災害による損失に係る雑損

失と純損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じて、現行の三年から五年に延長する措置を講ずることとしたところであります。

災害への対応につきまして、税制もこのように手を加えたわけでありまして、税制だけではなく、歳出も含めた総合的な対応を行うことも重要であり、今後適切に対応してまいりたいと考えております。

○道下委員 ちよつとその点について伺いたんですが、それは、いわゆる雑損控除と同様の扱いということでしょうか。つまり、所得から控除を引く順番なんですけれども、雑損控除は最初に引かれるんですけれども、それは最初なんですか、後なんですか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。今回の改正内容は、雑損控除につきまして、特定非常災害の場合について繰越期間の特例を設ける、五年間まで延長するということ、純損失、これは御商売されている方の所得について損失が生じた場合でございますが、これについても同様に特定非常災害の場合に五年に延長するというところでございまして、控除の順番については手を加えてございません。

○道下委員 最初の方ですよね、最初に引かれるんですよね。○住澤政府参考人 控除の順番については、雑損控除を引いた上で、その後基礎控除等の人的控除が引かれるという仕組みはこれまでどおりでございます。

○道下委員 我々は、また特に中小企業と取引する税理士会、税理士政治連盟なども、これは雑損控除とは別にして、そして、これは最後にすべきだと言っているんです。控除を引く順番を。なぜかという、災害による損失というのは膨大です。それが先に控除として引かれたら、それでもほかの控除がなくなってしまう。繰り越しても、それが先になつたら、その損失控除を受けられる額が最初に、そして、繰越しが延びたとしても、そのほかの控除が、今度、期間が短くなつ

て、引かれるべきものが期限切れで引かれなくなるといことなので、これは、いろいろな控除を先に引いた上で、そして、そういう災害による損失控除の後、一番最後に引いて、それで、引いてもまだ残っていたら、それを翌年、翌年、翌年に繰り越す、それを五年とか十年に延長すべきだというのが我々や税理士会等、また多くの方々の意見なんです。

だから、今回はちよつとだけ手を加えたんですけれども、雑損控除のままでは、これは余り効果を私は発揮しないと思います。だから、災害損失控除というものを別に設けて、そして、控除として引く順番は最後にすべきだ、これを私は、まあ、ここで変わることはないと思いますけれども、強く指摘をしておきたいというふうに思います。

それからもう一つ、皆様にお配りした資料なんですけれども、二枚目を御覧いただきたいと思っております。これは多くの方々も見ていただいた、配られているものだと思います。所得税の負担率です。いわゆる一億円の壁です。

我々立憲民主党は、NISAの拡充は強く求めましたが、それと同時に、所得税や金融所得課税の累進性の強化も一緒にやるべきだと求めました。しかし、今回の所得税法改正では、三十億円から、そして対象が二百人から三百人という、余りにも、極めて限定的な方しか対象にしないものであります。

岸田総理が、総裁選のときなども含めて、金融所得課税を含めて強化すると言ったものがいつの間にか消えてしまつて、そして、これも、今回は、やったふりのような感じで、所得税法、三十億円から、二百人から三百人、これは余りにも、一歩とは言いませんし、半歩まで言いませんけれども、前進はしたかもしれませんが、数センチかもしれない。

この表を見ていただくと、本当に、一億円から、一億円の壁ということで、こうしたところの

一億円以上の高所得者の方々に、ちゃんともうかつたらもうかつた分、その利益の税金を各々払っていただく必要があるというふうに訴えているわけでございます。

その点について大臣に伺いたいと思いますとともに、あと、この資産所得倍増計画なんですけれども、資産ゼロ世帯が二〇％、そして、今では、個人の資産は、資産ゼロの単身者、二十代が四三・二とか、三十代も三一・一、そうした資産もない人に対してはどうするのか。私は、資産所得倍増と言う前に、賃上げ政策、賃上げ税制、これをしっかりと政府としてやるべきだと思いますが、大臣に伺いたいと思います。

○鈴木国務大臣 超高額所得者についてのお話の初めにございましたが、今の社会保険料を加味した所得税の負担率を見ますと、所得が一億円を超えた辺りの、その辺りの所得層は負担率がそこまで大きく低下していない一方で、かなりの高額所得者層の負担率の低下が著しい状況にあります。

このような負担率の状況を踏まえて、与党税制調査会において幅広い観点から御議論をいただいた上で、今般、税負担の公平性を確保する観点から、おおむね三十億円を超える高い所得を対象として最低限の負担を求める措置を導入されたこと、これは、税負担の公平性確保に向けて一定の対応が図られたものと認識をしているところでございます。

そして、賃上げについてでございますが、賃上げ税制について、賃上げの効果ということでありますが、先ほど来申し上げておりますように、岸田内閣において、賃上げの重要性というものは強く認識をしているわけでございます。

政府といたしましては、物価上昇を超える賃上げの実現に向けて、賃上げ税制の拡充に加えて、賃上げに取り組む中小企業等の生産性向上の支援の拡充などに取り組むとともに、成長分野への円滑な労働移動を人への投資の強化と一体的に進めることで構造的な賃上げの実現を目指しているところでございます。

ところでございます。

賃上げ税制の効果につきましては、賃上げは、税制のみならず、企業収益、雇用情勢等に影響を受けるものであります。過去に行われた調査を見てみますと、おおむね六割を超えている企業が賃上げの後押しになったと回答があります。また、毎年おおむね十万人の企業に御活用いただいているということを考えますと、一定の効果があるのではないかと、そうふうに考えているところでございます。

〔委員長退席、中西委員長代理着席〕

○道下委員 時間が来ましたので終わりますけれども、本日に、金融所得課税に関しては余りにも範囲が狭過ぎる、そして、賃上げに向けた抜本的な税制改正だとか、まだまだ足りません。是非ともよろしく願います。

ありがとうございました。

○中西委員長代理 次に、階級委員。

○階級委員 立憲民主党の階級委員。

今日は、我が会派の最後の質疑者ということになりますので、ここまでのところで、ほかの議員とのやり取りで気になったことなども伺っていきたいと思っております。

その上で、まず日銀総裁にお尋ねします。

先ほど来、我が党の議員から、二年で二%の物価目標が達成できないこととか、あるいは物価が上がっても実質賃金が上がらなかったことであるとか、また、異次元緩和を長年続けたことにより、財政規律が弛緩したりとか様々なリスクやコストがかかってきたこと、こういったことについていろいろの指摘があったにもかかわらず、総裁からは、残念に思うといったような話しかありませんでした。人ごとのような話でありました。

残念に思うというよりも、自らやったことに対して責任を感じて反省する、これが筋ではないかと思うんですが、責任を感じたり反省の弁を述べたりということはされないでしょうか。

○黒田参考人 現時点で物価安定の目標の持続的、安定的な実現に至っていないというのは事実

でありますけれども、二〇一三年に導入した量的・質的金融緩和は経済、物価の押し上げ効果を発揮してきております。

一方、金融緩和の副作用としては、主に、金融機関収益を圧迫し金融仲介機能に悪影響を与える可能性や、市場機能の低下が挙げられておりますが、この点については、副作用をできるだけ抑制しつつ、持続的な金融緩和を行うための工夫を講じてまいりました。

政策には常に効果と副作用があり、それらと比較考量しながら、最も適切な政策を実施する必要がありまして、この間の大規模な金融緩和は、政策の効果が副作用を上回っているというふうに考えております。

○階級委員 ですから、効果が全くなかったとは言いませんけれども、肝腎なところで失敗しているわけですよ。二%を二年で達成するとか、あるいは物価が上がれば賃金は上がるであろうとか、そして財政規律をゆがめないとか、肝腎なところで失敗している、その部分について、責任を感じたり反省を述べたりということは聞いていますか。そこだけ答えてください。成果が出たことはいませんが、我々が問題だと思っていることについて、責任を感じたり反省の弁を述べたりということはないんですか。そこだけお答えください。

〔中西委員長代理退席、委員長着席〕

○黒田参考人 先ほど申し上げたとおり、量的・質的金融緩和というものは一定の効果を発揮しているというふうに考えております。ただ、現時点でも二%の物価安定目標を持続的、安定的に達成するに至っていないことは大変残念であるというふうに思っております。

その上で、何度も申し上げていますが、政策については効果あるいは評価という場合には、現在、量的・質的金融緩和を行ってきたことと違った政策がどのようなものであつて、その場合に、現在の経済状況より、よりよくなつていくかということを考えていただく必要があるわけ

ありまして、私どもとしては、最善を尽くしてきたというふうに考えておりますし、適切な政策であつたというふうに考えております。

○階級委員 客観的事実として、黒田総裁の次の総裁は非常に難しいかじ取りを迫られるわけですね。これだけ日銀のバランスシートも膨らみ、イールドカーブコントロールで、市場のゆがみもまだ直っていないわけですね。こうしたものを次の総裁に全部丸投げして、御自身は引退されるからいいかもしれませんけれども、そういうことで、本当に良心の呵責というものを感ぜないんでしょうか。

失敗しても、何か人ごとのようにしか思えないんですけれども、まさに、それでですと、我々としては無責任だと言わざるを得ません。そういうことを感ぜないで十年間やってこられたということは、本当に信じ難いことであります。

黒田総裁、そもそものんですけれども、先ほども道下さんが言っていましたけれども、元々、黒田総裁が就任前、二%の物価目標には、二年という縛りはなかったんですね。二年という縛りがついていたのは黒田総裁のときからです。しかも、今日お配りしている資料の三ページ目に、白川総裁の本から抜粋した部分があつたんですけれども、これは白川総裁のときに共同声明を締結したときの経緯が書かれていまして、左側の線を引いた部分です。

議論が最も紛糾したのは達成期限であつた。日本銀行は中長期的な物価安定を主張した、政府は二年にこだわった。その後、云々かんぬんとあつて、日本銀行は二年という期限を設定して二%目標を達成するという金融政策を行うことだけは絶対に受け入れられないという立場で臨んだ。激しい議論を経て、最終的にはできるだけ早期に実現することを目指すという表現で決着したということがあるわけですね。

それが、なぜか黒田総裁が就任した直後、私の資料でいいますとその前のページになるかと思えますけれども、二ページ目を御覧になつていただ

くと、共同声明のときは話が変わってきているわけですね。二年でというのが入ってきています。しかも、二年を念頭に置いて異次元の金融緩和をやっているわけですね。二年というものがなかりせば、これほど弊害の大きい、異次元の金融緩和を十年にもわたって続ける必要はなかったということだと思えますよ。だから、二年というものを入れたというのが非常に大きなターニングポイントで、これは黒田総裁になってから入っているわけですね。

なぜ、この二年というものを入れたのか。黒田総裁、お答えください。

○黒田参考人 諸外国の例を見ましても、金融政策の効果が浸透する期間として二年程度のタイムスパンを考えながら物価安定の実現を目指すというところは一般的であるというふうな考えております。

日本銀行は、二〇一三年一月に公表した共同声明に記載されているとおり、二%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現することにコミットしております。二〇一三年四月の量的・質的金融緩和の導入時に二年程度としたのは、それまでと比べて大規模な金融緩和を実施することとしたことを踏まえたものであります。

当初想定していたよりも時間がかかっているのは事実でありますけれども、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するという方針には変わりありません。日本銀行としては、その実現を目指して金融政策を運営しております。

○階委員 関係ないことをだらだら話していただきたくないんですけれども、なぜ、二年という期限を区切ってしまったのか。日銀が二年を入れることはまかりならぬと粘りに粘って共同声明から排除した二年という言葉が、なぜか黒田総裁のときに入った。その転換、なぜ行われたのかということを開いているわけですよ。

黒田総裁の意思で行われたのかどうか、まずそこを確認させていただきます。黒田総裁の意思なのか、お答えください。

○黒田参考人 まず、二〇一三年一月に公表した共同声明に記載されていることは、日本銀行自身が一月の金融政策決定会合で決めたことでありまして、二〇一三年四月に量的・質的金融緩和を導入したときに、先ほど申し上げた二年程度というふうにしましたのは、それまでと比べて大規模な金融緩和を実施するということを踏まえたものであります。

なお、金融政策は、御案内のとおり、総裁、二人の副総裁、そして六人の金融政策に関する審議委員、この九名で議論して決めていくわけでありまして。四月に量的・質的金融緩和を導入したこと自体については、九人のメンバー全員が一致して行ったことでもあります。

もちろん私自身、二%の物価安定目標をできるだけ早期に実現するという日本銀行の一月の決定を踏まえて、先ほど来申し上げているとおり、二年程度のタイムスパン等考えながら、できるだけ早期に実現すべく大幅な金融緩和を、もちろん私自身も主張しましたし、九人の政策審議委員全員で十分議論してこの導入を決めたということでもあります。

○階委員 あと半年もすれば、そのときの政策決定会合の議事録は出てくるわけですよ。どうしてこれほど反対していた日銀がまさに白から黒に変わったのか、そこが明らかになるので、今のうちにはつきりおっしゃっていただきたいと思いますよ。辞めた後だからもう後は野となれ山となれというの、非常にこれも無責任な話で、やはり御自身が音頭を取って二年というのを入れたのであれば、それが失敗したのであれば、やはり反省はすべきだと思いますよ。そうじゃないんですか。

客観的事実として、さっき全員の議論で言いましたけれども、日銀は強く反対していたわけですよ。白川体制のときは、それがたった数か月でみんなころっと変わるといことは、誰かが音頭を取ったに違いない、それは黒田総裁に違いないと思っているんですが、これは客観的事実とは全く違う、私の単なる当て推量ですか。お答えください。

○黒田参考人 先ほど来申し上げているとおり、白川総裁の下で、二〇一三年一月に金融政策決定会合において二%の物価安定目標というものが設定されたわけです。そして、共同声明にもそれが盛り込まれて、二%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するということが日本銀行としてコミットしていたわけですね。

そういうことを踏まえて、審議委員全員がよく議論して……(階委員)二年は駄目だということ議論していたんじゃないの。なぜ変わったのかということを開いているんですよ。質問に答えてくださいよ」と呼ぶ、先ほど来申し上げているとおり、白川前総裁が何をおっしゃったかというのは私にとって全く関係のないことでもあります。私にとって関係あることは、金融政策決定会合において一月に二%の物価安定目標というものを設定し、それを共同声明に盛り込んで、できるだけ早期に二%を実現するということが日本銀行としてコミットしているということ踏まえて、先ほど来申し上げているとおり、九人の金融政策決定会合のメンバーで十分議論して量的・質的金融緩和の導入を決めたということでもあります。

○階委員 白川時代から何人替わったかは分かりませんが、総裁、副総裁、三人替わったとしても過半数は残っているわけですよ。当然、その二年を入れないことにこだわった人たちも多数含まれている中で、なぜか黒田総裁が就任した直後、二年というのが加わったということは、やはり黒田総裁の責任は大きいと思います。それをうやむやにして反省の弁も述べない、私はこれが最大の問題だと思っています。

それで、もう一つ黒田総裁にお聞きしなくてはいいじゃないですか、やはり、昨年の米山さんとのやり取りで、実質賃金がプラスになっても、物価上昇率が二%を下回っている限り、量的・質的長短金利操作付金融緩和、いわゆる異次元金融緩和を続けるという趣旨の答弁だったと思うんですけども、これは本当に国民の望んでいることとはかけ離れていると思うんですよ。実質賃金がプラスだということは望むんだけれども、別に物価を二%以上上げてくれということは誰も望んでいません。

それで、これほど長く異次元の金融緩和を続けてきても効果が出なかったわけですから、実質賃金がプラスになってもなお二%の達成にこだわっているうちに、どんどんどんどんまた経済が悪化して、金融緩和がまた続いてしまうということ、いつまでたっても異次元の金融緩和から抜けられないという悪循環になると思うんですね。実質賃金を目標にすべきだというのが我々の考えなんですけれども、なぜ二%にこだわっているのか、しかも、二%を達成するために通常の金融緩和ではなくて異次元の金融緩和にこだわっているのか、ここが全く理解できないところですよ。以上、我々は、異次元の金融緩和にこだわる必要はないし、二%の目標にもこだわる必要はないと考えておりますけれども、総裁の考えを教えてください。

○黒田参考人 もとより、生産性の上昇を反映して高い実質賃金の伸びが実現するということが大変望ましいことだと思えますけれども、日本銀行を含めて先進国の中央銀行は、物価安定の数値的目標を掲げて、それを実現するために金融政策を運営しております。したがって、二%の物価安定の目標を持続的、安定的に実現するために必要と判断される限り、金融緩和を継続する必要があるというふうな考えております。

なお、二〇一三年一月に日本銀行が物価安定の目標を二%と定めたのは、第一に、消費者物価指数には、統計の性質上、上方バイアスがあること、第二に、景気が悪化した場合の金融政策の対応力を確保しておく必要があることを考慮したものであります。また、海外の主要中央銀行も、消費者物価上昇率で二%を目標として政策運営を行っておりまして、いわばグローバルスタンダードというふうになっていると考えております。

日本銀行としては、こうした考え方は引き

続き妥当であり、二%の物価安定の目標の持続的、安定的な実現を目指すことが適当であるというふうに考えております。

○階委員 我々は先週、新しい金融政策というものを公表させていただきました。やはり、異次元の金融緩和は弊害が大き過ぎる。

日本経済への影響ということでは、昨年来、悪い円安、物価高を招いている。さらに、国家財政も、先ほど大臣は否定されましたけれども、何とこの間、政府の長期債務の残高は三百兆増えていきます。消費税は五%から一〇%に倍に上がって税収も倍になっているにもかかわらず、借金はどんどん増えていきます。

また、地域経済への影響ということでは、地方の金融機関の経営も悪化してたり、あるいは中小企業の経営も厳しくなっているといったような中で、金融政策は正常化に向けて、そろそろ改めていかなくてはいけないと思っております。

そのためには、市場のゆがみが是正されていない長短金利操作、イールドカーブコントロール、これは一層の柔軟化をすべきだし、アコード、共同声明も、先ほども言いました、物価目標二%という余り意味のない目標、かつ、達成のめどが十年たっても立たず、これから先、二年たつても立たない、そういった意味のない物価目標ではなくて、実質賃金を上げることを目標にすべきだというふうに考えています。

今日は資料でもお配りしていただけますけれども、令和臨調というところも、やはり二%という目標にこだわるべきではないということで、大事なものは賃金だということなどを表明した意見書を出しております。

私たちは、こういったことをやることによって、余りにも長過ぎた異次元の金融緩和、コストパフォーマンスもタイムパフォーマンスも悪過ぎると思っております。将来に禍根を残さないために、こうした取組、我々の提案するような取組、令和臨調も同じようなことを提案されていますけれども、こういうことをやるべきだと思います。

このことについて、先日は似たようなことを日銀総裁にお尋ねしていますので、今日は財務大臣にもお尋ねしたいと思えます。

○鈴木国務大臣 階先生の方から、様々な新しい政策についての御提言があり、御説明もいただいたところでございますが、その中にあります、共同声明の見直しでありますか、新たな目標を定めて、異次元の金融緩和から通常の金融緩和に移行していくべきではないか、そういうことだと思います。

共同声明の取扱いにつきましては、やはり、次の総裁とも議論をする必要があると考えておりますし、日銀の方におかれましても、新しい体制の中で協議をして、方向性をいろいろする時間が必要であると思っております。このために、共同声明の見直しについて具体的に申し上げることは、今の時点では少し早過ぎると考えております。

そして、御指摘のような具体的な手法、これはまさに金融政策そのものであります。これは日銀に委ねられるべき事項であると考えております。したがって、それに対する、金融政策に対するコメントは控えさせていただきますと思っております。

○階委員 政府も日銀も、実質賃金を引き上げることが重要だと繰り返し述べていらして、それだつたら、物価よりも実質賃金を上げるということとを政府と日銀の共同声明に盛り込む、これは国民にとつても理解しやすいし納得しやすいことだと我々は考えております。

こういふことを、今、アコードを見直すタイミングじゃない、新しい総裁が就任する前だからというお話だったのであります。じゃ、果たして、新しい総裁、どういう方がなるんでしょうか。

今までと同じようなことを繰り返すだけでは、同じ失敗を繰り返すだけだと思います。なので、私は、日銀総裁については、過去のやってきたことを真摯に反省し、そこから教訓を導き出して、新たなことをやっていくような方が望ましいと思っております。

こうした日銀総裁の人事、これは、先日、野田元総理も予算委員会で岸田総理に尋ねていらっしやいましたけれども、そういう中で、例えば、そのときに岸田総理は、主要国中央銀行トップの緊密な連携、そして内外の市場関係者に対する質の高い発信力と受信力ということが格段に重要だということ、そういう方を、日銀総裁としてふさわしい方だという答弁でした。

そういう素養を持った方であることは当然として、やはり、今までの金融政策について、虚心坦懐に、反省すべきことは反省して、見直すべきところは見直していくといったような方がふさわしいのではないかと思いますけれども、財務大臣の見解をお伺いします。

○鈴木国務大臣 その前に、先ほどの共同声明の見直しについては、今、まだお話しする段階ではないということではありますが、その中に、賃金の重要性は岸田内閣も認めているわけでありまして、決して、どうなるか分かりませんが、やるかやらないかも含めて分かりませんけれども、それが含まれないということをおっしゃるわけではないということをおっしゃる御理解をいただきたいと思っております。

その上で、階先生から今御指摘がありました、二月八日の野田元総理と岸田総理とのやり取りでございますが、今私から申し上げられるのは、その答弁の、岸田総理の答弁のラインでしかお答えすることができないわけでございます。

私といたしましても、その時点で日銀総裁に最もふさわしいと判断する方を任命することが基本であると考えています。

そして、総裁人事、これは、御承知のとおり、国会同意人事でございますので、国会においてもお認めいただけるような、ベストと思われる方を提示することが重要であると思えます。

○階委員 今日こちらにいる同じ会派のメンバーとともに、これから提示されるであろう日銀総裁、副総裁人事については、しっかりと我々として

は検証させていただいて、チェックさせていただいて、しかるべく判断をさせていただきますと思っております。

その上で、財政についても少しお尋ねしたいんですけれども、先ほど、これは末松先生の議論の中で、大臣が所信で述べられたことと同じようなことを述べられていたと思います。財政は国の信頼の礎であり、有事であっても日本の信用や国民生活が損なわれないようにするため、平素から財政余力を確保していくことが不可欠であるということをおっしゃっていました。

先日の所信表明のときは、その後に、責任ある経済、財政を進めるに当たっては、経済あつての財政という方針に沿って、経済再生と財政健全化の両立を図ることが重要でありますということだつたんですが、この文脈として、私は聞いていてちよつとおやつと思つたのが、財政は国の信頼の礎で、平素から財政余力を確保しておくことが不可欠だと前段で述べておきながら、次に、経済あつての財政という話になってくるんですね。

この経済あつての財政という方針というのはいかなるものなんだろうかというのがちよつと抽象的で分からないので、経済あつての財政というのはどういう意味なのか、教えてください。

○鈴木国務大臣 御指摘の、経済あつての財政ということですが、これは、まず経済を立て直して、そして財政健全化に取り組んでいくという基本的な考え方を示したものである、そういうふうな考え方を示しているところでございます。

この基本に立つて、経済状況を見直した硬直的な財政運営を行うのではなく、例を挙げますと、新型コロナウイルスや物価高騰等、足下の経済状況に機動的に対応するとともに、歳入歳入の両面の改革を続けていくこととしていくところであります。

○階委員 今のお話を聞いてみると、何か、平素から財政余力を確保しておくことが不可欠ということとか、経済再生と財政健全化の両立を図ることが重要だということ、ちよつと矛盾しているような気がするんですね。財政規律よりもまずは

経済を立て直すことが重要だというような答弁だと私は伺ったんですけれども、何か、それを前提にすると、ちよっとほかの文言と整合しないような気がします。

両立というんだったら、財政健全化の努力を今からすべきだと思いますし、また、平素から財政余力を確保していくというんだったら、これほどどんどん借金を膨らませるのではなくて、もう少し健全な財政運営に努めるべきだと思いますが、なぜ、経済あつての財政と言われるのか。もし本当に経済あつての財政ということであれば、ほかのことは犠牲性になると思うんですけれども、それでいいんでしょうか。

○鈴木国務大臣 経済あつての財政ということでは、先ほど申し上げましたけれども、経済を立て直し、そして財政健全化に取り組んでいくという基本的な考え方を示したものであります。そして、その結果として財政の健全化も進み、その中において平時における財政余力も確保する、それを目指しているということをお願いしたいと思います。

○階委員 ところが、まさに財務省が作っている将来の財政の見通しがありますよね。これによると、一ページ目の資料を御覧になってください。後年度影響試算というふうな名称が付されていますけれども、経済成長率が三%、ちなみにそのときは物価上昇率は二%ということだと思います。この三%のケースだと、国債金利はあと四年くらいすると一・六%に上昇するという前提で、国債費、いわゆる借金の返済分が四・五兆円増加する。今の一・六%に金利が上がった場合ですけれども、普通は、長期金利というのは、物価が安定的に上昇すればそれを上回って上昇するはずですから、一・六よりも多くなるかもしれない。仮にこれが更に一%上振れると、三・六兆円、借金の支払いが増える。こうしたシナリオだと、四・五兆円、三・六兆円、一兆円も増えるということなんです。

これは経済が成長するケースです。経済成長す

れば財政再建が進むといったようなお話でしたけれども、本当にそうなんでしょうか。経済成長して、経済成長にだけ委ねていて本当に財政再建できるのか。ちよっとそこは私は腑に落ちないところもあるのでは、説明していただけますか。

○鈴木国務大臣 今お話ございました後年度影響試算でありますけれども、先般、財務省より本委員会に提出させていただきました。

そこにおきましては、足下の当初予算を前提とした後年度の歳入歳入の姿を示すという考え方の下で、金利の前提につきましては、予算積算金利を土台として市場動向を勘案して設定しており、その市場動向によっては金利の値が上下に変動する可能性があり得るものであります。

このため、ストレステストとして、金利が一%上昇した場合の国債費への影響額について、一年目はプラス〇・七兆円の増加ですが、以後、高金利の国債に置き換わっていくに従いまして、二年目には二・〇兆円、それから三年目には三・六兆円と増加するという試算をお示しをしたところでございます。

その上で、後年度影響試算での想定以上に金利が上昇した場合には財政再建の困難さが高まる可能性が高いというのは、そのとおりであります。低金利下にあつても財政健全化に向けた努力が重要であるということをしつかりと認識していきたいと思っております。

○階委員 時間ですので、終わります。ありがとうございます。

○塚田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時開議

○塚田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住吉委員 質疑を続行いたします。住吉寛紀君。

た、日本維新の会の住吉寛紀でございます。今日は、この質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速質問に移りたいと思えます。二月二日に、我が党は、日銀法改正案を形式整理して再提出させていただきました。手続上、継続審議中であつた法案を先日取り下げさせていただきますまして、再度提出するものでございます。

その中身は、先ほど来より様々に議論ありましたが、日本銀行の目的、これは現行法では、日本銀行法第一条で、通貨及び金融の調節を行うと定められております。一方、我が党は、日銀法改正案の中では、日本銀行の目的を、物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇を図るため通貨及び金融の調整を行い、もつて国民経済の健全な発展に資することと定めております。

現行の日銀法では、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することは、理念とすると定められているにすぎません。物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇という重要な事項は、理念ではなくて、一つ上の目的として位置づけるべきと考えます

が、政府の見解をお伺いいたします。

○鈴木国務大臣 日銀法第二条においては、金融政策は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること、これを理念とするとされており、現行法においても、日銀は金融政策の運営に当たり雇用や経済成長に配慮することが求められていると解されており、このことは日銀法第一条の目的には規定されておりませんけれども、物価の安定等は日銀の機能のうち金融政策によって実現されるものであることに鑑みれば、現行日銀法にあるとおり、第二条において金融政策の理念として位置づけることが適当であると考へているところであります。

○住吉委員 御答弁あつたとおり、物価の安定や雇用の最大化というのは、これは重要なことだと

いう認識はあるのかなというふうに思います。我々は、それをしっかりと目的に規定して、そして、この法案、改正法の中ではしっかりとコミットしていただくというふうな内容で書かせていただきました。共通認識は一緒なのかなと思えます。手段がそれぞれ違うだけなのかなというふう

に思います。ちよっとそれについては今後もしっかりと議論していきたいながら、最善のところを見出していきたく思っております。

そして、次の質問に移りますが、本日は黒田総裁にお越しいただきました。現在の金融政策においては、マーケットが日本銀行に、金融政策に信頼を置き、的確なメッセージを発してマーケットと日銀のそごがないことというのが重要でございます。そのためには、日本銀行とマーケットが対話を通じてお互いの意見を密に交換することが必要であり、相互の対話が乏しく、信頼を欠く状況ですと、マーケットが過剰に反応して急激な、昨今でございますが、為替変動を引き起こす、これは日本経済にとつてもよくないことであるというところは、黒田総裁も鈴木財務大臣もおっしゃっております。

このような状況を避けるため物価の安定が重要であるということに異論はありませんが、どのような状態をもつて物価の安定というか、これが議論があるところでございます。物価の安定の判断基準には、消費者物価上昇率、CPIを使用することが通例ですが、CPIにも、生鮮食品を除いた指数であるコアCPIや、食料及びエネルギーを除いた指数であるコアコアCPI等、幾つかの種類があります。

日本銀行の金融政策においては、どのCPIを重視し、どのような状態をもつて物価の安定と考へるのか、総裁の意見を伺いたいと思います。

○黒田参考人 御指摘の物価安定の目標につきましては、家計が消費する財・サービスを包括的にカバーしている消費者物価の総合で二%と定義しております。

その上で、物価上昇率が一時的に二%に到達す

ればよいわけではなく、賃金の上昇を伴う形で物価安定の目標を持続的、安定的に実現することが重要であるというふうを考えております。

こうした観点からは、物価の基調を評価することが極めて重要であります。そのためには、実際に観察される物価の変動から一時的な変動要因を除き、基調的な変動を的確に見極める必要があります。

我が国の場合、生鮮食品の価格が天候要因を主因として一時的に大きな変動を示す傾向が強いことから、日本銀行では、従来から、物価の基調判断において生鮮食品を除く消費者物価を重視して、その見直しも作成、公表してまいりました。

また、近年、エネルギー価格が大幅な変動を示す中、昨年四月以降の展望レポートでは、物価の基調の評価や見直しに関する日本銀行の考え方を定量的に分かりやすく説明する観点から、御指摘の、生鮮食品、エネルギーを除くいわゆるコアコア消費者物価の見直しも公表しております。

日本銀行としては、今後とも、様々な物価指標に加え、物価変動の背後にあるマクロ的な需給ギャップ、予想物価上昇率や賃金上昇率の動向についても丹念に点検し、的確に物価情勢の判断を行っていくとともに、そうした判断に関する丁寧な説明に努めていく方針でございます。

○住吉委員 ありがとうございます。

本日に様々な外的な要因もあり、このときはこうだったけれども、また一年後、二年後すれば変わってくるというようなこともあります。そういった意味で、今、物価の安定、様々な指標を見ながら判断していくことでございます。

定量的にやはりマーケットに伝えていくという意味で、また新たな指標をした方がいいのではないかと、そういった問題意識の下での質問をさせていただきます。

黒田総裁には、この質問で終了ですので、委員長のお許しが得られれば、御退席いただいで結構でございます。

○塚田委員長 日本銀行黒田総裁、御退席ください。

いて結構です。

○住吉委員 それでは、続きの質問に移りたいと思います。

先ほどの日銀法改正案、我々の提出した日銀法改正案ですが、この案の中には、内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が職務上の義務に違反したときその他の日本銀行の役員たるに適しないと認めるときは、委員会の意見を聞いて、その役員を解任することができるものとするこの役員解任規定を定めております。

この趣旨は、役員を解任するというわけではなくて、金融政策において市場の予想が重要な役割を果たすところ、日本銀行が物価安定目標をいつまでも達成できない状況となつてしまいます。しかし、この解任規定があれば、日本銀行は何か何でも物価安定目標を達成しようとするであろうと市場が予想し、日本銀行の金融政策にも実効性が生じることとなるためでございます。

参議院の本会議において、我が党議員からの質問においては、総理は、解任については慎重に考えなければいけない旨の答弁をしております。禁錮以上の刑に処せられたとき等以外に役員解任権がない現行法において日本銀行がどのように結果にコミットさせていくのか、政府のお考えをお伺いいたします。

○鈴木国務大臣 政府と日銀は、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のため、共同声明を公表し、これまでも、その再確認を行いつつ、互いに連携し、それぞれの責任において、必要な施策を実施してまいりました。その結果、デフレではないという状況をつくり出すなど、成果を上げてきているところであります。協定締結の法律への明記等を行う必要があるとは考えておりません。

そして、役員の解任についてであります。平成九年に全面改正された日銀法において、日銀の金融政策の自主性を担保する観点から、役員解任事由が明確に限定されることになりました。

したがって、解任事由を広げることは慎重であるべきである、そのように考えております。そして、結果責任に関して申し上げれば、まず、共同声明において、日銀が自ら二%の物価安定目標を定め、これをできるだけ早期に実現することを目指すとされております。その上で、政府との関係においては、経済財政諮問会議において金融政策等について検証する仕組みが設けられており、また、国会との関係においても、日銀法上、説明のため国会への出席を求められた場合、これに応じなければならぬとされているところで、日銀が自ら定めた目標の達成状況について、日銀には説明責任が求められていると考えております。

日銀の自主性を尊重する現行の日銀法の趣旨を踏まえれば、こうした説明責任を超える結果責任を課すことには慎重な議論が必要であると考えますが、いずれにいたしましても、日銀自身がこうした説明責任をしっかりと果たすことによつて、金融政策に対する国民の理解を得ていくことが重要であると考えております。

○住吉委員 ありがとうございます。我が党の法案の中には、しっかりと説明責任を果たせば解任規定から除外されるというような条文もございませぬ。言っていることは一緒だと思っております。それをしっかりと明文化するかどうかの違いかなというふうに思っております。

この日銀法改正案、我が党が二月二日に提出させていただきます。また議論をさせていただきます。次の質問に移りたいと思っております。

私は、修士課程まで進みました。博士課程への進学ということも勧められましたが、就職では余り有利に働かない、仕事に就いて社会に出る方が自己成長につながるかと複数の方々に言われて、博士課程については魅力を感じず、就職をした経緯がございます。

その私が言うのもなんですが、やはり優秀な学生がより専門性を磨くためには、博士課程に進んで、それも選択肢の一つとして、進んで日本の未来のために研究等に励んでもらう必要がありま

す。

日本の博士号の取得者の数、また、就職状況や就職率が芳しくない場合の理由等、日本の博士号取得者の現状についてまずは教えてください。

○伊藤政府参考人 お尋ねの日本の博士号取得者の数等についてお答えを申し上げます。日本の博士号取得者数は、近年、ほぼ横ばいとなつており、令和元年度では一万五千二百二十八人となつております。また、博士後期課程修了者の就職率については、二十年ほど前と比較をいたしますと高まっております。近年はほぼ横ばいとなつており、令和四年三月時点で六九・三%となつております。

博士号後期課程修了者の就職率が停滞している理由につきましては、複合的な要因が考えられますが、例えば、大学側の課題としては、博士後期課程の力キュラムと社会や企業の期待との間にギャップが生じていること、また、企業側の課題といたしましては、博士の学位や博士後期課程修了者の評価について多くの企業の理解が十分にまだ高まっていないこと、さらには、博士人材に見合った処遇ができないと考えていることなどが課題であると認識しております。

○住吉委員 そして、今回の税制の中で、ドクターの就職を後押しするような税制がございませぬ。研究開発税制の見直しとして、特別試験研究費の対象費用に博士号取得者等の人件費を追加する措置が取られるということになっております。

この措置によつて博士号取得者の就職状況にどのような影響が見込めるのか、その効果について政府の認識をお伺いいたします。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。令和五年度税制改正案におきましては、御指摘のとおり、研究開発税制を拡充いたしまして、博士号取得者等を雇用した場合に、その人件費につ

いて、一定の期間、一定の要件の下に、二〇％の税額控除を特別試験研究費として行う新たな類型を創設することとしております。これは、企業におきまして、最先端の知識を有する博士号取得者や経験者など外部の研究者人材の新規雇用などに積極的に取り組んでいただくよう促すために行ったものでございます。

こうした取組を通じて、企業が有する既存の知識経験と博士号取得者が有する新たな最先端の知識を融合させてイノベーションが促進されることを期待しております。

○住吉委員 本日に、博士号取得者がその知識、見識を活用して社会に有用な成果を生み出していくということは、資源の乏しい我が国において、今後成長、発展していくためには必要不可欠なこととございます。

博士号取得者の就職が厳しく、その能力を活用できないとなると、我が国にとっても計り知れない損失でございます。そのような事態を招かないためにも、今おっしゃったこと以外で、博士号取得者の就職を後押しし、社会で活躍できるような人材を育てる、そういう環境を整えることが重要と考えますが、政府の見解をお伺いいたします。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

科学技術・イノベーションを活性化するための最大の鍵は人材でございます。希望する学生が博士課程に進学し、博士号取得後、高い意欲を持って優秀な研究者を始めとして社会の多様な場で活躍するための育成、確保の取組は極めて重要であると考えております。

このため、文部科学省においては、博士後期課程学生への経済的支援とキャリアパス整備の抜本的な充実、企業と連携した長期、有給のジョブ型研究インターンシップの推進、研究人材と求人機関とのマッチング支援等を行うポータルサイトの運営などに取り組んでいるところでございます。

文部科学省といたしましては、今後とも、関係省庁とも連携し、科学技術・イノベーションを担う優れた人材の育成及び活躍促進に向けた取組を

強化してまいります。

○住吉委員 ありがとうございます。本日に、しっかりと進めていただいで、人こそ宝でございますので、資源の少ない日本において人材こそ宝であるということをしつかりと頭にたたき込んで、進めていただけたらと思います。

次の質問に移らせていただきます。

今国会は、防衛費の問題が非常にクローズアップされております。私も、予算委員会でも取り上げさせていただきました。復興特別所得税、これについては、ほかの、他の委員からも、疑問に思われるような発言、質問が相次いでございました。

それに関連して、私の地元兵庫県震災関連県市債について、再度お伺いしたいと思います。予算委員会でも質問しましたので、くどいと思われるかもしれませんが、簡単に内容を説明したいと思います。

阪神大震災から二十八年がたちましたが、兵庫県の財政的な傷み、これは、実はまだまだ残っております。

阪神・淡路大震災から創造的復興のため、事業総額約十六兆三千億円の復興計画を立てて、そのうち兵庫県の負担というのが二兆三千億円、これは当時の兵庫県の一般と特別会計を合わせた額とほぼ同等ですので、一年分の事業を全て県単独で行うのと同等の負担だったわけでございます。県債管理基金を取り崩して、一兆三千億円もの県債を発行しました。そして、それを約三十年間で返していく。ほかの都道府県にはない、年間約五百億円から六百億円の負担が重くのしかかっております。

その間、兵庫県は投資的な事業を相当に抑制してまいりました。

そして、この震災関連県債、兵庫県に関して言えば、あと十年近く返済していかなければなりません。兵庫県を始め関連の市において、震災関連の債権が二〇二一年度決算ベースで三千八百三十二億円残っているというふうな状況でございます。

もちろん国の方には、復旧復興のため、特例法

を早期に成立させ、補助率のかさ上げなどをやっていただいている、このことには大変感謝しております。しかし、阪神大震災の場合、最大で地方が五二・五％負担する、事業によってそういう負担になっております。一方で、東日本大震災においてはほぼ一〇〇％国が負担するスキームとなっており、非常に大きな差が生じております。

あるエリアでは長期間にわたって県民が尻拭いをしていかなければならない、あるエリアではほとんど負担がないというような状況でございます。このような状況を大臣はどのように考えておられるのか。

また、大臣は、予算委員会の答弁で、関連の債権の返済に交付税措置をしていると述べられましたが、もちろんこれは普通よりかなり大きな手当りをしていただいておりますが、それでもやはり、阪神大震災と東日本大震災では大きな違いがございいたします。

私も、予算委員会で質問すると、地元の県議からいろいろ反響もございましたが、過去に遡って兵庫県が負担したものを面倒を見てくれ、それはなかなか難しいと思いますが、今なお残っている震災関連県市債については、国が責任を持つて全額手当てするというおつもりはございませぬでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○鈴木国務大臣 予算委員会のとくと同じような答弁になって大変恐縮だとは思いますが、今般の復興特別所得税の税率引下げを含む税制措置、これを防衛力の抜本的な強化を安定的に支えることを目的としたものでありまして、その際に現下の家計の負担増にならないよう配慮したものであります。したがって、この財源を他の経費に充てるということとは考えていないところであります。

阪神・淡路大震災と東日本大震災においては、いずれも通常よりも手厚い支援を行っているところでありますが、二つの大震災については、その被害の規模を始め様々な差異がありまして、いずれの支援内容が手厚いかどうか、単純に比較する

ことは難しいものと考えます。

その上で、阪神・淡路大震災においては、例えば、土地区画整理や市街地再開発といった復興事業について、通常の交付税措置率は二二％のところを八〇％とするなど、地方負担に対して通常よりも手厚い支援を行っているものと承知をしております。これ以上の措置が難しいものであることは御理解を賜りたい、そのように考えます。

○住吉委員 手厚い支援は十分理解しております。一方で、関連の債権が今なお残っている、兵庫県はあと十年間返し続けなければならない、そういつた中で、やはり、投資的経費を相当抑制して、その尻拭いをしていくというのは、最終的には県民になっていくわけでございます。

これ以上は、この場では、もう時間もありませんので議論はしませんが、兵庫県選出の議員として、要望としては是非受け止めていただけたらと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。防衛費増額の歳出改革について質問いたします。

まず、財政運営についてお伺いいたします。昨今の国会情勢を見るに、年末に大型補正予算が組まれ、使われない莫大な予備費が積み上がるといった、さまざまな財政運営がなされております。補正予算とは、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出又は債務の負担を行うため必要な予算の追加を行う場合に行うこととです。これはもうずっと他の委員からも指摘があつたことです。

しかし、本来、本予算で措置すべき性質のものも、補正予算頼みで組み込まれているという事業も少なくございません。財政規律のモラルが失われていると言われても仕方のないようなやり方が毎年横行しております。そのような現状をどのように考えているのか、政府の見解をお伺いいたします。

○井上副大臣 御質問ありがとうございます。お答えいたします。補正予算の編成並びに近年の財政運営の状況に

ついて御質問いただきました。
まず、一般論として申し上げます。今お話が
ありましたとおり、補正予算は、財政法より、当初
予算編成後に生じた事由に基づき緊急性の高い経
費の支出を行う場合や、義務的経費の不足を補う
場合に編成されるとされております。

その上で、近年、新型コロナウイルス感染症対
策や物価高騰対策等に対して、累次の補正予算等
により対応してまいりました。これは、国民の命
と暮らしを守るため、危機に必要な財政出動は
ちゅうちよなく行わなければならないという考え
に基づいて行ったものであり、適正な対応であつ
たと考えております。

他方で、御指摘ありましたとおり、こうした対
応をちゅうちよなく行うことができるのは、我が
国の財政への信認があつてからこそであります。

新型コロナへの対応という例外から脱却し、平
時への移行を図りながら、歳入歳入の両面の改革
に取り組み続けることで、財政規律をしつかりと
意識しながら、責任ある経済財政運営を進めてい
くことが重要だというふうと考えております。

○住吉委員 その上で、令和四年度予算は、当初
予算と補正予算を合わせて約百四十兆円となつて
おります。そして、令和五年度予算において、防
衛費確保のための歳出改革で二千億円程度の財源
を確保すると聞いております。

政府は、防衛費確保のために、歳出改革、決算
剰余金の活用、防衛力強化資金で対応し、残りの一
兆円強は税制措置を講じるとしております。し
かし、防衛力強化は五年の期間があります。まだ
まだ時間があります。そうであるならば、より一
層の歳出改革等の努力ができるのではないでしょ
うか。我が党は身を切る改革を進めております
が、政府ももっと身を切るべきではないかと考え
ます。

レクでも、歳出改革で二千億円を捻出するため
に相当頑張っているとおっしゃってあります。
しかし、昨年の予算、当初と補正予算を合わせた
割合でいうと、たったの〇・一四％です。本当に

これ以上の歳出改革、これは無理なのでしよ
うか。

○寺岡政府参考人 お答え申し上げます。
防衛力の強化に必要な財源の確保に当たり
ましては、歳出改革を含め、徹底した改革の努力
を行うことが必要と考えております。

他方、その時々々の社会経済状況を踏まえ、補正
予算なども通じて、教育や科学技術の振興、災害
への対応を含め、必要となる公的サービスを提供
することは、いわば予算の重要な役割でございま
す。

今般、そうした必要な予算を確保しつつも、抜
本的に強化された防衛力を安定的に支えるために
必要となる財源確保の一環として、歳出改革によ
り、令和九年度時点において、対令和四年度比で
一兆円強を確保するということとしてございま
す。

この水準は、五年間の年平均で〇・二兆円強の
歳出改革を継続することに相当いたしますが、直
近十年間における防衛関係費を除く非社会保障関
係費における歳出改革の最大額が平成二十七年
度予算時点で二千億円程度でございましたことを
踏まえ、まさに最大限の歳出改革を継続しな
ければ実現できない水準であると考えてございま
す。毎年度の予算編成におきまして、まさに
最大限の努力をする必要があると考えてございま
す。

○住吉委員 最大限努力をして二千億円、二千
億円ということの答弁をいただいたと思っていま
す。

一方で、この前の所信表明においては、二〇二
五年度のプライマリバランスの黒字化目標等の
達成に向けて、歳入歳入両面の改革を着実に推進
してまいりますと述べられております。

そこで、財務省のホームページを見ると、我が
国の二〇二二年度の一般会計予算、これは当初予
算ベースで考えてみると、政策的経費とは、歳出
総額から国債費の一部を除いた八十三・七兆円、
税収等とは、歳入総額から公債金を除いた七十・

七兆円であり、プライマリバランスは十三兆円
の赤字になっていきますと述べています。

これは当初予算ベースですので、当然、補正予
算も含めると赤字額はもっと大きくなるでしょ
う。これを二〇二五年度、黒字にしようとする
と、二年で少なくとも十三兆円、一年で六・五兆
円、プライマリバランスを改善しなければなら
ないという計算になります。

しかし、財務省から、防衛費確保において、歳
出改革で二千億円捻出、もうこれが限界だとい
う答弁がございました。

そこで、話は戻りまして、防衛費は、歳出改革
等を行い、足りない分を増税という話ですが、繰
り返しになりますが、本当に二千億円しか出せな
いのでしょうか。二〇二五年度プライマリバラ
ンス黒字化と言ふならば、増税せずに防衛費を確
保できるのではないのでしょうか。また、プライマ
リバランス黒字化を目指すのであれば、防衛費
は歳出改革で出るのでないかと思ひますが、防
衛費は歳出改革で生み出すと言えないのではし
ょうか。政府のお考えをお伺いいたします。

○鈴木国務大臣 今回、二〇二三年一月に内閣府
より出されました中長期試算では、力強い成長を
実現し、今後も歳出効率化努力を継続した場合に
は、前回試算時、これは二〇二二年七月でござい
ますが、そのときと同様、二〇二五年度に国と地
方を合わせたPBが黒字化するという姿が示され
ました。

PB黒字化目標の達成に向けては、その前提と
して、潜在成長率を引き上げ、歳出効率化努力も
継続することが重要であり、具体的には、経済
あつての財政との考え方の下、成長と分配の好循
環を拡大することなどにより力強い成長を実現す
ることに加えて、歳入歳入両面の改革を継続し
ていくことが必要であると考えております。

その上で、二〇二五年度にPB黒字化すること
が示された今回の内閣府試算においては、防衛力
強化については、防衛力整備計画等に沿って、財
源確保も含めて所要の措置が取られていることが

前提になっていると承知しております。

このため、防衛力の抜本的強化のための財源を
確保できない場合には、今申し述べたPBの黒字
化目標の到達は困難となる、そのように考えてお
ります。

政府としては、市場や国際社会における中長期
的な財政の持続可能性への信認が失われることが
ないように、引き続き責任ある経済財政運営に努
めていく必要がある、そのように考えていること
であります。

○住吉委員 もう時間が来ましたので終わります
が、二〇二五年PB黒字化というのはかなりハー
ドルが高いと思つております。このハードルに向
けて、目指していくというのであれば、防衛費に
関しても、逆に、それを歳入歳入改革で達成でき
れば、この財源分ぐらいは生み出せるのではない
かなというふうに思ひます。そういつた、本当に
本気でやっていたらいいなというふうな思ひま
す。

もう時間もないので、これで私の質問を終わら
せていただきます。ありがとうございました。

○塚田委員長 次に、岬紀君。

○岬委員 皆様、お疲れさまでございます。日本
維新の会、岬紀でございます。

本日は、先ほどまで質疑に立たれました日本維
新の会の住吉議員の引継ぎもございしますが、本
日、財政健全化、プライマリバランスについ
て、そして時間を見ながら租税特別措置について
質問をしてみたいと存じます。どうぞよろし
くお願い申し上げます。

それでは、まず、財政健全化、プライマリバ
ランスについて質問をいたします。

令和四年十二月、政府は、防衛力整備計画を決
定し、令和五年度から九年度までの五年間におい
て必要な防衛力整備の水準に係る金額、四十三兆
円程度としました。防衛費増額の方針を示したと
いうことですが、この賄う財源や、また、令和九
年度以降の防衛力を安定的に維持するための財源
として、歳出改革、また決算剰余金の活用、そし

て税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、そして税制措置等、歳入歳入両面において所要を講じていくことだと思えます。

まず、この防衛費増額について、プライマリーバランスへの影響、政府はどのように御見解でしょうか。教えてください。

○井上副大臣 お答えいたします。

先ほど財務大臣からも、住吉委員の御答弁にも触れることになるかというふうに思いますけれども、本年一月に発表されました内閣府の中長期試算におきましては、防衛力強化について、防衛力整備計画等に沿って、必要な防衛力整備の水準に係る金額が措置されるとともに、同計画の財源確保に關する所要の措置も並行して講じられていると想定されておりまして、そう承知しております。

こうした前提の下で試算を行った結果、力強い成長を実現し、今後も歳出効率化の努力を継続した場合には、前回の試算時、二〇二二年七月同様に、二〇二五年度、国と地方を合わせたプライマリーバランスが黒字化するという姿が示されております。

財政規律の観点からは、従来より、真に必要な財政需要に対応するため、恒久的な歳出を大規模に増加させる場合には、これに対応した安定的な財源を確保することで個別に対応してきております。今般の防衛力の抜本的強化についても同様の考え方で対応したところでありまして、今回の中長期試算にも反映されているものと考えております。

○岬委員 ありがとうございます。

今、目標ということで計画を立てていただいているということは分かりましたけれども、岸田内閣総理大臣は、施政方針演説におきまして、防衛力強化に係る財源に関して、令和九年度以降、毎年度四兆円の新たな安定財源が追加的に必要となりますが、歳出改革、決算剰余金、そして税外収入の確保など行財政改革の努力を最大限に行つた上で、それでも足りないとき、これは四分の一程

度、一兆円強というふうに出算されていますが、将来世代に先送りすることなく、今を生きる我々が将来世代への責任として対応する旨を述べていらつしやいました。

追加の財源として国債には頼らないという方針かと推察するわけですが、一方、防衛力整備のために、防衛費の一部に建設国債を活用することですとか、決算剰余金を防衛費に充てることか、これまで決算剰余金を補正予算で財源として活用していることもあります。それを防衛財源費に回すのであれば、その分赤字国債の追加発行になるのではないかと考えるわけです。このため、防衛費増額、プライマリーバランスに影響を与えるという指摘も実際にごさいます。

このような指摘がある中で、今国会冒頭の財政演説、おとこの当委員会における所信表明においても、二〇二五年度のプライマリーバランスの黒字化目標等の達成に向けて、歳入歳入両面の改革を着実に推進すると述べられました。

そこで、質問です。政府はこのように、二〇二五年度のプライマリーバランス黒字化目標を堅持していらつしやるような印象を持ちますが、率直に、この目標を堅持している理由、どのところにあるんでしょうか。大臣、伺えますでしょうか。

○鈴木国務大臣 財政健全化に向けては、累積する債務残高を中長期的に減少させていくこと、これが重要でありまして、骨太の方針において、国、地方のプライマリーバランスを二〇二五年度に黒字化すること、これにより債務残高対GDP比を安定的に引き下げること、これを政府の方針として定めているところでございます。

これを堅持する理由ということでありますけれども、政府としては、市場や国際社会における中長期的な財政の持続可能性への信認を確保できるように、財政規律を守るためにこうした目標を定めること、これは重要であると考えておりまして、責任ある経済財政運営に引き続き努めてまいりたいと思っております。

○岬委員 ありがとうございます。今大臣からも中長期の試算というところでお答えいただいているんですが、結局は、達成の見込みがあるから目標は変えないということなんではないでしょうか。いま一度お願いいたします。

○鈴木国務大臣 率直に言つて、高い成長率と今の歳出改革、これをきつちりやつていくということ、その道のりは、正直言つて、そうたやすいものではないと思つております。

しかし、示された試算によれば、これはその二つをしっかりとやつていけば達成できる、そういう姿が示されておりますので、これはしっかりと政府としてこれに向かつて目標を進めていって、財政健全化につなげていきたい、そういうふうにごさいます。

○岬委員 ありがとうございます。

たやすくはないとお答えいただきましたけれども、数字上は操作することは幾らでもできるのではないかとこのように考えるわけでは、それを思いますと、なぜ目標をそんなに堅持して、まあ、もう少し柔軟に、達成しやすい現実的な目標を掲げることも一つではないかと思つております。そこで、目標を変えられないのはなぜなのかと考えてみました。幾つかあるんですけど、例えば、財政健全化に対する姿勢が後退したと受け止められることを避けたいであるとか、二つ目に、国内外の信認がなくなつてしまつて懸念されているとか、三番目には、財政規律の歯止めが失われてしまふ、これらが挙げられるのか、ほかの理由があるのか分かりませんが、とにかく、アメリカットとして拳がつてくることを避けたいのではないかと思うんですが、この辺りはいかがでしょうか。大臣。

○鈴木国務大臣 繰り返しになりますけれども、先ほど私が申し上げましたとおり、この目標の達成、これは容易ではありませんけれども、努力すれば決して実現不可能なものではない、そういうふうにごさいます。

政府として、市場や国際社会における中長期的

な財政の持続可能性への信認を確保する、そのためには財政規律を守ることにごさいますので、この達成を努力すれば可能であるという姿が示されておりますので、これをしっかりと堅持していくことが責任ある経済財政運営につながるものと考えています。

○岬委員 ありがとうございます。

一月二十四日の経済財政諮問会議において内閣府が公表した中長期経済財政に関する試算では、将来の国と地方のプライマリーバランスに関する試算が示されています。これが成長実現ケースというものです。この中には、二〇二四年度以降の国内総生産が、物価変動を除いた実質で二%程度、名目で三%程度増えることを前提とする成長実現ケースであり、二〇二六年度にプライマリーバランス黒字化で達成できると見込んでいます。さらに、これまでの歳出効率化の努力を継続した場合に、二〇二五年度の黒字化という財政健全化の目標の達成も視野に入るとされております。

しかし、前提となる成長実現ケース、潜在成長率が足下の〇・五%程度から二%近くまで高まり、企業の技術革新などを反映する全要素生産性が一九八二年度から一九八七年度並みに上昇する、そういう想定になっているんです。これはかなりな難易度で、現実離れしているんじゃないかなと感じるんです。

なぜならば、名目成長率が三%を超えたという実績は、過去二十年間においてたつた一度しかありません。この奇跡的なというか、はるかに上回る経済成長をしなければ、試算、どこまでこれは意味があるのかな、現実的にどうなのかという疑問が残つております。

いろいろところでそれを、懸念はありますし、また、楽観的であり、根拠に乏しいという指摘もございます。この見解、内閣府はどのようにお考えでしょうか。

○中澤政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘の中長期試算で申し上げます、経済再

生と財政健全化の進捗状況を評価することととも、今後の取組に資する検討に必要な基礎データを提供することを目指すとしております。その観点から、成長実現ケースとベースラインケース、二つのケースを示してございます。

ベースラインケースといいますが、経済が足下の潜在成長率並みで推移するという姿である一方で、成長実現ケースにつきましては、政府が掲げる政策、例えば人への投資ですとか成長分野への投資拡大、こういったものが効果を発現する姿を示したという性格を持つてございます。

○**岬委員** 少し回答がずれているかなという印象があるんですけども。

では、鈴木大臣にお聞きします。

率直に、このような成長実現ケースの試算、必要性や意義、どんなところに感じていらっしゃるでしょうか。余りにも、絵に描いた餅とか、奇跡的な、希望的な観測ではないかなというふうに私は感じますが、いかがでしょうか。

○**鈴木国務大臣** これはあくまで、内閣府において出された数字、その中で、二〇二五年度においてPBの黒字化が、厳しい道ではあっても、努力することによって実現可能だという姿が示された、こういうことでございます。

そして、御指摘の中長期試算、これは、過去の実績や足下の経済トレンドを基に、内閣府の計量モデルを基礎として、二〇三二年までの十年間の経済、財政の姿を示した試算でありまして、経済再生と財政健全化の進捗状況を評価することを目的としているもの、そこに先ほど申された姿が示されたということでありまして。

○**岬委員** それでは、実現ができるということでお進めいただくということでしょうか。
それでは、これまでの歳出効率化の努力を継続するということにお答えいただけますか。
具体的には、では、どのような努力をいつまで継続して、実際には、毎年度、どの程度の歳出削減効果を見込んでいるのでしょうか。具体的にお答えをお願いいたします。

○**中澤政府参考人** お答え申し上げます。

御指摘の中長期試算におけます、これまでの歳出効率化努力を継続した場合でございますけれども、過去の実績も踏まえまして、いわゆる歳出の目安に沿った予算編成が行われることによる効果ということでございます。歳出自然体といいますが、物価上昇ですとか高齢化、こういったものを想定した歳出自然体の伸びからのプライマリバランスの改善効果、これは一年当たり一・三兆円という想定でございますが、それが二〇二四年度、二五年度と継続した場合の姿ということで示してございます。

○**岬委員** 今の御回答ですと、自然体ということですから、自然にそうなればいいなということ、歳出効率化の努力という言葉が使われていますから、努力とは具体的にどのような努力であり、それをいつ頃まで継続をされ、それをした結果どうなっていくのかということをお聞かせいただけます。

○**中澤政府参考人** お答え申し上げます。
ちょっと繰り返しになって恐縮ですが、歳出効率化努力につきましては、いわゆる歳出の目安に沿った予算編成を行うということをもって、そうではない場合に比べてPBが改善するという効果を示したものでございまして、金額的には一年当たり一・三兆円という想定で置いてございます。

これも繰り返しですが、それが二〇二四年度、二〇二五年度と継続した場合ということで想定を置いて計算をしております。

○**岬委員** それが努力となるのかは疑問が残るわけですが、一方、先ほど触れられましたベースラインケースというものをみていきたいと思っております。

この中長期経済財政に関する試算において、日本経済の潜在成長率が現在のゼロ％台半ばの状況が将来にわたって推移する、これがベースラインケースと呼ばれるもう一つの想定であります。この試算では、プライマリバランスは赤字を脱す

ることではない、そして、試算期間の最終年度である二〇三二年度に向かうにつれて緩やかに悪化するということでございます。

現在の経済状況を鑑みれば、現実味を帯びているのは、まさに、さきに申し上げた成長実現ケースではなくて、こちらのベースラインケースだと思っております。こちらの方が感じるのではないかとありますが、鈴木大臣、そこは率直にどのようにお感じでしょうか。

○**鈴木国務大臣** 繰り返しになりますが、この目標達成、これは容易ではありませんけれども、努力すれば、このベースの高い方の成長実現ケースで想定しているような力強い経済成長、これは努力すれば可能であると。

それから、一方における歳出削減の努力につきましても、先ほどお話がございましたように、予算編成の目安、例えば、社会保障費につきましては高齢化率の枠内に収める、非社会保障費につきましては、今までは三年間で〇・一兆円、これは物価の動向等もございまして、それで引き直して、今は一年間で一千五百億円、その枠内に収めるという努力、これをすれば、これは決して実現不可能なものではない、そのように考えております。

○**岬委員** 容易ではないとお認めつつ、そこはやはり固持していくという感じなんですけれども、一月二十五日、朝日新聞の記事において、防衛費増額の財源として余剰金などを盛り込んだが、その見積りも妥当性が問われるであろう、増税もできるかどうか分からない、世界経済の減速懸念も高まっており、高い経済成長には疑問符がつく、これまで以上に不確定な要素が増えているという指摘が、財政の分野での有識者である一橋大学佐藤教授もおっしゃっています。

また、岸田総理御自身も、一月二十四日の経済財政諮問会議におきまして、成長実現ケースで示された成長率が実現し、これまでの歳出改革努力を継続した場合には、プライマリバランスが二〇二五年度に黒字化する姿が示されたものの、一

方で、不確実性が高まる中、こうした姿が実現することは容易ではないと。

皆が認めていることを、どうして目標をもう少し柔軟に見直すというアクションにはならないのかが不思議なんですけれども、現在の二〇二五年度の黒字化という目標を固持するのではなくて、より現実的な目標に修正した上でそれを達成していくことが、具体的な歳入増収両面の改革、明示していくべきではないかと思っておりますが、いまだ、鈴木大臣、いかがでしょうか。

○**鈴木国務大臣** 総理の御答弁のとおり、不確定要素が多いということ、これは事実であり、また、この目標の達成は、先ほど来申し上げているとおりに容易なものではありませんけれども、政府としては、市場や国際社会における中長期的な財政の持続可能性への信頼が失われることのないように、PB黒字化目標を堅持することを示すと、これは重要なことでありまして、今後とも、責任ある経済財政運営に努めてまいりたいと思っております。

○**岬委員** 私も日本維新の会の維新八策二〇二二にも、このプライマリバランスについて記入がございまして。現実的な黒字化の目標期限を再設定して、その上で、経済成長、歳出削減、そして歳入改革のバランスの取れた工程表を作成して、増税のみに頼らない成長重視の財政再建が行いたい、行っていくべきであるということを示しております。

それでは、今後の展開についてお聞きしたいと思っております。

岸田総理が打ち出しました異次元の少子化対策では、児童手当ですとか児童保育サービスの拡充など、検討が始まります。実現には数兆円単位の財源が必要になると思われまます。この財源を国債に頼るならば、プライマリバランスの黒字化達成、更に更に遠のくのではないのでしょうか。

少子化対策の財源として、国債の活用については、鈴木財務大臣も先日の二月三日、予算委員会におきまして、確実な償還財源を確保せず国債を

発行するというのは、今以上に借金を子供世代に背負わせることになる、責任ある財政運営とは言えないと述べていらつしやいます。本日もそのような御答弁もあつたかと思われませんが、国債の発行に関して慎重であることは理解をしております。

しかし、少子化対策に大規模な財源が必要であるとすれば、結果的に国債を頼らざるを得ない状況にはなり得ませんでしょうか。

そして、先ほど御紹介をされました中長期の経済財政に関する試算については、少子化対策の予算の増額、この影響については考慮されていないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 子供、子育て予算、それからその政策でありますけれども、御承知のとおりに、三月までに小倉大臣の下で、何が子供、子育て政策として必要なかというものを取りまとめて、それを六月の骨太の方針で具体化をし、その中で、子供予算の倍増についての道筋といたしまして大枠を示すというのが今の政府のスケジュール感でありまして、したがって、六月のその中において大枠を示すということで、その安定的な財源をどこに求めるのかというのはこれからの検討次第である、そういうふうな思っております。

そういう中で、いろいろな社会保障制度との関係、あるいは国と地方の関係、公平性の観点、そういった様々な論点があると思つていますが、そういうようなことを検討する中で、こうした安定的な財源、恒久的な措置には恒久的な財源が必要であるというのが我々の考えでありますので、そこに考えられていくんだと思つてます。

そして、今回の内閣府の試算の中には、子供政策に対する予算というものは、まだ決まっていませんで、反映されていないと理解していただきます。

○岬委員 さらに、経済、物価の状況によって、日本銀行が今後金融緩和策の修正をするという可能性もあるかと考えられます。この場合、長期金利も上昇しますと国債の利払い負担も膨らむとい

うことは当然ながら想定され、考えられるということですが。

このように、今直面している少子化問題への対策であるとか、起り得る長期金利による国債の利払いの増加など、現時点で想定できるものだけではなくて、絶え間なく変化をしていくわけですね。経済の、社会経済情勢を受けて追加の政策も必要になることもあるでしょうし、問題への対策を緊急的にも求められたりすることも考え得ます。今後の予見できない事柄、様々な経費が生じてしまうのではないのでしょうか。

こうした中で、本当に二〇二五年度の黒字化目標を達成できるのかと、聞けば聞くほど不安になるんですが、いかがですか。鈴木大臣、お願いします。

○鈴木国務大臣 先生御指摘のとおり、それは不確定要素が多くあるということ、それは先ほども私も認めているところでござります。

しかし、そうしたような様々な不確定な状況はありますけれども、元に戻りますけれども、今般、内閣府で示されたこの試算におけば、二〇二五年度のPB黒字化というのは容易なものではないですけれども、努力をすることによってそれは実現可能であると。そして、こういうこと目標を堅持するという姿勢を示すことが、市場において、あるいは国際社会において日本の財政の信頼を守るということにつながる、そのためにもこの目標を堅持して頑張らなければいけない、こういうふうな思っております。

○岬委員 今の御答弁をいただいた中に、そうすると、先ほど私が申し上げた、この目標を固持して、固持せざるを得ない、なぜならば、デメリットを言ってしまうといけないからというところに結局戻ってしまつてしまうと思つておられます。それを固持し続けていくことによって信認を得ていくんだという、今発言がありましたので、結局、そのデメリットを懸念されて修正できないのではないかなという結論になつてしまつてしまうけれども。

さらに、鈴木大臣、所信表明で、日本の財政は、これまでの新型コロナウィルス感染症への対応や異次元での補正予算の編成等により、過去に例を見ないほど厳しさを増している、やはりおつしやっています。さらに、財政は国の信頼の礎であるとおつしやっていますし、責任のある経済財政運営をしていく必要もあるとおつしやっています。

であれば、やはり、夢や目標が大きく高いものであるというのは非常に重要でありますけれども、それは国の経済や財政では当てはまるのでしょうか。現実的な、実現ができることを、きちんと未来を見据えて実現可能な目標を設定していくことこそが、やはり、信頼を、信認を得られるのではないかと思います、いまだ一度、確認のために、大臣、お願いいたします。

○鈴木国務大臣 例えば成長実現ケース、成長実現ライン、これを実現するために、今、岸田内閣として、新しい資本主義の下、様々な施策を打ち出して、安定した経済成長の軌道に乗せるべく、今、進めているところでござります。

そうした政策というものが経済の成長につながる、上の方の成長ラインの方の成長を実現していく、それによってPB黒字化も可能になっていく、こういうことで努力をするということでございます。是非、この点は理解をしていただきたいと思つてます。

○岬委員 もちろん理解はしたいですけれども、ベースラインケースというのがあるのであれば、そちらもしっかりと併せて、目標の見直しも必要なのではないかということも述べたいと思つてます。

それでは、続きまして、少しだけお時間がござりますので、触れていきたいと思つてます。租税特別措置についてでございます。この租税特別措置については、昨日の本会議でも、日本維新の会、住吉議員からも、法人税関係の特別措置ですとか、特別措置の総量規制など質問をしております。

防衛費増額に当たりまして国民の負担を求める前に、不要になった、効果の見込めない措置について廃止をするなど、徹底した、本気での、既得権益、ここに切り込んでいく必要があると思つてますし、少なくとも、そうした姿勢を見せることが必要なのではないか、国民の理解を得られないのではないかと思つております。

この租税特別措置というものは、まずは、総数が幾つあつて、そしてこの措置で減収額、どれくらいになつているのか、そこから伺いたいと思つてます。お願いいたします。

○井上副大臣 お答えいたします。喫緊の数字でそれぞれ御報告をさせていただきたいと思つてます。

令和五年一月時点での租税特別措置の措置数につきましては、全体で三百六十六項目ありまして、うち、法人税関係が九十八項目、それ以外の項目が二百六十八項目になっております。法人税関係の租税特別措置による減収額につきましては、各法人からの提出書類を集計した租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告を基に推計したところ、令和三年度におきまして一兆九千億円程度になっております。

また、法人関係以外の租税特別措置による減収額につきましては、令和四年度予算ベースで試算したところ、租税特別措置による増収額を差し引いて、四兆八千億円程度と見込んでおります。

○岬委員 こういったところをしっかりと見直すことこそが非常に重要であると、今お聞きしていても思つてます。もちろん、法人税、令和三年の実績の数、また法人税以外は令和四年度の予算の推定額ということですから、簡単に、単純に足せばいいというものではないかということは理解をしております。この租税特別措置については、いろいろな問題も指摘されております。

な透明性がいま一つである、これは高めていく必要があるであろうということです。それから、税負担を優遇しておいて効果を十分に検証されていない、これは重大な問題である、それぞれが有効であるのか、また根本から見直すべきではないか、こういった意見が多数あります。

昨日の本会議において、租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な手段となり得る一方で、税負担のゆがみが生じる面もあることから、継続ありきではなく、必要性や政策効果をよく見極めた上で、必要な見直しを行っていくことが重要という答弁もございました。

まさにそのとおりであると思えますし、一刻も早く徹底した見直しが必要であると思えます。その必要性や政策の効果、どのように検証されているのでしょうか。具体的に教えてください。

○井上副大臣 お答えいたします。

租税特別措置につきましては、毎年度の税制改正プロセスにおいて、各省庁の税制改正や既存制度の延長を要望する場合には、その制度の効果等について、まずは政策を所管する各省庁において、財務省が実施する租特透明化法に基づく適用実態調査の調査結果も参考にしつつ、その必要性や政策効果について適切に評価をするなど、しっかりと説明責任を果たしていただく必要があると考えております、各省庁ごと。

様々な措置がある中で、一律にその費用対効果を検証する方法を確立することは困難ではあります、今後とも、租税特別措置の適用実態調査、ツール等を活用するとともに、各省庁においてしっかりと政策効果の検証に努めるように求めつつ、引き続き不断の見直しを行ってまいりたいというふうな思っております。

○岬委員 各省庁にまたがっていて、とても複雑で煩雑になっている、ですから検証も大変困難である、そういうことなのではないかと思えます。

そうであるならば、いずれにしても、分かりやすく、そしてもう少し簡単にしていく、そういった整理が必要なのではないでしょうか。税体系自体

を分かりやすくしていくというのは、今後、大変必要なことだと思えます。

それでは、時間も迫っておりますので、最後の質問になるかと思えます。

いずれにしても、国民の負担を求める増税の前に、このような租税特別措置の見直しであるとか廃止、さらには徹底した歳入改革を進めるべきだと考えています。それをせずして次には進めません。また、理解を得ることもできません。

鈴木大臣、この辺り、いま一度、いかがでしょうか。

○鈴木大臣 防衛費の抜本強化につきましては、常々お話をしておりますとおり、税外収入でありますとか、また剰余金の活用でありますとか、それから徹底した歳出削減でありますとか、そういうことをかなりぎりぎり、できるところはしているところでございます。

そうした前提となります努力を国民の皆さんに是非御理解をいただくように我々としては努めなければなりません。そして、そうした努力をした上で、なおかつ足りない四分の一について税制をお願いをしなくては行けない。税制でお願いするということを言う以上は、その前提となる様々な工夫、努力、そういうものを御理解いただけますように、国民の皆様丁寧に説明をしていくことが重要であると考えております。

○岬委員 ありがとうございます。

是非、堅実に、既得権益などがないように、しっかりと切り込んでいただきたいと思えます。増税なしで何とか進めていただけるような、そういった確保をお願いしたいと更に思っております。よろしくお願いたします。

では、お時間となりましたので、質問を終了いたします。

鈴木大臣、副大臣、ありがとうございます。

○塚田委員長 次に、前原誠司君。

○前原委員 国民民主党の前原でございます。

まず、金融政策について両宮副総裁にお話を伺いたいと思えます。

両宮副総裁、微妙な時期にありがとうございます、お越しをいただきまして。

十四日に日銀の総裁、副総裁の人事が示されるということが与野党で合意をされたようでございます。この十年間の異次元の金融緩和というものに対するやはり総括と、新体制になることによつて、見直さなければいけない部分が私はあると思っております、その点について幾つか質問をさせていただきますと思えます。

まず、イールドカーブコントロールについてでございます。

昨年の十一月二日にこの委員会におきまして、私は黒田総裁に対して、長期金利の柔軟化の提案を行わせていただきました。具体的には、長期金利の金利目標の振れ幅をゼロ、プラスマイナス〇・二五から広げるべきと申し上げたわけであります。その意図は何だったかというところ、日銀がなかなか金融緩和の姿勢を取り続けることによつて、利上げを続けるFRB、ECBなどの他の中央銀行との金利差が広がり、急速な円安が進んでおりました。いつとき百五十一円ぐらいまで行つたかと思えますけれども、それが輸入物価を押し上げて、国民の生活に大きな打撃を与えている、そういった強い危機意識でありました。

そのときの黒田総裁の答えは、御指摘の点は十分考慮したいと思えますというものであります。日銀はその後、御承知のとおり、十二月二十日の政策決定会合で、ゼロ、プラスマイナス〇・二五からプラスマイナス〇・五へと幅を拡大をしたわけでありまして。

現在は、一ドルが、今日は百三十一円程度だというふうな思えますけれども、推移をしております、一旦よかつたと考えております。しかし、現在の長期金利は、朝調べますと、〇・四九六％ということで、もう〇・五に張りついている、こういう状況であります。

お配りをしている資料の一枚目を御覧いただきたいと思えます。これはイールドカーブでありまして、この一番上の赤が直近のイールド

カーブでございます。二〇二二年の初めからは上がっていった、そして、十年物のところでの押しピンが押されたような状況というものは、若干緩和されたとはいえず、まだいびつな状況というのが解消されていないところでございます。

二枚目を御覧いただきたいと思えます。十年の金利をゼロにする、プラス〇・五以内に収めるために、かなり、直近は、日銀は国債の買入れを行っているわけでありまして。去年の六月、十二月が大体十六兆円ぐらい。そして、今年に入りまして、先月は過去最高額の約二十四兆円、二十三・六兆円ですかを買っているということでございまして、その結果として、今、日銀保有の長期国債が発行残高に占める割合は五三・七％というところで、半分以上。実質的な財政ファイナンスが更にひどくなっているという状況であります。

この背景は、皆様御承知のように、日本も物価上昇が続いているからであります。日本銀行が本日公表した国内企業物価指数は前年同月比九・五％の上昇と、十二月の一〇・五％と比べると若干下がっているものの、まだまだ高い伸び率が続いております。昨年十二月の全国コアCPI、消費者物価指数は前年同月比四％の上昇ということで、四％台というのは四十年ぶりということださうであります。

さて、質問に入らせていただきたいと思えますけれども、物価が上昇したら金利が上昇するのは当たり前だと思っております。それを無理やり抑えつづけるのはやはり限界があるということでございます。まして、イールドカーブコントロールを修正するかやめるかの必要が私はこの十年の節目であると思えますけれども、両宮副総裁の御答弁をお願いいたします。

○両宮参考人 お答え申し上げます。

まず、御指摘のありました物価情勢でございますけれども、御指摘のとおり、この十二月には、生鮮食品を除くCPIの前年比四％という高い上昇になりました。しかし、私どもが目標としてお

りますのは、あくまで持続的、安定的な物価安定目標の実現でありまして、賃金、あるいは物価、収益、企業活動等が好循環の中で安定的に実現できるということを目指しております。

その観点で申し上げますと、ただいまの物価上昇率の四％は、主として輸入物価の上昇を起点とする価格転嫁の影響によるものでありまして、この輸入物価の前年比プラス幅は、本日公表した統計でも見て取れるとおり、もう縮小をし始めております。この後、政府の経済対策によるエネルギー価格の押し下げ効果もあるため、消費者物価の前年比は、来年度の半ばにかけて、二％を下回る一％台まで低下するというふうに見えております。

こうした物価情勢でございますので、まだ我々としては持続的、安定的な物価安定目標の達成までには距離があるということを踏まえまして、基本的に現在の金融緩和政策を維持することが適当であるというふうに考えている次第でございます。

ただし、ただいまのYCCという金融緩和政策につきましましては、やはり副作用もあるわけでございまして、例えば、副作用の一つとして、今御指摘のありましたような、国債市場、金融市場の機能に悪影響を与えているという点がございまして、この点を踏まえて、先般、イールドカーブコントロールの運用見直しをしたわけでございます。先生御指摘のとおり、まだひずみ、ゆがみは残っているわけではあります、改善には向かっております。

我々、この後もいろいろなオペレーション手段を使いながら、さらに、先般新しく導入しました共通担保資金供給オペといった手段も組み合わせながら、機動的な市場調節運営を続けることで市場機能の改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○前原委員 確かに、企業物価指数、これも一〇・五から九・五に下がってはいますけれども、先ほど申し上げたように、高い水準であるという

ことであります。

IMFは、国際通貨基金は一月二十六日に、銀の金融緩和の修正案を盛り込んだ声明を発表しました。副総裁も御存じだというふうに思いました。これは年に一度の対日経済審査を経て公表されたものでありまして、今副総裁言われたように、日本が低インフレに戻る可能性を念頭に、金融緩和は全体としては適切であるという評価をしているわけですが、他方でどうも言っているんですね。物価は上振れリスクの方が大きいと。つまりは、下がるけれども、上振れリスクの方が大きいということを見ているということでありまして、その上で、IMFはイールドカーブコントロールの修正を提案しています。内容は三つありまして、長期金利の変動幅を柔軟に、つまりは、プラスマイナス〇・五を更に広げること、それから、金利操作の対象を短期にする。今は十年物です。それをより短なものにする。そして、目標を国債購入量に移行すること。この前の二つと、今申し上げた目標を国債購入量に移行するということは、前は、これはいわゆる暫定的な、イールドカーブコントロールを継続した上で修正するというもので、後は見直すということでありまして、これは、IMFが専門的にやっているとより、これは、マーケットの考え方を踏まえてIMFがこういった提案をしているというふうには私は認識をしております。

その意味においては、まず、イールドカーブコントロールを続けるにしても、この〇・五プラスマイナス、先ほど一ページ目のイールドカーブを見ていただいたように、やはりまだまだ、四％の物価上昇という中で、長期金利のところについて、実は十年物についてはひずみが起きているわけですね。だから、そういう意味においては、やはり人為的にまだ下げているということでありまして、もう少し、十年より短なものにターゲットを変更するという、イールドカーブコントロール

の修正があってもいいのではないかと考えますが、それについての御答弁をいただきたいと思えます。

○兩宮参考人 お答え申し上げます。

まず、御指摘のありましたIMFの対日四条件の声明文、私ども、この間、大変時間をかけて熱心に議論をして、その結果公表されたものでございまして。

金融調節、YCCの柔軟化に関する提言についてでございますけれども、まず、これは今先生も御指摘になられたとおり、IMFとしても基本的には現在の緩和的な金融政策スタンスは適当であると評価していることはまず御理解いただきたいと存じます。

その上で、具体的な金融政策の運営についてでありますけれども、これは私も前から申し上げておりますとおり、こういう政策、やはりYCCというのは異例な政策でございまして、こういう政策を運営していく上では、やはり効果と副作用を客観的に検証しながら、できるだけ副作用を緩和し、効果が出るような工夫を凝らしていきたいというところは前から申し上げて、そのような努力をオペレーション面でも重ねてきたつもりでございまして。したがって、この後も、そうした効果、副作用のバランスを勘案しながら、最善の政策効果が出るような努力は続けていきたいというふうに考えております。

ただし、昨年の十二月に先ほどから議論になっておりますような運用の変動幅の拡大ということを實現し、少し改善の動きが出ていたところをございまして、現段階では、こうした機動的な市場調節運営を続けることでこの改善の動きを見守っていくことが重要かというふうに考えております。現段階では、更なる柔軟化が必要というふうには考えておりません。

○前原委員 現段階ということは、検討の余地は今後あるということですね。もうその場でお答えください。

○兩宮参考人 現段階では、更なる柔軟化の必要

はないというふうに考えております。(前原委員「検討の余地は」と呼ぶ)

一般論として申し上げますと、金融政策運営につきましましては、先ほど申し上げたような効果と副作用の比較衡量を図りながら、弾力的に運営を考えていくということが基本であります。

○前原委員 アメリカが、FRBが一九四二年から一九五一年までの九年間、このYCCをやっているんですね、イールドカーブコントロールをやっている。これは、戦費調達をするためにわざわざ金利を下げて、国債金利を下げて戦費調達をしているわけでありまして、戦後、やはり物価が上昇して断念せざるを得なくなったということでございます。

YCCは、私は持続可能なものだと思っております。今は、現段階ではということでしたけれども、その意味においては、今後の見直しというものはあり得る、弾力的にということでありましたので、是非市場との対話をしっかりとされながら弾力的に見直していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

二番目は物価目標です。そもそも、二年で二％と、十年前は安倍元総理は何か二％でも三％でもみたいな、バナナのたき売りみたいな話をされていて、二％、三％に対する根拠は全くなかった中で、とにかく、しかし金融政策をやれば、デフレは脱却できるんだ、そういった感覚でお話をされていたことを、私は何度もやり取りしては、十年間のこの異次元の金融緩和の壮大な社会実験を経て、私は、二年で二％は到底無理で、今は、このいわゆる世界的なインフレ、コロナとかあるいは戦争とか、そういった特殊な要因というものを経てようやく、皮肉なことにも最終段階で物価が上昇しているということだと思っております。先ほど副総裁が御答弁されたように、来年以降はまたそれが落ちてくる、こういう見立てであるということでありましたけれども、この二％、そもそもの物価目標に私は無理が

で、それが好循環になっていることは、私は言えないんじゃないかと思うんですね。

しかし、国債も、そして株式も、官製相場にしまつていくことについては大きな問題だと私は思うんですね。

ETFをこのまま買いつけるということではないですか。私は、やめるべきだというふうには思いません。したがって、このETFを続けるという考えなのか、あるいは、これについては一旦立ち止まって見直すということなのか。

今、実はこのETFの年間分配金が今や日銀の収入の半分ぐらいになっているんですね。だからやめられないという答弁は駄目ですよ。やはり金融政策として、金融緩和政策としてどうだったのかという検証と、本当に続けるのか、やめるのか、そのことを御答弁ください。

○雨宮参考人 お答え申し上げます。

まず、ETF買入れの目標でございしますが、我々、このETFの買入れで、人為的に株価を操作するとか、人為的に株価を押し上げる、あるいは一定水準まで持っていくことは目指してございませぬ。そうではなくて、我々が流動性面で必要に応じて出動することによって、資本市場、金融市場におけるリスクプレミアムの抑制を通じてマーケットの安定を図るということを目的にやってきましたわけでありませぬ。

実際に、これは二〇二一年の三月に実施した点検においても、そうした危機時のリスクプレミアムに対応する上で有効であったという結論を得ています。

ただし、これは、やはりそういう危機時に対応することが適当であるということがより明確になりましたので、その後、買い方をより張り利かせた買い方にするというふうに変えているわけでありませぬ。

また、それに加えまして、ETFの買い方や買入銘柄についても、それこそ、市場機能に対する影響をできるだけ小さくしますように様々な努力を積み重ねてまいりました。

こうした努力もあつて、やはりETF買入れはこの間の大きな金融環境の改善に貢献してきたというふうにご考えております。

そうはいつても、やはり中央銀行がこうした株式を買うというのとはとても特殊な政策であることは事実であります。そのことは承知しておりますし、このETFの処理についてはいろいろな議論があることも承知しております。

ただ、現段階では、物価安定目標の実現に時間を要するという状況において、そうした具体的なETFの処理も含めた出口政策について議論するのは時期尚早であるというふうにご考えております。

もちろん、その目標の実現が近づいてくれば、出口に向けた戦略や方針についてきつちり金融政策決定会合で議論し、適切にコミュニケーションは図っていきたいというふうにご考えております。

○前原委員 時間が参りましたので、これで終わりますけれども、十年間の総括をきつちりいたただき、先ほどおっしゃったプラス面、マイナス面、副作用についてしっかりと総括した上で新たな体制というものに引き継いでいただくということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○塚田委員長 次に、田村貴昭君。

○田村貴昭委員 日本共産党の田村貴昭です。

最初に、軍事費拡大問題について伺います。二月一日の予算委員会で鈴木財務大臣は、財政法第四条は、あくまで健全財政のための財政処理の原則を規定したものであつて、戦争危険の防止そのものが同条の立法趣旨であるとは考えていない、このように答弁されました。しかし、財政法の規定には、戦火や、戦後の預金封鎖などの混乱で国民生活を困窮させたことへの反省が込められていると言われてまいりました。

昨年六月八日、私も大臣に質問をしました。戦時中の歯止めなき公債発行が国民の資産を毀損したと財務省が認識していることについて、鈴木大

臣は、過去のこうした事実があつたことも忘れることなく、国民的議論を積み重ねることが重要だと答弁しました。

大臣に改めて伺います。

戦前、軍事費の膨張を許した財政政策について、どのように認識されていますか。その歴史の教訓というのは財政法には反映されていないとの認識でしょうか。

○鈴木国務大臣 まず、財政法上との関係のお話がございますので、財政法第四条について申し上げたいと思ひます。

財政法第四条第一項、これは、国の歳出は租税等をもって賄うという、いわゆる非募債主義を定めております。その上で、同条ただし書において、公共事業費等の財源に限って公債、これは建設公債のことではありますが、これの発行を認めることとしております。

この非募債主義を規定した経緯については、昭和二十二年に財政法が制定される際、国会の法案審議において、公債をむやみに出して国の債務を膨大ならしめ、そうして財政全体の基礎を危うくするとなることがないように公債発行を限定したものであると説明しております。したがって、財政法第四条は、あくまで健全財政のための財政処理の原則を規定したものであつて、戦争危険の防止そのものが同条の立法趣旨であるとは考えておりませぬ。

その上で、歴史の教訓をどう酌み取るかということでございますが、歴史の教訓について申し上げます。戦前のような、国力に見合わない債務残高の累増の結果、国家財政や国民生活を危うくすることがあつてはならないと思つております。

財政は国の信頼の礎であつて、歳出入両面の改革を続けて、経済再生と財政健全化の両立を図ることで、責任ある経済財政運営に努めていくことが重要であり、これが歴史の教訓として受け止めているところであります。

○田村(貴)委員 果てしない軍事費調達のための公債発行が国民の暮らしを毀損させた、絶対忘れ

てはならない教訓だと思います。

財務省にも要望したいんですけども、戦後の焼け野原の中で、二度と戦争は起こしてはならないとの思いで、新憲法の議論とともに財政法起草して成立させた当時の財務官僚のこの思いというのは想起すべきであるというふうには思ひます。

政府は、安全保障三文書を閣議決定して、五年間で四十三兆円もの空前の大軍拡に踏み出しています。政府の財源案では、五年後の二〇二七年度予算では約一兆円の歳出改革が行われるとし、来年度予算も既に二百億円の歳出改革が盛り込まれています。

そして、おとこの大臣の所信では、歳出改革については、社会保障関係費については、実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるとしました。社会保障関係費以外は、防衛費関係の増額を達成しつつ、経済、物価動向を踏まえて柔軟な対応を行うと。

大臣、この柔軟な対応というのは、削減するということですよ。結局、軍事費の規模ありきで予算編成をすれば、国民の生活を支える予算を減らさざるを得ないということになりはしませんか。いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 防衛力の抜本的強化、これは、我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、喫緊の課題であります。こうした問題意識の下で、一年以上にわたる議論の積み重ねを経て、昨年十二月に、防衛力整備計画において、今後五年間で必要となる防衛力の内容と規模を定めたところがあります。

これに基づいて、令和五年度予算において、必要な防衛関係費を計上するとともに、その裏づけとなる財源を確保しており、こうした対応は、まさに我が国が直面する重要課題に対応するため不可欠な取組であると考えております。

そして同時に、本予算におきましては、一般歳出の約六割を社会保障や教育などに充てておりまして、国民生活の向上に直結する経費など、必要な施策を盛り込んでいるところであります。した

がいまして、御指摘のように、防衛費の規模ありきで予算を編成をして、国民生活を支える予算を抑制しているというわけでは決してありません。いずれにいたしましても、国民の皆様の御理解をいただけますよう、引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○田村(貴)委員 我が党は、大軍拡、大増税に断固反対です。この委員会で引き続きこの問題を論議していきたいと思っております。

次に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度におけるインボイスについて質問します。

資料一を御覧ください。これは、資源エネルギー庁が一月下旬、F I Tの認定業者に送付したはがきです。自宅に太陽光パネルを設置している一般家庭にも送付されました。受け取った方から私の方に連絡がありましたけれども、驚きと戸惑いの声が寄せられています。

「インボイス制度 登録準備はもうお済みですか?」というはがきが突然届いたら、これはびっくりしますよね。事業者ではなければ、そもそもインボイス制度のことは分かりません。このはがきによって既に混乱が生じています。免税の方が間違っただけで課税事業者の登録をしたら、インボイス制度導入後、消費税の納付義務が発生してしまいます。

そこで、資源エネルギー庁に伺います。

このはがきは、二百六十五万者のF I T認定業者に全て送付する計画なのですか。発送を中断したと担当の方に聞きましたけれども、じゃ、出し直しをするんですか。

十キロワット未満の住宅用認定業者は約百八十五万に及ぶと聞いています。毎月数万円程度の発電で、ほとんどがごく小規模の事業で免税だと考えられています。免税では駄目なんです。なぜ、課税業者でない家庭にまでこうしたはがきを郵送したのですか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

F I T制度は、再エネ特措法に基づきまして、F I T認定事業者の発電する再エネ電気を一定期

間、固定価格で買い取ることを電気事業者に対して義務づけまして、再エネ導入を促していく制度でございます。

このように、電気事業者は再エネ電気の買取りが義務づけられていることから、インボイス制度の開始後は、F I T認定事業者がインボイス登録を受けられない場合には、当該取引分の仕入れ税額控除ができず、買取り義務者に新たな消費税負担が生ずることとなります。

こうした追加的な消費税負担により、買取り義務者に過度な負担が生じ、F I T制度に基づく再エネ電気の買取り業務の継続が困難とならないように、F I T認定事業者に対する御指摘のはがきの送付などにより、課税事業者の方々にはインボイス登録をお願いしているところでございます。

御指摘の十キロワット未満の太陽光発電設備の所有者につきましても、事業用途での売電を行っている場合など、課税事業者に該当する方は一定数存在していると認識しております。このため、全てのF I T認定事業者に対して、メール送付を基本としつつ、他方、メールアドレスの登録のない方に対して補足的にはがきを送付する形で、課税事業者のインボイス登録に向けた周知を行うことを検討しております。

なお、先生御指摘の免税事業者につきまして、F I T制度上、インボイス登録がなくても、現行は不要であり、インボイス登録がなくても、現行の買取り価格が変更されることもございません。

また、先生御指摘のとおり、我々が送付しましたはがきに対しては、幾つかの、かなりの件数のお問合せをいただいております。丁寧に、応答周知のやり方につきましてもしっかりと検討を深めていきたい、かように考えてございます。

○田村(貴)委員 正直にお答えいただきたいんですけれども、このはがき、幾つ用意して、幾つ発送して、幾つ止めているんですか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

まず、送付しているはがきは現状五十万件でございます。そして、我々いたしましたは、恐らくメール送付という形で対応できるものが二百六十四万件ほどあると考えております。

また、はがき送付につきましては、先ほどの五十万件も含め、百二十七万件程度が必要ではないか、かように考えております。

○田村(貴)委員 膨大な数ですよ。送らなくていいはがき、そして、書いている内容も非常に問題があるから、こういうことになっているわけでしょう。

このはがきの、QRコードがついているんですけれども、これはQRコードを読み取っても、免税業者のままでいいとの情報は一切ないわけですよ。不正確な情報でF I T認定の一般家庭にまでインボイス制度の登録申請をさせる、そういう誘導の意図を持ってやっているんじゃないですか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

本日、先生からも御指摘いただいておりますはがきにつきましては、我々いたしましたは、赤字で書かせていただいているのとおり、課税事業者の方々に対してこうした取組を行っていくという趣旨ではがきを送っております。

他方で、先生御指摘のとおり、問い合わせいただいているところでは、免税事業者の方々から、あれはどうなんだろうかとといったようなお問合せもござります。

こうした点も踏まえまして、我々いたしましたは、今後送付するはがきあるいはメール等につきましては、混乱が生じないように、より一層分かりますし周知の仕方を考えていきたい、かように考えております。

○田村(貴)委員 だから、間違いないですよ。よくなかったわけでしょう。

そして、用意したはがきは一旦止めて作り直すわけだ。これに要する経費というのは幾らですか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

現状、我々といたしまして、こうしたインボイス制度につきましてもしっかりと周知を行っていくといったようなことにつきまして御予算をいただいております。インボイスにつきまして全体で確保しております予算、その中から、現状、我々がはがき送付を検討している予算につきましては、百二十三万円の、先ほど申し上げたとおりですが、約六千八百万円を見積もっております。

○田村(貴)委員 無駄な出費をされていますよね。免税事業者にもインボイスの登録を進めようとする意図は明白であります。

財務省は、お伺いします。財務省、このはがきの送付や文面について、エネ庁から事前の相談、それから確認をしていますか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

財務省におきましては、資源エネルギー庁から、課税事業者である再エネ事業者にどのような文面で登録申請の手続を案内するかといった点について相談を受けておりましたので、そうしたはがきが送付されることについては承知しておりましたが、具体的な宛先や送付枚数については相談を受けておりません。

また、一般家庭による発電から生じた余剰電力の売却についても、免税事業者という御指摘がございましたけれども、消費税の課税対象となる取引は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等でございますので、サラリーマン等の一般家庭におきまして、生活用の資産として設置している太陽光発電設備等から生じた電気について、余剰が生じた場合に電力会社に売却する等の場合につきましては、消費税法上の資産の譲渡等には該当しませんので、元々課税対象ではなく、また、その一般家庭は事業者としては扱われないということでございます。

○田村(貴)委員 相談も合い議もしなかったということですよ。本当にお粗末極まりない、そして無責任だと言わなければいけません。このはがきを受け取って困惑されている方にちゃんと説明はしていただきたい。要望しておきます。

そして、再エネの固定価格買取制度とこのイ

ンボイスの問題については、もう一つ大きな問題があります。この裏の、配付資料二を御覧いただきたいと思えます。経済産業省の、インボイス導入に伴うF I T制度運用上の対応方針等を示した文書です。

家庭用パネルを持つ認定事業者が免税のままであれば、認定事業者から電力を購入する買取り義務者はその分の仕入れ税額控除ができなくなる、先ほどもありました。そして、じゃ、どうするか。この後段のところに書いてあります。買取り義務者に過度な負担が生じ買取り義務の継続が困難となることのないよう、以下のような措置を検討とし、インボイスが発行されない取引については、買取り義務者の消費税負担を制度的に措置する。

これはやるんですか。この消費税負担分とは、この文書の真ん中にある、買取り事業者、納税額B円というところでありまして。これを経済産業省資源エネルギー庁が税金で補填するということでしょうか。それとも、再エネ発電賦課金を引き上げて対処するというのでしょうか。どうなんでしょうか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

こうした、先生御指摘の、課税事業者のインボイス登録に向けた周知に取組んだ上でもなお買取り義務者に生ずる追加的な消費税負担につきましては、F I T制度に基づく再エネ電気の買取り業務の継続が困難とならないよう、御指摘いただいた審議会でも御審議をいただいております。

先日、審議会の場では、いわゆる電気料金に賦課されております……(田村(貴)委員)結論でいいです」と呼ぶのは、電気の需要家の皆様から御負担いただく賦課金から充てるということで審議会では御議論いただきました。現状、パブリックコメントにかけているところでございます。

○田村(貴)委員 再エネ賦課金を引き上げるといふことになったら、このインボイス制度が元になって、また電気料金が上がるわけですよ。こんなことをしているんですか。大手電力会社を始め

として買取り義務者の消費税負担を国民負担で賄っていく、仕入れ税額控除で発生するこのような問題をこのようなやり方で解決していく、おかしいではありませんか。

厚生労働省にも来ていただいております。何度かこの委員会で議論しましたけれども、シルバー人材センターの会員さんにインボイスの問題が発生します。少額の収入しかない会員の消費税負担を増やさないと、つまり課税登録しないようにすると厚生労働省は言っています。そうすると、センターそのものの消費税負担というのが大きく跳ね上がってまいります。一センター当たり約一千五百万円以上、全国で二百億円の消費税負担が発生するんですけれども、厚生労働省は、このセンターの消費税負担について補填措置を考へてはいるんですか。

○堀井政府参考人 お答えいたします。

シルバー人材センターについて、インボイス制度導入後も安定的な事業運営が確保できるようにということで、まず、厚生労働省としましては、様々な取組を実施をしております。

具体的に御紹介をさせていただきますと、まず、地方公共団体がセンターに業務発注をする場合に適正な価格設定を行っていたように、都道府県知事に対して依頼をする文書を出出……(田村(貴)委員)それは聞いてきましたから知っています」と呼ぶ)済みません。それ以外にも様々な取組を行っているところでございます。

そして、田村委員が御質問をされました、インボイス制度の導入に伴ってシルバー人材センターに新たに生じる可能性のある消費税の直接的な補填をするかという点につきましては、現在、厚生労働省としてそのような方策は考えておりませんが、しかしながら、令和四年度の第二次補正予算におきまして様々なデジタル化の推進、そして、ウェブ上の受注拡大というようなことでセンターが安定的に事業を実施できるようにするという予算を獲得したり、あるいは、会員が安全、安心に就業できるように契約方法を見直したりと、様々な

観点の取組を進めております。そのようなことをシルバー人材センターや団体の御意見も伺いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○田村(貴)委員 今回のケースは、再エネ賦課金を引き上げる、あるいは税金投入、これしかないんですよ、この方針に基づく。だけれども、国民負担でやっていくというんです。こういう例があるのか。ここだけです。

大臣にお伺いしたいと思います。新たに生じるこのインボイスに伴う消費税の負担を補填することは、厚生労働省でも、ないという事なんですか。仕入れ税額控除の問題というのは民間の取引でも同じようなことが起こるんですけれども、これは国は補填しません。

じゃ、なぜF I Tに限ってこういう待遇が生まれてくるのか。なぜ買取り事業者だけ国民の負担をもつて救済していくのか。これはインボイスの制度そのものの中として不公正が発生しているんじゃないですか。大臣、おかしいと思いませんか。

○鈴木国務大臣 インボイス制度への円滑な移行の観点から、免税事業者からの仕入れについては、制度の移行から三年間は八割、その後三年間は五割の仕入れ税額控除が可能とされており、免税事業者と取引のある事業者への影響も相当程度の期間にわたって緩和されると考えておりますし、このことについては先生も御存じのとおりでございます。

こうした措置に加えまして、関係省庁においても、必要に応じ、免税事業者との取引がある事業者への対応について検討されている場合があるものと承知をしております。

こうした検討に当たりましては、それぞれの制度や契約内容、取引の実態に応じ、免税事業者と取引のある事業者への影響を軽減できるよう適切な方策を検討されているものと承知をしております。そのための具体的な手法が異なることもあり得ると考えているところであります。

○田村(貴)委員 大臣、是認するんですね。私は、これは制度上の大矛盾だと思えますよ。インボイス制度を導入するがゆえに、こうした問題が生じてきます。省庁でも異なる対応が生じています。この矛盾について、大臣は是認するといふ。こんなことで国民の理解は、あるいは免税事業者の、課税事業者の理解は得られると思えますか。十月から本当にこんなことで制度を実施していいんですか。やれないんじゃないですか。やってはいけないと思えますよ。

どうして買取り事業者だけが国民の負担によって救済されていくのか。このことについてはおかしいと思いませんか。

○鈴木国務大臣 関係省庁において様々な対応をされていると思えます。資源エネルギー庁においてのこの対応については、私は事前に承知しているわけではございませんけれども、先ほど、お話を聞きますと、審議会等の議論を経て、今、パブリックコメントにかけている、こういうことではないかと、資源エネルギー庁の判断である、そういうふうに考えます。

○田村(貴)委員 そうしたら、残り時間で確認しておきたいことがあるんですけれども、はがきに戻ります。課税事業者が該当する場合は、二〇二三年三月三十一日までに登録申請手続を行っていただきましようとして書かれております。これは現在の財務省の方針とは違うのではないですか。財務省、いかがですか。

○住澤政府参考人 資源エネルギー庁からのこのはがきやホームページにおける御案内ですけれども、今後新たにF I T認定を受ける場合のうち、消費税の課税事業者が該当する方については、インボイス発行事業者としての登録を行うことをF I T認定の要件とする予定だと案内されていると承知をいたしております。

したがって、委員御指摘のように、F I T認定の要件に、課税事業者であることは要件とされておらず、免税事業者の方もF I T認定の要件から

額(特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合に、当該特定非常災害発生年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における前条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額(次条第二項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの」と、同条第二項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年特定純損失金額(次条第二項に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額以外のもの」と、「のうち」とあるのは「のうち」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの並びに当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた特定非常災害発生年特定純損失金額(この項の規定により前年以前において控除されたものを除く。)及び被災純損失金額(この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの)を」と、「のうち」とあるのは「のうち」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令

で定めるもの及び当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)」と、「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額及び当該被災純損失金額」とする。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 被災純損失金額 その者のその年において生じた純損失の金額のうち、被災事業用資産特定災害損失合計額(棚卸資産特定災害損失額、固定資産特定災害損失額及び山林特定災害損失額の合計額で、前条第二項第一号に掲げる損失の金額に該当しないものをいう。)に係るものとして政令で定めるものをいう。
- 二 事業資産特定災害損失額 その者の棚卸資産特定災害損失額及びその者の事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額(特定非常災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。以下この項において同じ。)の合計額をいう。

- 三 事業用固定資産 土地及び土地の上に存する権利以外の固定資産等(固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものをいう。第七号において同じ。)をいう。
- 四 不動産等特定災害損失額 その者の不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額の合計額をいう。
- 五 特定非常災害発生年特定純損失金額 その者の特定非常災害発生年において生じた純損失の金額のうち、前条第二項各号に掲

げる損失の金額に係るものとして政令で定めるものをいう。

- 六 棚卸資産特定災害損失額 その者の有する棚卸資産について特定非常災害により生じた損失の金額をいう。
- 七 固定資産特定災害損失額 その者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産等について特定非常災害により生じた損失の金額をいう。
- 八 山林特定災害損失額 その者の有する山林について特定非常災害により生じた損失の金額をいう。

第七十一条第一項中「次条第一項」を「第七十一条第一項(雑損控除)」に改める。
第二編第二章第三節第七十一条次に次の一条を加える。
(特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例)

第七十一条の二 確定申告書を提出する居住者が特定雑損失金額を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における前条の規定の適用については、同条第一項中「雑損失の金額」とあるのは「雑損失の金額で特定雑損失金額(次条第一項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。)以外のもの」と、「除く。」は「(除く。)」及び当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた特定雑損失金額(この項又は同条第一項の規定により前年以前において控除されたものを除く。)は」とする。

2 前項に規定する特定雑損失金額とは、雑損失の金額のうち、居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する次条第一項に規定する資産について特定非常災害により生じた損失の金額(当該特定非常災害に関連するその居住者によるやむを得ない支出で政令で定めるもの

金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。)に係るものをいう。

第二百三十三条第一項第三号中「前年以前三年内」の下に「(第七十条の二第一項から第三項まで(特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例)又は第七十一条の二第一項(特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例)の規定の適用がある場合には、前年以前五年内。次項第二号において同じ。)」を加え、「次項第二号」を「同号」に改める。

第二百二十七条第二項中「還付」を「還付等」に改め、同条第三項中「前年以前三年内」の下に「(第七十条の二第一項から第三項まで(特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例)又は第七十一条の二第一項(特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例)の規定の適用がある場合には、前年以前五年内)」を加える。

第三百三十七条の二第一項中「かつ、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第十項中「次項第二号」を「次項第四号」に改め、同条第十一項中「につき」を「が同項の規定の適用を受けようとし、又は」に改め、同項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

- 二 第一項の規定の適用を受けようとする個人が非上場株式会社等(株式で金融商品取引法第二十六条第六項(定義)に規定する金融商品取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすもの及び合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分財務省令で定める要件を満たすもの)をいう。次条第十三項第二号において同じ。)を担保として供する場合には、国税通則法第五十条第二号(担保の種類)中「有価証券で税務署長等(国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴する

3 確定申告書を提出する居住者(前二項の規定の適用を受ける者を除く。)が被災純損失金額を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における前条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額(次条第三項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの」と、同条第二項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額(この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)」と、「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額並びに当該特定非常災害発生年特定純損失金額及び当該被災純損失金額」とする。

ものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において「有価証券及び合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分(質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。)」とする。

三 第一項の規定による納税の猶予を受けた所得税については、国税通則法第五十二条第四項(担保の処分)中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき(所得税法第三十七条の二第一項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定による納税の猶予の担保として同条第十一項第二号に規定する非上場株式等が提供された場合には、当該認めるとき、又は当該非上場株式等を換価に付しても買受人がないときは、税務署長等」と、国税徴収法第四十八条第一項(超過差押及び無益な差押の禁止)中「財産は」とあるのは「財産(所得税法第三十七条の二第一項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定による納税の猶予の担保として同条第十一項第二号に規定する非上場株式等が提供された場合において、当該非上場株式等を換価に付しても買受人がないときに、又は当該担保を提供した個人の他の財産を除く。は」とする。

第百三十七条の三第一項中「受けた者が、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第十二項中「次項第二号」を「次項第四号」に改め、同条第十三項中「適用贈与者等につき第一項又は第二項」を「第一項の者又は第二項の相続人がこれらの規定の適用を受けようとし、又はこれら」に改め、同項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項

第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第一項の規定の適用を受けようとする者又は第二項の規定の適用を受けようとする相続人が非上場株式等を担保として供する場合においては、国税通則法第五十条第二号(担保の種類)中「有価証券で税務署長等(国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ)が確定と認めるとき」とあるのは、「有価証券及び合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分(質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。)」とする。

三 第一項又は第二項の規定による納税の猶予を受けた所得税については、国税通則法第五十二条第四項(担保の処分)中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき(所得税法第三十七条の三第一項又は第二項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定による納税の猶予の担保として同法第三十七条の二第二項第二号(国外転出をする場合の譲渡所得の特例の適用がある場合の納税猶予)に規定する非上場株式等が提供された場合には、当該認めるとき、又は当該非上場株式等を換価に付しても買受人がないときは、税務署長等」と、国税徴収法第四十八条第一項(超過差押及び無益な差押の禁止)中「財産は」とあるのは「財産(所得税法第三十七条の三第一項又は第二項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定による納税の猶予の担保として同法第三十七条の二第二項第二号(国外転出をする場合の譲渡所得の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定による納税の猶予の担保として同法第三十七条の二第二項第二号(国外転出をする場合の譲渡所得の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定による納税の猶予の担保として同法第三十七条の二第二項第二号(国外転出をする場合の譲渡所得の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定による納税の猶予の担保として同法第三十七

用がある場合の納税猶予)に規定する非上場株式等が提供された場合において、当該非上場株式等を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同法第三十七条の三第七項に規定する適用贈与者等の他の財産を除く。は」とする。

第百五十一条第一項中「年の翌年三月十五日」を「年分の所得税に係る確定申告期限」に改め、同条第二項中「又ははを、又はは」に改める。第百五十五条第一項第二号中「から第七十一条まで(損益通算及び損失の繰越控除)を(損益通算、第七十条(純損失の繰越控除)若しくは第七十一条(雑損失の繰越控除)」に改め、同項第二号中「添付されたを」添付された」に改め、同条第二項中「更正通知書の記載事項」を「更正又は決定の手続」に、「附記しなければを「付記しなければ」に改める。

第百八十五条第一項第一号中「同条第四項を「同条第五項」に、「第百九十四条第四項を「第百九十四条第五項」に改め、同項第二号中「同条第四項を「同条第五項」に改める。第百八十七条中「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第四項」に、「同条第四項を、同条第五項」に改める。第百九十条第二号口中「保険料等の支払を証する書類の提出等」を「給与所得者の保険料控除申告書」に改め、同号八中「第百九十四条第四項を「第百九十四条第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同号二中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改める。第百九十四条第五項に改める。

第百九十四条第七項中「第二項」を「第三項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「居住者は」を「居住者(第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。は)に、「以下第六

項」を「第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。以下第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、「居住者」の下に「(第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書を同項の給与等の支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該支払者を経由して提出した同項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、居住者は、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第百九十五条第一項中「給与所得の金額」を「給与所得」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「居住者は」を「居住者(第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。は)に、「が当該を」(第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。)」が当該に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書を同項の給与等の支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該支払者を経由して提出した同項の規定による申告書(その者が当該前年の中途

三十一の二 国際最低課税額確定申告書 第八十二条の六第一項(国際最低課税額に係る確定申告)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む)をいう。

第二条第三十六号中「から第三十三号まで」を「、第三十一号、第三十二号及び第三十三号」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三条中「申告」の下に、「第八十二条の七(電子情報処理組織による申告)を加える。

第四条第一項ただし書中「場合又は」を「場合、第八十二条第四号(定義)に規定する特定多国籍企業グループ等に属する場合又は」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(内国法人の国際最低課税額の課税)

第六条の二 第八十二条第四号(定義)に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定により課する法人税のほか、各対象会計年度の第八十二条の二第一項(国際最低課税額)に規定する国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課する。

第七条中「範囲」の下に「及び前条」を加える。

第十三条第二項第一号を次のように改める。

一 内国法人 設立の日(次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日)

イ 新たに収益事業を開始した公益法人等

又は人格のない社団等 その開始した日

ロ 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日

ハ 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第十三条第四項中「同項第一号に規定する収益事業を開始した日」を「同項第一号イに定める日」に改める。

第十四条第一項第四号を次のように改める。四 次に掲げる事実 その事実が生じた日の前日

イ 公共法人が事業年度の中途において収益事業を行う公益法人等に該当することとなつたこと。

ロ 公共法人又は公益法人等が事業年度の中途において普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと。

ハ 普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなつたこと。

第一編第五章に次の一条を加える。(対象会計年度の意義)

第十五条の二 この法律において「対象会計年度」とは、第八十二条第三号(定義)に規定する多国籍企業グループ等の同条第十号に規定する最終親会社等の同条第一号に規定する連結等財務諸表の作成に係る期間をいう。

第六十一条第一項中「第二項第五項」を「第二項第十四項」に改め、同条第二項中「あつては」の下に「市場暗号資産」を加え、「に限る」を「をいう。第六項において同じ。」に限るものとし、特定自己発行暗号資産(当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものをいう。同項及び第七項において同じ。)を除く」に改め、同条第三項中「の損金不算入等」を「損金不算入等」を削り、同条第六項中「第二項に規定する政令で定めるもの」及び「同項に規定する政令で定めるもの」を「市場暗号資産」に、「限る」を「限るものとし、特定自己発行暗号資産に該当するものを除く」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第十項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「資金決済に関する法律第二

条第七項に規定する暗号資産交換業を行う者」を「他の者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 内国法人が特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合において、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなつたときは、政令で定めるところにより、その該当しないこととなつた時において、その暗号資産を譲渡し、かつ、その暗号資産を取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

第六十一条の六第一項中「第六十一条第七項」を「第六十一条第八項」に改め、同条第二項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第九項」に改め、同条第四項第二号中「第六十一条第七項」を「第六十一条第八項」に改める。

第二編第一章第一節第十款の款名中「公益法人等」を「公共法人等」に改める。

第六十四条の四第一項中「公益法人等」を「公共法人又は公益法人等」に改め、「前の収益事業」の下に「公益法人等が行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。」を加える。

第六十四条の十第六項第四号中「内国法人」の下に「公共法人又は」を加える。

第六十七条第三項中「第六条第一号(基準法人税額)」を「第六条第一項第一号(基準法人税額等)」に改める。

第七十一条第一項中「公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)」を「公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等」に改める。

第七十四条第一項第三号中「第六十八条」の下に「所得税額の控除」を加え、「所得税額等」を「外国税額」に改め、同条第二項中「事業年度」の下に「(当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものを除く。)」を加える。

第七十五条の二第二十一項第一号中「当該通算法人の」との下に、「事業年度」とあるのは「事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものを除く。)」を加える。

「事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものを除く。)」を「」を加える。

第八十一条を削る。

第二編第一章第三節第五款中第八十二条を第八十一条とする。

第三百十号の見出し中「青色申告書」を「青色申告書等」に改め、同条第二項中「又は欠損金額」を「若しくは欠損金額又は内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準」に改める。

第三百三十一号中「又は欠損金額の」を「若しくは欠損金額又は内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準の」に改める。

第二編第四章を同編第五章とする。

第二百二十二条第二項第三号を次のように改める。三 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める日の属する事業年度 同日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

イ 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日

ロ 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第二百二十二条第二項第四号中「公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)」に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日」を「前号イ若しくはロに掲げる法人の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに定める日」に改める。

第二百二十八条中「終了の日の翌日から二月以内」を「第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限まで」に改める。

第二編第三章を同編第四章とする。
第二編第二章を同編第三章とし、同編第一章の次に次の一章を加える。

第二章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第一節 総則

(定義)

第八十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 連結等財務諸表 次に掲げるものをいう。

イ 特定財務会計基準(国際的に共通した会計処理の基準として財務省令で定めるものその他これに準ずるものとして財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)又は適格財務会計基準(最終親会社等(第十五号イに掲げる共同支配会社等を含む。)の所在地において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準(特定財務会計基準を除く。)をいう。以下この号において同じ。)に従つて企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類

ロ イに掲げる計算書類が作成されていない企業集団につき、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従つてその企業集団の暦年の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類

ハ 特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従つて会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この節において同じ。(次号イに掲げる企業集団に属するものを除く。二において同じ。)の財産及び損益の状況を記載した計算書類

二 八に掲げる計算書類が作成されていない

い会社等につき、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従つて当該会社等の暦年の財産及び損益の状況を記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類

二 企業グループ等 次に掲げるものをいう。

イ 次に掲げる会社等に係る企業集団のうち、最終親会社(他の会社等の支配持分を直接又は間接に有する会社等(他の会社等がその支配持分を直接又は間接に有しないものに限る。))をいう。に係るもの(1) 前号イに掲げる計算書類にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等その他の政令で定める会社等(2) 前号ロに掲げる計算書類にその財産及び損益の状況が連結して記載されることとなる会社等その他の政令で定める会社等

ロ 会社等(イに掲げる企業集団に属するものを除く。)のうち、当該会社等の恒久的施設等の所在地が当該会社等の所在地国以外の国又は地域であるもの

三 多国籍企業グループ等 次に掲げる企業グループ等をいう。
イ 前号イに掲げる企業グループ等に属する会社等の所在地(当該会社等の恒久的施設等がある場合には、当該恒久的施設等の所在地国を含む。)が二以上ある場合の当該企業グループ等その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

四 特定多国籍企業グループ等 多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の四対象会計年度のうち二以上の対象会計年度において、その総収入金額として財務省令で定める金額が七億五千万ユーロ(当該四対象会計年度のうち、対象会計年度の期間が一年でないものにあつては、その期

間に応じ政令で定めるところにより計算した金額)を財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるものその他これに準ずるものとして政令で定める多国籍企業グループ等をいう。

五 導管会社等 会社等に係る収入等(収入若しくは支出又は利益若しくは損失をいう。以下この号において同じ。)の全部が次に掲げるもののいずれかに該当する場合における当該会社等をいう。

イ 会社等(その設立国(会社等の設立された国又は地域をいう。以下この号、第七号及び第十四号八において同じ。)以外の国又は地域の租税に関する法令において、当該国又は地域に本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該国又は地域にこれらに類する場所を有することにより、対象租税を課することとなる)に類するもの(イ)に掲げるものを除く。ロにおいて同じ。)に係る収入等のうち、その設立国の租税に関する法令において、当該会社等の構成員の収入等として取り扱われるもの

ロ 会社等(次に掲げる要件のいずれかを満たすものを除く。ロにおいて同じ。)に係る収入等のうち、当該会社等の構成員の所在する国又は地域の租税に関する法令において当該構成員の収入等として取り扱われることその他の政令で定める要件を満たすもの(イ)に掲げるものを除く。

(1) いずれかの国又は地域の租税に関する法令において、当該国又は地域に本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該国又は地域にこれらに類する場所を有することにより、対象租税又は自国内最低課税額に係る税を課することとされること。

(2) その設立国に事業を行う場所を有すること。

六 恒久的施設等 会社等の所在地国以外の国又は地域(以下この号及び次号八において「他方の国」という。)において当該会社等の事業が行われる場合における次に掲げる場所をいう。

イ 条約等 当該所在地国と当該他方の国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための国際約束又はこれに類するものをいう。イ及びロにおいて同じ。)がある場合において、当該条約等に基づいて当該他方の国における恒久的施設又はこれに相当するものとして取り扱われる事業が行われる場所(当該条約等において当該事業が行われる場所とみなされるものを含むものとし、当該条約等(当該事業から生ずる所得の範囲を定める条約等であつて、国際的に広く用いられる方法により当該所得の範囲を定めるものとして財務省令で定めるものに限る。)において当該他方の国が当該恒久的施設又はこれに相当するものを通じて行われる事業から生ずる所得に対して租税を課することとされるものに限る。)

ロ 条約等がない場合において、当該他方の国の租税に関する法令において当該他方の国において当該会社等の事業が行われる場所を通じて行われる事業から生ずる所得に対して租税を課することとされる場合における当該事業が行われる場所(当該他方の国の租税に関する法令において当該事業が行われる場所とみなされるものを含む。)

ハ 当該他方の国に法人の所得に対して課される租税が存在しない場合において、当該他方の国において第二条第十二号の十九(定義)中「いう。ただし、我が国が締結した所得に対する租税に関する二重

課税の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける外国法人については、その条約において恒久的施設と定められたもの（国内にあるものに限り。）とする」とあるのを「いう」と読み替えた場合における恒久的施設に相当するものに該当する当該事業が行われる場所（その読み替えられた同号ハに掲げるものに相当するものを含む。）（当該事業から生ずる所得の全部又は一部が第三百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に相当する所得に該当するものに限り。）

二 当該他方の国において当該会社等の事業が行われる場所がイからハまでに掲げる場所に該当しない場合において、当該所在地の租税に関する法令において当該事業が行われる場所を通じて行われる事業から生ずる所得に対して租税を課することとされないときにおける当該事業が行われる場所（当該所在地の租税に関する法令において当該事業が行われる場所とみなされるものを含む。）

七 所在地国 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域（これらが二以上ある場合には、政令で定める国又は地域をいう。）

イ 会社等（導管会社等を除く。） 次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域

(1) 国又は地域の租税に関する法令において、当該国又は地域に本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該国又は地域にこれらに類する場所を有することにより、法人税又は法人税に相当する税を課することとされる会社等 当該国又は地域

(2) (1)に掲げる会社等以外の会社等当該会社等の設立国

ロ 導管会社等（最終親会社等であるもの又は国若しくは地域の租税に関する法令において各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当するものを課することとされるものに限り。） その設立国

ハ 恒久的施設等 次に掲げる場合の区分

(1) 前号イに掲げる恒久的施設等に該当

する場合 同号イの他方の国

(2) 前号ロに掲げる恒久的施設等に該当

する場合 同号ロの他方の国

(3) 前号ハに掲げる恒久的施設等に該当

する場合 同号ハの他方の国

八 所有持分 連結等財務諸表の作成に用い

る会計処理の基準によつて会社等の純資産

の部に計上される当該会社等に対する持分

のうち利益の配当を受ける権利又はこれに

準ずるものとして政令で定める権利が付さ

れたものをいい、会社等の恒久的施設等が

ある場合においては、当該会社等は当該恒

久的施設等に対する所有持分を有するもの

とみなす。

九 支配持分 第二号イ(1)又は(2)に掲げる会

社等に対する所有持分の全部をいい、会社

等の恒久的施設等がある場合においては、

当該会社等は当該恒久的施設等に対する支

配持分を有するものとみなす。

十 最終親会社等 次に掲げるものをいう。

イ 第二号イに規定する最終親会社

ロ 第二号ロに掲げる会社等

十一 中間親会社等 特定多国籍企業グルー

プ等に属する構成会社等（恒久的施設等に

該当するものを除く。）のうち、当該特定多

国籍企業グループ等に属する他の構成会社

等又は当該特定多国籍企業グループ等に係

る共同支配会社等に対する所有持分を直接

又は間接に有する構成会社等（最終親会社等、被部分保有親会社等及び各種投資会社等を除く。）をいう。

十二 被部分保有親会社等 特定多国籍企業

グループ等に属する構成会社等（恒久的施

設等に該当するものを除く。）のうち、次に

掲げる要件の全てを満たすもの（最終親会

社等及び各種投資会社等を除く。）をいう。

イ 当該特定多国籍企業グループ等に属す

る他の構成会社等又は当該特定多国籍企

業グループ等に係る共同支配会社等に対

する所有持分を直接又は間接に有するこ

と。

ロ 当該特定多国籍企業グループ等に属す

る他の構成会社等以外の者が、その有す

る当該構成会社等に対する所有持分に係

る権利（利益の配当を受ける権利に限

る。ロにおいて同じ。）に基づき受けるこ

とができる金額及び他の会社等を通じて

間接に有する当該構成会社等に対する所

有持分に係る権利に基づき受けることが

できる金額の合計額が、当該構成会社等

に対する所有持分に係る権利に基づき受

けることができる金額の総額のうちに占

める割合として政令で定めるところによ

り計算した割合が百分の二十を超えるこ

と。

十三 構成会社等 次に掲げるものをいう。

イ 企業グループ等（第二号イに掲げるも

のみに限り。）に属する会社等（除外会社等

を除く。）

ロ イに掲げる会社等の恒久的施設等

ハ 第二号ロに掲げる会社等（除外会社等

を除く。）

二 ハに掲げる会社等の恒久的施設等

十四 除外会社等 次に掲げる会社等をい

う。

イ 政府関係会社等（国若しくは地方公共

団体又は外国政府若しくは外国の地方公

共団体（イにおいて「国等」という。）がその持分の全部を直接又は間接に有する会社等であつて、国等が本来果たすべき役割を担うこと又は国等の資産を運用することを主たる目的とする）その他の政令で定める要件を満たすものをいう。）

ロ 国際機関関係会社等（国際機関のみに

よつて保有される会社等をいう。）

ハ 非営利会社等（専ら宗教、慈善、学

術、技芸、教育その他の公益を目的とす

る会社等であつてその設立国における租

税に関する法令において当該公益を目的

とする活動から生ずる所得（収益事業か

ら生ずる所得以外の所得に限る。）に対し

て法人税又は法人税に相当する税を課す

ることとされないことその他の政令で定

める要件を満たすものその他これに類す

る会社等として政令で定めるものをい

う。）

二 年金基金（次に掲げる会社等をいう。）

(1) 主として退職年金、退職手当その他

これらに類する報酬を管理し、又は給

付することを目的として運営されるこ

とその他の政令で定める要件を満たす

会社等

(2) (1)に掲げる会社等のために事業を行

うものとして政令で定める会社等

ホ 最終親会社等である第十六号イに規定

する投資会社等又は最終親会社等である

同号ロに規定する不動産投資会社等

ヘ 一又は二以上のイからホまでに掲げる

会社等その他の政令で定めるもの（二(2)

に掲げる会社等を除く。ヘにおいて「保

有会社等」という。）との間に当該保有会

社等による持分の所有その他の事由を通

じた密接な関係があるものとして財務省

令で定める会社等

十五 共同支配会社等 次に掲げるものをい

する構成会社等である内国法人の各対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額（構成会社等に係るグループ国際最低課税額と共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額とを合計した金額をいう。）のうち、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものを除く。）又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものを除く。）の個別計算所得金額に応じて当該構成会社等又は当該共同支配会社等に帰属する金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「会社等別国際最低課税額」という。）について、次の各号に掲げる当該構成会社等又は当該共同支配会社等の区分に応じ当該各号に定めるところにより計算した金額を合計した金額をいう。

一 構成会社等（恒久的施設等に該当するものを除く。）次に掲げる構成会社等の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計算した金額

イ 当該内国法人（当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等（当該構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がある場合における中間親会社等その他の政令で定めるものを除く。口及び次号において同じ。）又は被部分保有親会社等（当該構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に相当する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる他の被部分保有親会社等が当該被部分保有親会社等の持分の全部を直接又は間接に有する場合における当該被部分保有親会社等を除く。口及び同号において同じ。）に限るものとし、その所在地国が我が国で

ないものを除く。以下この号及び次号において同じ。）がその所有持分を直接又は間接に有する構成会社等（口に掲げるものを除く。）当該構成会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合（所有持分その他の事情を勘案して当該内国法人に帰せられる割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。ロにおいて同じ。）を乗じて計算した金額

ロ 当該内国法人がその所有持分を他の構成会社等を通じて間接に有する構成会社等（当該他の構成会社等（当該構成会社等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に属する）が当該構成会社等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等（当該対象会計年度に係る国際最低課税額及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下この項において同じ。）を有する場合における当該構成会社等に属する）当該構成会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額から当該計算した金額のうち当該他の構成会社等に帰せられる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二 構成会社等のうち恒久的施設等に該当するもの 次に掲げる恒久的施設等の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計算した金額

イ 当該内国法人の恒久的施設等 当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に百分の百を乗じて計算した金額

ロ 当該内国法人がその所有持分を直接又は間接に有する構成会社等の恒久的施設等（ハ及びニに掲げるものを除く。）当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合

（所有持分その他の事情を勘案して当該内国法人に帰せられる割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額

ハ 当該内国法人がその所有持分を直接又は間接に有する構成会社等の恒久的施設等（当該構成会社等（当該恒久的施設等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に属する）が当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等を有する場合における当該恒久的施設等に属する）が当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額から当該計算した金額のうち当該構成会社等に帰せられる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二 当該内国法人がその所有持分を他の構成会社等を通じて間接に有する構成会社等の恒久的施設等（当該他の構成会社等（当該構成会社等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に属する）が当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等を有する場合における当該恒久的施設等に属するものとし、ハに掲げるものを除く。）当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額から当該計算した金額のうち当該他の構成会社等に帰せられる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三 共同支配会社等（次号に掲げるものを除く。）次に掲げる共同支配会社等の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計算した金額

イ 当該内国法人（当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等

（当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がある場合における中間親会社等その他の政令で定めるものを除く。口及び次号において同じ。）又は被部分保有親会社等（当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる他の被部分保有親会社等が当該被部分保有親会社等の持分の全部を直接又は間接に有する場合における当該被部分保有親会社等を除く。口及び同号において同じ。）に限るものとし、その所在地国が我が国でないものを除く。以下この号及び次号において同じ。）がその所有持分を直接又は間接に有する共同支配会社等（口に掲げるものを除く。）当該共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合（所有持分その他の事情を勘案して当該内国法人に帰せられる割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。ロにおいて同じ。）を乗じて計算した金額

ロ 当該内国法人がその所有持分を構成会社等を通じて間接に有する共同支配会社等（当該構成会社等（当該共同支配会社等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に属する）が当該共同支配会社等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等を有する場合における当該共同支配会社等に属する）当該共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額から当該計算した金額のうち当該構成会社等に帰せられる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四 共同支配会社等(前条第十五号ハに掲げるものに限る。)次に掲げる恒久的施設等の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計算した金額

イ 当該内国法人がその所有持分を直接又は間接に有する共同支配会社等の恒久的施設等(ロに掲げるものを除く。)当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合(所有持分その他の事情を勘案して当該内国法人に帰せられる割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。ロにおいて同じ。)を乗じて計算した金額

ロ 当該内国法人がその所有持分を構成会社等を通じて間接に有する共同支配会社等の恒久的施設等(当該構成会社等(当該恒久的施設等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に限る。)が当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等を有する場合における当該恒久的施設等に限る。)当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額のうち当該構成会社等に帰せられる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

2 前項の「構成会社等」に係るグループ国際最低課税額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額をいう。

一 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(無国籍構成会社等を除く。以下第三号までにおいて同じ。)の所在地におけるイ(3)に規定する個別実効税率が基準税率(百分の十五をいう。以下この項及び第四項において同じ。)を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該所在地に係る当該特定多国籍企業

グループ等のイ(1)に規定する国別グループ純所得の金額がある場合 イからハまでに掲げる金額の合計額から二に掲げる金額を控除した残額

イ 当該対象会計年度の当該所在地に属する当期国別国際最低課税額(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額に(3)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。

(1) 国別グループ純所得の金額(イ)に掲げる金額から(ii)に掲げる金額を控除した残額をいう。以下第三号までにおいて同じ。

(ii) 当該所在地に属する当期国別国際最低課税額(過去対象会計年度(当該対象会計年度開始の日以前に開始した各対象会計年度をいう。以下この条において同じ。))の構成会社等の所在地に係る当期国別国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。

(2) 次に掲げる金額の合計額

(i) 当該所在地に属する当期国別国際最低課税額(当該対象会計年度に係る構成会社等の当該対象会計年度に係る俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の費用の額として政令で定める金額の百分の五に相当する金額

(ii) 当該所在地に属する当期国別国際最低課税額(当該対象会計年度に係る有形固定資産その他の資産の額として政令で定める金額の百分の五に相当する金額

(3) 基準税率から当該対象会計年度に係る当該所在地に属する当期国別実効税率(イ)に掲げる金額(当該対象会計年度に係る(1)に掲げる金額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において当該所在地に属する国別グループ純所得の金額がある場合において、ロに規定する過去対象会計年度のうちに当該所在地

国に係る(1)に掲げる金額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る(1)に掲げる金額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る(1)に掲げる金額が零を下回る場合には零とする。)が(1)に掲げる金額のうち占める割合をいう。次号において同じ。

(i) 国別調整後対象租税額(当該所在地に属する当期国別国際最低課税額(当該対象会計年度に係る(1)に掲げる金額が零を下回る場合には零とする。)が(1)に掲げる金額のうち占める割合をいう。次号において同じ。))を控除した割合

(ii) 国別グループ純所得の金額

(iii) 当該対象会計年度の当該所在地に属する再計算国別国際最低課税額(過去対象会計年度(当該対象会計年度開始の日以前に開始した各対象会計年度をいう。以下この条において同じ。))の構成会社等の所在地に係る当期国別国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。

ハ 当該対象会計年度の当該所在地に係る未分配所得国際最低課税額(当該構成会社等(各種投資会社等に限る。))に係る個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかつた部分に対応する国際最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。

二 当該対象会計年度の当該所在地に属する自国内最低課税額に係る税の額

二 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地における個別実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該所在地に係る当該特定多国籍企業グループ

イ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額

イ 当該対象会計年度の当該所在地に属する再計算国別国際最低課税額

ロ 当該対象会計年度の当該所在地に属する未分配所得国際最低課税額

ハ 当該対象会計年度の当該所在地に属する自国内最低課税額に係る税の額

三 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地に属する当該特定多国籍企業グループ等の国別グループ純所得の金額がない場合 イ及びロに掲げる金額の合計額から二に掲げる金額を控除した残額(当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係るハに規定する特定国別調整後対象租税額を超える場合にあつては、イからハまでに掲げる金額の合計額から二に掲げる金額を控除した残額)

イ 当該対象会計年度の当該所在地に属する再計算国別国際最低課税額

ロ 当該対象会計年度の当該所在地に属する未分配所得国際最低課税額

ハ 当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から当該対象会計年度の当該所在地に属する特定国別調整後対象租税額(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。)を控除した残額

る自国内最低課税額に係る税の額

四 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等の無国籍構成会社等実効税率(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに調整後対象租税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合)が当該対象会計年度に係る個別計算所得金額のうち占める割合をいう。イ(2)及び次号において同じ。)が基準税率を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額がある場合、当該無国籍構成会社等の次に掲げる金額の合計額

額のうち他の構成会社等に分配されなかつた部分に対応する国際最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第六号ロにおいて同じ。)

五 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等の無国籍構成会社等実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額がある場合、当該無国籍構成会社等の次に掲げる金額の合計額

イ 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額

六 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等の個別計算所得金額がない場合、当該無国籍構成会社等のイ及びロに掲げる金額の合計額(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合)のその下回る額が当該対象会計年度に係るハに規定する特定調整後対象租税額を超える場合にあつては、次に掲げる金額の合計額)

ロ 当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額

イ 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額

ロ 当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額

(1) 当該対象会計年度に係る個別計算所得金額

ハ 当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から当該対象会計年度に係る特定調整後対象租税額(当該無国籍構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。)を控除した残額

口 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額(過去対象会計年度に係る当期国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第六号イにおいて同じ。)

イ 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額

ハ 当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額(当該無国籍構成会社等各種投資会社等に限る。)の個別計算所得金

3 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地を所在地とする次に掲げる構成会社等(以下この項において「特定構成会社等」という。)がある場合には、特定構成会社等と特定構成会社等以外の構成会社等とに区分して、それぞれの特定構成会社等(当該所在地に当該特定構成会社等(第二号に掲げる特定構成会社等に限る。)のみで構成される企業集団がある場合には当該企業集団に属する他の特定構成会社等を含むものとし、当該所在地に当該特定構成会社等(第三号に掲げる特定構成会社等に限る。)以外の他の特定構成会社等(同号に掲げる特定構成会社等に限る。)がある場合には当該他の特定構成会社等を含む。)ごとに前項第一号から第三号までの規定を適用する。

一 被少数保有構成会社等(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

(1) 国別グループ純所得の金額(i)に掲げる金額から(ii)に掲げる金額を控除した残額をいう。以下第三号までにおいて同じ。)

二 被少数保有親構成会社等(次号に掲げるものを除く。)

(2) 次に掲げる金額の合計額

三 各種投資会社等

(i) 当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地を所在地とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額

四 第一項の共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額とは、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等(同号に掲げる場合)の区分に応じ当該各号に定める金額を合計した金額の合計額をいう。

(ii) 当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地を所在地とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る有形固定資産その他の資産の額として政令で定める金額の百分の五に相当する金額

一 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(無国籍共同支配会社等を除く。以下第三号までにおいて同じ。)

(3) 基準税率から当該対象会計年度に係る当該所在地における個別実効税率に係る(i)に掲げる金額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において当該所在地に属する国別グループ純所得の金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに当該所在地に属する(i)に掲げる金額が零を下回るものがあるとき

二 被少数保有親構成会社等(次号に掲げるものを除く。)

(ii) 当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地を所在地とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る有形固定資産その他の資産の額として政令で定める金額の百分の五に相当する金額

三 各種投資会社等

(i) 当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地を所在地とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額

<p>きは、当該過去対象会計年度に係る(i)に掲げる金額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越された部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る(i)に掲げる金額が零を下回る場合には零とする。)が(ii)に掲げる金額のうちに占める割合をいう。次号において同じ。)を控除した割合</p> <p>(i) 国別調整後対象租税額(当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地を所在国とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額をいう。第三号において同じ。)</p> <p>(ii) 国別グループ純所得の金額</p> <p>ロ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額(過去対象会計年度の共同支配会社等の所在地国に係る当期国別国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。)</p> <p>ハ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額(当該共同支配会社等(各種投資会社等)に限る。ハにおいて同じ。)に係る個別計算所得金額のうち当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等に分配されなかつた部分に対応する国際最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。)</p> <p>ニ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額</p> <p>二 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該所在地国に係る国別グループ純所得の金額</p>	<p>がある場合 イ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額</p> <p>イ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額</p> <p>ロ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額</p> <p>ハ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額</p> <p>三 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国に係る国別グループ純所得の金額がない場合 イ及びロに掲げる金額の合計額から二に掲げる金額を控除した残額(当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係るハに規定する特定国別調整後対象租税額を超える場合にあつては、イからハまでに掲げる金額の合計額から二に掲げる金額を控除した残額)</p> <p>イ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額</p> <p>ロ 当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額</p> <p>ハ 当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から当該対象会計年度の当該所在地国に係る特定国別調整後対象租税額(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。)を控除した残額</p> <p>(1) 当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地を所在国とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額</p> <p>(2) 当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地を所在国とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の</p>
<p>合計額</p> <p>二 当該対象会計年度の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額</p> <p>四 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る無国籍共同支配会社等の無国籍共同支配会社等実効税率(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個別計算所得金額がある場合において、過去対象会計年度のうち調整後対象租税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合には零とする。)</p> <p>イ 当該対象会計年度に係る当期国際最低課税額(1)に掲げる金額に(2)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。)</p> <p>(1) 当該対象会計年度に係る個別計算所得金額</p> <p>(2) 基準税率から当該対象会計年度に係る無国籍共同支配会社等実効税率を控除した割合</p> <p>ロ 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額(過去対象会計年度に係る当期国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第六号イにおいて同じ。)</p>	<p>合計額</p> <p>二 当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額</p> <p>四 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る無国籍共同支配会社等の無国籍共同支配会社等実効税率(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個別計算所得金額がある場合において、過去対象会計年度のうち調整後対象租税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合には零とする。)</p> <p>イ 当該対象会計年度に係る当期国際最低課税額(1)に掲げる金額に(2)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。)</p> <p>(1) 当該対象会計年度に係る個別計算所得金額</p> <p>(2) 基準税率から当該対象会計年度に係る無国籍共同支配会社等実効税率を控除した割合</p> <p>ロ 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額(過去対象会計年度に係る当期国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第六号イにおいて同じ。)</p>
<p>合計額</p> <p>二 当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額</p> <p>四 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る無国籍共同支配会社等の無国籍共同支配会社等実効税率(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個別計算所得金額がある場合において、過去対象会計年度のうち調整後対象租税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合には零とする。)</p> <p>イ 当該対象会計年度に係る当期国際最低課税額(1)に掲げる金額に(2)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。)</p> <p>(1) 当該対象会計年度に係る個別計算所得金額</p> <p>(2) 基準税率から当該対象会計年度に係る無国籍共同支配会社等実効税率を控除した割合</p> <p>ロ 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額(過去対象会計年度に係る当期国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第六号イにおいて同じ。)</p>	<p>合計額</p> <p>二 当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の額</p> <p>四 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る無国籍共同支配会社等の無国籍共同支配会社等実効税率(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個別計算所得金額がある場合において、過去対象会計年度のうち調整後対象租税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合には零とする。)</p> <p>イ 当該対象会計年度に係る当期国際最低課税額(1)に掲げる金額に(2)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。)</p> <p>(1) 当該対象会計年度に係る個別計算所得金額</p> <p>(2) 基準税率から当該対象会計年度に係る無国籍共同支配会社等実効税率を控除した割合</p> <p>ロ 当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額(過去対象会計年度に係る当期国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第六号イにおいて同じ。)</p>

う。)を控除した残額

5 特定多国籍企業グループ等に係る共同支配

会社等の所在地を所在地とする次に掲げる共同支配会社等(以下この項において「特定共同支配会社等」という。)がある場合には、特定共同支配会社等と特定共同支配会社等以外の共同支配会社等とに区分して、それぞれの特定期間共同支配会社等(当該所在地に当該特定共同支配会社等(第二号に掲げる特定共同支配会社等に限る。)のみで構成される企業集団がある場合には当該企業集団に属する他の特定共同支配会社等を含むものとし、当該所在地に当該特定共同支配会社等(第三号に掲げる特定共同支配会社等に限る。)以外の他の特定共同支配会社等(同号に掲げる特定共同支配会社等に限る。)がある場合には当該他の特定共同支配会社等を含む。)ごとに前項第一号から第三号までの規定を適用する。

一 被少数保有共同支配会社等(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 被少数保有親共同支配会社等(次号に掲げるものを除く。又は被少数保有子共同支配会社等(同号に掲げるものを除く。))

三 各種投資会社等

6 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(各種投資会社等を除く。以下この項において同じ。)が各対象会計年度において次に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地に係る第二項第一号イに規定する当期別国際最低課税額は、零とする。

一 当該構成会社等の所在地における当該対象会計年度及びその直前の二対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の収入金額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

二 当該構成会社等の所在地における当該

対象会計年度及びその直前の二対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の利益又は損失の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

7 前項の規定は、同項の特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(第一項の内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第百五十条の三第三項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)に限り、適用する。

8 第二項第一号の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(同号に規定する所在地に係る同号に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。)には、当該対象会計年度の当該所在地に係る同号イ(2)に掲げる金額は、零とする。

9 第二項第三号若しくは第六号の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(同項第三号に規定する所在地に係る同号に定める金額又は同項第六号に規定する無国籍構成会社等の同号に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むもの

に限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。)には、当該対象会計年度の当該所在地に係る第二項第三号ハに掲げる金額又は当該無国籍構成会社等の同項第六号ハに掲げる金額は、零とする。

10 第六項から前項までの規定は、第四項に規定する共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額について準用する。この場合において、第六項中「第二項第一号イ」とあるのは「第四項第一号イ」と、同項各号中「構成会社等の所在地における」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地を所在地とする他の共同支配会社等の」と、「係る当該特定多国籍企業グループ等の」とあるのは「係る」と、第七項中「前項」とあるのは「ついで第十項において準用する前項」と、第八項中「第二項第一号」とあるのは「第四項第一号」と、前項中「第二項第三号若しくは」とあるのは「第四項第三号若しくは」と、「第二項第三号ハ」とあるのは「第四項第三号ハ」と読み替えるものとする。

11 会社等について、当該会社等の各対象会計年度に係る収入等(前条第五号に規定する収入等をいう。以下この項において同じ。)のうち特定収入等(同号イ又はロに掲げる収入等をいう。以下この項において同じ。)とその他の収入等(特定収入等以外の収入等をいう。以下この項において同じ。)がある場合には、特定収入等のみを有する導管会社等とその他の収入等のみを有する導管会社等以外の他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなして、第一項に規定するグループ国際最低課税額及び会社等別国際最低課税額の計算を行うものとする。

12 国際最低課税額の計算その他第三項及び第

五項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(除外会社等に関する特例)

第八十二条の三 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(当該対象会計年度以後の各対象会計年度において第八十二条第十四号ハ(定義に掲げる除外会社等に該当する会社等)についてこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第百五十条の三第三項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において当該会社等は除外会社等に該当しないものとして、この法律の規定を適用する。

2 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(当該対象会計年度以後の各対象会計年度において第八十二条第十四号ハに掲げる除外会社等に該当する会社等)について前項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。)には、当該会社等については、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において、前項の規定は適用しない。

3 第一項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうち前項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

4 第二項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうち第一項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

5 各対象会計年度の前対象会計年度において第一項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定の適用があつた場合における同項の規定の適用その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 課税標準

第八十二条の四 内国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の課税標準国際最低課税額とする。

2 各対象会計年度の課税標準国際最低課税額は、各対象会計年度の国際最低課税額とする。

第三節 税額の計算

第八十二条の五 内国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の課税標準国際最低課税額に百分の九十・七の税率を乗じて計算した金額とする。

第四節 申告及び納付等

(国際最低課税額に係る確定申告)
第八十二条の六 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人は、各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該対象会計年度の課税標準である課税標準国際最低課税額

二 前号に掲げる課税標準国際最低課税額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他

財務省令で定める事項

2 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が、当該対象会計年度について前項の規定による申告書を最初に提出すべき場合、当該対象会計年度開始の前日に開始した対象会計年度において当該内国法人又は当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であつた他の内国法人が第五十条の三第六項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)の規定の適用を受けていなかった場合に限る。この場合、当該内国法人の当該最初に提出すべき対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「一年三月」とあるのは、「二年六月」とする。

3 第一項の規定による申告書には、当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の連結等財務諸表その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(電子情報処理組織による申告)

第八十二条の七 特定法人である内国法人は、前条第一項又は国税通則法第十八条(期限後申告)若しくは第十九条(修正申告)の規定により、国際最低課税額確定申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書(以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又はこれにこの法律(これに基づく命令を含む。)若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び第三項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(第三項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。)を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

項」という。)を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 当該対象会計年度開始の時ににおける資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

三 投資法人(第一号に掲げる法人を除く。)

四 特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。)

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律(これに基づく命令を含む。)及び国税通則法(第二百二十四条(書類を提出する者の氏名、住所及び番号の記載)を除く。)の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律第十五条(定義)に規定する法人番号をいう。)の記載については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第八十二条の八 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについては、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を受けようとする内国法人は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで(同項に規定する理由が生じた日が第八十二条の六第一項(国際最低課税額に係る確定申告)の規定による申告書の提出期限の十五日の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで)に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でない認めるときは、その申請を却下することができる。

4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却

下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

6 税務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、前条第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その処分があつた日の翌日以後の期間につき、その処分の効果が生ずるものとする。

7 税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

8 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。
(国際最低課税額に係る確定申告による納付)
第八十二条の九 第八十二条の六第一項(国際最低課税額に係る確定申告)の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。
(前対象会計年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第八十二条の十 内国法人が、国際最低課税額確定申告書に記載すべき第八十二条の六第一項第一号若しくは第二号(国際最低課税額に係る確定申告)に掲げる金額又は地方方法人税法第二十四条の四第一項(特定基準法人税額に係る確定申告)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む)に記載すべき同項第一号若しくは第二号に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る対象会計年度後の各対象会計年度で決定を受けた対象会計年度に係る第八十二条の六第一項第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。以下この条において「申告書記載税額」という。)が過大となる場合には、当該内国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書記載税額につき国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができ、この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

第二百二十七条第一項第四号(青色申告の承認の取消し)の項中「取消し」の下に、及び第二百二十八条(青色申告の取りやめ)を加える。
第二百五十条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)」を「公益法人又は収益事業を行っていない公益法人等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 公益法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその該当することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その納税地
二 その事業の目的
三 その収益事業の種類
四 その該当することとなつた日
第二百五十条の二第二項中「法人税」の下に「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を除く。」を加える。
第二百五十一条を削り、第二百五十条の三を第二百五十一条とし、第二百五十条の二の次に次の一項を加える。
(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)
第二百五十条の三 特定多国籍企業グループ等(第八十二条第四号(定義)に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ。)に属する構成会社等(第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条において同じ。)である内国法人(その所在地(第八十二条第七号に規定する所在地)をいう。第一号及び第三項において同じ。が我が国でないものを除く。以下この条において同じ。)は、当該特定多国籍企業グ

ループ等の各対象会計年度に係る次に掲げる事項(次項、第三項及び第六項並びに第六百六十条(罰則)において「特定多国籍企業グループ等報告事項等」という。)を、当該各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法(財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその提供を行う内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。次項、第四項及び第五項並びに第六百六十二条(罰則)において同じ。)により、当該内国法人の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。

一 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称、当該構成会社等の所在地(この条の第八十二条の二第二項第一号イ(3)(国際最低課税額)に規定する国別実効税率、当該特定多国籍企業グループ等の同条第一項に規定するグループ国際最低課税額その他の財務省令で定める事項
二 第八十二条の二第六項、第八項若しくは第九項(これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。又は第八十二条の三第一項(除外会社等に関する特例)の規定その他政令で定める規定の適用を受けようとする旨
三 第八十二条の三第一項の規定その他政令で定める規定の適用を受けようとする旨

2 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループ等に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供しなければならないこととされる内国法人が複数ある場合において、同項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、電子情報処理組織を使用する方法

「前編第二章第三節」を「前編第三章第三節」に改める。
第四百四十六条第一項中「前編第三章」を「前編第四章」に改め、同条第二項の表第二百二十二条第二項第四号の項中「公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)」に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日を「前号イ若しくはロに掲げる法人の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに定める日」に改め、同表

「前編第二章第三節」を「前編第三章第三節」に改める。
第四百四十六条第一項中「前編第三章」を「前編第四章」に改め、同条第二項の表第二百二十二条第二項第四号の項中「公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)」に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日を「前号イ若しくはロに掲げる法人の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに定める日」に改め、同表

「前編第二章第三節」を「前編第三章第三節」に改める。
第四百四十六条第一項中「前編第三章」を「前編第四章」に改め、同条第二項の表第二百二十二条第二項第四号の項中「公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)」に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日を「前号イ若しくはロに掲げる法人の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに定める日」に改め、同表

により、当該内国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人の納税地の所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供することを要しない。

3 前二項の規定は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等(第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。以下この項において同じ。)(指定提供会社等(特定多国籍企業グループ等の最終親会社等以外のいずれか一の構成会社等で、当該特定多国籍企業グループ等の特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項を当該構成会社等の所在地の国税に関する法令を執行する当局に提供するものとして当該最終親会社等が指定したものをいう。以下この項において同じ。))を指定した場合においては、指定提供会社等。次項において同じ。の所在地の国税に関する法令を執行する当局が当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができること認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、適用しない。

4 前項の規定の適用を受ける特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、当該特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係る最終親会社等届出事項(特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に関する情報として財務省令で定める事項をいう。次項及び第六項において同じ。))を、当該各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、電子情報処理組織を使用する方

法により、当該内国法人の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。

5 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされる内国法人が複数ある場合において、同項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定による最終親会社等届出事項を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人の納税地の所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による最終親会社等届出事項を代表して提供することとされた法人以外の法人は、同項の規定による最終親会社等届出事項を提供することを要しない。

6 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が最初に第一項又は第四項の規定により対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされる場合(当該対象会計年度前のいずれかの対象会計年度につき当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であつた他の内国法人がこれらの規定により当該特定多国籍企業グループ等に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされた場合を除く。))における第一項、第二項及び前二項の規定の適用については、これらの規定中「二年三月」とあるのは、「二年六月」とする。

7 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第五十九条第一項中「第八十九条第二号」を「第八十二条の六第一項第二号(国際最低課税額に係る確定申告に規定する法人税の額、第八十九条第二号)に改め、同条第三項中「第八十九条」を「第八十二条の六第一項、第八十九条」

に、「第八十九条第二号」を「第八十二条の六第一項第二号に規定する法人税の額、第八十九条第二号」に改める。
第六十条中「なくて」を「なくして」に、「第八十九条を第八十二条の六第一項(国際最低課税額に係る確定申告)、第八十九条」に、「又は」を「若しくは」に、「提出しなかつた」を「提出せず、又は第六十条の三第一項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等とその提供の期限までに提供しなかつた」に改め

る。
第六十二条中「申告書又は」を「申告書若しくは」に改め、「提出した場合の下に」又は「第五十条の三第一項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)の規定による電子情報処理組織を使用する方法により偽りの事項を税務署長に提供した場合を加える。
附則第二十条第二項中「第二編第二章」を「第二編第三章」に改める。
別表第一に次のように加える。

福島国際研究教育機構

福島復興再生特別措置法平成二十四年法律第二十五号

(地方法人税法の一部改正)
第三条 地方法人税法(平成二十六年法律第十一号の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 基準法人税額に対する地方法人税
第一節 課税標準(第九条)
第二節 税額の計算(第十条―第十五条)
第三節 申告、納付及び還付等
第一款 中間申告(第十六条―第十八条)
第二款 確定申告(第十九条・第十九条の二)
第三款 電子情報処理組織による申告の特例(第十九条の三・第十九条の四)
第四款 納付(第二十条・第二十一条)
第五款 還付(第二十二條―第二十三条)
第六款 更正の請求の特例(第二十四条)
第三章 特定基準法人税額に対する地方法人税
第一節 課税標準(第二十四条の二)
第二節 税額の計算(第二十四条の三)
第三節 申告及び納付等(第二十四条の三)

四―第二十四条の八)
第四章 更正及び決定(第二十五条―第二十九条)
第五章 雑則(第三十条―第三十二条)
第六章 罰則(第三十三条―第三十七条)
附則
第二条第十二号の次に次の一号を加える。
十二の二 対象会計年度 法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。
第三条第一項中「第十九条の三」の下に、「第二十四条の五」を加える。
第五条中「地方法人税」を「基準法人税額に対する地方法人税」に改め、同条に次の一項を加える。
2 法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額には、この法律により、特定基準法人税額に対する地方法人税を課する。
第六条の見出しを「(基準法人税額等)」に改め、同条に次の一項を加える。
2 この法律において「特定基準法人税額」とは、法人税法第二十一条第三号の二に規定する国際最低課税額確定申告書を提出すべき内

国法人の法人税の課税標準である各対象会計年度の同法第八十二条の四第一項に規定する課税標準国際最低課税額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)をいう。

第七条の見出しを「課税事業年度等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「課税対象会計年度」とは、内国法人の各対象会計年度をいう。

第二章から第四章までの章名及び同章第一節から第五節までの節名を削る。

第八条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 基準法人税額に対する地方法人税

第一節 課税標準

第九条第一項中「地方法人税」を「基準法人税額に対する地方法人税」に改める。

第十条第一項中「地方法人税」を「基準法人税額に対する地方法人税」に改める。

第十一条中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に、「この章」を「この節」に改める。

第十二条第二項中「第六条第二号イ(1)」を「第六条第一項第二号イ(1)」に、「同項」を「同法第百四十四条の二第一項」に改める。

第十二条の二第二項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六条第二号イ(1)」を「第六条第一項第二号イ(1)」に改める。

第十三条中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第十五条の次に次の節名及び款名を付する。

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告

第十六条第六項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改める。

第十七条第一項第一号中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同項第二号中「前章」を「前節」に改める。

第十八条の次に次の款名を付する。

第二款 確定申告

第十九条第一項中「法人(第六条第一号)」を「法人(第六条第一項第一号)」に改め、同項第二号中「前章」を「前節」に改め、同条第二項中「課税事業年度」の下に「当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものを除く。」を加え、同条第五項中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改める。

第十九条の二の次に次の款名を付する。

第三款 電子情報処理組織による申告の特例

第十九条の三第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第十九条の四の次に次の款名を付する。

第四款 納付

第二十一条の次に次の款名を付する。

第五款 還付

第二十二条第三項、第二十三条の二第四項及び第二十三条第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第二十三条の次に次の款名を付する。

第六款 更正の請求の特例

第二十四条の見出しを削り、同条中「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

第二十四条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 特定基準法人税額に対する地方法人税

第一節 課税標準

第二十四条の二 特定基準法人税額に対する地方法人税の課税標準は、各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額とする。

2 各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額は、各課税対象会計年度の特定基準法人税額とする。

第二節 税額の計算

第二十四条の三 特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額に九十七分の九十三の税率を乗じて計算した金額とする。

第三節 申告及び納付等

(特定基準法人税額に係る確定申告)

第二十四条の四 特定多国籍企業グループ等(法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。次項において同じ。)に属する内国法人(第六条第二項に規定する内国法人に限る。)は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税対象会計年度の課税標準である課税標準特定法人税額

二 前号に掲げる課税標準特定法人税額につき前条の規定を適用して計算した地方法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が、当該課税対象会計年度について前項の規定による申告書を最初に提出すべき場合(当該課税対象会計年度開始の日前に開始した課税対象会計年度において当該内国法人又は当該特定多国籍企業グループ等に属する法人税法第八十二条第三号に規定する構成会社等であった他の内国法人が同法第五十条の三第六項の規定の適用を受けていなかった場合に限り)には、当該内国法人の当該最初に提出すべき課税対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二年三月」とあるのは、「二年六月」とする。

(電子情報処理組織による申告)

第二十四条の五 特定法人である内国法人は、前条又は国税通則法第十八条若しくは第十九

条の規定により、前条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む)若しくは当該申告書に係る修正申告書(以下この項及び第三項において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又はこれにこの法律(これに基づく命令を含む)若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び第三項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている各課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(第三項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。)を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 当該課税対象会計年度開始の時ににおける資本金の額、出資金の額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

第一類第五号 財務金融委員会議録第二号 令和五年二月十日

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二
条第十二項に規定する投資法人(第一号に
掲げる法人を除く。)

四 資産の流動化に関する法律第二条第三項
に規定する特定目的会社(第一号に掲げる
法人を除く。)

3 第一項の規定により行われた同項の申告に
ついては、申告書記載事項が記載された納税
申告書により、又はこれに添付書類記載事項
が記載された添付書類を添付して行われたも
のとみなして、この法律(これに基づく命令
を含む。)及び国税通則法(第二百二十四条を除
く。)の規定その他政令で定める法令の規定を
適用する。

4 第一項本文の規定により行われた同項の申
告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機
に備えられたファイルへの記録がされた時に
税務署長に到達したものとみなす。

5 第一項の場合において、国税通則法第二百
二十四条の規定による名称及び法人番号(行政
手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律第十五項に規定す
る法人番号をいう。)の記載については、
第一項の内国法人は、国税通則法第二百四
条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、
財務省令で定めるところにより、名称を明ら
かにする措置を講じなければならない。
(電子情報処理組織による申告が困難である
場合の特例)

第二十四条の六 前条第一項の内国法人が、法
人税法第八十二条の八第一項の承認を受けて
いる場合には、当該承認に係る税務署長が同
項の規定により指定する期間内に行う前条第
一項の申告については、同条の規定は、適用
しない。

(特定基準法人税額に係る確定申告による納
付)

第二十四条の七 第二十四条の四第一項の規定
による申告書を提出した内国法人は、当該申

告書に記載した同項第二号に掲げる金額があ
るときは、当該申告書の提出期限までに、当
該金額に相当する地方法人税を国に納付しな
ければならない。

(更正の請求の特例)
第二十四条の八 法人税法第八十二条の十の規
定は、内国法人が同法第三十一条の二
に規定する国際最低課税額確定申告書に記載
すべき同法第八十二条の六第一項第一号又は
第二号に掲げる金額につき修正申告書を提出
し、又は更正若しくは決定(国税通則法第二
十五条の規定による決定をいう。以下この条
において同じ。)を受けた場合において、その
修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴
い、その修正申告書又は更正若しくは決定に
係る対象会計年度後の各課税対象会計年度で
決定を受けた課税対象会計年度に係る第二十
四条の四第一項第二号に掲げる金額(当該金
額につき修正申告書の提出又は更正があった
場合には、その申告又は更正後の金額)が過
大となることについて準用する。

第四章 更正及び決定
第二十五条第一項中「第六条第一号」を「第六
条第一項第一号」に改める。
第二十六条第六項中「課税事業年度」の下に
「又は課税対象会計年度」を加える。
第二十七条の見出しを「青色申告書等に係る
更正」に改め、同条第五項中「地方法人税の下
に」又は内国法人の特定基準法人税額に対する
地方法人税を加える。
第二十七条の二第三項、第二十八条第五項、
第二十九条第一項及び第三十一条第一項中「第
六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め
る。

第三十三条第一項中「若しくは」を「」に、
「」につきを若しくは第二十四条の四第一項第
二号に規定する地方法人税の額につき」に改
め、同条第三項中「又は第五項」を「若しくは第
五項又は第二十四条の四第一項」に、「同条第一

項第二号」を「第十九条第一項第二号」に、「又
は」を「」に、「」につきを「又は第二十四条の四
第一項第二号に規定する地方法人税の額につ
き」に改める。
第三十四条中「又は第五項」を「若しくは第五
項又は第二十四条の四第一項」に改める。
(相続税法の一部改正)

第四条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)
の一部を次のように改正する。
第十九条の見出し中「三年」を「七年」に改め、
同条第一項中「三年」を「七年」に、「の価額」を
「(以下この項において「加算対象贈与財産」とい
う。)の価額(加算対象贈与財産のうち当該相続
の開始前三年以内に取得した財産以外の財産に
あつては、当該財産の価額の合計額から百万円
を控除した残額)に、「当該贈与により取得し
た財産を(加算対象贈与財産)に改め、同条第
二項第一号中「とき」を「とき」に改め、同項第
二号中「限る。」を「限る。」に改める。
第二十一条の十一の次に次の一条を加える。
(相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除)

第二十一条の十一の二 相続時精算課税適用者
がその年中において特定贈与者からの贈与に
より取得した財産に係るその年分の贈与税に
ついては、贈与税の課税価格から六十万円を
控除する。
2 前項の相続時精算課税適用者に係る特定贈
与者が二人以上ある場合における各特定贈与
者から贈与により取得した財産に係る課税価
格から控除する金額の計算については、政令
で定める。
第二十一条の十二第一項中「こと」の下に「の
前条第一項の規定による控除後」を加える。
第二十一条の十三中「第二十一条の十の規定
により計算された」を「第二十一条の十一の二第
一項の規定による控除後の」に改める。
第二十一条の十五第一項中「の価額」の下に
「から第二十一条の十一の二第一項の規定によ
る控除をした残額」を加え、同条第二項中「同条

第三項の規定の適用を受ける財産」との下に
「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の
二第一項の規定による控除後のこれらの財産
」を加える。
第二十一条の十六第二項中「ついで」を「つ
いで」の第十三条に、「第十八条第一項」を「第
十三条第一項中「取得した財産」とあるのは「取
得した財産(当該相続に係る被相続人からの贈
与により取得した財産で第二十一条の九第三項
の規定の適用を受けたものを含む。第四項にお
いて同じ。)」と、「当該財産」とあるのは「第二十
一条の十一の二第一項の規定による控除後の当
該財産」と、同条第二項中「あるもの」とあるの
は「あるもの及び被相続人が第二十一条の九第
五項に規定する特定贈与者である場合の当該被
相続人からの贈与により取得した同条第三項の
規定の適用を受ける財産」と、「当該財産」とあ
るのは「第二十一条の十一の二第一項の規定に
よる控除後のこれらの財産」と、同条第四項中
「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二
第一項の規定による控除後の当該財産」と、第
十八条第一項」に改め、同条第三項を次のよう
に改める。

3 第一項の規定により特定贈与者から相続又
は遺贈により取得したものとみなされた財産
に係る第一節の規定の適用については、次に
定めるところによる。
一 当該財産の価額は、第一項の贈与の時に
おける価額とする。
二 当該財産の価額から第二十一条の十一の
二第一項の規定による控除をした残額を第
十一条の二の相続税の課税価格に算入す
る。

第二十八条第一項中「があるとき」を「ある
場合」に、「あるときは」を「ある場合(第二十
一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与
税の課税価格がある場合に限る。)」に、「な
るとき」を「なる場合に」に改め、同条第二項第
二号中「とき」の下に「第二十一条の十一の二第

二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格がある場合に限る。)」に、「な
るとき」を「なる場合に」に改め、同条第二項第
二号中「とき」の下に「第二十一条の十一の二第

一項の規定による控除後の贈与税の課税価格がある場合に限る。」を加える。

第三十五條第五項ただし書中「次条」を「第三十七條」に改める。

第三十七條を削る。

第三十六條第一項中「第三十六條第一項」を「第三十七條第一項」に改め、同条第二項中「第三十六條第二項」を「第三十七條第二項」に改め、同条第三項中「第六十六條第七項」を「第六十六條第八項」に、「第三十六條第三項」を「第三十七條第三項」に改め、第五章中同条を第三十七條とし、第三十五條の次に次の一条を加える。

(相続税についての更正、決定等の期間制限の特則)

第三十六條 国税通則法第七十條第一項(国税の更正、決定等の期間制限)の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内に相続税について同法第二十三條第一項(更正の請求)の規定による更正の請求がされた場合において、当該請求に係る更正に伴い当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者(当該被相続人から第二十一條の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この条において同じ。)に係る相続税の課税価格又は相続税額に異動を生ずるとき(当該請求が当該他の者について同法第七十條第一項の規定により同法第五十八條第一項第一号イ(還付加算金)に規定する更正決定等をすることができないこととなる日前六月以内にされた場合に限る。)は、当該相続税に係る更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴い当該相続税に係る同法第六十九條(加算税の税目)に規定する加算税についてする賦課決定(同法第三十二條第五項(賦課決定)に規定する賦課決定をいう。)は、同法第七十條第一項の規定にかかわらず、当該請求

があつた日から六月を経過する日まで、することができ。この場合において、同法第七十一條第一項(国税の更正、決定等の期間制限の特則)及び第七十二條(国税の徴収権の消滅時効)の規定の適用については、同項中「日が前条」とあるのは「日が前条及び相続税法第三十六條(相続税についての更正、決定等の期間制限の特則)」と、「同条」とあるのは「前条及び同法第三十六條」と、同条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日」とし、相続税法第三十六條(相続税についての更正、決定等の期間制限の特則)の規定による更正決定等又は同条の期限後申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき相続税については、当該更正決定等又は当該提出があつた日」とする。

第四十九條第一項中「限り、」を「限り、次に掲げる金額(に、「当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産又は」を「二人以上ある場合にあつては、全ての」に、「当該被相続人から取得した財産に第二十一條の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格(当該贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、当該修正申告書に記載された課税価格又は決定後の贈与税の課税価格)の合計額」を「の当該金額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 他の共同相続人等が当該被相続人から贈与により取得した次に掲げる加算対象贈与財産(第十九條第一項に規定する加算対象贈与財産)をいう。以下この号において同じ。の区分に応じそれぞれ次に定める贈与税の課税価格に係る金額の合計額
- イ 相続の開始前三年以内に取得した加算対象贈与財産 贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額
- ロ イに掲げる加算対象贈与財産以外の加算対象贈与財産 贈与税の申告書に記載

された贈与税の課税価格の合計額から百万円を控除した残額

二 他の共同相続人等が当該被相続人から贈与により取得した第二十一條の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された第二十一條の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格の合計額

第四十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号の贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、同項各号の贈与税の課税価格は、当該修正申告書に記載された贈与税の課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格とする。

福島国際際研究教育機構

福島復興再生特別措置法

(消費税法の一部改正)

第六條 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項ただし書及び第三項ただし書中「の規定の適用があつた」を「第六項において準用する場合を含む。」の規定の適用により消費税が徴収された」に改め、同条第四項中「この項及び次項」を「第六項まで」に改め、同条第五項中「ものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする」を「次項において同じ」に改め、同項ただし書中「があつた」を「により消費税が徴収された」に改め、同条第十一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第八項」

第五十九條第六項中、「政令で定めるところにより第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長(次項において「所轄税務署長」という。)の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調査の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合にはを削り、同条第七項中「ところにより」の下に「第一項から第三項までの規定に規定する」を加え、「第一項から第三項まで」を「これら」に改める。

第六十六條の二第五項中「三年」を「七年」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第五條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。別表第二に次のように加える。

を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第四項ただし書の承認を受けないで国内において同項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、当該物品を譲り受けた者(同項本文に規定する所持をした者を含む。)は、当該物品を譲り渡した者と連帯して当該物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を納付する義務を負う。この場合における消費税の徴収については、前項の規定を準用する。

第二十七條第二項中「の規定を」又は第六項の規定に、「同項」を「これらの規定」に改める。

第五十七條の二第十項第一号中、「当該課税期間の末日から起算して三十日前の日」を「政令で定める日の翌日」に改める。

める場合
第六十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額(当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうち同項各号の規定する申告、更正又は決定前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。))の計算の基礎とされていなくなつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額が三百万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合(期限後申告書又は第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その割合から百分の五の割合を減じた割合。以下この項において同じ。)を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する税額 百分の十五の割合
二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する税額 百分の二十の割合
三 三百万円を超える部分に相当する税額 百分の三十の割合

第六十八条第二項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第四項を次のように改め

る。

4 前三項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第一項又は前項の規定に該当する場合にあつては、第一号)に該当するときは、前三項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前三項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基つき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは決定又は納税の告知(第三十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)(納税の告知の規定による納税の告知をいう。以下この号において同じ。))若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属する税目について、無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがある場合

二 その期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税(課税期間のない当該国税については、当該国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した当該国税)の属する税目について、特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合

第七十条第四項中「第六十六条第七項」を「第六十六条第八項」に改める。
(国税徴収法の一部改正)

第九条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。
第七号の見出しを「徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権」に改め、同条中「又はその」を「、その」に、「その他の」を「その他」に、「及び第八十八条第二号」を「事業者等への協力要請」及び「第八十八条第三号(罰則)に、「を検査する」を「その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三号中「あり」を「あつた、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者」に改める。
第四百四十一条の次に次の一項を加える。
(提出物件の留置き)

第四百四十一条の二 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
第四百四十六条の二の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む。))又は官公署」に改める。
第四百四十七条の見出し中「呈示等」を「提示等」に改め、同条第一項中「又は検索をするときは」を「提示若しくは提出の要求若しくは検索をする場合又は前条の職務を執行する場合には」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第二項中「検査」の下に「提示若しくは提出の要求、物件の留置き」を加える。
第四百五十二条第四項中「質問及び検査」を「徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権」に改める。
第四百八十七条第一項中「国を、若しくは外国に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費若しくは租税条約等の相手国等に対する互助対象国税の徴収の共助の要請による徴収に関する費用を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第四百八十八条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「質問及び検査」を「徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権」に、「した者」を「したとき」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき」に改め、同条に次の一項を加える。

三 第四百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出したとき。
(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第八十六条の六」を「第八十六条の七」に改める。

第二条第二項第一号の四を同項第一号の五とし、同項第一号の三を同項第一号の四とし、同項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 公共法人 法人税法第二条第五号に規定する公共法人をいう。

第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「第九十四条第七項」を「第九十四条第八項」に改める。

第八条の四第三項第三号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第八条の五第一項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

第九条の八中「第三十七条の十四第三十一項及び第三十二項」を「第三十七条の十四第三十四項及び第三十五項」に改め、同条第三号及び第四号中「から同日」の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間」を「以後」に改める。

第十条第一項第一号中「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百

分の二を「百分の一」に改め、同条第二項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、同項第一号イ中「百分の九・四」を「百分の十二に」、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同号口中「百分の九・四」を「百分の十二に」、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第三項中「提出する個人の」の下に「令和六年から令和八年までの各年分のうち」を加え、「当該各号に定める金額(当該各号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては、当該各号に定める金額の合計額)」を、「当該調整前事業所得税額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める割合(第一号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては、第一号に定める割合と第三号に定める割合とのうちいずれか高い割合)を乗じて計算した金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 増減試験研究費割合が百分の四を超える年分(開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く)。当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする)。

二 増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える年分(開業年の年分、比較試験研究費の額が零である年分及び次号に掲げる年分を除く)。零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする)。

三 試験研究費割合が百分の十を超える年分。当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする)。

第十條第五項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二に」、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の九・四」を「百分の十二に」改め、同条第六項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、「第一号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。」を削り、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二に」改め、同項第三号を削り、同条第八項第一号口中「第五号の二」を「第八号」に改め、同項第五号の二及び第五号の三を削り、同項第七号中関する試験研究」の下に、「高度専門知識等(専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。)を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究」を加え、同項第八号中の「売上金額」の下に「棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。」を加え、同条第九項中「前項を」を「前項第三号」に改め、同条第十一項中「並びに令和元年分の売上金額及び試験研究費の額」を削る。

第十條の第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「又は第二号」を「から第三号まで」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「船舶」の下に「輸送の効率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として政令で定めるものに限る。」を加え、

同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「機械及び装置並びに」及び「工具については」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 機械及び装置(その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであることその他の政令で定める要件に該当するものを除く)。

第十條の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第十條の五の三第一項中「これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第十條の五の六第一項中、第二十一条の二十八第二項を、第二十一条の二十八に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「情報技術事業適応(以下この条を「情報技術事業適応」(以下第八項まで)に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。
一 第一項及び第七項の規定。令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の規定の申請がされた同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画(同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。)に従つて実施される同法第二十一条の二十八に規定する情報技術事業適応(次号において「旧情報技術事業適応」という。)の用に供する第一項及び第七項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの。
二 第三項及び第八項の規定。旧情報技術事

業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産第十條の六第六項中「前条第十二項」を「前条第十三項」に改める。

第十一條第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。
一 その個人の海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三十九条の五に規定する認定外航船舶確保等計画(以下この号及び次号において「認定外航船舶確保等計画」という。)に記載された同法第三十九条の第二項第二号に規定する特定外航船舶(以下この号及び次号において「特定外航船舶」という。)のうち当該認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶(同法第三十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。)であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶(本邦と外国との間又は外国と外国との間を往來する船舶をいう。以下この項において同じ。)

当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合イ その個人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画(先進船舶(同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。)の導入に関するものに限る。)に記載された先進船舶(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号イ及び第三号イにおいて「特定先進船舶」という。)百分の三十四(日本船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶を

業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産第十條の六第六項中「前条第十二項」を「前条第十三項」に改める。

いう。以下この項において同じ。に該当するものについては、百分の三十二)

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十七(日本船舶に該当するものについては、百分の二十九)

二 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従って取得し、又は製作されたものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶(前号に掲げる船舶を除く。当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ 特定先進船舶 百分の二十八(日本船舶に該当するものについては、百分の三十)

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十五(日本船舶に該当するものについては、百分の二十七)

第十一條第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる船舶以外の外航船舶 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ 特定先進船舶 百分の十八(日本船舶に該当するものについては、百分の二十)

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の十五(日本船舶に該当するものについては、百分の十七)

第十一條の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二十(令和五年四月一日を「百分の十八(令和七年四月一日」に、「百分の十八」を「百分の十八」に改める。

第十二條第四項中「から令和五年三月三十一日まで(次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで)」を「次の表の第一号の上欄に掲

げる地区にあつては、令和三年四月一日)から令和七年三月三十一日(同欄に掲げる地区及び同表の第四号の上欄に掲げる地区にあつては、令和六年三月三十一日)まで」に改め、同項の表の第二号の上欄中「定める地区」の下に「(前号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第三号の上欄中「推進される」を「促進される」に改め、「定める地区」の下に「(第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第四号の上欄中「地区」の下に「(第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。)」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改める。

第十二條の二第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第十三條第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「ときは、」を「ときは、」に改め、「変更後のもの」の下に「とし、その事業再編計画に係る同法第二条第五項に規定する事業再編が同項第一号の措置のうち良質かつ低廉な農業資材の供給又は同条第二項に規定する農産物流通等の合理化に特に資するものとして財務省令で定めるものを行うものである場合における当該事業再編計画に限る」を加え、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に改める。

第十四條第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二十四條の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第二十四條の三第一項中「建物及びその附属設備にあつては、」を「政令で定める規模のものに限るものとし、建物及びその附属設備にあつては」に改める。

第二十五條第一項中「令和五年」を「令和八年」に改める。

第二十八條の四第五項第二号中「及び第六十九條を」第六十九條、第七十條、第七十一條及び第七十二條に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二十九條の二第一項第一号中「経過する日」の下に「(当該付与決議の日において当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社とその設立の日以後の期間が五年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものである場合には、当該付与決議の日後十五年を経過する日」を加える。

第三十一條第三項第三号中「第七十一條の下に」及び第七十二條」を加える。

第三十一條の二第一項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第二項第十二号を削り、同項第十一号中「地域」を「区域」に、「第九号」を「第十号」に、「第十三号」を「次号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の二を同項第九号とし、同項第十三号中「都市計画区域」を「都市計画区域のうち政令で定める区域」に改め、「及び次号」を削り、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十四号中「開発許可」を「都市計画法第二十九條第一項の許可」に、「当該死亡した」を「その死亡した」に、「同項」を「第五項」に、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十五号中「当該死亡した」を「その死亡した」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第十六号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第三項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改める。

第三十一條の三第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第三十五條第三項中「第五項」を「第六項」に、「以下この項を」以下この項及び次項」に、「令和五年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「除く」に「除き、第三号」に掲げる

譲渡をした場合にあつては、当該譲渡の時から当該譲渡の日の属する年の翌年二月十五日までの間に、当該被相続人居住用家屋が耐震基準(地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第一号ロにおいて同じ。)に適合することとなつた場合又は当該被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合に限る。)に改め、同項第一号中「模様替」の下に「(第三号において「増改築等」という。)」を加え、同号ロ中「地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるもの」を「耐震基準」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋(当該相続の時後に当該被相続人居住用家屋につき行われた増改築等に係る部分を含むものとし、当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。以下この号において同じ。)の政令で定める部分の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにする当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等(当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。)の政令で定める部分の譲渡(これらの譲渡のうち第一号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

第三十五條第十三項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に、「第三十五條第八項」を「第三十五條第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条

第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、当該相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が三人以上であるときにおける第一項の規定の適用については、同項第一号中「三千万円」とあるのは「二千万円(第三十五条第二項各号に掲げる場合に該当して同条第一項の規定の適用を受ける場合には、三千万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。)(と、「三千万円」とあるのは「二千万円」と、「三千万円から」とあるのは「二千万円から」と、同項第二号中「三千万円」とあるのは「二千万円(第三十五条第二項各号に掲げる場合に該当して同条第一項の規定の適用を受ける場合には、三千万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。)(と、「三千万円」とあるのは「二千万円」とする。

第三十五条の三第一項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第二項第二号中「五百万円」の下に「当該低未利用土地等が次に掲げる区域内にある場合には、八百万円」を加え、同号に次のように加える。

- イ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める区域
 - ロ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十五条第一項に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域(イに掲げる区域を除く。)
- 第三十七条第一項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「の第四

号」を「第三号」に、「し、贈与」を「し、同表の第一号及び第三号の上欄の場合を除き、贈与」に改め、「同表の第一号、第二号及び第四号の上欄を除き」を削り、「第五号」を「第四号」に改め、「ときは」の下に「政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」を加え、「第二号」を「第一号」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は」を削り、同項の表の第一号を削り、同表の第二号の上欄中「区域」の下に「イ又はロに掲げる区域にあつては、令和二年四月一日前に当該区域となつた区域を除く。」を、「ある土地等」の下に「土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。」を、「建物」の下に「(その附属設備を含む。以下この表及び第十項において同じ。)」を加え、同号の下欄中「航空機騒音障害区域以外の地域内」を「上欄のイからハまでに掲げる区域以外の地域内(国内に限る。以下この号において同じ。)」に、「市街化区域」を「都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号の上欄中「既成市街地等及びこれに類する区域として政令で定める区域」を次に掲げる区域(イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で定める区域を除く。以下この号において「既成市街地等」という。))に改め、同欄に次のように加える。

- イ 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地
- ロ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域
- ハ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第

百十四号)第二条第三項に規定する政令で定める区域

二 イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域

第三十七条第一項の表の第三号の下欄中「上欄に規定する区域」を「既成市街地等」に改め、同号を同表の第二号とし、同表の第四号の上欄中「所有期間」の下に「(第三十一条第二項に規定する所有期間をいう。第五項において同じ。)」を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号の上欄中「満たないもの」の下に「(建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。)」を加え、同号を同表の第四号とし、同条第三項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に、「供する見込みであるときは」を「政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」とあるのは、「(に改め、同条第四項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に、「第一項中」を「第二項中」ときは、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」とあるのは「ときは」と、「あるのは」を「あるのは」に改め、同条第十項中「第一項」を「第一項の規定」に、「の第四号」を「第三号」に、「の規定を」を「を」に、「地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域(第二号において「集中地域」という。))以外の」を「第一号に掲げる」に、「又は」を「若しくは」に、「第四号買換資産を」を「第三号買換資産」に、「次の各号に規定する場合」を「第二号若しくは第三号に掲げる地域内にある資産に改め、」とき」の下に「、又は個人が譲渡をした同表の第三号の上欄に掲げる資産が

第三号に掲げる地域内にある主たる事務所資産(当該個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいう。以下この項において同じ。))に該当し、かつ、当該個人が取得をした、若しくは取得をする見込みである第三号買換資産が第一号に掲げる地域内にある主たる事務所資産に該当するときを加え、「は、当該を」は、これらの第三号買換資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内にあるかに応じ当該」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域(次号において「集中地域」という。))以外の地域 第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。
- 二 集中地域(次号に掲げる地域を除く。)
- 第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十五」とする。
- 三 地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定められるもの 第一項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、「が同表の第一号の上欄に掲げる資産(同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七條の三第二項において同じ。))に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十」とあるのは「及び当該買換資産のいずれもが第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合には、百分の六十」とする。

第三十七條第十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第三十七條の二第二項第一号中「買換資産の取得」を「前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得」に、「前条第四項の規定により読み替えられたる」を「同条第四項において準用する」に、「(と若しくは」を「(と」に、「同条第一項の表の第四号」を「同表の第三号」に、「の同条第十項第一号に規定する地域若しくは同項第二

項」に改め、「第六号において同じ」を削り、同項第四号イ中「一口に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として政令で定める金額を控除した金額」を削り、同号ロを削り、同号ハ中「及びロ」を削り、同号ハを同号ロとし、同項第五号イ中「令和二十四年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、「又は特定累積投資勘定を削り、同項第六号中「累積投資契約により取得した」を削り、「一口に掲げるもの」の下に「イに掲げるものにあつては、累積投資契約により取得したものに限る。」を加え、「特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れる時前に取得をしたもの」を「その上場株式等が上場されている金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの」に、「からホまでに掲げるもののみを受け入れること」を「及びロに掲げるもののみを受け入れること」を、当該金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより基準経過日（当該口座に初めて特定累積投資勘定を設けた日から十年を経過した日及び同日の翌日以後五年を経過した日）と日をいう。）における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の住所その他の政令で定める事項を確認することとされていること」に改め、「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等は、第四号ロの移管がされるものを除き、当該特定累積投資勘定が設けられた口座から、政令で定めるところにより他の保管口座に移管されること、当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等は当該特定非課税管理勘定が設けられた口座から、政令で定めるところに

より他の保管口座に移管されること」を削り、同号イ中「二十万円（ロに掲げる上場株式等がある場合であつて、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から百二十万円を控除した金額が零を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額）」を「百二十万円」に改め、「超えないもの」の下に「（特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該口座に受け入れているハの上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（同年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。ハ②及び第二十九項において同じ。）の合計額が千八百万円を超えることとなる場合における当該特定累積投資上場株式等を除く。）」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ 当該口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間（ハにおいて「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等のうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が二百四十万円を超えないもの（上場株式等を当該口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなる場合を除く。）

(1) 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（当該属する年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定非課税管理勘定

に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。第二十九項において同じ。）の合計額が千二百万円を超える場合

(2) 当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、当該受入期間に係る特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年において当該口座に受け入れているイの特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が千八百万円を超える場合

第三十七条の十四第五項第六号ロを削り、同号ホ中「及びロ」を削り、同号ホを同号ロとし、同項第七号イ中「令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日までの期間内」を「令和六年以後」に改め、「累積投資勘定が設けられる年を除く。」を削り、同号ロ中「又は政令で定める書類の提出を削り、「これらのを」を「当該」に改め、同条第八項中「第三十一項を「第三十四項」に改め、同条第二十三項中「及び第二十七項から第二十九項まで」を「第三十一項及び第三十二項」に改め、同条第三十七項中「第三十四項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十六項中「第三十三項及び第三十四項」を「第三十六項及び第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十五項中「第三十三項を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十四項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十三項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項を同条第三十五項とし、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十九項中「から令和十年まで」を「以後」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「第二十項」の下

に「第二十七項」を、「方法」の下に「又は第二十七項の方法」を加え、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項の次に次の三項を加える。

27 金融商品取引業者等の営業所の長は、令和七年以後の各年の十二月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において当該営業所に開設されていた非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等がある場合には、当該非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び生年月日、当該上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項（以下この項及び次の項において「基準額提供事項」という。）を、基準日の属する年（同項及び第二十九項において「基準年」という。）の翌年一月三十一日まで、財務省令で定めるところによりあらかじめ財務省令に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該基準額提供事項につき帳簿を備え、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各人別に、基準額提供事項を記載し、又は記録しなければならない。

28 前項の基準額提供事項の提供を受けた同項の所轄税務署長は、当該基準額提供事項に係る居住者又は恒久的施設を有する非居住者の非課税口座で当該基準額提供事項に係る基準年の翌年分の特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長が同項の所轄税務署長と異なる場合には、当該所在地の所轄税務署長に当該基準額提供事項を通知するものとする。

29 居住者又は恒久的施設を有する非居住者の

非課税口座で基準年の翌年分の特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長は、当該特定累積投資勘定及び当該特定累積投資勘定と同時に設けられた特定非課税管理勘定に係る特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額その他の財務省令で定める事項を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により提供しなければならぬ。この場合において、当該事項の提供を受けた当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければならぬ。

第三十七条の十四の第十項中「第三十七条の十三の第二項」を「第三十七条の十三の第三項」に改める。

第四十条の四第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係会社(特定外国関係会社)」を「部分対象外国関係会社(当該部分対象外国関係会社のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの(次項において「添付不要部分対象外国関係会社」という。))」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社
第四十条の四第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第一項各号に掲げる居住者は、財務省令で

定めるところにより、その者に係る添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第四十条の七第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係法人(特定外国関係法人)」を「部分対象外国関係法人(当該部分対象外国関係法人のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの(次項において「添付不要部分対象外国関係法人」という。))」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係法人
第四十条の七第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 特殊関係株主等である居住者は、財務省令で定めるところにより、当該居住者に係る添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第四十一条の五の第二十二項第二号中「の規定の」とあるのは「二」を「又は第七十一条」とあるのは「若しくは第七十一条」に、「の規定の」とする「二」とするに改め、同項第三号中「規定の適用を二」に改める。

得の非課税

第四十一条の九の二 令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日までの間において非居住者(次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く。)につき生ずる特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第三十九条の免許に係る同法第二条第十項第一号に規定するカジノ行為区画で行う当該免許に係る種類及び方法の同法第三十九条に規定するカジノ行為の勝金(カジノ行為(同法第二条第七項に規定するカジノ行為をいう。第二号において同じ。))に伴い顧客に対して支払われる金銭として財務省令で定めるものをいう。)に係る一時所得については、所得税を課さない。

一 特定複合観光施設区域整備法第六十九条各号に掲げる者
二 特定複合観光施設区域整備法第七十四条第二項の規定によりカジノ行為を行つてはならないこととされている者
三 特定複合観光施設区域整備法第七十六条条第一項に規定する入場者
第四十一条の十四第一項第二号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改め、同条第二項第四号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第四十一条の十五第五項中「次項第二号」を「同号」に改める。
第四十一条の十五の二中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。
第四十一条の十八の第二項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改める。

第四十一条の十九第一項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条の十三第一項」の下に「及び第三十七条の十三の第二項」を加え、同条を第四十一条の十八の四とし、同条の次に次の一項を加える。

(特定の基準所得金額の課税の特例)
第四十一条の十九 個人でその者のその年分の基準所得金額が三億三千万円を超えるもの(第四項において「特例対象者」という。)については、当該超える部分の金額の百分の二十二・五に相当する金額からその年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税を課する。

2 前項に規定する基準所得金額とは、次に掲

げる金額の合計額をいう。
一 第八条の五第一項の規定の適用がないものとして計算した所得税法第二十一条(同法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。)に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(次号から第九号までに掲げる金額を除く。)

二 第八条の五第一項の規定の適用がないものとして計算した第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同項の規定の適用を受けるものに限り。)
三 第二十八条の四第一項に規定する土地の譲渡等に係る事業所得等の金額(同項の規定の適用を受けるものに限り。)

四 第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額(特別控除に関する規定(第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項の規定その他政令で定める規定をいう。以下この号及び次号において同じ。))の適用がある場合には、当該特別控除に関する規定による控除をした金額)
五 第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額(特別控除に関する規定の適用がある場合には、当該特別控除に関する規定による控除をした金額)

六 第三十七条の十第一項に規定する一般株

式等に係る譲渡所得等の金額
七 第三十七条の十一の五第一項の規定の適用がないものとして計算した第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額
八 第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額及び同条第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額
九 第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額
3 第一項に規定する基準所得税額とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。)をいう。
一 非永住者(所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。次号において同じ。)以外の居住者 同法第七条第一項第一号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九十三条及び第九十五条の規定を除く。次号において同じ。)により計算した所得税の額(第三条第一項の規定その他の政令で定める規定により計算した所得税の額を除く。次号において同じ。)
二 非永住者 所得税法第七条第一項第二号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額
三 非居住者 所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六百六十五条の五の三及び第六百六十五条の六の規定を除く。)により計算した所得税の額(同法第六十九条及び第七十条の規定その他の政令で定める規定により計算した所得

税の額を除く。)
4 特例対象者のうち第一項の規定により課する所得税の額がある者のその年分の第八条の五第一項各号に掲げる利子等若しくは配当等又は第三十七条の十一の五第一項各号に掲げる金額については、第八条の五第一項及び第二項並びに第三十七条の十一の五第一項及び第五項の規定は、適用しない。
5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
一 所得税法第九十三条、第九十五条、第六百六十五条の五の三及び第六百六十五条の六の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の特例)の規定による所得税の額」と、同条第三項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の特例)の規定による所得税の額」と、「の所得税額」とあるのは「の所得税額(当該所得税の額を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする」と、同法第九十五条第一項から第三項までの規定中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の特例)の規定による所得税の額」と、同条第十四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項前段中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の特例)の規定による所得税の額」と読み替えるものとする」と、同法

第六百六十五条の五の三第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の特例)の特例)の規定による所得税の額」と、同条第三項中「課税総所得金額に係る所得税の額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税の額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、第六百六十五条第一項の規定により準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」と、同法第六百六十五条の六第一項から第三項までの規定中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の特例)の規定による所得税の額」と、同条第八項中「課税総所得金額に係る所得税の額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税の額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、第六百六十五条第一項の規定により準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」とする。
二 第一項の個人(その年分の所得税(前項の規定の適用があるものに限る。))について修正申告書を提出する場合における国税通則法第十九条第一項又は第二項の規定の適用については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六百六十五条の規定にかかわらず、国税通則法第十九条第一項又は第二項に規定する課税標準等及び税額等の計算においては、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等(第八條の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等をいう。以下この号及び次号において同じ。)に係る配当所得について第八條の四第一項の規定の適用があるものとする。ただし、その者がその年中に支払を受ける

べき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第六百六十五条の規定の適用を受けた場合には、当該配当所得については、この限りでない。
三 第一項の個人(その年分の所得税(前項の規定の適用があるものに限る。))について国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をする場合における同法第二十四条から第二十六条までの規定の適用については、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第八條の四第一項の規定の適用があるものとして同法第二十四条から第二十六条までに規定する課税標準等及び税額等を計算する。ただし、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第六百六十五条の規定の適用を受けた場合には、当該配当所得については、この限りでない。
四 前三号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第四十一条の二十一第十四項第十号中「同項に規定する特定株式」を「次に掲げる株式」に、「同条及び第三十七条の十三の二」を「それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。
イ 第三十七条の十三第一項に規定する特定株式 同条及び第三十七条の十三の三の口 第三十七条の十三の二第一項に規定する設立特定株式 同条
第四十一条の二十一第十四項第十七号中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改める。

第四十二条第四項第三号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

第四十二条の二第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二の二第二項中「第九条の四の二第二項」を「第八条の四第九項、第九条の四の二第二項」に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項」に、「調査及び報告書」を「報告書及び調査」に改め、同条第二項中「が、政令で定めるところにより第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十一項、第三十七條の十四の二第六項若しくは第四十一條の二の三第二項に規定する税務署長(次項において「所轄の税務署長」という。)の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調査等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には」を「は」に改め、同条第三項中「所轄の税務署長」の下に「(第八条の四第九項、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十四項、第三十七條の十四の二第二十七項又は第四十一條の二の三第二項に規定する税務署長をいう。)」を加え、「第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十一項、第三十七條の十四の二第二十七項又は第四十一條の二の三第二項に規定する税務署長をいう。」を加え、「第九條の四の二第二項、第二十九條の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十一項、第三十七條の十四の二第二十七項又は第四十一條の二の三第二項」を「これら」に改め、同条第四項中「は」の下に「(第八条の四第九項、)」を加え、「第三十七條の十四第三十一項」を「第三十七條の十四第三十四項」に改め、「並びに」の下に「(第八条の四第十項から第十四項まで、)」を加え、「第三十七條の十四第三十三項から第三十七項まで」を「第三十七條の十四第三十六項から第四十項まで」に改める。

第四十二条の三第一項及び第三項中「第三十

五条第八項を「第三十五条第九項」に、「第三十七条の五第二項(同条第四項)を「第三十七條の五第三項(同条第五項)に改め、「読み替えて」を削り、同条第四項第二号中「第三十七條の十四第三十一項」を「第三十七條の十四第三十四項」に、「提出をせず」を「提出せず」に、「提出をした」を「提出した」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七條の十四第三十三項」を「第三十七條の十四第三十六項」に改める。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項第一号中「百分の十一・四五」を「百分の十一・五」に、「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・三五」を「〇・三五」に改め、同号ロ中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第三項中「第一号及び第二号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「第一号及び第二号に定める」を「当該各号に定める」に改め、「とし、同号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあっては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうちに次に掲げる事業年度 当該調整前法人税額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合(イ及びハに掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、イに定める割合とハに定める割合とのうちいずれか高い割合)を乗じて計算し

た金額

イ 増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度(設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。 当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。)

ロ 増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度(設立事業年度、比較試験研究費の額が零である事業年度及びハに掲げる事業年度を除く。 零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。)を減算した割合

ハ 試験研究費割合が百分の十を超える事業年度 当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)

第四十二条の四第三項第三号を削り、同条第五項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「(第一号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額と

し、第二号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。)」を削り、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第三号を削り、同条第八項第三号イ(1)中「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同項第八号イ(1)中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・三五」を「〇・三五」に改め、同号ロ(1)中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同号ロ(2)及び(3)中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第九号イ中「(1)及び(2)に掲げる」を「次に掲げる」に、「(1)及び(2)に定める」を「次に定める」に改め、「とし、(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。」を削り、同号イ(2)を次のように改める。

(2) 第三項第二号に規定する各事業年度の(当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号)に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度のうちに次に掲げる事業年度 次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合 (i)及び(ii)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、(i)に定める割合と(ii)に定める割合とのうちいずれか高い割合

(i) 合算増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度(当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業

年度を除く。〕当該合算増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合〔当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。〕

(ii) 合算増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度〔当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに(ii)に掲げる事業年度を除く。〕零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合〔当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。〕を減算した割合

(iii) 合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度 当該事業年度の特例割合〔合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合〔当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。〕をいう。〕に同じ。〕

第四十二条の四第八項第九号イ(3)を削り、同号ロ中(1)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(1)及び(3)に定める割合を合計した割合とし、(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。〕を削り、同号ロ(1)中「百分の九・四」を「百

分の十二に改め、同号ロ(3)を削り、同項第十号中若しくは基準売上金額〔第十九項第六号の二に規定する基準売上金額をいう。以下この号において同じ。〕及び若しくは当初申告基準売上金額〕を削り、若しくは基準売上金額〕を二と改め、同条第十号中又は第十九項第六号の二に規定する基準売上金額〕及び又は同号に規定する基準売上金額〕を削り、同条第十一項第一号イ中(3)までを「又は(2)」に、「は同号イ(1)」を「は、同号イ(1)」に改め、「とし、同号イ(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号イ(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。』を削り、同号ロ中「(3)まで」を「又は(2)」に改め、「同号ロ(1)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号ロ(1)及び(3)に定める割合を合計した割合とし、同号ロ(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては同号ロ(2)及び(3)に定める割合とする。』を削り、同条第十九項第二号イ中「第四十二条の九第一項及び第二項を」第四十二条の九に改め、同項第四号を次のように改める。

四 設立事業年度 設立の日(次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日)を含む事業年度(合併法人の合併の日を含む事業年度その他の政令で定める事業年度を除く。)をいう。

イ 法人税法第二条第四号に規定する外国法人 恒久的施設を有することとなつた日

ロ 新たに収益事業を開始した公益法人等 又は人格のない社団等 その開始した日

ハ 公共法人等に該当していた収益事業を行うこととなつた日

ニ 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合

等に該当することとなつた日

第四十二条の四第十九項第六号の二及び第六号の三を削り、同項第十号中「関する試験研究」の下に「高度専門知識等(専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。)を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究を加え、同項第十三号を削り、同項第十四号中「の売上金額」の下に「棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。』を加え、同号を同項第十三号とし、同条第二十六項中「並びに基準事業年度の売上金額及び試験研究費の額」を削る。

第四十二条の六第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「又は第二号」を「から第三号まで」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「船舶の下に」(輸送の効率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として政令で定めるものに限る。』を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「機械及び装置並びに」及び「工具については」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 機械及び装置(その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであることその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)

第四十二条の十一の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二第六項第一号を次のように改める。

一 適用年度 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度(設立合併、分割又は現物出資による設立を除く。)の日(次に掲

げる法人については、それぞれ次に定める日)を含む事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)をいう。

イ 法人税法第二条第四号に規定する外国法人 恒久的施設を有することとなつた日

ロ 新たに収益事業を開始した公益法人等 又は人格のない社団等 その開始した日

ハ 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日

ニ 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第四十二条の四第一項中「これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。』を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二の五第三項第一号を次のように改める。

一 設立事業年度 設立の日(次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日)を含む事業年度をいう。

イ 法人税法第二条第四号に規定する外国法人 恒久的施設を有することとなつた日

ロ 新たに収益事業を開始した公益法人等 又は人格のない社団等 その開始した日

ハ 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日

ニ 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第四十二条の十二の七第一項中「第二十一条の二十八第二項を」第二十一条の二十八に、

「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「情報技術事業適応(以下この条を「情報技術事業適応(以下第五項まで)」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

一 第一項及び第四項の規定 令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画(同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。)に従つて実施される同法第二十一条の二十八に規定する情報技術事業適応(次号において「旧情報技術事業適応」という。)の用に供する第一項及び第四項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの

二 第二項及び第五項の規定 旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産第四十二条の十三第八項中「前条第九項」を「前条第十項」に改める。

第四十三条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 その法人の海上運送法第三十九条の五に規定する認定外航船舶確保等計画(以下この号及び次号において「認定外航船舶確保等計画」という。)に記載された同法第三十九条の二第二項第二号に規定する特定外航船舶(以下この号及び次号において「特定外航船舶」という。)のうち当該認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶(同法第三

十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。)であることを財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶(本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この項において同じ。) 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ その法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画(先進船舶(同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。)の導入に関するものに限る。)に記載された先進船舶(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号イ及び第三号イにおいて「特定先進船舶」という。) 百分の三十(日本船舶(船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。)に該当するものについては、百分の三十二)

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十七(日本船舶に該当するものについては、百分の二十九)

二 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作されたものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶(前号に掲げる船舶を除く。) 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

第六十一条の二第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。
第六十一条の三第一項中「建物及びその附属設備にあつては」を「政令で定める規模のものに限るものとし、建物及びその附属設備にあつては」に改める。

第六十二条第一項中「法人税法第二条第五号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十二条の三第四項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同項第十二号を削り、同項第十一号中「地域」を「区域」に、「第九号」を「第十号」に、「第十三号」を「次号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の二を同項第九号とし、同項第十三号中「都市計画区域」を「都市計画区域のうち政令で定める区域」に改め、「及び次号」を削り、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十四号中「開発許可」を「都市計画法第二十九条第一項の許可」に、「当該死亡した」を「その死亡した」に、「同項」を「第七項」に、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十五号中「当該死亡した」を「その死亡した」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第十六号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第五項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十三条第八項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十五条の七第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第五号」を「第四号」に改め、「は、当該買換資産の下に〔政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。〕を加え、「第二号」を「第一号」に改め、「令和二年四月一日前」に「同欄のイ若しくはロに掲げる区域と

なつた区域内又は」を削り、同項の表の第一号を削り、同表の第二号の上欄中「区域」の下に「イ又はロに掲げる区域にあつては、令和二年四月一日前に当該区域となつた区域を除く。」を、「建物」の下に「その附属設備を含む。以下この表及び第十四項において同じ。」を加え、同号の下欄中「航空機騒音障害区域以外の地域内」を「上欄のイからハまでに掲げる区域以外の地域内（国内に限る。以下この号において同じ。）に、「市街化区域」を「都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号の上欄中「既成市街地等及びこれに類する区域として政令で定める区域」を「次に掲げる区域（イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で定める区域を除く。以下この号において「既成市街地等」という。）に改め、同欄に次のように加える。

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域

ハ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条第三項に規定する政令で定める区域

ニ イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域

第六十五条の七第一項の表の第三号の下欄中「上欄に掲げる区域」を「既成市街地等に改め、同号を同表の第二号とし、同表の第四号の上欄中「所有期間」の下に「その取得をされた日の翌日からこれらの資産の譲渡をされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。」を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号の上欄中「満たないもの」の下に「建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。」を加え、同号を同表の第四号と

し、同条第四項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第九項中「第五号」を「第四号」に改め、「は、当該買換資産の下に〔政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。〕を加え、同条第十二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第十四項中「第四号」を「第三号」に、「地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域（第二号において「集中地域」という。）以外の」を「第一号に掲げる」に、「次の各号」を「第二号若しくは第三号」に改め、「とき」の下に「又は法人が譲渡をした同表の第三号の上欄に掲げる資産が第三号に掲げる地域内にある本店資産（当該法人の本店又は主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等）をいう。以下この項において同じ。」に該当し、かつ、当該法人が取得をした同表の第三号の下欄に掲げる資産が第一号に掲げる地域内にある本店資産に該当するときは」を加え、「その」を「これら」に改め、「かかわらず、」の下に「当該資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内にあるかに応じ」を加え、同項第一号中「第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの」を「第五条第四項第五号イに規定する集中地域（次号において「集中地域」という。）以外の地域」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「前号」を「次号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの

第一項に規定する計算した金額の百分の七十（その譲渡をした資産及び取得をした資産のいずれもが本店資産に該当する場合には、百分の六十）に相当する金額

第六十五条の七第十六項第二号中、「第二号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第六十五条の八第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第五号」

を「第四号」に、「第二号の」を「第一号の」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は」を削り、同条第二項第二号及び第四項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第七項中「第五号」を「第四号」に改め、「同項中」の下に「買換資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）とあるのは「買換資産」と、を加え、「あるのは」を「あるのは」に改め、同条第八項中「第五号」を「第四号」に改め、「同条第九項中」の下に「買換資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）とあるのは「買換資産」と、を加え、「あるのは」を「あるのは」に改め、同条第十四項及び第十五項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第十八項中「第四号」を「第三号」に改める。

第六十五条の九中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二号中「取得を」の下に「し、同項及び同条第九項の届出を」を加える。

第六十六条の二第一項中「満たない場合」の下に「並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社（同号に規定する同族会社であることについての判定の基礎となつた株主のうち同号に規定する同族会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同号に規定する同族会社となるものに限る。）に該当する場合」を加える。

第六十六条の五の二第二項第三号ロ中「法人税法第二条第五号に規定する」を削る。

第六十六条の六第五項第一号中「百分の三十一」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係会社特定外国関係会社」を「部分対象外国関係会社（当該部分対象外国関係会社の

うち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの(次項において「添付不要部分対象外国関係会社」という。))に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社

第六十六条の六第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第一項各号に掲げる内国法人は、財務省令で定めるところにより、当該内国法人に係る添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第六十六条の七第四項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第九項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に、「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条第十項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第十三項各号中「第三章」を「第二章第二節」に改める。

第六十六条の九の二第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係法人(特定外国関係法人)」を「部分対象外国関係法人(当該部分対象外国関係法人のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの(次項において「添付不要部分対象外国関係法人」という。))に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社
第六十六条の九の二第五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条

第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 特殊関係株主等である内国法人は、財務省令で定めるところにより、当該内国法人に係る添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第六十六条の九の三第三項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第八項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に、「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条第九項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第十二項各号中「第三章」を「第二章第二節」に改める。

第六十六条の十一第一項第五号中「法人税法第二条第五号に規定する」を削る。

第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の五を第六十六条の十一の四とする。
第六十六条の十三の見出しを「(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)」に改め、同条第一項中「第十二項」を「第十三項」に改め、「こと」の下に「又はその取得(購入による取得に限る。))により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなるものであること」を加え、「百億円を超える場合」には、「百億円」を「次の各号に掲げる当該特定株式の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合」に改め、「特別新事業開拓事業者別」の下に「及び次の各号に掲げる特定株式の種類別」を加え、同項に次の各号を加える。

一 資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式(以下この条において「増資特定株式」という。) 五十億円
二 前号に掲げる特定株式以外の特定株式

二百億円

第六十六条の十三第二項第二号中「(一部)の下に(当該特定株式が増資特定株式でない場合には、当該特定株式の全部)」を加え、同条第六項中「及び第十四項」を「第十一項及び第十五項」に改め、同条第九項中「及び第十四項」を「次項及び第十五項」に改め、同条第二十項中「第十項まで又は第十四項」を「第九項まで、第十一項又は第十五項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「算入された金額」の下に「増資特定株式に係る部分の金額に限る。」を加え、「第十項又は第十四項」を「第十一項又は第十五項」に改め、同条第二十項とし、同条第十八項中「第五十五条第一項」の下に「又は第五十六条第一項」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を削り、同条第十項中「前項の」を「第九項の」に改め、同項第一号中「(までの)の下に(又は第八号)を、「より当該特定株式」の下に「(増資特定株式に限る。))」を加え、同項第三号中「場合」の下に「(前項に規定する財務省令で定める場合を除く。))」を加え、同項第四号中「より」の下に「当該特定株式(増資特定株式に限る。))を発行した法人が」を加え、同項第五号中「定める金額」の下に「(前項に規定する財務省令で定める場合)には、当該合計額」を加え、同項第八号中「前項」を「前二項」に改め、「より当該特定株式」の下に「(増資特定株式に限る。))」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 当該設定法人が第一号に規定する特定株式増資特定株式を除く。を発行した法人

の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有しないこととなつた場合(第二号に該当する場合を除く。)) その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

第六十六条の十三第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 次の各号に掲げる特別勘定の金額については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 第一項の特別勘定に係る増資特定株式のうちその取得の日から三年(令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年を経過した特定株式として政令で定めるもの)に係る特別勘定の金額 第二項から第九項まで及び前項の規定

二 第一項の特別勘定に係る特定株式(増資特定株式を除く。))のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額 第九項の規定

第六十六条の十三第九項の次に次の一項を加える。

10 第一項の特別勘定を設けている法人(以下この項において「設定法人」という。))の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定株式(増資特定株式を除く。))に係る特別勘定の金額のうち当該特定株式の取得の日から起算して五年を経過した日を含む当該特定株式を発行した法人の法人税法第十三条第一項に規定する会計期間の末日が到来したもの(以下この項において「五年経過特別勘定の金額」という。))がある場合(当該末日を含む当該設定法人の事業年度以前の各事業年度について、当該特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合を除く。))には、当該五年経過特別勘定の金額は、当該未

日を含む当該設定法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第七項、第八項及び第十五項の規定は、適用しない。

第六十七條の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第六十七條の十五第一項中「第一号」の下に「及び第七項」を加え、同条第七項中「第一項第一号口(1)に該当するものである」を「その投資口が金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている」に、「同項第二号ト」を「第一項第二号ト」に改める。

第六十七條の十七第九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の二の二を次のように改める。

第六十八條の二の二 産業競争力強化法第二十三條第一項の認定を令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた法人が行う法人税法第二條第十二号の五の二に規定する現物分配が認定株式分配(当該認定に係る産業競争力強化法第二十四條第二項に規定する認定事業再編計画に従つてする同法第三十一條第一項に規定する特定剰余金配当をいう)に該当する場合(この項の規定を適用しないものとした場合に当該認定株式分配が法人税法第二條第十二号の十五の二に規定する株式分配に該当する場合を除く)における同法その他の法令の規定の適用については、同条第十二号の十五の二中「の全部が移転する」とあるのは「が移転する」と、同条第十二号の十五の三中「完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの(当該」とあるのは「租税特別措置法第六十八條の二の二第一項(認定株式分配に係る課税の特例)に規定する認定株式分配で当該認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数(出資にあつては、金額)の当該完全子法人の発行済株

式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十未満となることその他の政令で定める要件に該当するもの(当該完全子法人の)とする。

2 前項の規定の適用がある場合における法人税法その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の三の四第一項中「から第五十七條の五まで」を、「第五十七條の五」に改める。

第六十八條の四の四「第四章第二節の二」を「第二章第三節第三款」に改める。

第六十八條の五中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十九條の五第一項中「の価額の下に(当該選択特定計画山林が同法第二十一條の九第三項の規定の適用を受ける贈与により取得したものである場合には、当該価額から同法第二十一條の十一の二第一項の規定(第七十條の三の二第一項の規定を含む)による控除をした残額」を加える。

第七十條の二第六項中「第三十六條の」を「第三十七條の」に改め、同項第五号中「第三十六條第一項」を「第三十七條第一項」に改める。

第七十條の二の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号イ中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第六項中「第十四項第五号」を「第十六項第五号」に改め、同条第九項中「及び第二十一項」を、「第十五項第一号及び第二十三項」に改め、同条第十項中「第十二項第三号」を「第十二項第一号及び第三号」に改め、同条第十二項中「この項、次項及び第十八項第三号」を「この条」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、その届出を受けた取扱金融機関の営業所等は、当該贈与者が死亡した日及び同日における非課税拠出額から教育資金支出額(第二十一項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のもの

のとし、第二項第一号口に掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。第七項及び第十八項において同じ。)を控除した残額として政令で定める金額(以下この項及び第十七項において「管理残額」という)を記録しなければならない。

第七十條の二の二第十二項第二号中「当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額(第十九項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号口に掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。第十五項及び第十六項において同じ。)を控除した残額として政令で定める金額(以下この項及び第十五項において「及び」という)を削り、「次号及び同項」を「第十七項」に改め、同項第三号中「により相続により取得したもの」とみなされたを「の適用があつたことを知つた場合には、その適用に係る」に改め、「及び当該贈与者が死亡した日」を削り、同条第十三項中「限る」の下に「第十五項において「二十三歳未満である場合等」という」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該贈与者から相続又は遺贈(当該贈与者からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一條の九第三項(第七十條の二の六第一項、第七十條の二の七第一項(第七十條の二の八において準用する場合を含む)又は第七十條の三第一項において準用する場合を含む)の規定の適用を受けるもの)に係る贈与を含む)により財産を取得した全ての者に係る前項第二号の規定の適用がないものとした場合における相続税の課税価格の合計額(次項、第十五項第一号及び第二十項第四号において「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」という)が五億円を超えるときは、この限りでない。

第七十條の二の二第十三項第三号中「次項」を「第十六項」に改め、同条第二十五項中「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二

十七項とし、同条第二十四項中「第二十一項及び第二十二項」を「第二十三項及び第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十四項」を「第十六項」に、「第十三項、第十五項及び第十六項」を「から第十五項まで、第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「同項第一号」の下に「又は第四号」を、「記録」の下に「第十二項第三号の規定による記録を含む)」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項に次の一号を加える。

四 当該受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が、国税通則法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正若しくは同法第二十五條の規定による決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により五億円を超えることとなること又は五億円以下となること。

第七十條の二の二第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十一項及び第二十二項」を「第二十三項及び第二十四項」に、「第十四項第四号」を「第十六項第四号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十四項第四号」を「第十六項第四号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項各号(第四号を除く)に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する」を「次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項各号(第四号を除く)に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

二 第七十條の二の五の規定の適用について

第七十条の七の十第一項及び第七十条の七の十一第二項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の十二第二項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条第十四項中「規定は」の下に、「厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が」を加え、「又は同項」を「若しくは同項」に改め、「厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が」を削り、「知つた」を知つた場合又は当該認定医療法人の認定移行計画の変更（移行期限に係るものに限る。）について、平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定による認定を行ったに、「同項中「第一項」とあるのは」を「第七十条の七の九第十四項中「第一項」とあるのは」に、「第五項又は」を「第五項若しくは」に改める。

第七十条の七の十三第二項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の十四第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項第四号中「第三十六条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に改める。

第七十条の十三第四項第一号中「第七十条の二の二第十七項」を「第七十条の二の二第十九項」に改め、同項第二号及び第三号中「第七十条の二の二第二十一項」を「第七十条の二の二第二十三項」に改める。

第七十二条第一項及び第七十七条中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第七十八条及び第八十条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第八十条の三第一項、第八十三条及び第八十

三条の二の二中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二の三並びに第八十三条の三第一項及び第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条第一号中「(次号)」を「(同号)」に改める。

第八十五条第二項中「譲渡に係る」の下に「対価の額」を、「対価の額」の下に「をいう。第八十六条の六第一項において同じ。」を加える。

第八十六条第一項中「以下この条を」。以下この項及び次項並びに第八十六条の六第三項に改める。

第八十六条の二第二項ただし書中「の規定の適用があつた」を「(同条第六項において準用する場合を含む。の規定の適用により消費税が徴収された)」に改め、同条第三項中「及び第五項並びに」を「から第六項まで及び」に、「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

第八十六条の四第一項中「次条」の下に「及び第八十六条の六」を加える。

第八十六条の五第一項中「事業者をいう。以下この条の下に」及び次条第一項を加え、同条第六項中「若しくは」の下に「課税貨物」を、「課税貨物」の下に「をいう。次条において同じ。」を加える。

第六章第一節中第八十六条の六を第八十六条の七とし、第八十六条の五の次に次の一条を加える。

(カジノ業務に係る仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第八十六条の六 消費税法第三十条第一項の規定は、認定設置運営事業者(特定複合観光施設区域整備法第二条第九項に規定する認定設置運営事業者をいい、消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。次項及び第四項において同じ。)が、国内(同法第二条第一項第一号

に規定する国内をいう。次項及び第四項において同じ。)において行う課税仕入れ(同法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいい、特定課税仕入れ(同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。)に該当するものを除く。次項及び第四項において同じ。)若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物(これらのうち特定複合観光施設区域整備法第二十八条第二項の規定によりカジノ業務(同法第二条第八項に規定するカジノ業務をいう。以下この条において同じ。)に係るものとして経理されるべきものに限る。)に係る課税仕入れ等の税額(消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。次項及び第四項において同じ。)については、適用しない。ただし、その課税期間における資産の譲渡等(同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。)の対価以外の収入のうち特定複合観光施設区域整備法第二十八条の二第二項の規定によりカジノ業務に係るものとして経理されるべきもの(以下この項において「カジノ業務収入」という。)の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額に当該カジノ業務収入の合計額を加算した金額に比し僅少である場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 認定設置運営事業者が、国内において調整対象固定資産(消費税法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産をいう。以下この項及び第四項において同じ。)の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につきカジノ業務以外の業務の用に供するものとして同法第三十条第一

項の規定の適用を受けた場合において、当該認定設置運営事業者(合併により当該事業を承継した合併法人(同法第二条第一項第五号に規定する合併法人をいう。第四項において同じ。))及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人(同法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人をいう。第四項において同じ。))を含むものとし、これらの者のうち同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日(当該調整対象固定資産に該当する課税貨物につき特例申告書(同法第二条第一項第十八号に規定する特例申告書をいう。以下この項において同じ。))を提出した場合においては、当該特例申告書を提出した日又は同法第三十条第一項第四号に規定する特例申告に関する決定の通知を受けた日。第一号及び第四項において同じ。)から三年以内にカジノ業務の用にのみ供したときは、当該カジノ業務の用にのみ供した日の属する課税期間が前項ただし書の規定の適用を受ける課税期間である場合を除き、当該カジノ業務の用にのみ供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額(同法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。)から控除する。この場合において、当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間 消費税法第三十条第一項(同条第二項の規定の適用があ

る場合には、同項の規定を含む。第四項第一号において同じ。の規定の適用を受けた当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額(次号及び第三号において「調整対象税額」という。)に相当する消費税額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

3 前項の規定により同項各号に定める消費税額をカジノ業務の用にのみ供した日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該カジノ業務の用にのみ供した日の属する課税期間の消費税法第三十条第一項に規定する課税標準額に対する消費税額に加算する。

4 認定設置運営事業者が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につきカジノ業務の用に供するものとして第一項本文の規定の適用を受けた場合において、当該認定設置運営事業者(合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内にカジノ業務以外の業務の用にのみ供したときは、当該カジノ業務以外の業務の用にのみ供した

日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間 当該カジノ業務以外の業務の用にのみ供した日において当該調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りを行ったとした場合に消費税法第三十条第一項の規定により控除することとなる当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額(次号及び第三号において「調整対象税額」という。)に相当する消費税額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

5 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条を次のように改める。

(承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例)

第八十七条 承認酒類製造者のうち、その年度の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。の開始前一年間における酒類の製造場(以下この条において単に「製造場」という。)から移出した酒類(酒税法第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の規定又は第八十七条の六第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の数量(その年度の前年度の末日にお

いて当該承認酒類製造者との間に完全支配関係がある者の当該数量を含む。次項及び第九項において「前年度課税移出数量」という。)が三千キロリットル以下である者が、令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から当該酒類を移出する場合において、当該承認酒類製造者がその年度に製造場から移出する酒類(当該移出につき同法第三十条第三項(同項に規定する酒類をその移入した製造場から更に移出したときに係る部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除くものとし、当該承認酒類製造者が同法第七條第一項の規定により製造免許(同項に規定する製造免許をいう。以下この条、第八十七条の六及び第八十七条の八において同じ。)を受けている酒類と同一の品目(同項に規定する品目をいう。次項において同じ。))のものに限る。次項において同じ。に係る酒税の税額は、同法第二十三条及び次条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当年度酒税累計額(当該承認酒類製造者がその年度の初日から

当該移出をしたときまでに製造場から移出する当該酒類に係る同法第二十三条又は次条に規定する税率により計算した金額の累計額をいう。)の区分に応じ、同法第二十三条又は次条の規定により計算した金額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 一千万円以下の金額 百分の八十

二 一千万円を超え八千万円以下の金額 百分の九十

三 八千万円を超え一億円以下の金額 百分の九十五

2 前項の場合において、前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量(以下この項において「特定品目前年度課税移出数量」という。)が次の表の上欄に掲げる数量である年度があるときは、承認酒類製造者がその年度に製造場から移出する酒類に係る前項の規定の適用については、同表の当該中欄に掲げる同項各号に定める割合は、同表の当該下欄に定める割合とする。

特定品目前年度課税移出数量	割合	割合
四百キロリットルを超え千キロリットル以下	百分の八十	百分の八十五
千キロリットルを超え千三百キロリットル以下	百分の九十	百分の九十二・五
千三百キロリットル超	百分の九十五	百分の九十六・二五
	百分の八十	百分の九十
	百分の九十五	百分の九十五
	百分の九十	百分の九十七・五
	百分の八十五	百分の九十五
	百分の九十	百分の九十七・五
	百分の九十五	百分の九十八・七五

3 第一項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

一 その年度の前年度の末日において常時使用する従業員の数が三百人を超える個人

二 その年度の前年度の末日において資本金の額又は出資金の額が三億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が三百人を超える法人(次号及び第四号において「特定大法人」という。)

三 その年度の前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人

四 その年度の前年度の末日において、法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人による完全支配関係があることとなるときの当該法人(前号に掲げる法人を除く。)

五 酒税法第七条第一項の規定により製造免許を受けている者以外の者

六 酒税法第七条第三項(第四号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けて同条第一項の規定により製造免許を受けている者であつて、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者

七 その年度の前年度の末日以前二年内において酒税の滞納処分を受けた者

八 酒税法第十条第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者

九 酒税の保全及び酒類組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十四条第二項又は第八十六条の四の規定による命令に違反した者

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 承認酒類製造者 酒税の保全のために酒類の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことができること認められるものとして、製造場(二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場。次項及び第

七項において同じ。)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた酒類製造者をいう。

二 完全支配関係 一の者が法人の発行済株式若しくは出資(当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係(以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という。)又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

5 前項第一号の承認を受けようとする者は、その者の住所及び氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、酒類の健全な発達に資するために必要な取組としてその者の酒類製造業に係る経営基盤の強化のための技術の向上その他の政令で定めるものについての計画期間、目標、その目標を達成するための措置その他の財務省令で定めるものを記載した書面(次項から第八項までにおいて「事業計画書」という。)を添付して、製造場の所在地を所轄する税務署長に申請しなければならない。

6 税務署長は、前項の申請があつた場合においては、当該申請があつた日の翌日から起算して三月以内に、当該申請の承認をし、又は当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請の却下をする。

一 前項の申請書又は事業計画書に不備又は不実の記載があること認められる場合その他これらに類する場合

二 第八項の規定により承認を取り消された日から一年を経過するまでの者である場合

三 当該申請前二年内において酒税の滞納処分を受けた者である場合

四 第三項第八号又は第九号に掲げる者である場合

次項において「対象年度」という。)の翌年度の五月三十一日までに製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しない場合には、当該対象年度については、第一項の規定は、適用しない。ただし、同日までに当該書面の提出がなかつたことにつき当該税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、同日後に当該書面の提出があつたときは、この限りでない。

8 承認酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第六項の承認をした税務署長は、当該各号に定める日に遡つて、その承認を取り消すことができる。

一 前項に規定する書面に偽りの記載をして提出した場合 当該書面に係る対象年度の初日

二 事業計画書の記載に従つて取組が行われていないと認められる場合 事業計画書の記載に従つて取組が行われていないと認められる期間の初日

三 酒税の滞納処分を受けた場合 当該滞納処分を受けた日

四 第三項第八号若しくは第九号に掲げる者に該当することとなつた場合又は第六項第一号に規定する場合 これらの場合に該当することとなつた日

9 前各項に定めるもののほか、相統その他の理由により酒類の製造免許に係る製造業の全部又は一部を承継した者の前年度課税移出数等の計算及び第四項第一号の承認に関する手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条の四を次のように改める。

第八十七条の四 削除

第八十七条の六第二項ただし書及び第三項ただし書中「の規定の適用があつたを」第六項において準用する場合を含む。の規定の適用により酒税が徴収されたに改め、同条第四項中及び第六項を「から第七項まで」に改め、同条第

五項中「ものとし、これらの者が判明しない場合には、当該酒類を譲り受けた者又は当該所持をした者とするを」。次項において同じ」に改め、同項ただし書中「があつたを」により酒税が徴収された」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十一項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「第七項を」第八項に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項に」を「第八項に」、同条第四項中「第七項に」を「第八項に」、同条第八項に「に係る第七項を」に係る第八項に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「第九項又は第十項を」第十項又は第十一項に改め、同項第二号中「第八項第六項を」第八項第七項に、「第九項を」第十項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項本文を」第五項本文又は前項に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第四項ただし書の承認を受けないで国内において同項に規定する酒類の譲渡等がされたときは、当該酒類を譲り受けた者(同項本文に規定する所持をした者を含む。)は、当該酒類を譲り渡した者と連帯して当該酒類の譲渡についての第一項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒税を納付する義務を負う。この場合における酒税の徴収については、前項の規定を準用する。

第八十八条の二第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第八十八条の七第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第八十九条第四項ただし書中「昭和二十二年法律第七十五号」を削る。

第九十条の三の三第一項及び第九十条の三の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の四の三第一項中「電気事業法」の下に「昭和三十一年法律第七十号」を加える。

第九十条の六第一項及び第九十条の六の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の八中「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に、「一万三千円」を「一万八千円」に改める。

第九十条の八の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「六千五百円」を「九千円」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「九千七百五十円」を「一万三千五百円」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二第一項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第二号口中「道路運送車両法」を「車両総重量が三・五トンを超える自動車のうち、道路運送車両法」に、「自動車」を「ものに」に改め、同項第四号イ(2)中「この号の下に」及び第六号二(2)を加え、「に」を「以上(令和七年四月三十日までの間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に)」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
第九十条の十二第二項第四号ハ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
第九十条の十二第一項第四号二(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第一項第四号二(2)中「平成二十七年以降を」を「令和四年度以降」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「に百分の百十五」を「以上」に、「百分の百二十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に、「以上」を「以上」に改め、同項第五号ロ中「が」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率以上(令和七年四月三十日までの間は)」を加え、「数値以上」を「数値以上」に改め、同項第六号イ(1)中「又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定められた排出ガス保安基準」という「を削り、同号イ(2)中「エネルギー消費効率」の下に、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上(令和七年四月三十日までの間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上)であり、かつ、」を加え、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
第九十条の十二第一項第六号ハ(1)を削り、同号二(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第一項第六号二(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号二を同号ハとし、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第三項第三号ハ(2)において令和七年度基準エネルギー消費効率という。)以上(令和七年四月三十日までの間は、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの)」に改め、同号二とし、同条第二項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号二を同号ハとし、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第三項第三号ハ(2)において令和七年度基準エネルギー消費効率という。)以上(令和七年四月三十日までの間は、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの)」に改め、同号二とし、同条第二項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ロ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
第九十条の十二第二項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号二を同号ハとし、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第三項第三号ハ(2)において令和七年度基準エネルギー消費効率という。)以上(令和七年四月三十日までの間は、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの)」に改め、同号二とし、同条第二項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上」に、「百分の百二十」を乗じて得た数値以上を「令和四年度基準エネルギー消費効率以上」に改め、同号二(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号二(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
第九十条の十二第二項第二号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ロとし、同号二及びホを削り、同条第三項中「又は第九十条の十四第一項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の九十(令和七年四月三十日までの間は、百分の八十二)」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号二(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同項第二号ロ中「百分の七十五」を「百分の九十」(令和七年四月三十日までの間は、百分の八十)に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの
(1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
(2) エネルギー消費効率が、令和十二年

度基準エネルギー消費効率に百分の九十(令和七年四月三十日までの間は、百分の八十)を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第三項第三号ロ(1)を次のように改める。
(1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

第九十条の十二第三項第三号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に改め、同号ハを削り、同号二(2)中「エネルギー消費効率が」の下に「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五(令和七年四月三十日までの間は、」を加え、「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第四項中「若しくは第二項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、「の間」の下に「第三号ロに掲げる検査自動車にあつては、令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間」を加え、同項第一号イ(2)中「百分の六十」を「百分の八十」(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

第九十条の十二第四項第一号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に改め、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同条第四項中「若しくは第二項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、「の間」の下に「第三号ロに掲げる検査自動車にあつては、令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間」を加え、同項第一号イ(2)中「百分の六十」を「百分の八十」(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第四項第一号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に改め、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同条第四項中「若しくは第二項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、「の間」の下に「第三号ロに掲げる検査自動車にあつては、令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間」を加え、同項第一号イ(2)中「百分の六十」を「百分の八十」(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項第二号ロ中「百分の六十」を「百分の八十」(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)に改め、同項に次の一号を加える。

三 次に掲げる軽油自動車
イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第五項中「同項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車にあつては、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上である」を「次の各号に掲げる検査自動車にあつては、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車で令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの
エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上である検査自動車

二 第一項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車で令和七年五月一日から令和八年四月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの
エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上である検査自動車

第九十条の十二の二第四項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第七項中「前三項」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第三項後段の規定の適用を受けた第二項の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び租税特別措置法第九十条の十二の二第三項後段自動車重量税の納付の事実の確認等の特例」の規定による自動車重量税とする。

第九十条の十四の見出し中「車両安定性制御装置等」を「側方衝突警報装置等」に改め、同条第一項を次のように改める。

車両総重量が八トンを超える貨物自動車(被牽引自動車を除く。次項及び第三項において同じ。)であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第三項において「衝突被害軽減制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの(第三項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合する検査自動車(第九十条の十二第二項の規定の適用がある

ものを除く。)のうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制御装置を装備したものと
して財務省令で定めるものについて令和五年
五月一日から令和六年四月三十日までの間に
初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第
四項の規定により自動車検査証の交付を受け
る場合には、当該自動車検査証の交付に係る
自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七
条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の
規定にかかわらず、同項(第九十条の十二第
三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車
にあつては、同法第七条第一項)の規定によ
り計算した金額に百分の五十を乗じて計算し
た金額とする。

第九十条の十四第二項を削り、同条第三項中
「(被牽引自動車を除く。)」を削り、「第一項」を
「(前項)に改め、同項を同条第二項とし、同項
の次に次の一項を加える。」

3 専ら人の運送の用に供する自動車(財務省
令で定めるものに限る。)又は車両総重量が
三・五トンを超える貨物自動車であつて、道
路運送車両法第四十一条第一項の規定により
令和七年九月一日以降に適用されるべきもの
として定められた衝突被害軽減制御装置
に係る保安基準に適合する検査自動車(第一
項又は第九十条の十二第二項若しくは第三項
の規定の適用があるものを除く。)のうち、衝
突被害軽減制御装置を装備したものとし
て財務省令で定めるものについて令和五年五
月一日から令和八年四月三十日までの間に初
めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四
項の規定により自動車検査証の交付を受ける
場合には、当該自動車検査証の交付に係る自
動車重量税の税額は、自動車重量税法第七
条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規
定にかかわらず、同項(第九十条の十二第四
項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法
第七条第一項)の規定により計算した金額に
百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

(税理士法の一部改正)

第十一条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三
十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第五条第一項第一号イ中
「及び第四十六条」を、「第四十六条及び第五
十条の二第二項」に改める。

第四十七条の四「旨を」の下に、「財務省令
で定める方法により不特定多数の者が閲覧す
ることができる状態に置く措置をとるとともに、
」を加える。

第五十四条の次に次の一項を加える。
(税理士等でない者が税務相談を行った場合
の命令等)

第五十四条の二 財務大臣は、税理士又は税理
士法人でない者(以下この項において「税理士
等でない者」という。)が税務相談を行った場
合(税理士等でない者がこの法律の別段の定
めにより税務相談を行った場合を除く。)にお
いて、更に反復してその税務相談が行われる
ことにより、不正に国税若しくは地方税の賦
課若しくは徴収を免れさせ、又は不正に国税
若しくは地方税の還付を受けさせることによ
る納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼ
すことを防止するため緊急に措置をとる必要
があると認めるときは、当該税理士等でない
者に対し、その税務相談の停止その他当該停
止が実効的に行われることを確保するために
必要な措置を講ずることを命ずることができ
る。

2 第四十七条の四の規定は、前項の規定によ
る命令について準用する。

3 国税庁長官は、前条第一項の規定による命
令をすべきか否かを調査する必要があると認
めるときは、同項の税務相談を行った者から
報告を徴し、又は当該職員をしてその者に質
問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を

検査させることができる。

第五十七条第一項中「若しくは第二項」を「か
ら第三項まで」に改める。

第六十条に次の一号を加える。

四 第五十四条の二第一項の規定による命令
に違反したとき。

第六十二条第二号中「若しくは第二項」を「か
ら第三項まで」に改める。

第六十三条中「」を「若しくは第四号」に、
「及び」を「並びに」に、「」を「及び第三項」
に改める。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する
法律の一部改正)

第十二条 輸入品に対する国内消費税の徴収等
に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一
部を次のように改正する。

第七条第三項中「財務省令で定める方法の
下に(次項において「特定納付方法」という。)
」を加える。

第十九条第一項中「以下この条」を「次項及び
第三項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同
第二項中「又は第八項」を「又は第九項」に、
「前項」とあるのは、「同項」と、同条第三
第一号を「同条第三項中「期限後申告書又は第
一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更
正又は決定」とあるのは「更正」と、同条第
四項第一号に、「同条第五項中「若しくは第八
項の規定の適用がある場合又は」を「同条第六
第一号中」に、「の規定の適用がある場合又は
同項第二号」を「第二項第二号」に改め、「期
限後申告書若しくは修正申告書」とあるのは「修
正申告書」とを削り、「同条第七項」を「同項第
二号中「期限後申告書若しくは第一項第二号」と
あるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定と
あるのは「更正」と、同条第八項」に改め、同
第三項中「同条第八項」を「同条第九項」に、「前
三項」を「前三項」に、「第二項」を「第二項」
と、「第一項又は前項」とあるのは「第一項」と、
同項第一号中「前三項」とあるのは「第一項又は

第二項」に、「この項」を「この号」に、「とする」
を「と、同項第二号中期限後申告書若しくは修
正申告書」とあるのは「修正申告書」とする」に改
め、同条に次の一項を加える。

4 保税地域から引き取られる特例申告に係る
課税物品に係る国内消費税に対する国税通則
法第六十六条及び第六十八条の規定の適用に
ついては、同法第六十六条第六項第二号及び
第六十八条第四項第二号中「国税の課税期間
の初日の属する年の前年及び前々年に課税期
間を開始した当該国税(課税期間のない当該
国税については、当該国税の納税義務が成立
した日の属する年の前年及び前々年に納税義
務が成立した当該国税)とあるのは、「国内
消費税(輸入品に対する国内消費税の徴収等
に関する法律第二条第一号(定義)に規定する
国内消費税をいう。以下この号において同
じ。に係る課税物品(同条第二号に規定する
課税物品をいう。以下この号において同じ。)
の関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の
規定による輸入の許可の日)の属する年の前年
及び前々年に輸入が許可された課税物品に係
る当該国内消費税」とする。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による
所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)
第十三条 外国居住者等の所得に対する相互主義
による所得税等の非課税等に関する法律(昭和
三十七年法律第四十四号)の一部を次のよう
に改正する。

第七条第十一項第三号、第十三項第四号、第
十五項第四号、第十七項第四号及び第十九項第
四号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を
加える。

第三十二条第一項中「第七条」を「第七条第
一項」に改め、同条第二項中「第六条」を「第
六条第一項」に改め、「基準法人税額をいう。以下
この項の下に「及び次項」を加え、同条第三項
中「課税事業年度の」の下に「基準法人税額に対
する」を加え、同条第五項中「第八十二条」を第

八十一条に改める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第十四条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第十七項第三号、第十九項第四号、第二十一項第四号、第二十三項第四号及び第二十五項第四号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第七条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条」を「第六条第一項」に改め、「基準法人税額をいう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第二項中「課税事業年度の」の下に「基準法人税額に対する」を加え、同条第四項中「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

第十三条第一項中、「国」を「若しくはは国」に、「又はその」を「その」に、「したを」し、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「者は」を「場合」に改め、同条第四項中「者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出し、」に改め、同項第三号中「提出した者」を「提出し、」に改め、同項第四号中「提出した者」を「提出し、」に改め、同項第五号及び第六号中「した者」を「したとき」に改め、同項第七号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽

りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき」に改め、同項に次の一号を加える。

八 第十一項第四項において準用する国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件その写しを含むを提示し、若しくは提出したとき。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第十五条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等」(第四条の二・第四条の三)を「第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等」(第四条の二・第四条の三)に改め、第二章の三 国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等(第四条の二・第四条の三)に改める。

第二条第六号中「及び第十三号」を「第十三号及び第二十号」に、「個人番号又は」を「個人番号及び」に改め、「第十三号」の下に「及び第二十号」を加え、同条第十八号を同条第二十五号とし、同条第十四号から第十七号までを七号ずつ繰り下げ、同条第十三号の次に次の七号を加える。

十四 電子決済手段等取引業者 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第十二項に規定する電子決済手段等取引業者(国外において当該電子決済手段等取引業者と同種類の業務を行う者及び同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む)をいう。

十五 電子決済手段 資金決済に関する法律 第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。

十六 国内電子決済手段勘定 電子決済手段等取引業者の営業所等に設定される電子決済手段の管理に係る勘定をいう。

十七 国外電子決済手段勘定 電子決済手段等取引業者の営業所、事務所その他これらに類するもの(国外にあるものに限る)に設定される国内電子決済手段勘定に類する勘定をいう。

十八 国外電子決済手段移転 電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づいて行う国内電子決済手段勘定から国外電子決済手段勘定への電子決済手段の移転をいう。

十九 国外電子決済手段受入れ 電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づいて行う国外電子決済手段勘定から国内電子決済手段勘定への電子決済手段の受入れをいう。

二十 本人電子決済手段勘定 本人の名称で設定されている国内電子決済手段勘定で、その国内電子決済手段勘定を設定されている電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を確認しているものをいう。

第三条第一項中「その他の人の」を「その他の人の」に、「及び第四条の二第一項」を「第四条の二第一項及び第四条の四第一項」に、「この項から第四条の三第一項まで」を「第四条の五第一項まで」に、「(個人番号又は)」を「(個人番号及び)」に改める。

第四条第三項中「が、政令で定めるところにより第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合又は当該国外送金等調書の提出期限の属する年の前年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき光ディスク等を提出した場合には」を「は」に改め、同条第四項中「第一項に規定する税務署長」を「所轄の税務署長(第一

項に規定する税務署長をいう)」に改める。

第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三 国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等

(国外電子決済手段移転等をする者の告知書の提出等)

第四条の四 電子決済手段等取引業者の営業所等の長にその有する電子決済手段の国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者(法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの(次条第一項において「別表法人等」という)を除く)は、その国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れ(以下「国外電子決済手段移転等」という)がそれぞれ特定移転又は特定受入れに該当する場合を除き、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その国外電子決済手段移転等の依頼をする際、当該電子決済手段等取引業者の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする電子決済手段等取引業者の営業所等の長に第三条第一項に規定する政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとす。

2 前項に規定する特定移転とは第一号に掲げる国外電子決済手段移転をいい、同項に規定する特定受入れとは第二号に掲げる国外電子決済手段受入れをいう。

一 その国外電子決済手段移転を依頼する者の本人電子決済手段勘定で管理がされている

る電子決済手段についてされる国外電子決済手段移転

二 その国外電子決済手段受入れを依頼する者の本人電子決済手段勘定で管理がされることとなる電子決済手段についてされる国外電子決済手段受入れ

3 第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外電子決済手段移転等調書の提出)
第四条の五 電子決済手段等取引業者は、その顧客(別表法人等を除く。以下この項において同じ。)からの依頼により国外電子決済手段移転等(その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額が政令で定める金額以下(ものを除く。)をしたときは、その国外電子決済手段移転等)ごとに、その顧客の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の種類その他の財務省令で定める事項を記載した調書(以下「国外電子決済手段移転等調書」という。)を、その国外電子決済手段移転等をした日の属する月の翌月末日までに、当該国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段等取引業者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第四条第二項から第五項までの規定は、国外電子決済手段移転等調書を提出すべき電子決済手段等取引業者について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条第一項中「又は国外証券移管等調書」を「、国外証券移管等調書又は国外電子決済手段移転等調書」に、「若しくは国外証券移管等調書」を、「国外証券移管等調書若しくは国外電子決済手段移転等調書」に、「若しくは国外証券移管等」を、「国外証券移管等若しくは国外電子決済手段移転等」に改め、同条第三項中「国外証券移管等調書」の下に「、国外電子決済手段移

転等調書」を加える。
第九条第一号中「とき又は」を「とき」に、「とき」を「とき、又は第四条の四第一項の告知書を国外電子決済手段移転等の依頼の際に電子決済手段等取引業者の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして電子決済手段等取引業者の営業所等の長に提出したとき」に改め、同条第二号中「若しくは国外証券移管等調書」を、「国外証券移管等調書若しくは国外電子決済手段移転等調書」に改める。
第十条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。
(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)
第十六条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号を削る。

第十一条の二の見出しを「被災代替船舶の特例償却」に改め、同条第一項を次のように改める。
個人が、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなった船舶に代わる船舶として政令で定めるもの(以下この条において「被災代替船舶」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は被災代替船舶を製作して、これを当該個人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該被災代替船舶をその事業の用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該被災代替船舶の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災代替船舶について同項の規定により計算した償却費の額とそ

の取得価額の百分の二十(当該個人が、租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者である場合には、百分の二十四)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。た

第十二条第一項の表の第一号の上欄中「第十一条の規定する被災区域」を「東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物(その附属設備を含む。以下この表において同じ。)又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域」に改め、「(その附属設備を含む。次号において同じ。)」を削り、同条第三項中「買換資産」を「下欄に掲げる資産」に、「買換資産」を「買換資産」に改め、同条第四項中「買換資産」を「下欄に掲げる資産」に、「買換資産」を「買換資産」に改め、同条第六項の表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項中「含む。」を「含む。以下この項において同じ。」に、「が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項(同条第五項の規定により適用する場合を含む。))を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした」に、「こと若しくは」を「こと」に、「同条第一項の表の第四号」を「同表の第三号」に、「この同条第十項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくはこれらの地域以外の」を「以下この号において同じ。」の同条第十項各号に掲げる」に、「これらの地域の区分を、当該各号に掲げる地域の区分と異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当するかどうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産

の当該判定」に、

取得指定期間内
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項に規定する期間内

取得指定期間内に前条第一項
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項に規定する期間内に同条第一項

令で定めるもの(以下この条において「被災代替船舶」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は被災代替船舶を製作して、これを当該法人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該被災代替船舶をその事業の用に供した場合を除

きなくなくなった船舶に代わる船舶として政

だし、当該被災代替船舶の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。
第十一条の二第二項及び第三項中「被災代替資産等」を「被災代替船舶」に改める。

取得指定期間内	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項に規定する期間内
取得指定期間内に前条第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項に規定する期間内に同条第一項

令で定めるもの(以下この条において「被災代替船舶」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は被災代替船舶を製作して、これを当該法人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該被災代替船舶をその事業の用に供した場合を除

く。には、その用に供した日を含む事業年度の当該被災代替船舶の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該被災代替船舶の普通償却限度額と特別償却限度額(当該被災代替船舶の取得価額の百分の二十(当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、百分の二十四)に相当する金額をいう)との合計額とする。

第十八条の二第二項中「被災代替資産等」を「被災代替船舶」に改める。

第十八条の五第一項中「第四十三条の三」を「第四十三条の二」に改める。

第十九条第一項の表の第一号の上欄中「第十八条の二第一項に規定する被災区域」を「東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物(その附属設備を含む。以下この表において同じ。)又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の

区域」に改め、「その附属設備を含む。次号において同じ。」を削る。

第三十八条の二第八項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第五号中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十七条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「第三十七条の十三の二十第十項」を「第三十七条の十三の第三十項」に改める。

第十八条第七項中「かつ、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第九項中「ついで、」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 附則第五十一条の二第五項の規定

令和五年四月一日

附則第一条第九号イ中「第五十三条」を「第五十一条まで、第五十一条の二(第五項を除く。)、第五十二条から第五十三条の二」に改める。

附則第三十二条第三項中「附則第五十二条」を「附則第五十三条の二」に改める。

附則第三十三条及び附則第三十四条第二項中「附則第五十三条」を「附則第五十三条の二」に改める。

附則第三十八条第一項中「附則第四十四条」及び「附則第四十九条」を「附則第五十三条の二」に改める。

附則第四十四条第一項中「附則第五十三条」を「附則第五十三条の二」に改め、同条第三項中「以下第五項」を「以下附則第五十一条の二」に改める。

場合における当該登録を含む)、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出又は同法第十条第一項の規定の適用がなかったとしたならば消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間に限るものとし、次に掲げる課税期間を除く。については、新消費税法第三十条から第三十七条までの規定により新消費税法第三十条第一項に規定する課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額は、新消費税法第三十条から第三十七条までの規定にかかわらず、特別控除税額とすることができる。この場合において、当該特別控除税額は、当該課税期間における新消費税法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

一 五年施行日の属する課税期間であつて五年施行日前から引き続き消費税法第九条第四項の規定の適用を受ける課税期間

二 消費税法第九条第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合に該当する場合における同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間

三 登録開始日の前日までに消費税法第十条第一項の相続があつたことにより同項の規定の適用を受ける課税期間

四 消費税法第十九条第一項第三号から第四号の二までの規定の適用を受ける課税期間及び同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間

2 前項に規定する特別控除税額とは、当該適格請求書発行事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等(消費税法第七条第一項若しくは第八条第一項その他の法律又は条約の規定に

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中

所得税及び復興特別所得税

第四十条の三の四第五項 第三号及び第四号、第六 項並びに第七項	所得税
第四十一条の十九第三項	所得税の額

を

所得税及び復興特別所得税
別所得税の額

に改める。

より消費税が免除されるものを除く)に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の八十に相当する金額をいう。

3 第一項の規定の適用を受けようとする適格請求書発行事業者は、新消費税法第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む)にその旨を付記するものとする。

4 適格請求書発行事業者の第一項の規定の適用を受ける課税期間における消費税法第九条第七項及び第十二条の四第一項、新消費税法第四十五条第一項及び第六十条第四項並びに二十七年改正法附則第四十四条第二項の規定の適用については、消費税法第九条第七項及び第十二条の四第一項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法第十五号(附則第五十一条の二第一項)と、新消費税法第四十五条第一項第三号中「前章」とあるのは「前章及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条」と、新消費税法第十五号(附則第五十一条)の二第二項と、二十七年改正法附則第四十四条第二項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法第十五号(附則第五十一条)の二第二項」とする。

5 新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により五年施行日の属する課税期間の初日

から消費税を納める義務が免除されないこととなる場合において、当該事業者が附則第四十四条第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の規定による申請書を提出しているときは、当該事業者の当該課税期間に係る消費税法第九条第五項の規定による届出書の提出については、同条第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該課税期間中に当該課税期間について同条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した当該届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同条第八項の規定を適用する。

6 第一項の規定の適用を受けた適格請求書発行事業者が、消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書について同項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

7 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十二条第一項中「いう。次条第一項の下に」と及び附則第五十三条の二を加える。附則第五十三条の次に次の一条を加える。(請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置) 第五十三条の二 事業者(新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く)が五年施行日から五年施行日以後六年を経過する日までの間に国内において行う課税仕入れ(その基準期間における課税売上高が一億円以下である課税期間又はその特定期間における課税売上高

(消費税法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高をいう)が五千万円以下である課税期間に行うものに限る。)について、当該課税仕入れに係る支払対価の額が少額である場合として政令で定める場合における新消費税法第三十条第七項の規定の適用については、同項中「帳簿及び請求書等(請求書等の交付を受けることが困難である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿」とあるのは、「帳簿」とする。この場合において、当該課税仕入れについては、前二条の規定は、適用しない。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 令和五年五月一日
- イ 第六条中消費税法第八条の改正規定及び同法第二十七条第二項の改正規定並びに附則第二十条第一項の規定
- ロ 第十条中租税特別措置法第八十六条の二の改正規定、同法第八十七条の六の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定(同条第一項に係る部分(令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで)を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。)、同条第二項に係る部分(令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで)に改める部分に限る。)、同条第三項に係る部分(又は第九十条の十四第一項を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。))及び同条第四項に係る部分(若しくは第二項を削り、「令和三年五月

一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。))及び同法第九十条の十四(見出しを含む)の改正規定並びに附則第五十二条、第五十七条、第七十条及び第七十七条(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第百八十四条第七号の改正規定(第八十七条の六第十五項)を「第八十七条の六第十六項」に改める部分に限る。))に限る。の規定 二 次に掲げる規定 令和五年十月一日

- イ 第六条中消費税法第五十七条の二十項第一号の改正規定及び同法第五十七条の四の改正規定並びに附則第二十条第二項の規定
- ロ 第十条中租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項の改正規定、同法第四十二条の二の二第一項の改正規定(第九条の四の二第二項)を「第八条の四第九項、第九条の四の二第二項」に改める部分及び「調書及び報告書」を「報告書及び調書」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(は、「の」の下に「第八条の四第九項」を加える部分及び「並びに」の下に「第八条の四第十項から第十四項まで」を加える部分に限る。))及び同法第六十六条の二第一項の改正規定並びに附則第三十三条及び第四十七条の規定 三 次に掲げる規定 令和六年一月一日
- イ 第四条の規定(同条中租税法第三十五条第七項ただし書の改正規定、同法第三十七条を削る改正規定、同法第三十六条の改正規定(同条第三項中「第六十六条第七項」を「第六十六条第八項」に改める部分を除く。)、同法第五章中同条を第三十七条とし、第三十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十九条の改正規定を除く。))及び附則第十九条(第三項、第七項、第十項、第十二項及び第十五項を除く)の規定

口 第八条中国税通則法第四十六条の二の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十八条の改正規定及び同法第七十条第四項の改正規定並びに附則第二十三条第二項及び第三項の規定

ハ 第九条の規定並びに附則第二十四条、第六十六条から第六十九条まで及び第七十一条から第七十四条までの規定

二 第十条中租税特別措置法第三十五条の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十二条の三第一項及び第三項の改正規定（第三十五条第八項を「第三十五条第九項」に改める部分に限る。）、同法第六十九条の五第一項の改正規定、同法第七十条の三の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の四第三項第二号の改正規定、同法第七十条の六の八第二項第三号口、第七十条の七第二項第五号口及び第七十条の七の五第二項第八号口の改正規定、同法第七十条の七の四第四項第二号の改正規定、同法第八十九条第四項ただし書の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定（第一号口に掲げる改正規定を除く。）、並びに同法第九十条の十二の改正規定並びに附則第三十二条第三項、第三十五条、第五十一条第一項及び第三項から第七項まで並びに第五十九条の規定

ホ 第十二条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十九条の改正規定

ヘ 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十三条の改正規定

ト 第十五条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。）及び附則第六十条第二項の規定

四 次に掲げる規定 令和六年四月一日

第一類第五号 財務金融委員会議録第二号 令和五年二月十日

イ 第二条の規定（同条中法人税法の目次の改正規定（公益法人等）を「公共法人等」に改める部分に限る。）、同法第十三条の改正規定、同法第十四条第一項第四号の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十一条の六の改正規定、同法第二編第一章第一節第十款の款名の改正規定、同法第六十四条の四第一項の改正規定、同法第六十四条の十第六項第四号の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の二第二項第一号の改正規定、同法第二百二十八条の改正規定、同法第四百六十六条第二項の表の改正規定、同法第五百五十条の改正規定及び同法別表第一に次のように加える改正規定を除く。）、並びに附則第十一条、第十四条及び第十六条の規定

ロ 第三条の規定（同条中地方税法第九十九条第二項の改正規定を除く。）及び附則第十七条の規定

ハ 第八条中国税通則法第十五条第二項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定

二 第十条中租税特別措置法第三十七条第一項の改正規定（ときは）の下に、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につきを加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定（令和五年十二月三十一日）を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に改める部分を除く。）、同法第三十七条の四第二号の改正規定、同法第六十五条の七第一項の改正規定（は、当該買換資産の下に「政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける

旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」を加える部分に限る。）、同条第九項の改正規定（第五号）を「第四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の八第七項の改正規定（第五号）を「第四号」に改める部分を除く。）、同条第八項の改正規定（第五号）を「第四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の九第二号の改正規定、同法第六十六条の六の改正規定、同法第六十六条の七の改正規定（同条第九項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の七第十項」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の九の二の改正規定、同法第六十六条の九の三の改正規定（同条第八項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の七第十項」に改める部分を除く。）、及び同法第六十八条の四の改正規定並びに附則第三十二条第七項、第四十六条第三項、第四十八条及び第五十六条第一項から第五項までの規定

ホ 第十一条の規定

旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」を加える部分に限る。）、同条第九項の改正規定（第五号）を「第四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の八第七項の改正規定（第五号）を「第四号」に改める部分を除く。）、同条第八項の改正規定（第五号）を「第四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の九第二号の改正規定、同法第六十六条の六の改正規定、同法第六十六条の七の改正規定（同条第九項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の七第十項」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の九の二の改正規定、同法第六十六条の九の三の改正規定（同条第八項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の七第十項」に改める部分を除く。）、及び同法第六十八条の四の改正規定並びに附則第三十二条第七項、第四十六条第三項、第四十八条及び第五十六条第一項から第五項までの規定

ホ 第十二条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第三項の改正規定

ト 第十三条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条の改正規定

チ 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定

五 次に掲げる規定 令和七年一月一日

イ 第一条中所得税法第八十五条第一項の改正規定、同法第八十七条の改正規定、同法第九十条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定及び同法別表第四の改正規定並びに附則第六條の規定

項及び第四条の三第一項の改正規定、同法第四十一条の十八の二第二項の改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同条を同法第四十一条の十八の四とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十一条の二十一第十四項第十七号の改正規定並びに附則第三十六条の規定

ハ 第十七条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

六 次に掲げる規定 令和八年一月一日

イ 第一条中所得税法第五十一条の改正規定、同法第二百二十九条の改正規定及び同法第二百三十条の改正規定並びに附則第五条及び第十条の規定

ロ 第二条中法人税法第二百二十八条の改正規定及び同法第四百六十六条第二項の表の改正規定（同表第二百二十二条第二項第四号の項に係る部分を除く。）並びに附則第十五条の規定

七 第八条中国税通則法第十四条の改正規定及び附則第二十三条第一項の規定 公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日

改正規定及び同法第二百二十四条の四の改正規定並びに附則第七条の規定
ロ 第二条中法人税法第六十一条第一項の改正規定
ハ 第十条中租税特別措置法第四十一条の十四第一項第二号の改正規定、同法第四十一条の十五の二の改正規定及び同法第四十二条第四項第三号の改正規定
十 次に掲げる規定 土地改良法の一部を改正する法律(令和四年法律第九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日
イ 第二条中法人税法の目次の改正規定(公益法人等)を「公共法人等」に改める部分に限る。)、同法第十三条の改正規定、同法第十四条第一項第四号の改正規定、同法第二編第一章第一節第十款の款名の改正規定、同法第六十四条の四第一項の改正規定、同法第六十四条の十第六項第四号の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第四百四十六條第二項の表第二百二十二条第二項第四号の項の改正規定及び同法第五百十条の改正規定
ロ 第十条中租税特別措置法第二条第二項の改正規定、同法第四十二条の四第十九項第四号の改正規定、同法第四十二条の六項第一号の改正規定、同法第四十二条の十二の五第三項第一号の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定、同法第六十六条の五の二第二項第三号ロの改正規定及び同法第六十六条の十一第一項第五号の改正規定
十一 第六条中消費税法別表第二第七号ロの改正規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
十二 第十条中租税特別措置法第十一条第一項第一号及び第二号の改正規定、同項第三号を

同項第四号とし、同項第二号の次に一号を加える改正規定、同法第四十三条第一項第一号及び第二号の改正規定、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に一号を加える改正規定、同法第五十九条の二第一項の改正規定(令和二年三月三十一日)を「令和七年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同条第四項の改正規定並びに同条第六項の改正規定並びに附則第二十九条第一項及び第四十二条第一項の規定 海上運送法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日
十三 第十条中租税特別措置法第五十七条の四を削る改正規定、同法第五十七条の四の二第一項の改正規定(において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)の下に「昭和三十三年法律第百六十六号」を加える部分に限る。)、同条を同法第五十七条の四とする改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第九十条の四の三第一項の改正規定並びに附則第四十三条及び第六十四条(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第十九条の改正規定に限る。))の規定 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)の施行の日
(給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という。))第五十七条の二第二項(第四号及び第五号に係る部分に限る。))の規定は、令和五年分以後の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。
(特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例等に関する経過措置)
第三条 新所得税法第七十条の二及び第七十一条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に発生する新所得税法第七十条の二第一項に規定する特定非常災害について適用する。
(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等に関する経過措置)
第四条 新所得税法第三十七条の二(第十一項第二号及び第三号に係る部分に限る。))の規定は、個人が施行日以後に担保を供する場合について適用する。
2 新所得税法第三十七条の三(第三項第二号及び第三号に係る部分に限る。))の規定は、個人が施行日以後に担保を供する場合について適用する。
(青色申告の取りやめ等に関する経過措置)
第五条 新所得税法第五十一条(所得税法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定は、令和八年分以後の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合について適用し、令和七年分以前の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合については、なお従前の例による。
(給与所得者の扶養控除等申告書等に関する経過措置)
第六条 新所得税法第九十四条及び第九十五条の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき給与等(所得税法第八十三条第一項に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。))について提出する新所得税法第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。))第九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び旧所得税法第九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書については、なお従前の例による。
(株式等の譲渡の対価の受領者等の告知等に関する経過措置)

第七条 新所得税法第二百二十四条の三第一項及び第九号に定める日以後に行われる所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等の譲渡又は新所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権の譲渡について適用し、同日前に行われた同項に規定する株式等の譲渡又は旧所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権の譲渡については、なお従前の例による。
(源泉徴収票に関する経過措置)
第八条 新所得税法第二百二十六条第六項の規定は、令和九年一月一日以後に提出すべき所得税法第二百二十六条第一項の給与等又は新所得税法第二百二十六条第三項の公的年金等の源泉徴収票について適用する。
(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)
第九条 新所得税法第二百二十八条の四第二項の規定は、施行日以後に提出すべき同条第一項に規定する調書等について適用し、施行日前に提出すべき旧所得税法第二百二十八条の四第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。
(開業等の届出等に関する経過措置)
第十条 新所得税法第二百二十九条又は第二百三十条の規定は、それぞれ令和八年一月一日以後に生ずる新所得税法第二百二十九条に規定する事実又は新所得税法第二百三十条に規定する事実について適用し、同日前に生じた旧所得税法第二百二十九条に規定する事実及び旧所得税法第二百三十条に規定する事実については、なお従前の例による。
(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定(附則第一条第四号イに掲げる改正規定に限る。))による改正後の法人税法(以下「令和六年新法人税法」という。))の規定(各対象会計年度の令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額に対する

する経過措置)
第七号 新所得税法第二百二十四条の三第一項及び第九号に定める日以後に行われる所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等の譲渡又は新所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権の譲渡について適用し、同日前に行われた同項に規定する株式等の譲渡又は旧所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権の譲渡については、なお従前の例による。
(源泉徴収票に関する経過措置)
第八条 新所得税法第二百二十六条第六項の規定は、令和九年一月一日以後に提出すべき所得税法第二百二十六条第一項の給与等又は新所得税法第二百二十六条第三項の公的年金等の源泉徴収票について適用する。
(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)
第九条 新所得税法第二百二十八条の四第二項の規定は、施行日以後に提出すべき同条第一項に規定する調書等について適用し、施行日前に提出すべき旧所得税法第二百二十八条の四第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。
(開業等の届出等に関する経過措置)
第十条 新所得税法第二百二十九条又は第二百三十条の規定は、それぞれ令和八年一月一日以後に生ずる新所得税法第二百二十九条に規定する事実又は新所得税法第二百三十条に規定する事実について適用し、同日前に生じた旧所得税法第二百二十九条に規定する事実及び旧所得税法第二百三十条に規定する事実については、なお従前の例による。
(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定(附則第一条第四号イに掲げる改正規定に限る。))による改正後の法人税法(以下「令和六年新法人税法」という。))の規定(各対象会計年度の令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額に対する

法人税に係る部分に限る。は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する対象会計年度の同項に規定する国際最低課税額に対する法人税について適用する。

(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益に関する経過措置)

第十二条 第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)第六十一条の規定は、法人(人格のない社団等を含む。)以下この条及び附則第十五条において同じ。の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、次項及び第四項から第六項までに規定する場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が改正事業年度(施行日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)終了の時にあって当該法人が発行した法人税法第六十一条第一項に規定する暗号資産(施行日に開始する改正事業年度にあっては、新法人税法第六十一条第二項に規定する特定自己発行暗号資産(以下この条において「特定自己発行暗号資産」という。))に該当しない暗号資産(法人税法第六十一条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。に限る。)を有する場合において、当該暗号資産(他の者から取得したものを除く。)の全てがその時において譲渡しているものとして政令で定めるものがあるときは、当該改正事業年度以前の各事業年度については、当該暗号資産と同一の種類(暗号資産)の暗号資産(他の者から取得したものを除く。)は特定自己発行暗号資産に該当するものとみなして、新法人税法第六十一条の規定の適用については、当該暗号資産(同項の法人が発行し、かつ、改正事業年

3 前項の規定により特定自己発行暗号資産に該当するものとみなされた暗号資産についての改正事業年度後の各事業年度における新法人税法第六十一条の規定の適用については、当該暗号資産(同項の法人が発行し、かつ、改正事業年

度終了の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して同項に規定する政令で定めるものに該当するものに限る。は、特定自己発行暗号資産に該当するものとみなす。

4 法人が施行日前に開始した事業年度(以下この条において「経過事業年度」という。))において行つた新法人税法第六十一条第八項に規定する暗号資産信用取引(第二条の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。))第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引に該当するものを除く。以下この条において「新暗号資産信用取引」という。のうちその行つた日以後に終了する経過事業年度終了の時にあって決済されていないものがある場合において、新暗号資産信用取引のうち当該経過事業年度終了の時にあって決済されていないもの全てについて、当該経過事業年度の確定した決算(法人税法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項に規定する期間(通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間)について同法第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合)は、その期間に係る決算(第六項において同じ。))において新法人税法第六十一条第八項に規定するみなし決済損益額を収益又は損失として経理しているときは、当該経過事業年度については、同項の規定を適用することができる。

5 法人が経過事業年度において行つた新暗号資産信用取引のうちその行つた日以後に行われた新法人税法第六十一条第九項に規定する適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人にその契約を移転したものがあつた場合において、当該適格分割等により移転した契約に係る新暗号資産信用取引の全てについて同項に規定するみなし決済損益額に相当する金額を収益の額又は損失の額としているときは、当該適格分割等については、同項の規定を適用することができる。

6 法人が経過事業年度において新暗号資産信用取引に係る契約に基づき暗号資産を取得した場合において、新暗号資産信用取引に係る契約に基づき当該経過事業年度において取得した暗号資産の全てについてその取得の時にあつた暗号資産の価額とその取得の基因となつた新暗号資産信用取引に係る契約に基づき当該暗号資産の取得の対価として支払つた金額との差額を当該経過事業年度の確定した決算において収益又は損失として経理しているときは、当該経過事業年度については、新法人税法第六十一条第十項の規定を適用することができる。

7 適格合併又は適格分割により第二項の規定により特定自己発行暗号資産に該当するものとみなされた暗号資産の移転が行われた場合における新法人税法第六十一条の規定の適用その他同項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(法人税の確定申告に関する経過措置)
第十三条 新法人税法第七十四条第二項及び第七十五条の二第十一項第一号の規定は、施行日以後に残余財産が確定する内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の旧法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する提出期限が施行日以後に到来するもの(以下この条において「経過事業年度」という。))の所得に対する法人税について適用し、施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(経過事業年度を除く。)の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(国際最低課税額の計算に関する経過措置)
第十四条 構成会社等(令和六年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等)をいう。以下この条において同じ。である内国法人が属する特定多国籍企業グループ等(令和六年新法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等)をいう。以下この条において同じ。の各対象会計年度に係る国際報告事項(租税特別措置法第六十六条の四の四第一項に規定する国際報告事項をいい、連結等財務諸表(令和六年新法人税法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。))を基礎として作成されたものに限る。以下この項において同じ。又はこれに相当する事項につき租税特別措置法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供された場合において、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(対象外構成会社等(令和六年新法人税法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等)その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。が令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度(令和十年六月三十日まで)に終了するものに限る。において次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地(令和六年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地をいう。以下この条において同じ。))における当該対象会計年度に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

イ 当該対象会計年度に係る国際報告事項又はこれに相当する事項として提供された当該構成会社等の所在地に係る収入金額(当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうち、国際報告事項にその情報が含まれないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれない構成会社等として財務省令で定めるものがある場合には、当該構成会社等に係る収入金額として財務省令で定める金額を加算した金額)が

イ 当該対象会計年度に係る国際報告事項又はこれに相当する事項として提供された当該構成会社等の所在地に係る収入金額(当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうち、国際報告事項にその情報が含まれないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれない構成会社等として財務省令で定めるものがある場合には、当該構成会社等に係る収入金額として財務省令で定める金額を加算した金額)が

千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として提供された当該構成会社等の所在地に係る税引前当期利益の額(当該税引前当期利益の額の計算において、令和六年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。次号ロにおいて「調整後税引前当期利益の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額(零を超えるものに限る。)のうちに占める割合が百分の十七(令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十五とし、令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十六とする。)以上であること。

イ 当該対象会計年度に係る当該構成会社等の所在地を租税特別措置法第六十六条の四の四第一項の事業が行われる国又は地域とする全ての構成会社等(対象外構成会社等を除く。)の連結等財務諸表に記載された法人税の額その他の財務省令で定める金額(当該金額のうちに、令和六年新法人税法第八十二条第二十九号に規定する対象租税以外の租税の額が含まれており、又は不確実性がある金額として財務省令で定める金額が含まれている場合には、これらの金額を除く。)の合計額

ロ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として提供された当該構成会社等の所在地に係る調整後税引

3 前当期利益の額

三 前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該構成会社等に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第三項の規定を適用しないで計算した場合の同条第二項第一号イ(2)に掲げる金額(当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項における租税特別措置法第六十六条の四の四第一項の事業が行われる国又は地域と前号ロの所在地が同一である構成会社等(対象外構成会社等を除く。)に係るものに限る。)以下であること。

2 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

一 前項の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和六年新法人税法第五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等(前項の内国法人について同項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。)の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があること(同条第三項の規定の適用がある場合に限る。)

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の前日に開始したいずれの対象会計年度(令和六年四月一日(同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が同日前に施行されている場合には、その施行の日)以後に開始する対象会計年度であつて、同項の特定多国籍企業グループ等が当該対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に該当した場合における当該対象会計年度に限る。)においても、同項の構成会社等の所在地につき同項の規定、同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけ

るこれに相当するものの計算が行われていること。

三 構成会社等である内国法人の属する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(令和六年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この条において同じ。)(対象外共同支配会社等(令和六年新法人税法第八十二条第二十二号に規定する無国籍共同支配会社等その他の政令で定めるものをいう。)を除く。以下この項において同じ。)が、令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度(令和十年六月三十日までに終了するものに限る。)において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該共同支配会社等の所在地に税法第八十二条の二第四項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等(当該共同支配会社等の所在地を所在国とするものに限るものとし、対象外共同支配会社等を除く。以下この条において同じ。)の連結等財務諸表に記載された収入金額として財務省令で定める金額の合計額が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ 当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の連結等財務諸表に記載された税引前当期純利益の額として財務省令で定める金額の合計額から当該連結等財務諸表に記載された税引前当期純損失の額として財務省令で定める金額の合計額を控除した金額(当該金額の計算において、令和六年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれ

ない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。次号ロにおいて「調整後税引前当期利益の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額(零を超えるものに限る。)のうちに占める割合が百分の十七(令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十五とし、令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十六とする。)以上であること。

イ 当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の連結等財務諸表における法人税の額その他の財務省令で定める金額(当該金額のうちに、令和六年新法人税法第八十二条第二十九号に規定する対象租税以外の租税の額が含まれており、又は不確実性がある金額として財務省令で定める金額が含まれている場合には、これらの金額を除く。)の合計額

ロ 当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の調整後税引前当期利益の額(当該金額のうちに、令和六年新法人税法第八十二条の二第五項の規定を適用しないで計算した場合の同条第四項第一号イ(2)に掲げる金額以下であること。

4 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

一 前項の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和六年新法人税法第五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等(令和六年新法人税法第

八十二条の二第一項の内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があること(令和六年新法人税法第五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限り)。

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の前日に開始したいずれの対象会計年度(令和六年四月一日(同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が同日前に施行されている場合には、その施行の日)以後に開始する対象会計年度であつて、同項の特定多国籍企業グループ等が当該対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(対象会計年度に限る)においても、同項の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地において当該共同支配会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等につき同項の規定(同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む)の適用を受けて令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国内最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

5 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の令和六年四月一日から令和十四年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号イ及び第四項第一号イに掲げる当期国別国内最低課税額を計算する場合における同条第二項第一号イ(2)(i)及び第四項第一号イ(2)(i)の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、当該内国法人の令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対

象会計年度については「百分の九・八」と、当該内国法人の令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・六」と、当該内国法人の令和八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・四」と、当該内国法人の令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・二」と、当該内国法人の令和十年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九」と、当該内国法人の令和十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の八・二」と、当該内国法人の令和十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の七・四」と、当該内国法人の令和十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の六・六」と、当該内国法人の令和十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の五・八」とする。

6 前項の規定は、同項に規定する場合における令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(2)(ii)及び第四項第一号イ(2)(ii)の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「百分の九・八」とあるのは「百分の七・八」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の七・六」と、「百分の九・四」とあるのは「百分の七・四」と、「百分の九・二」とあるのは「百分の七・二」と、「百分の九」とあるのは「百分の七」と、「百分の八・二」とあるのは「百分の六・二」と、「百分の七・四」とあるのは「百分の五・八」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の五・四」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が各種投資会社等(令和六

年新法人税法第八十二条第十六号に規定する各種投資会社等をいう。以下この項において同じ)である場合又は第三項に規定する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等が各種投資会社等である場合の第一項各号又は第三項各号に掲げる要件の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(青色申告の取りやめに関する経過措置)

第十五条 新法人税法第二百二十八条(新法人税法第四十六條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定は、法人の令和八年一月一日以後に開始する事業年度の法人税法第二百二十八条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとする場合における新法人税法第二百二十八条の届出書の提出について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の同項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとする場合における旧法人税法第二百二十八条(法人税法第四十六條第一項において準用する場合を含む)の届出書の提出については、なお従前の例による。(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置)

第十六条 令和六年新法人税法第五十条の三の規定は、令和六年四月一日以後に開始する対象会計年度に係る同条第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等について適用する。2 附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における令和六年新法人税法第五十条の三第一項の規定の適用については、同項第二号中「特例」とあるのは、「特例」の規定、所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号 附則第十四条第一項又は第三項(国際最低課税額の計算に関する経過措置)とする。(地方法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十七条 第三条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る)による改正後の地方税法の規定は、法人(人格のない社団等を含む。以下この条において同じ)の令和六年四月一日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税及び内国法人の同日以後に開始する課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税について適用し、法人の同日前に開始した課税事業年度の地方法人税については、なお従前の例による。(地方法人税の確定申告に関する経過措置)

第十八条 第三条の規定による改正後の地方税法第十九条第二項の規定は、施行日以後に残余財産が確定する内国法人の当該残余財産の確定の日(属する課税事業年度(施行日以前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日)の属する課税事業年度)当該課税事業年度の第三条の規定による改正前の地方税法第十九条第一項の規定による申告書の同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する提出期限が施行日以後に到来するもの(以下この条において「経過課税事業年度」という)を含む)の地方法人税について適用し、施行日以前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日(属する課税事業年度(経過課税事業年度を除く))の地方法人税については、なお従前の例による。(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第四条の規定による改正後の相続税法(以下「新相続税法」という)第十九条第一項、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第二項及び第三項の規定は、令和六年一月一日以後に贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ)により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。2 令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈(贈与をした者の死

亡により効力を生ずる贈与及び当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この条において同じ。により財産を取得する者については、前項の規定にかかわらず、新相続税法第十九条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「七年」とあるのは、「三年」とする。

3 令和九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者に係る新相続税法第十九条第一項の規定の適用については、同項中「当該相続の開始前七年以内」とあるのは、「令和六年一月一日から当該相続の開始の日までの間」とする。

4 新相続税法第二十一条の十一の二の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

5 新相続税法第二十一条の十二第一項及び第二十一条の十三の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

6 新相続税法第二十八条第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により財産を取得する者が提出する贈与税の申告書について適用し、同日前に贈与により財産を取得した者が提出する贈与税の申告書については、なお従前の例による。

7 新相続税法第三十六条の規定は、施行日以後に相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限が到来する相続税について適用する。

8 新相続税法第四十九条の規定は、令和六年一月一日以後に相続又は遺贈により財産を取得する者がする同条の規定による開示の請求について適用し、同日前に相続又は遺贈により財産を取得した者がする第四条の規定による改正前の相続税法第四十九条の規定による開示の請求については、なお従前の例による。

9 令和六年一月一日から令和八年十二月三十一

日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者に係る新相続税法第四十九条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「第十九条第一項に規定する加算対象贈与財産」とあるのは、「当該他の共同相続人等が当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産(第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を除く。）」とする。

10 令和九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者に係る新相続税法第四十九条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「第十九条第一項に規定する加算対象贈与財産」とあるのは、「令和六年一月一日から当該相続の開始の日までの間に当該他の共同相続人等が当該被相続人から取得した財産(第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を除く。）」とする。

11 令和五年十二月三十一日以前に贈与により取得した相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る新相続税法第四十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税」とあるのは、「贈与税」とする。

12 新相続税法第五十九条第六項の規定は、施行日以後に提出すべき調書(相続税法第五十九条第五項に規定する調書をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に提出すべき調書については、なお従前の例による。

13 新相続税法第六十六条の二第五項の規定は、令和六年一月一日以後に特定一般社団法人等(相続税法第六十六条の二第二項第三号に規定する特定一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。)が贈与により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に特定一般社団法人等が贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

14 令和六年一月一日から令和八年十二月三十一

日までの間に遺贈により金額を取得したものとみなされる特定一般社団法人等については、前項の規定にかかわらず、新相続税法第六十六条の二第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「七年」とあるのは、「三年」とする。

15 令和九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に遺贈により金額を取得したものとみなされる特定一般社団法人等に係る新相続税法第六十六条の二第五項の規定の適用については、同項中「被相続人に係る相続の開始前七年以内」とあるのは、「令和六年一月一日から被相続人に係る相続の開始の日までの間」とする。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十條 第六條の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新消費税法」という。)第八條第五項及び第六項の規定は、令和五年五月一日以後に行われる物品の譲渡(消費税法第八條第一項に規定する物品の譲渡をいう。以下この項において同じ。)に係る譲渡又は譲受け(新消費税法第八條第四項ただし書の承認を受けないでされる同項に規定する譲渡又は譲受けをいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に行われた物品の譲渡に係る譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

2 新消費税法第五十七條の四第三項の規定は、令和五年十月一日以後に国内において消費税法第二條第一項第四号に規定する事業者が行う新消費税法第五十七條の四第一項の規定の適用を受ける同項に規定する課税資産の譲渡等につき行う消費税法第三十八條第一項に規定する売上げに係る対価の返還等について適用する。

(消費税法の一部改正に伴う調整規定)
第二十一條 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日が令和五年十月一日前である場合には、第六條のうち消費税法別表第二第七号口は、改正規定中「別表第二第七号口」とあるのは、「別表第一第七号口」とする。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 第七條の規定による改正後の印紙税法別表第三の規定は、施行日以後に独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)第十五條第二項第三号に掲げる業務に関する文書について適用し、施行日前に独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成した当該業務に関する文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)
第二十三條 第八條の規定による改正後の国税通則法(次項及び第三項において「新国税通則法」という。)第十四條の規定は、附則第一條第七号に定める日以後にする公示送達については、適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

2 新国税通則法第四十六條の二の規定は、令和六年一月一日以後に申請される国税通則法第四十六條第一項から第三項までの規定による納税の猶予(以下この項において「納税の猶予」という。)について適用し、同日前に申請された納税の猶予については、なお従前の例による。

3 新国税通則法第六十六條及び第六十八條第四項の規定は、令和六年一月一日以後に法定申告期限(国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含む。以下この項において「法定申告期限」という。)が到来する国税について適用し、同日前に法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。

この場合において、同日前に法定申告期限が到来した国税に係る第八條の規定による改正前の国税通則法(以下この項において「旧国税通則法」という。)第六十六條の無申告加算税同条第七項の規定の適用があるものを除く。又は旧国税通則法第六十八條第二項の重加算税は、新国税通則法第六十六條第六項第二号に規定する特定無申告加算税等とみなす。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四條 第九條の規定による改正後の国税徴

収法(次項において「新国税徴収法」という。)第百四十一条の規定は、令和六年一月一日以後に同条各号に掲げる者に対して行う同条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前にその者に対して当該調査に係る第九条の規定による改正前の国税徴収法(以下この項において「旧国税徴収法」という。)第百四十一条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。)について適用し、同日前に旧国税徴収法第百四十一条各号に掲げる者に対して行った同条の規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

2 新国税徴収法第百四十一条の二の規定は、令和六年一月一日以後に提出される同条に規定する物件について適用する。
(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十五条 第十条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第十条の規定は、令和六年分以後の所得税については、令和五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十六条 新租税特別措置法第十条の三第一項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、第十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第十条の三第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。
(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十七条 新租税特別措置法第十条の五の三第一項の規定は、同項に規定する特定中小事業者が施行日以後に同項に規定する指定事業の用に供する同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧租税特別措置法第十条の五の三第一項に規定する特定中小事業者が施行日前に同項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十八条 新租税特別措置法第十条の五の六第十二項の規定は、令和五年分以後の所得税について適用する。
(個人の減価償却に関する経過措置)

第二十九条 新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定船舶(同日前に締結した契約に基づき取得をするもの(以下この項において「経過特定船舶」という。)を除く。)について適用し、個人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定船舶(経過特定船舶を含む。)については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設(以下この項及び第四項において「取得等」という。)をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第十二条第四項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等(租税特別措置法第十二条第二項に規定する取得等をいう。以下この項において同じ。)をする新租税特別措置法第十二条第四項に規定する産業振興機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした

旧租税特別措置法第十二条第四項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十三条第一項の規定は、個人が取得等をする同項に規定する事業再編促進機械等で施行日以後に受ける農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第三十五号)第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画(施行日前に受けた同法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画)について施行日以後に同条第一項の規定による変更の認定があったときにおけるその変更後のもの(以下この項において「経過認定事業再編計画」という。)を含む。)に記載されたものについて適用し、個人が取得等をした旧租税特別措置法第十三条第一項に規定する事業再編促進機械等で施行日前に受けた農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画(経過認定事業再編計画を除く。)に記載されたものについては、なお従前の例による。

(個人が農用地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第三十条 新租税特別措置法第二十四条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第二十四条の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置)

第三十一条 新租税特別措置法第二十九条の二第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、同項に規定する取締役等又は特定従事者が施行日以後に行われる同項に規定する付与決議に基づき締結される同項の契約により与えられる同

項に規定する特定新株予約権に係る株式について適用し、旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する取締役等又は特定従事者が施行日前に行われた同項に規定する付与決議に基づき締結された同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株予約権に係る株式については、なお従前の例による。
(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十二条 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号に掲げる土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十一条の二第二項(第十三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十五条の規定は、個人が令和六年一月一日以後に行う同条第三項に規定する対象譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十五条第三項に規定する対象譲渡については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十五条の三第二項第二号の規定は、個人が令和五年一月一日以後に行う同条第一項に規定する低未利用土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十五条の三第一項に規定する低未利用土地等の譲渡については、なお従前の例による。

5 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資

6 第十条の規定(附則第一条第四号二に掲げる改正規定を除く。)による改正後の租税特別措置法(以下この項において「令和五年新措置法」という。第三十七条から第三十七条の四まで(令和五年新措置法第三十七条第一項の表の第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。))の規定は、個人が施行日以後に同表の第一号、第三号又は第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得(建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日以前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

条の五第二項において準用する旧租税特別措置法第三十七条第四項の規定に基づき受けた同項の税務署長の承認は新租税特別措置法第三十七条の五第二項の規定に基づき受けた同項の税務署長の承認と、施行日以前において旧租税特別措置法第三十七条の五第二項において準用する旧租税特別措置法第三十七条第四項の規定に基づき同項の税務署長が認定した日は新租税特別措置法第三十七条の五第二項の規定に基づき同項の税務署長が認定した日と、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

2 新租税特別措置法第三十七条の十四第二十七項の金融商品取引業者等の営業所の長が施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第二十七項の規定による承認を受けた場合には、当該承認を施行日に受けた新租税特別措置法第三十七条の十四第三十項に規定する所轄税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。

の規定は、令和七年分以後の所得税について適用する。
(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)
第三十七条 新租税特別措置法第四十二条の二第二項の規定は、施行日以後に提出すべき同条第一項に規定する調書等について適用し、施行日以前に提出すべき旧租税特別措置法第四十二条の二の二第二項に規定する調書等については、なお従前の例による。

7 第十条の規定(附則第一条第四号二に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の租税特別措置法(以下この項において「令和六年新措置法」という。第三十七条及び第三十七条の四(令和六年新措置法第三十七条第一項の届出に係る部分に限る。))の規定は、個人が令和六年四月一日以後に同項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が同日以前に第十条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後に同表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以前に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

第三十三条 新租税特別措置法第三十七条の十三の四第一項の規定は、令和五年十月一日以後に行われる株式交付については、適用し、同日以前に行われた株式交付については、なお従前の例による。
(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)
第三十四条 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和五年十二月三十一日において同号の金融商品取引業者等の営業所に開設している同号に規定する非課税口座に同年分の租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定又は新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定を設定している場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者(同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に租税特別措置法第三十七条の十四第十六項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出をした者その他の政令で定める者を除く。は令和六年一月一日において当該金融商品取引業者等と新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、新租税特別措置法第九条の八及び第三十七条の十四の規定を適用する。

第三十五条 新租税特別措置法第四十条の四第五項、第十一項及び第十二項の規定は、租税特別措置法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の令和六年分以後の各年分の同項に規定する課税対象金額及び同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合については、適用し、同条第一項各号に掲げる居住者の令和五年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。

2 施行日から令和五年九月三十日までの間における新租税特別措置法第四十二条の二の二第三項の規定の適用については、同項中「所轄の税務署長(第八条の四第九項)」とあるのは、「所轄の税務署長」とする。
(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)
第三十八条 新租税特別措置法第四十二条の四の規定は、法人(租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第四十六条までにおいて同じ。)の施行日以後に開始する事業年度(新租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の租税特別措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する通算法人に係る租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する通算親法人(以下この条及び附則第四十三条第五項において「通算親法人」という。))の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日以前に開始した事業年度(旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度を除く。))分の法人税及び旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例

8 施行日以前において旧租税特別措置法第三十七

第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九

第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九

第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九

第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九

第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九

第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九

第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九

第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九

第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九

第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九

第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九

による。

(中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十九条 新租税特別措置法第四十二条の六第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等が施行日以前に取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に同項に規定する指定事業の用に供する同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日以前に同項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

(事業適応設備を取付した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十一条 新租税特別措置法第四十二条の十二の七第九項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第四十二条 新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定船舶(同日前に締結した契約に基づき取得をするもの(以下この項において「経過特定船舶」という。)を除く。)について適用し、法人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定船舶(経過特定船舶を含む。)については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する法人の施行日以後に終了する各事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「三年を経過する日」とあるのは、「三年を経過する日(災害その他やむを得ない事情により同日までにその特定技術基準対象施設部分について行う改良のための工事を完了することが困難となつた特定技術基準対象施設として財務省令で定めるもの)」とする。

3 新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設(以下この項及び第五項において「取得等」という。)をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、法人が施行日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十五条(第三項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等(租税特別措置法第四十五条第二項に規定する取得等を含む。)以下この項において同じ。)をする新租税特別措置法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等について適用し、法人が施行日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十六条第一項の規定は、法人が取得等をする同項に規定する事業再編促進機械等で施行日以後に受ける農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画(施行日以前に受けた同法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画)について施行日以後に同条第一項の規定による変更の認定があつたときにおけるその変更後のもの(以下この項において「経過認定事業再編計画」という。)を含む。)に記載されたものについて適用し、法人が取得等をした旧租税特別措置法第四十六条第一項に規定する事業再編促進機械等で施行日以前に受けた農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画(経過認定事業再編計画)については、なお従前の例による。

編計画」という。)を含む。)に記載されたものについて適用し、法人が取得等をした旧租税特別措置法第四十六条第一項に規定する事業再編促進機械等で施行日以前に受けた農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画(経過認定事業再編計画を除く。)に記載されたものについては、なお従前の例による。

(原子力発電施設解体準備金に関する経過措置)

第四十三条 附則第一条第十三号に定める日以前に設置された旧租税特別措置法第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「(原子力発電施設とあるのは(原子力発電施設(所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)附則第一条第十三号に定める日以後に終了する事業年度にあつては、同日前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の二第一項の規定により指定されたものに限る。))と、同条第三項中「(原子力発電施設解体準備金とあるのは(原子力発電施設解体準備金(特定原子力発電施設に係るものに限る。以下この条において同じ。))と、同条第四項並びに第五項第二号イ及び第四号中「(原子力発電施設解体準備金の金額)とあるのは(特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額)と、同項第五号中「(原子力発電施設解体準備金)とあるのは(特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額)と、同項第六号中「(原子力発電施設解体準備金の金額)とあるのは(特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額)と、同条第六項中「(原子力発電施設解体準備金の金額)とあるのは(特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額)と、同条第七項及び第十五項中「(第五十七条の四第一項)とあるのは(所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)附則第四十三条第一項

の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の四第一項」とする。

2 青色申告書(租税特別措置法第二条第二項第二十九号に規定する青色申告書をいう。第五項及び第八項において同じ。)を提出する法人が附則第一条第十三号に定める日を含む事業年度開始の日(以下この項及び第九項において「基準日」という。)において旧租税特別措置法第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設(同号に定める日以前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)第六十四条の二第一項の規定により指定された原子力発電施設を除く。以下この条において「経過措置原子力発電施設」という。)に係る旧租税特別措置法第五十七条の四第三項(附則第六十四条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。)に規定する原子力発電施設解体準備金の金額を有する場合には、基準日以後に終了する各事業年度において、当該原子力発電施設解体準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額(次項において「三十年均等取崩金額」という。)に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前項の場合において、三十年均等取崩金額が当該事業年度終了の日における当該経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の額(その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額)がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を超えるときは、当該三十年均等取崩金額は、当該原子力発電施設解体準備金の額とする。

4 第二項の規定の適用を受ける法人が次の各号

第一類第五号 財務金融委員会議録第二号 令和五年二月十日

に掲げる場合(当該法人が被合併法人(租税特別措置法第二条第二項第三号に規定する被合併法人をいう。第一号及び第七項において同じ。)となる適格合併(同条第二項第十一号に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。))が行われた場合を除く。)に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度(第一号に掲げる場合にあつては、合併の日(前日)を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該法人が被合併法人となる合併が行われた場合 その合併の直前における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

二 解散した場合(合併により解散した場合を除く。)その解散の日における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

5 第二項の規定の適用を受ける法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日(次の各号に掲げる場合に該当する場合)には、当該各号に定める日)又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日)が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、同項、前項及び第七項の規定は、適用しない。

一 通算法人(租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人をいう。以下この項及び附則第四十九条において同じ。))がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日の前日(当該前日)が当該通算法人に係る

通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日)

二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日(当該前日)が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日のいずれか遅い日

6 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第二項の規定の適用を受ける法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合には、その適格合併直前における当該経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、当該適格合併に係る合併法人(租税特別措置法第二条第二項第四号に規定する合併法人をいう。)に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた原子力発電施設解体準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第二項の原子力発電施設解体準備金の金額とみなす。

8 前項の場合において、同項の合併法人がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等(租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等をいう。)を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9 第七項の合併法人のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度に係る第二項の規定の適用については、基準日において有する経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、第七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた原子力発電施設

解体準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人の有するものとみなされた原子力発電施設解体準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数(第九項の適格合併の日を含む事業年度にあつては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを三百六十月から経過期間(当該適格合併に係る租税特別措置法第二条第二項第三号に規定する被合併法人の基準日から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

(対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置)

第四十四条 施行日以後に海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三十五条第三項の認定を受ける法人の施行日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新租税特別措置法第五十九条の二の規定の適用については、同条第二項中「開始の日」とあるのは、「開始の日以後二月を経過した日」とする。

(法人が農用地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第四十五条 新租税特別措置法第六十一条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十一条の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

特別に関する経過措置)

第四十六条 法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得(建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこ

これらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

2 第十条の規定(附則第一条第四号二に掲げる改正規定を除く。)による改正後の租税特別措置法(以下この項において「令和五年新措置法」という。)第六十五条の七から第六十五条の九まで(令和五年新措置法第六十五条の七第一項の表の第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に同表の第一号、第三号又は第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る令和五年新措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

3 第十条の規定(附則第一条第四号二に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の租税特別措置法(以下この項において「令和六年新措置法」という。)第六十五条の七から第六十五条の九まで(令和六年新措置法第六十五条の七第一項及び第九項の届出に係る部分に限る。)の規定は、法人が令和六年四月一日以後に令和六年新措置法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産について適用し、法人が同日前に第十条の規定による改正前の租税

特別に関する経過措置)

第四十六条 法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得(建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこ

特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした当該各号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする当該各号の下欄に掲げる資産及び法人が同日以後に同表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした当該各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

(株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措置)

第四十七条 新租税特別措置法第六十六条の二第一項の規定は、令和五年十月一日以後に行われる株式交付について適用し、同日前に行われた株式交付については、なお従前の例による。

(内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十八条 新租税特別措置法第六十六条の六第五項、第十一項及び第十二項の規定は、租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の九の二第五項及び第十一項から第十三項までの規定は、租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特別関係株主等である内国法人の令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融関係部分課税対象金額を計算する場合については適用し、同条第一項に規定する特別関係株

主等である内国法人の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融関係部分課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。

(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置)

第四十九条 旧租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する一年を経過する日以前に産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の十五第一項の認定を受けた法人(当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。)の施行日前に開始した事業年度において生じた租税特別措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第二十条第一項の規定により租税特別措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額とみなされたものを含む。)については、なお従前の例による。

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動と出資をした場合の課税の特例に関する経過措置)

第五十条 新租税特別措置法第六十六条の十三の規定は、法人が施行日以後に取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第五十一条 相続税法第二十一条の九第三項(租税特別措置法第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項(同法第七十条の二の八において準用する場合を含む。))又は第七十条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける新租税特別措置法第六十九条の五第一項に規定する特定計画山林を贈与により取得する場合において、同項の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する当該特定計画山林に係る相続税について適用する。

2 新租税特別措置法第七十条の二の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等(以下この項において「信託受益権等」という。)を取得する個人(以下この項において「新法適用者」という。)に係る当該信託受益権等に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に信託受益権等(以下この項において「旧法適用者」という。)に係る当該信託受益権等に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

この場合において、施行日前に信託受益権等(以下この項において「新法適用者」という。)に係る同条第十二項第一号に規定する管理残額及び当該新法適用者に係る同条第十七項第二号の規定により租税特別措置法第七十条の二の五第三項に規定する一般贈与財産(次項において「一般贈与財産」という。)とみなされる新租税特別措置法第七十条の二の二第十七項に規定する残額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

3 新租税特別措置法第七十条の二の三第十四項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等(以下この項において「信託受益権等」という。)を取得する個人(以下この項において「新法適用者」という。)に係る当該信託受益権等に係る贈与税について適用し、施行日前に信託受益権等(以下この項において「旧法適用者」という。)に係る当該信託受益権等に係る贈与税については、なお従前の例による。

この場合において、施行日前に信託受益権等(以下この項において「新法適用者」という。)に係る同条第十四項第二号の規定により一般贈与財産とみなされる同項に規定する残額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

4 新租税特別措置法第七十条の三の二の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

5 新租税特別措置法第七十条の三の三の規定は、令和六年一月一日以後に同条第一項の土地又は建物と同項に規定する災害により被害を受

ける場合について適用する。この場合において、同日前に贈与により取得した当該土地又は建物に係る相続税については、附則第十九条第一項の規定にかかわらず、新相続税法第二十一条の十五第一項又は第二十一条の十六第三項の規定を適用する。

6 新租税特別措置法第七十条の六の八第二項第三号ロの規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得をする特定事業用資産(租税特別措置法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産をいう。以下この項において同じ。)に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした特定事業用資産に係る贈与税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第七十条の七の二第五号ロ及び第七十条の七の五第二項第八号ロの規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得をする非上場株式等(租税特別措置法第七十条の七の二第二号に規定する非上場株式等をいう。以下この項において同じ。)に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第七十条の七の九第十四項(新租税特別措置法第七十条の七の九第十四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第七十条の七の九第十四項に規定する認定医療法人の認定移行計画の変更について、同条第二項第一号に規定する平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定による認定を行う場合について適用する。

(海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税に関する経過措置)

第五十二条 新租税特別措置法第八十六条の二第三項の規定は、令和五年五月一日以後に行われる物品の譲渡(租税特別措置法第八十六条の二第一項に規定する物品の譲渡をいう。以下この条において同じ。)に係る譲渡又は譲受け(新租

税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する第六条の規定による改正後の消費税法第八十四条ただし書の承認を受けないでされる新租税特別措置法第八十六条の二第三項に規定する譲渡又は譲受けをいう。以下この条において同じ。について適用し、同日前に行われた物品の譲渡に係る譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

(カ)ノ業務に係る仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置

第五十三条 新租税特別措置法第八十六条の六の規定は、施行日以後に開始する消費税法第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む)について適用する。

(清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置)

第五十四条 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった清酒等(旧租税特別措置法第八十七条第一項に規定する清酒等をいう。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)に係る酒税については、なお従前の例による。

2 酒類 租税特別措置法第二条第四項第一号に規定する酒類をいう。以下この条並びに附則第五十六条及び第五十七条において同じ。の製造者が施行日から令和六年三月三十一日までの間に酒類の製造場(以下附則第五十六条まで及び第六十三条において単に「製造場」という。)から移出する清酒等については、旧租税特別措置法第八十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「令和五年三月三十一日」とあるのは、「令和六年三月三十一日」とする。

3 承認酒類製造者(新租税特別措置法第八十七条第四項第一号に規定する承認酒類製造者をいう。同条第三項第七号から第九号までに掲げる者を除く。第九項並びに次条第三項及び附則第六十三条第三項において同じ。)が令和六年四月

一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から移出する清酒等については、旧租税特別措置法第八十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」と、同項の表酒税法第三条第七号に規定する清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留焼酎、同条第十号に規定する単式蒸留焼酎又は同条第十三号に規定する果実酒(同条第三号八に規定するその他の発泡性酒類に該当するものに限る。)の項中「百分の八十」とあるのは、「百分の八十四」と、同表酒税法第三条第十三号に規定する果実酒(同条第三号八に規定するその他の発泡性酒類に該当するものを除く。)の項中「百分の六十四」とあるのは、「令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで」にあつては「百分の六十六・六」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」にあつては「百分の六十九・二」と、同表酒税法第三条第八号に規定する合成清酒又は発泡酒の項中「百分の九十」とあるのは、「令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで」にあつては「百分の九十二」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」にあつては「百分の九十二」と、同条第二項中「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の六十四」とあるのは「百分の八十二」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の九十五・五」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」にあつては「百分の八十四」とあるのは「百分の九十二」と、「百分の六十九・二」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の九十二」とあるのは「百分の九十二」とあるのは「百分の九十二」とする。

4 施行日から令和五年九月三十日までの間に製造場から移出される清酒(酒税法昭和二十八年法律第六号)第三条第七号に規定する清酒をいう。以下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。及び果実酒(同法第三条第十三号に規定する果実酒をいう。以下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。)(これらの酒類でその他の発泡性酒類(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第二項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下この条並びに附則第五十六条第三項及び第六十三条において同じ。)に該当するものを除く。以下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。)並びに発泡酒(旧租税特別措置法第八十七条第一項に規定する発泡酒をいう。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは、清酒及び果実酒にあつては「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六條第二項第一号、第二号又は第四号」と、同項の表中「同条第三号八」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十四條の規定により読み替えて適用される酒税法第三条第三号八」とする。

5 令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一

項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六條第三項と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあつては「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六條第二項第一号、第二号又は第四号」と、同項の表中「同条第三号八」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十四條の規定により読み替えて適用される酒税法第三条第三号八」とする。

6 施行日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定の適用については、同条第一項中「次条」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」とする。

7 第三項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が令和六年三月三十一日までにその旨を記載した届出書を製造場(二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場。次項及び第九項において同じ。)の所在地を所轄する税務署長に提出した場合に限り、適用する。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その者については、新租税特別措置法第八十七条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定は、適用しない。

8 前項の規定による届出書を提出した者は、第三項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、当該適用を受けることをやめようとする年度(その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前年度の三月三十一日までに、その旨を記載した届出書を製造場の所在

地を所轄する税務署長に提出しなければならぬ。この場合において、当該適用を受けることをやめようとする年度分以後の各年度分の酒税については、前項の規定による届出は、その効力を失うものとする。

9 第三項の規定は、承認酒類製造者が、新租税特別措置法第八十七条第七項に規定する書面をその年度の翌年度の五月三十一日までに製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しない場合には、その年度については、適用しない。ただし、同日までに当該書面の提出がなかったことにつき当該税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、同日後に当該書面の提出があったときは、この限りでない。

10 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(ビールに係る酒税の税率の特例に關する経過措置)

第五十五条 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであったビール(旧租税特別措置法第八十七条の四第一項に規定するビールをいう。以下この条において同じ。)に係る酒税については、なお従前の例による。

2 酒類製造者(租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。次条第六項において同じ。)が施行日から令和六年三月三十一日までの間に製造場から移出するビールについては、旧租税特別措置法第八十七条の四第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「令和三年三月三十一日以前に酒税法とあるのは「酒税法」と、「ビールの」とあるのは「ビール(同法第三条第十二号に規定するビールをいう。以下この項及び次項において同じ。)」の」と、「うちその年度」とあるのは「うちその年度の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「酒類の数」とあるのは「酒類(同法第二十

八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。)の数」と、「同年四月一日」とあるのは「令和五年四月一日」と、「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和六年三月三十一日」とする。

3 承認酒類製造者が令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から移出するビールについては、旧租税特別措置法第八十七条の四第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「令和三年三月三十一日以前に酒税法とあるのは「酒税法」と、「ビールの」とあるのは「ビール(同法第三条第十二号に規定するビールをいう。以下この項及び次項において同じ。)」の」と、「うちその年度」とあるのは「うちその年度の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「酒類の数」とあるのは「酒類(同法第二十八条若しくは第二十九条の規定を除く。)の数」と、「同年四月一日」とあるのは「令和六年四月一日」と、「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」と、同項中「百分の八十五」とあるのは、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までにあつては「百分の八十六・五」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにあつては「百分の八十八」と、同条第四項中「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とあるのは、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までにあつては「百分の八十六・五」とあるのは「百分の九十三・二五」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにあつては「百分の八十八」とする。

4 施行日から令和五年九月三十日までの間に製造場から移出されるビールに係る第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条の四第三項(同条第四

項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、同条第三項中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第一項」とする。

5 令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出されるビールに係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条の四第三項(同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、同条第三項中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第四項」とする。

6 前条第七項から第十項までの規定は、第三項の場合について準用する。
(承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に關する経過措置)

第五十六条 新租税特別措置法第八十七条第一項の規定は、令和六年四月一日以後に承認酒類製造者(同条第四項第一号に規定する承認酒類製造者をいう。以下この条において同じ。)の製造場から移出する酒類について適用する。

2 令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者の製造場から移出される酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類(発泡酒(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第五項第一号及び第二号に規定する発泡酒をいう。以下この項において同じ。))及びその他の発泡性酒類(酒税法第三条第三号八に規定するその他の発泡性酒類をいう。を除く。))に係る新租税特別措置法第八十七条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第四項」と、「同法第二十三条又は次

3 令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者の製造場から移出される発泡酒及びその他の発泡性酒類に係る新租税特別措置法第八十七条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第五項」と、「同法第二十三条又は次条」とあるのは「同項」とする。

4 令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者の製造場から移出される租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る新租税特別措置法第八十七条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「及び次条」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」と、「同法第二十三条又は次条」とあるのは「酒税法第二十三条又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」とする。

5 新租税特別措置法第八十七条第一項(承認酒類製造者との間に完全支配関係(同条第四項第二号に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。))がある者の前年度課税移出数量(同条第一項に規定する前年度課税移出数量をいう。以下この項において同じ。))を含むことに係る部分に限る。)の規定は、施行日前から引き続き承認酒類製造者との間に完全支配関係がある者の前年度課税移出数量については、適用しない。

6 酒類製造者が主となって組織する法人(酒類製造者である法人を除くものとし、施行日前一年以内において酒税法第二十八条第一項の規定

に該当する酒類を当該法人の酒類の蔵置場に移入し、又は酒類をその蔵置場から移出した法人に限る。が、令和六年三月三十一日までに、当該法人を組織している酒類製造者の住所及び氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を記載した届出書をその蔵置場(二以上の蔵置場を有するときは、いずれか一の蔵置場)の所在地を所轄する税務署長に提出した場合においては、当該法人を同法第七条第一項の規定により製造免許(同項に規定する製造免許をいう。以下この項において同じ。)施行日前から引き続き当該法人を組織している酒類製造者が同条第一項の規定により製造免許を受けている酒類と同一の品目(同項に規定する品目をいう。)の製造免許とする。)を受けている酒類製造者とみなして、新租税特別措置法第八十七条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「含む。次項」とあるのは「含む。以下この項、次項」と、「のもの」とあるのは「のもの」であつて、所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)附則第五十六条第六項に規定する施行日前から引き続き当該法人を組織している酒類製造者(前年度課税移出数量が三千キロリットルを超える者及び第三項各号に掲げる者を除く。)から移入したものの他政令で定めるもの」と、「は、同法」とあるのは「は、酒税法」とする。

この条において同じ。)に係る譲渡等(新租税特別措置法第八十七条の六第四項ただし書の承認を受けないでされる同項に規定する譲渡等をいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に行われた酒類の移出に係る譲渡等については、なお従前の例による。
(航空機燃料税の特例に関する経過措置)
第五十八条 施行日前に課した、又は課すべきであつた航空機燃料税については、なお従前の例による。

規定する特定離島路線航空機をいう。次項第三号及び第六項第三号において同じ。)に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及び第九十条の九第一項並びに第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、令和九年初回航行時に、当該航空機が令和九年初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、令和九年初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める法律の規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

7 令和五年十二月三十一日までに新租税特別措置法第八十七条第五項に規定する申請があつた場合においては、同条第六項の規定の適用については、同項中「当該申請があつた日の翌日から起算して三月以内」とあるのは、「令和六年三月三十一日まで」とする。
(輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免除に関する経過措置)
第五十七条 新租税特別措置法第八十七条の六第五項及び第六項の規定は、令和五年五月一日以後に行われる酒類の移出(租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定する移出をいう。以下

2 次の各号に掲げる期間内に、航空機(新租税特別措置法第九十条の八に規定する航空機をいう。第五項及び第六項において同じ。)に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第十一条及び新租税特別措置法第九十条の八の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

5 航空機が令和七年四月一日以後最初に航行する時(以下この項において「令和七年初回航行時」という。)において、当該航空機に第二項第一号、第三項第一号又は前項第一号に定める税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、令和七年初回航行時に、当該航空機が令和七年初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、令和七年初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定に定める税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

7 施行日前から令和七年三月三十一日まで、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

4 次の各号に掲げる期間内に、特定離島路線航空機(新租税特別措置法第九十条の九第一項に

3 次の各号に掲げる期間内に、沖繩路線航空機(新租税特別措置法第九十条の八の第二項に規定する沖繩路線航空機をいう。第五項第二号及び第六項第二号において同じ。)に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及び第九十条の八の第二項並びに前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

6 航空機が令和九年四月一日以後最初に航行する時(以下この項において「令和九年初回航行時」という。)において、当該航空機に第二項第二号、第三項第二号又は第四項第二号に定める

7 施行日前から令和七年三月三十一日まで、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

1 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

2 次の各号に掲げる期間内に、航空機(新租税特別措置法第九十条の八に規定する航空機をいう。第五項及び第六項において同じ。)に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第十一条及び新租税特別措置法第九十条の八の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

5 航空機が令和七年四月一日以後最初に航行する時(以下この項において「令和七年初回航行時」という。)において、当該航空機に第二項第一号、第三項第一号又は前項第一号に定める税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、令和七年初回航行時に、当該航空機が令和七年初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、令和七年初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定に定める税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

7 施行日前から令和七年三月三十一日まで、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

1 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

3 次の各号に掲げる期間内に、沖繩路線航空機(新租税特別措置法第九十条の八の第二項に規定する沖繩路線航空機をいう。第五項第二号及び第六項第二号において同じ。)に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及び第九十条の八の第二項並びに前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

6 航空機が令和九年四月一日以後最初に航行する時(以下この項において「令和九年初回航行時」という。)において、当該航空機に第二項第二号、第三項第二号又は第四項第二号に定める

7 施行日前から令和七年三月三十一日まで、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

1 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

3 次の各号に掲げる期間内に、沖繩路線航空機(新租税特別措置法第九十条の八の第二項に規定する沖繩路線航空機をいう。第五項第二号及び第六項第二号において同じ。)に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及び第九十条の八の第二項並びに前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

6 航空機が令和九年四月一日以後最初に航行する時(以下この項において「令和九年初回航行時」という。)において、当該航空機に第二項第二号、第三項第二号又は第四項第二号に定める

7 施行日前から令和七年三月三十一日まで、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

1 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

3 次の各号に掲げる期間内に、沖繩路線航空機(新租税特別措置法第九十条の八の第二項に規定する沖繩路線航空機をいう。第五項第二号及び第六項第二号において同じ。)に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及び第九十条の八の第二項並びに前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

6 航空機が令和九年四月一日以後最初に航行する時(以下この項において「令和九年初回航行時」という。)において、当該航空機に第二項第二号、第三項第二号又は第四項第二号に定める

7 施行日前から令和七年三月三十一日まで、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

1 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

3 次の各号に掲げる期間内に、沖繩路線航空機(新租税特別措置法第九十条の八の第二項に規定する沖繩路線航空機をいう。第五項第二号及び第六項第二号において同じ。)に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及び第九十条の八の第二項並びに前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

6 航空機が令和九年四月一日以後最初に航行する時(以下この項において「令和九年初回航行時」という。)において、当該航空機に第二項第二号、第三項第二号又は第四項第二号に定める

7 施行日前から令和七年三月三十一日まで、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

1 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

3 次の各号に掲げる期間内に、沖繩路線航空機(新租税特別措置法第九十条の八の第二項に規定する沖繩路線航空機をいう。第五項第二号及び第六項第二号において同じ。)に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及び第九十条の八の第二項並びに前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

6 航空機が令和九年四月一日以後最初に航行する時(以下この項において「令和九年初回航行時」という。)において、当該航空機に第二項第二号、第三項第二号又は第四項第二号に定める

7 施行日前から令和七年三月三十一日まで、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

1 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

3 次の各号に掲げる期間内に、沖繩路線航空機(新租税特別措置法第九十条の八の第二項に規定する沖繩路線航空機をいう。第五項第二号及び第六項第二号において同じ。)に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及び第九十条の八の第二項並びに前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

6 航空機が令和九年四月一日以後最初に航行する時(以下この項において「令和九年初回航行時」という。)において、当該航空機に第二項第二号、第三項第二号又は第四項第二号に定める

7 施行日前から令和七年三月三十一日まで、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円
二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

4 新租税特別措置法第九十条の十二の二第四項の規定は、令和六年一月一日以後に法定納期限が到来する自動車重量税について適用する。

3 新租税特別措置法第九十条の十二の二第四項の規定は、令和六年一月一日以後に法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が到来する自動車重量税について適用し、同日前に法定納期限が到来した自動車重量税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第九十条の十二の二第七項の規定は、令和六年一月一日以後に法定納期限が到来する自動車重量税について適用する。

用する。
（個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）
第六十一条 個人が令和七年三月三十一日以前に第六十二条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十一条の二第一項に規定する取得等をした同項の表の第二号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産（施行日以後に事業同項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の用に供したこれらの号の上欄に掲げる減価償却資産にあつては、やむを得ない事情により施行日の前日までに事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）については、旧震災特例法第十一条の二（これらの号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和五年三月三十一日」とあるのは、「令和七年三月三十一日」とする。
（法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）
第六十二条 法人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。）が令和七年三月三十一日以前に旧震災特例法第十八条の二第一項に規定する取得等をした同項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産（施行日以後に事業の用に供したこれらの号の上欄に掲げる減価償却資産にあつては、やむを得ない事情により施行日の前日までに事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）については、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和五年三月三十一日」とあるのは、「令和七年三月三十一日」とする。

2 新租税特別措置法第四十条の四及び第四十条の五の規定は、令和六年一月一日以後に新国外送金等調書法第四十条の四第一項に規定する電子決済手段等取引業者の新国外送金等調書法第二条第六号に規定する営業所等の長に依頼する同項に規定する国外電子決済手段移転等について適

2 法人税法第四条の三に規定する受託法人に対する前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第十八条の二の規定の適用その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
（被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）
第六十三条 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであつた旧震災特例法第四十三条に規定する東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等に係る酒税については、なお従前の例による。

2 旧震災特例法第四十三条に規定する東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が施行日から令和六年三月三十一日までの間に製造場から移出する清酒等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「より酒類」とあるのは「より酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和六年三月三十一日」とあり、「租税特別措置法第八十条及び第七十一条」とあるのは「租税特別措置法第八十条」とする。

2 承認酒類製造者が令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から移出する清酒等については、旧震災特例法第四十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「より酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」とする。

6 施行日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「第八十七条の二」とあるのは「第八十七条の二」とする。

と、「租税特別措置法第八十七条第一項及び」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第五十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条第一項及び」と、同項中「百分の九十三・七五」とあるのは、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間は「百分の九十四・三七五」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間は「百分の九十五」とする。

4 施行日から令和五年九月三十日までの間に製造場から移出される清酒及び果実酒並びに発泡酒並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「同法第二十三条」とあるのは、清酒及び果実酒にあつては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項」と、十九年法律第四号）附則第三十六条第三項」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあつては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項」とする。

5 令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「同法第二十三条」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十条」とあり、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十条第五項」とする。

のは「所得税法等の一部を改正する等の法律平成二十九年法律第四号」附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第八十七条の二と、同項中「同項」とあるのは、施行日から令和六年三月三十一日までにあつては「所得税法等の一部を改正する法律令和五年法律第 号」附則第五十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十七条第一項」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにあつては「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第五十四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十七条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条第一項」とする。

7 附則第五十四條第七項から第十項までの規定は、第三項の場合について準用する。
（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）第六十四條 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第六十八條第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第九十九條第九項中「四年新措置法第五十七條の四の」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第四十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「令和五年旧効力措置法」という。）第五十七條の四の」に、「四年新措置法」を「令和五年旧効力措置法」に改め、同条第十項中「四年新措置法」を「令和五年旧効力措置法」に、「を含む」を「（令和五年旧効力措置法第五十七條の四第一項に規定する特定原子力発電施設に係るものに限る。）を含む」に改め、同条第十一項中「四年新措置法第五十七條の四の二」を「租税特別措置法第五十七

條の四」に改め、同条第十二項中「四年新措置法第五十七條の四の二の」を「租税特別措置法第五十七條の四の二」に、「四年新措置法第五十七條の四の二第二項」を「租税特別措置法第五十七條の四第二項」に改める。

附則第二百二十八條第二項中「四年新措置法」を「租税特別措置法」に、「及び第六項から第十一項まで」を、「第六項から第九項まで、第十一項及び第十二項第一号」に改める。

第六十五條 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第五條のうち相続税法第三十六條第三項の改正規定中「第三十六條第三項」を「第三十七條第三項」に改める。

第十一條のうち租税特別措置法第八條の四に六項を加える改正規定中「提出（当該報告書の提出に代えて行う当該報告書に記載すべき事項を記録した光ディスク等第四十二條の二の二第一項第二号に規定する光ディスク等をいう。）の提出を含む。第四十二條の三第四項第二号において同じ。」を「しなれば」を「提出しなれば」に、「同項に規定する提出を」を「提出」に、「の当該提出をする」を「提出する」に改める。

附則第一條第六号口中「第三十六條第三項」を「第三十七條第三項」に改める。
（健康保険法の一部改正）第六十六條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二百四條第一項第十六号中「及び検査」を「検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第十七号中「及び検査」を「検査及び提示又は提出の要求、同法第四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第二百七條の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第二百七條の四中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第二百十三條の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求（協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く。）に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

第二百十三條の三中「忌避した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。
（船員保険法の一部改正）第六十七條 船員保険法（昭和十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三号の二を次のように改正する。

「検査及び提示又は提出の要求、物件の留置きに改め、同項第十一号中「及び検査」を「検査及び提示又は提出の要求、同法第四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

「第百五十五條の二中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第百五十九條中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第三十七條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求（協会の職員が行うものを除く。）に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

（厚生年金保険法の一部改正）第六十八條 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第百條の四第一項第三十号中「及び検査」を「検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第三十一号中「及び検査」を「検査及び提示又は提出の要求、同法第四十一条の規定による物件の留置き」に改める。

第百三條の二第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した」を「又は忌避した」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

定による物件の提示又は提出の要求（協会の職員が行うものを除く。）に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

（厚生年金保険法の一部改正）第六十八條 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第百條の四第一項第三十号中「及び検査」を「検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第三十一号中「及び検査」を「検査及び提示又は提出の要求、同法第四十一条の規定による物件の留置き」に改める。

第百三條の二第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した」を「又は忌避した」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

（国民年金法の一部改正）第六十九條 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第百九條の四第一項第二十三号中「及び検査」を「検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第二十四号中「及び検査」を「検査及び提示又は提出の要求、同法第四十一条の規定による物件の留置き」に改める。

第百十三條の二第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した」を「又は忌避した」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

第一類第五号 財務金融委員會議録第二号 令和五年二月十日

三 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。
第百十三号の三第一項中「第四号及び第五号」を「第五号及び第六号」に改める。
(構造改革特別区域法の一部改正)

第七十条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
第二十七条第一項中「第八十七条の六第八項」を「第八十七条の六第九項」に改め、同条第十項の表租税特別措置法の項中「第八十七条の六第七項」を「第八十七条の六第八項」に改める。
(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正)

第七十一条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。
第三十二条の二第一項第二号中「及び検査を」検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第三号中「及び検査を」、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。
(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正)

第七十二条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第十六条第一項第四号中「及び検査を」、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第五号中「及び検査を」、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。
第二十五条中「該当する」の下に場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは

は記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき」に改め、同条に次の一号を加える。
三 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正)
第七十三条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項第二号中「及び検査を」、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第三号中「及び検査を」、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。
第二十一条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条又は国民年金法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正)
第七十四条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項第四号中「及び検査」を「検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第五号中「及び検査を」、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
第七十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第九条第四項中「第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十七項」を「第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の二第十九項」に改める。
(産業競争力強化法の一部改正)
第七十六条 産業競争力強化法の一部を次のように改正する。
第二十一条の十三第二項第一号中「及び第二十一条の二十八第一項」を削り、同項第二号中「第二十一条の二十八第二項」を「第二十一条の二十八」に改める。
第二十一条の二十八第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法の下に(昭和三十二年法律第二十六号)」を加え、同項を同条とする。
(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)
第七十七条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。
第百八十四条第七号中「第七十条の十三第一項及び第三項」を「第七十条の十三第一項、第三項及び第四項」に、「第八十七条の六第十五項」を「第八十七条の六第十六項」に改める。

(罰則に関する経過措置)
第七十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるための非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度の抜本的拡充及び恒久化並びに新たな産業の創出及び育成を推進するための特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の創設等を行うとともに、より公平で中立的な税制の実現に向けた各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設及び相続時精算課税制度等の見直しを行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて土地の売買等に係る登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。